

東南アジア世界

— 地域像の検証 —

渡部忠世編

は し が き

本書は、長期の外国出張者などを除く京都大学東南アジア研究センターの全教官が、過去5年間に公表した論文のなかから各自一編を選び、あるいは新たに書きおこした論文を加えて一冊に収録したものである。私どもは、本書と同じような形で、6年前に『東南アジアの自然・社会・経済』（創文社、1974）と題する一書を刊行している。当時の同僚たちが、センター創設時から約10年間にあげた研究成果の一端を世に問うた論文集であるが、幸にして多くの方々から好評を受けることができた。東南アジア研究センターは本年をもって創設15周年を迎えることになったが、本書はそれを記念して出版する2冊目の論文集ということになる。

15年という年数は、内外のこの種の学術研究機関とくらべれば、きわめて短い日数にしかすぎない。にもかかわらず、この歳月は、私どものセンターにひとつの「学風」を芽ばえさせるにも足る年月であったかに思える。ここに収録した多くの論文を通覧してみると、そのいずれもが長期間にわたる現地での研究と生活に根ざし、それぞれの学問的立場から具体的な諸事象を分析しようとしていること、そしていまだ不十分なながらも東南アジアという独自の内的世界像を構築することを、共通的な問題意識としてもちはじめていることがわかる。センターにおける地域研究の方法論的展開の過程については、巻末の解説で矢野暢教授が詳しく述べているが、私は、センター発足当時から考えてきた東南アジアを対象とする地域研究のあり方についての模索の一過程として、本書を江湖に問い、ご批判をいただきたいと思う。

ふりかえてみると、前著『東南アジアの自然・社会・経済』に労作を寄せられた本岡武教授は定年でセンターを去られ、また昨年10月には水野浩一教授が病魔のため不帰の客となられた。センター創設当初からの関係者であるおふたりの論文を、本書のなかに発見できないことが寂しい。しかし、新進の若手

研究者の力作が、前著に増して多いことがまことに心強い。これら気鋭の諸論文を読むにつけ、東南アジア研究の将来に希望を感ずるのは私ひとりではあるまい。6年前の論文集の序文に、市村真一教授（前所長）が「この論文集を読む青年のなかから、アジア研究を志す若き学究が輩出してほしい」と切望されているが、本書を編むにあたって私も全く同じ感慨をいただく。本格的な東南アジア研究の成否は、若い学徒の精進に期待するところがきわめて大きいからである。

最後に、過去15年の間、センターの研究活動を力強く支えてこられた諸先輩と、かつての同僚諸氏に心から感謝すると共に、さらに次なる20年、30年への研究の飛躍を期することによって、私どもは学内・外からのご支援にもこたえたいと思う。

1980年5月

京都大学東南アジア
研究センター 所長

渡 部 忠 世

目 次

はしがき	渡部忠世	1
------	------	---

第Ⅰ部 史的展開と社会構造

マレー人家族における隔世代関係	坪内良博 前田成文	5
西スマトラ・ミナンカバウの社会構造 —母系制を中心として—	加藤 剛	25
タイ国における《イスラームの擁護》についての覚え書	石井米雄	48
「原住民委員会」をめぐる諸問題 —支配と抵抗の様式に関連して—	土屋健治	67
永盛均田例の研究	桜井由躬雄	95

第Ⅱ部 政治統合と経済発展

東南アジアの地域主義 —「従属体系」状況の変容—	矢野 暢	139
ASEAN における政治協力の制度化	山影 進	161
ASEAN 経済政策の分析	安場保吉	190
適正技術の移転と文化的制度的要因	市村真一	211
シンガポール工業化における外資系企業と民族系企業	吉原久仁夫	239
フィリピン経済の「成長の社会会計」 —1965年および1969年産業連関表の比較分析—	江崎光男	263
結婚年齢と人口増加 —タイの人口推計における吟味—	小林和正	287

第Ⅲ部 モンスーンと農業景観

水田の景観学的分類試案	高谷好一	307
伝統稲作の生態的適応 —ビルマの乾季稲作における諸例—	渡部忠世 田中耕司	338
西ジャワ、パングランゴ山山地林における 落葉落枝などの季節変化	山田 勇	358

ヒマラヤの上昇とモンスーン気候の成立……………安成 哲 三………… 375	
——第三紀から第四紀にいたる気候体制の変化について——	
気候変動と湿润熱帯の農業……………福井 捷 朗………… 392	
解 説……………矢野 暢………… 415	

第 I 部 史的展開と社会構造

マレー人家族における隔世代関係

はじめに

一夫一婦とその未婚子女からなる核家族論は家族を扱う社会学者・人類学者に安易に受け入れられている。それは「構造」的にそのような形態の世帯構成を抽出することが大体の社会において比較的容易なために普遍的な分析概念として用いられ易いということであろう。しかしこの核家族に関する理論が、核家族が「規範」として明瞭に存在しているアメリカの中間階層を基盤としていることを我々は忘れてはならない。いたずらに核家族孤立化に代表されるような核家族論をふりまわすことは、対象がアメリカ社会ならばいざ知らず、他の社会ではその社会における家族の本質を見失うことになる。¹⁾

我々は本論において通常の家論からはマージナルな問題と見られる点——祖父母と孫との関係——をとりあげることによってマレー人の家族の本質を明確にすることを意図する。「家族の本質」というのは、家族の実態という意味ではない。家族あるいは広く親族制度がマレー人によって実生活において概念操作される場合に、どのように概念化されているかということである。我々はマレー人の家族概念が集団としての家族意識に基づいているのではなく、家族関係の輻輳であるということを経験・孫関係の実態を抽出することによって示したい。

データは主としてマレーシア、クランタン州のガロック村とマラカ州のブキッペゴ村において実施した調査の集計による。²⁾ 祖父母・孫関係に関するデータはこの調査のいわば副産物であって、諸種の祖父母・孫の役割を検証するにたっただけ完全なものではないことはあらかじめお断りしておきたい。マレー人に関してはもとより、他の社会においても、祖父母・孫関係を本論のように取

り扱った論考は、我々の知る限りにおいては無く、直接比較するデータも得られなかった。³⁾

調査地のガロックはクランタン州パシルマス郡の郡役所所在地パシルマス(人口約1万1,000)からクランタン川に沿って約15キロ離れ、クランタン川の河岸段丘上に川から400~800メートル離れて道路に沿って約1.5キロにわたって細長く続いている。調査時点(1971年6月)における人口は680人、世帯数は146であった。この地域は水田とゴム園の混在地域で、人々は小規模な天水田から自家用の米を得ると同時に、零細なゴムのタッピングを通じて現金収入を得ていた。西海岸の米どころケダー州の稲の収穫期における出稼ぎはかつては村人の経済において重要な意味をもっていたが、ケダー州で二期作化の進行にともない収穫期に変動が生じたこと、ガロック近辺に水田の裏作としてタバコ耕作が導入されたことのために、出稼ぎは従来の意味を失い、現在ではタバコ耕作が重要な生業の一つとなっている。

もう一つのマラカにおける調査村ブキッペゴーは、マラカ市街から12キロほど海岸沿いの道を南東にむかった地点にある。主要道路から約1キロ弱内陸に入ったやや高地になった地形上に集村として存在している。調査時点(1971年10月)において、人口は438人、世帯数は89を数える。集落の周囲は水田であるが、純粋に稲作に依存する世帯はごく数えるほどしかなく、ゴム栽培、ゴム・タッピング、賃銀労働に従事し、出稼ぎによる不在者も多い。

両村は、マレー半島の北東と南西とに対称的に位置し、一方はリボン状街村、他方は塊村とことなる集落形態を示している。クランタンは保守的で近代的開発が遅れ、マラカは都会的で狭小な州の土地はほとんど開発されつくしている。我々は、この両村をもって各々クランタン州・マラカ州の代表的な農村とし、さらにはこの二つの村がマレーシアの農村の典型であると主張するのでは毛頭ない。この二つの村に顕現する諸特徴を吟味することによって、マレー的な本質に到達せんとするものである。対象の特殊性は必ずしも普遍化を妨げない。

I Datuk と nenek

マレー語の親族名称の基本語となる語は決して多くない。辞書などを探せば世代に関しては、自己を中心として上下6世代にわたる名称が得られる。しかし都市農村を問わず現在の一般マレー人がそれらの語を知っているということは極めて稀であり、日常に使用するのはせいぜい曾祖父母 (moyang), 曾孫 (cicit) までにすぎない。我々の調査した村では曾祖父母にあたる人も存在してはいたが、moyang が直接呼びかけに使用されることはなく、祖父 (datuk) 祖母 (nenek) 呼称が用いられる。⁴⁾ 下の世代に関してはより混乱が少ないが、それでも後述するような人口学的な条件から cucu (孫) と cicit (曾孫) との混乱はあり得る。単純化して言えば、マレー人の村落社会は親族名称によって、(1) datuk/nenek の世代、(2) bapak/emak の世代、(3) saudara の世代、(4) 未成年 (anak) の世代の4世代に分断されているように見える。⁵⁾ 父母の世代にあたる人々は、オジ・オバ呼称でもって呼ばれ、祖父母の世代にあたる人々は祖父・祖母呼称でもって呼ばれる。単に特定の個人から見た場合に限らず、コミュニティ全体として見た場合をも含むので上述のような世代区分が可能となる。コミュニティ全体というのは、各個人個人の系譜上の関係に関わりなく、子供があって親としてコミュニティで認められ出すと、一般に非親族からもオジ・オバ呼称で呼ばれ、孫ができてそれ相応に年とった者は祖父母呼称で一括されるということである。この際このような世代区分は、年齢階梯制度とは違って、構造的に斉一に行なわれるのではない。父母の世代で言えば、ある一定の年齢に達すればすべての者がオジ・オバ呼称で称されるというのではない。社会的地位、経済力などの条件が考慮されねばならない。もう1世代上の祖父母名称になるとその適用はより限定されてくる。広くコミュニティ全体の人から tok あるいは nek と常時呼ばれるのは限られた人である。それらの人々は大なり小なり周囲の者の指導的存在といえる。⁶⁾

Datuk (あるいは Tok) という語は、たんに高齢者を指すばかりでなく、人

人を指導する地位にある者への表敬称号としても用いられる。村のリーダーは *Datuk Penghulu*, *Datuk Sidang* であり、宗教上の先達は *Datuk Imam*, *Tok Guru* である。⁷⁾ さらに中央の行政制度と結びつけられて、古くはスルタン制下の役職名に付随した称号として用いられ、新しくは政府の授与する勲章とセットになって用いられる。たとえば、20歳の青年が *penghulu* に選ばれれば、彼は *Datuk* と呼ばれ、*orang tua-tua* (長老) の一員として扱われる。しかもこの *Datuk Penghulu* の支配下の村人は彼の *anak buah* (原義はオイ・メイあるいは傍系の子供の世代親あるいは子孫) と称される。村人から見れば *penghulu* は単なる父母の世代の「親方」ではなく、強力な父即ち祖父に相当すると言える。

Datuk がリーダーシップと密接に結びついていることに対する解釈は種々成立することと思われるが、その中でも重要なのは、*datuk* に対するイメージが老齢化して役に立たないオジイサンというのではなくて、未だ活動力が旺盛で経験を蓄積した父の父すなわち強力な父のイメージであると我々は考える。

いままで、*datuk* を祖父としてきたが、*tok* を祖母に用いることも広くおこなわれる。またケダー (Alor Setar 周辺) におけるように祖母を *tok wan* とすることもある。マラカでは祖母は *nenek* である。これもスグリスンビラン州などでは曾祖父母の世代親名称として用いられることもある。クランタンでは、フォーマルには *datuk/nenek* が使用されるが、日常的な呼称には *cek/mak* という語が祖父/祖母に対して用いられる。興味あるのは、*mak* というのは母の示称であるが、比較的年とった (40歳を越えたくらいの) 母親の呼称として用いられるという事実である。母の呼称は *mek* である。父名称は *ayah* または *abah* で、祖父との混用は見られない。本稿ではこれらの地域的・状況的差異を整理して呈示することはしないが、父母の世代より上の尊属親は *orang-orang tua* (old men) として扱われ、日本語で言う先祖に近いマレー語は祖父母世代親より上の親族名称 (例えば *nenek moyang*) によってあらわされることを指摘するにとどめておきたい。

祖父母名称の地域的 (或いは同一地域においても) 多様性と、祖父母名称が

一方ではリーダーシップと結びつき、他方では先祖を指す語として用いられることなどから、我々は上にのべた4世代の世代区分を訂正して、むしろ父母の世代、きょうだいの世代、子供の世代の三つに世代区分されたい。これは親一子一孫という系統観念が制度化されていないことにも関係する。血のつながりによる連続性が欠如しているというのではない。出自という語は *keturunan* によって表現され得るかもしれない。しかし、この語の基本となっている *turun* という語が「下がる、下におりる」という意味であることからわかるように、ある尊属親の子孫を包含するものであって、一系統をたどる種類のものではない。卑属親から見れば彼は多数の尊属親の *keturunan* の輻輳点に位置する。血統に基づいた世代観念が必ずしも重要事ではないということになる。Aの「子」であるということも、Aの親であるBの「孫」であるということも、相続という物質的な面を除いては、大した差異が観念的に存在しているわけではない。A=Bとしても何ら不都合は生じてこない。相続はこの *tekeisonymy* にかかわりなく実際の系譜上の関係によって処理される。そして上述のガロック村における年とった母親に対して祖母に対すると同じ *mak* が用いられる慣行は、祖母一孫、母一子関係の等価性を暗示しているようで興味深い。またケダーの *Sik* における祖父母と曾祖父母との名称の一致（注4参照）も同様である。

祖父母の実名は往々にして孫によって記憶されていないことがある。これはマレー式の名前のつけ方にも関係することで、父母のフル・ネームを知っていれば父方・母方の祖父に関してはその名前が自然に記憶されるわけであるが、祖母の名前は正確に記憶されないことが多い。孫の知っている祖父母は実際に生活上密接に交渉のある者に限定される傾向があるのは言うまでもない。次にそのような接触の可能性を人口学的に見てみたい。

II 祖父母・孫関係成立にかんする人口学的考察

マレー人における結婚は、概して早婚である。クランタンおよびマラカにおける調査村（以下クランタン、マラカと略称する）の結婚経験者について初婚

表 1 初 婚 年 齢

年 齢 (歳)	男		女	
	クランタン	マ ラ カ	クランタン	マ ラ カ
9				1
10				
11			1	
12			7	1
13			10	
14	1		16	3
15	5		41	18
16	2	1	19	13
17	3		26	5
18	15	3	17	17
19	9	2	5	3
20	39	3	6	11
21	9	3	1	3
22	8	7	1	3
23	6	8		1
24	2	7		
25	10	12	1	2
26	2	5		1
27	2	4		
28		2		1
29	1	1		
30	6	9		3
31	1	1		
32		1		
33				
34				
35				
36		1		
計	121	70	151	86
平均年齢	21.5	25.2	16.4	18.6

年齢を示すと表 1 のごとくとなる。平均初婚年齢は、クランタンでは男子 21.5 歳、女子 16.4 歳、マラカでは男子 25.2 歳、女子 18.6 歳である。都市の影響をより強くうけているマラカにおける初婚年齢は、クランタンにおけるよりもやや高くなり、夫婦の年齢差も大きい。クランタンにおいてもマラカにおいても、女子の受胎可能年齢の範囲内において出産は無制限に行なわれている。望ましい子どもの数は 4～5 人くらい

であるという者が多いが、間引きや墮胎を含む伝統的な人口制限の方法は全くといってよいほど実行されていなかった。従来かなり高かった乳児死亡率が結果的に子の数をある程度減少させ、また、とくにクランタンにおいては、きわめて高い離婚傾向がある程度妊孕力に制限を加えていた。政府は主としてスピーニングに主眼をおいた家族計画を指導しているが、調査時点においては農村部においてはその効果はほとんど認められない。結婚経験女子について出生児数と死亡児数を年齢階級別に示すと表 2 のごとくとなる。

上述の条件の下においては、祖父母・孫関係は、祖父母が比較的若く、自分自身の子を生みおわらないうちから発生しはじめると同時に、祖父母の死亡後出生したために彼らの顔も知らぬ孫も存在することが期待される。ここにやや誇張された一つのモデルを示してみよう。夫妻の初婚年齢をそれぞれ 21.0 歳、

表2 母の年齢階級別にみた平均出生児数と乳児死亡率

a. クランタン (ガロック)

母の年齢	平均出生児数	乳児死亡率 (出生1,000に対する乳児死亡数)
10~19	1.1	83.3
20~29	2.5	70.7
30~39	4.7	104.3
40~49	5.1	144.4
50~59	3.7	232.6
60~	4.6	215.9
全体の平均	3.8	143.3

b. マラカ (フキッペゴ)

母の年齢	平均出生児数	乳児死亡率 (出生1,000に対する乳児死亡数)
10~19	2.0	0
20~29	2.4	34.5
30~39	5.7	75.6
40~49	6.8	120.0
50~59	3.6	240.0
60~	4.3	264.7
全体の平均	4.9	138.8

16.0歳、初子誕生は結婚後2年、末子誕生は妻の妊孕力がほぼ消失する45歳とする。このパターンが2世代にわたって継続され、しかも第1子は女、末子は男であるとする、祖父母・孫の年齢差は次ページの図に示すようになる。すなわち、初孫は自分自身の末子に先立つこと9年、夫(祖父)41歳、妻(祖母)36歳で誕生する。他方末子の結婚は夫71歳、妻66歳のときに行なわれるから、この時点において夫妻はしばしば既に死亡している。初孫誕生以後孫は連続的に出生し、初孫(第1子の第1子)出生から最後の孫(末子の末子)出生までの期間は59年間に及ぶ。

クランタンとマラカの調査村における20歳未満の未婚子女について、生存する祖父母の有無を調べると表3のようになる。生存者の割合がMM>FM>MF>FFとなっていることは主として2世代にわたる夫妻の年齢差、および男女の平均寿命の差から説明される。⁸⁾ クランタンにおける祖父母の生存率は不明

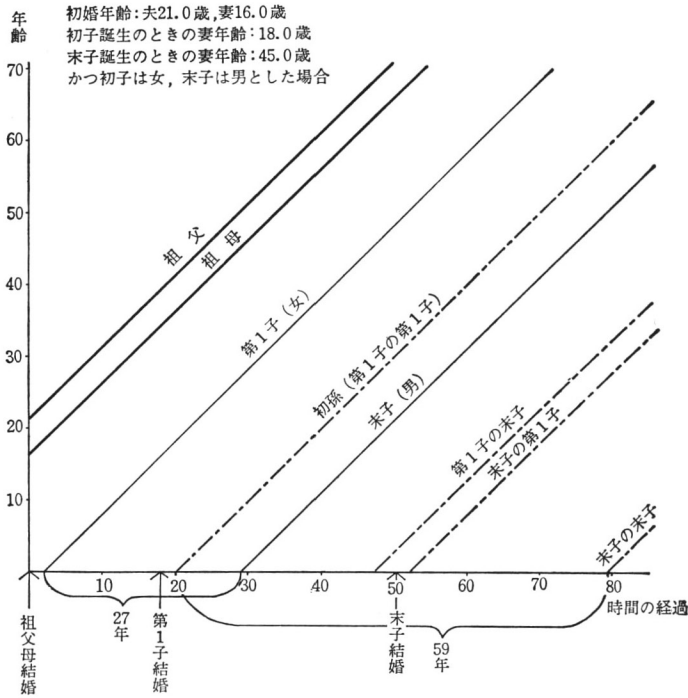


図1 子孫の出生モデル

表3 20歳未満未婚子女の祖父母の有無

祖父母	生存		死亡		不明		計	
	克蘭タン	マラカ	克蘭タン	マラカ	克蘭タン	マラカ	克蘭タン	マラカ
FF	122 (33.3)	45 (17.0)	183 (50.0)	200 (75.8)	61 (16.7)	19 (7.2)	366 (100)	264 (100)
FM	162 (44.3)	129 (48.9)	143 (39.1)	116 (43.9)	61 (16.7)	19 (7.2)	366 (100)	264 (100)
MF	148 (40.4)	63 (23.9)	193 (52.7)	198 (75.0)	25 (6.8)	3 (1.1)	366 (100)	264 (100)
MM	203 (55.5)	150 (56.8)	139 (38.0)	110 (41.7)	24 (6.6)	4 (1.5)	366 (100)	264 (100)
4者の いずれか	317 (86.6)	223 (84.5)	36 (9.8)	38 (14.4)	13 (3.6)	3 (1.1)	366 (100)	264 (100)

表4 5歳階級別にみた20歳未満未婚子女の祖父母の有無

年 齢	1人以上の 祖父母あり		1人もなし		不 明		計	
	克蘭タン	マラカ	克蘭タン	マラカ	克蘭タン	マラカ	克蘭タン	マラカ
0~4	94 (95.9)	40 (93.0)	3 (3.1)	2 (4.7)	1 (1.0)	1 (2.3)	98 (100)	43 (100)
5~9	92 (87.6)	64 (91.4)	10 (9.5)	6 (8.6)	3 (2.9)	0	105 (100)	70 (100)
10~14	81 (83.5)	68 (79.1)	10 (10.3)	17 (19.8)	6 (6.2)	1 (1.1)	97 (100)	86 (100)
15~19	50 (75.8)	51 (78.5)	13 (19.7)	13 (20.0)	3 (4.5)	1 (1.5)	66 (100)	65 (100)
計	317 (86.6)	223 (84.5)	36 (9.8)	38 (14.4)	13 (3.6)	3 (1.1)	366 (100)	264 (100)

の分を考慮に入れば初婚年齢の差を反映してマラカよりもやや高くなるのではないかと思われる。父方および母方の祖父母のうち少なくとも1人が生存しているケースは克蘭タン、マラカとも85%前後であるが、孫の年齢を5歳階級別にきざんで観察すると表4のように年齢を追ってその割合が低下していくことが明らかとなる。視点をかえて祖母の立場から孫を有する者の割合を年齢階級別に示すと表5のようになる。50歳以上になると8割以上が孫をもつことになる。

この小論においてわれわれが当面する問題は、上述の割合で生ずる祖父・孫関係のいかなる部

表5 10歳階級別結婚経験女子の孫の有無

年齢階級	克蘭タン			マラカ		
	総数	孫あり	%	総数	孫あり	%
30~39	35	6	17.1	21	3	14.3
40~49	35	23	65.7	24	16	66.7
50~59	24	20	83.3	15	12	80.0
60~69	16	15	93.8	14	12	85.7
70~	4	4	100.0	10	9	90.0
計	114	68	59.6	84	52	61.9

分が、夫婦単位の独立居住を原則とするように見えるマレー家族において、いかにして同居という密な関係を構成するかということである。

Ⅲ 祖父母・孫の同居

マレー人の間における婚後の居住は夫方を選んでも妻方を選んでもよい。クランタンでは居住地の決定は夫方妻方の農地の所有状況に大きく影響されており、夫方の経済力が強ければ夫方に、妻方の経済力が強ければ妻方に居住する傾向が強い（表6）。マラカでは農業以外の職業に依存する傾向が強いので婚後の居住は土地所有と直接相関しない。近親婚の場合により多く妻方居住がとられる傾向が見られる。即ち第1イトコ婚の85%、第2イトコ婚の80%、その他の親族婚の53.3%、非親族婚の62%にあたるケースが妻方居住である。

新婚夫婦はしばらく親の家に同居するが、やがて独立して一軒の家を構える。成熟した2組の夫婦は同じ世帯を構成しないのが原則である。老齢の夫婦のうちいずれか、あるいは子の夫婦のうちいずれかが欠けた場合には成人した親と子は再び同居にもどる可能性を有している。このような原則のために、人口学的には祖父母・孫関係の成立機会が多いにもかかわらず、彼らの間に同居の関係が成立するのは一時的あるいは偶発的な現象としてであるといえる。それにもかかわらず我々の調査村では祖父母・孫同居は無視できない様相を示している。

20歳未満の未婚の子女についてFF、FM、MF、MMのそれぞれとの同居の状況を示すと表7のようになる。クランタンにおいては、祖父母を有するものうちいずれかと同居しているものは23.3%（74人）を占める。このうち14.8%（47人）に相当する分は親がその片親または両親と同居しているために祖父母のいずれかとの同居が実現しているものである。祖母との同居が祖父との同居よりもおこり易いことが分かる。FMとの同居がMMとの同居よりもわずかながら高い比率を示すのは、前述の婚後居住地の選定に際して夫方が選ばれることが多いことに関連している。しかし母方祖父母と同居する割合は居住地選択のデータから予測されるよりもずっと多い。これは、クランタン地方に多い離婚の際、「娘とその子」のセットが娘の親にひきとられるために生じた現象で

表6 クランタンにおける婚後の居住と夫妻の土地所有状態*

婚後の居住	土地所有の大きさ			計
	夫 > 妻	夫 = 妻	妻 > 夫	
夫方居住	40 (70.1%)	6 (27.3%)	6 (18.2%)	52 (46.4%)
独立居住	12 (21.1%)	10 (45.4%)	6 (18.2%)	28 (25.0%)
妻方居住	5 (8.8%)	6 (27.3%)	21 (63.6%)	32 (28.6%)
計	57 (100%)	22 (100%)	33 (100%)	112 (100%)

* ガロック村における生存する夫婦に関するデータ

表7 祖父母との同居 (20歳未満未婚子女)

祖父母	祖父母をもつ者		祖父母・親と同居		親なしで祖父母と同居		祖父母と同居の合計	
	クランタン	マラカ	クランタン	マラカ	クランタン	マラカ	クランタン	マラカ
FF	122 (100)	45 (100)	7 (5.7)	1 (2.2)	5 (4.1)	1 (2.2)	12 (9.8)	2 (4.4)
FM	162 (100)	129 (100)	22 (13.6)	5 (3.9)	5 (3.1)	5 (3.9)	27 (16.7)	10 (7.8)
MF	148 (100)	63 (100)	10 (6.8)	2 (3.2)	8 (5.4)	10 (15.9)	18 (12.2)	12 (19.1)
MM	203 (100)	150 (100)	25 (12.3)	17 (11.3)	20 (9.9)	16 (10.7)	45 (22.2)	33 (22.0)
4者のいずれか	317 (100)	223 (100)	47 (14.8)	22 (9.9)	27 (8.5)	24 (10.8)	74 (23.3)	46 (20.6)

ある。他方、8.5% (27人) に相当する分は孫にとって孫の親を欠く形での祖父母との同居 (以上隔世代同居とよぶ) が行なわれている。

マラカにおいては祖父母と同居している孫の割合は20.6% (46人) とクランタンよりはやや少ないが、隔世代同居についてはクランタンより多い。3世代同居がクランタンの3分の2の割合でしか現われないのと対照的である。マラカでは、祖父単独で孫と共住している事例はない。祖父母両者と同居しているのは、父方で2人、母方で12人であるが、その内の10ケースは、母方祖父母との隔世代同居にあられる。これは、クランタンでの同居が離婚娘とその子の引き取りの形をとるのに対し、マラカでは出稼ぎ、離村による孫あずかりの形をとるからであろう。

表8 引き取られた孫のカテゴリー

関 係	事 由	クランタン			マ ラ カ				
		男	女	計	男	女	計		
娘 の 子	娘 死 亡	1	4	5	}	2	1	3	}
	娘 離 婚	4	1	5		1		1	
	娘夫婦離村					4	3	7	
	婿出稼ぎ娘在村					1	2	3	
	そ の 他	6	4	10		1	2	3	
息子の子	息子死亡	1		1	}				}
	息子離婚		1	1					
	息子夫婦離村						1	1	
	息子出稼ぎ嫁在村						1	1	
	そ の 他	1	4	5		1	4	5	
夫の娘の子	娘 死 亡	1	1	2	}				}
	そ の 他						1	1	
養女の子	養女夫婦離村				}	1	1	2	}
	そ の 他	1		1					
計		15	15	30		11	16	27	

本論において我々が注目したいのは、このような隔世代同居である。親を含む祖父母との同居の場合と異なり、この場合には母方の祖父母に対する関係がより密接なことが明瞭である。とくに母方の祖母との同居が最も多く出現していることに注目したい。

隔世代同居において誰の子がどのようなきっかけで引き取られているかを調べると表8のようになる。娘の子が祖父母に引き取られる傾向が高いことがこれからも明らかである。クランタンにおいては、表8から判断する限り孫の引き取りに際して、男女いずれかの性が好まれるという傾向は存在しないようである。マラカにおいても、クランタンと同様圧倒的に娘の子が多いことは、引き取り例が祖父母ではなく祖母であるということと相まって、母—娘関係の結びつきの強さを示している。この場合は祖母—母の線が強いので、引き取られる孫の性別には相関がない。しかし、息子の子の場合は息子の娘が引き取られることに注目したい。いずれにしても母系とか父系とかという性による系統の区別はないが、母—娘あるいは代親としての祖母—孫娘関係が強いことが知ら

表9 祖母の年齢階級別にみた孫引き取りの様態

祖母の 年齢	孫のある者		孫を引き取っている者 (%)		引き取り孫の平均年齢	
	クランタン	マラカ	クランタン	マラカ	クランタン	マラカ
30～39	6	3	0	0	—	—
40～49	23	16	8 (34.8)	4 (25.0)	8.8	7.9
50～59	20	12	7 (35.0)	6 (50.0)	14.9	11.2
60～69	15	12	6 (40.0)	7 (58.3)	11.2	14.9
70～	4	9	0	1 (11.1)	—	28.0
計	68	52	21 (30.9)	18 (34.6)		

れる。

クランタンでは親の死亡あるいは離婚が孫引き取りのきっかけの約半分を、父母のそろった正常な構成をもつ子の家族から孫が引き取られる場合が残りの半分を占める。マラカにおいては、一般的には、父母のそろった正常な構成をもつ子の家族から孫が引き取られ、親の死亡あるいは離婚を契機とする引き取りは4例(14.8%)を数えるにすぎない。マラカでの孫引き取りが、生活の危機を解決するタイプよりは、より当事者間の自由意志による結合であることがうかがわれる。

孫を有する祖母をとりあげて隔世代同居が成立している割合を、祖母の年齢階級別に示すと表9のようになる。全体としてみると、クランタンでは30.9%、マラカでは34.6%の祖母が孫を引き取って生活している。複数のうちから1～2名が選ばれる孫の立場と、複数のうちから1～2名を選ぶ祖母の立場との相違が、孫一般における祖母との同居よりも、祖母一般における孫との同居の密度を高くしているのは当然である。年齢階級別にみた場合、30代の若齢の祖母、および70歳以上の老齢の祖母においては、マラカにおける1例を除けば、孫引き取りが皆無である。孫の引き取りが子の大部分を生みおえ、かつ子供の面倒をみる能力のある年齢において生じていることが分かる。マラカの例外的1例は引き取られた孫が27歳と28歳との未婚女子で、祖母は80歳を越える年齢の上難聴であるので、孫引き取りというよりは祖母の世話を孫が見ているといえる。

他方、祖父母のいずれか1人以上を有する未婚子女について祖父母との同居

表 10 5歳階級別にみた20歳未満未婚子女の祖父母との同居状況

年 齢	1人以上の 祖父母あり		祖父母・親と同居		隔世代の同居		同居の合計	
	クランタン	マラカ	クランタン	マラカ	クランタン	マラカ	クランタン	マラカ
0～4	94 (100)	40 (100)	23 (24.5)	9 (22.5)	2 (2.1)	2 (5.0)	25 (26.6)	11 (27.5)
5～9	92 (100)	64 (100)	10 (10.9)	5 (7.8)	9 (9.8)	5 (7.8)	19 (20.7)	10 (15.6)
10～14	81 (100)	68 (100)	10 (12.3)	7 (10.3)	11 (13.6)	12 (17.6)	21 (25.9)	19 (27.9)
15～19	50 (100)	51 (100)	4 (8.0)	1 (2.0)	5 (10.0)	5 (9.8)	9 (18.0)	6 (11.8)
計	317 (100)	223 (100)	47 (14.8)	22 (9.9)	27 (8.5)	24 (10.8)	74 (23.3)	46 (20.6)

状況を示すと表10のようになる。0～4歳の子においては親を含む形での祖父母との同居がかなり多いが、親を欠く形での祖父母との同居が非常に少ない。これは若い夫婦が独立まで一時的に親の家に同居することと、母親の役割を最大限に要求する乳幼児期においては祖父母はその役割を代替しにくいということに関係している。かくして、親を除外した祖(父)母一孫の同居関係が発現するのは孫がある程度手がかからなくなってからである。

隔世代同居関係が成立するのは、孫にとっても祖父母にとっても一時期に限定される傾向がある。たとえば離婚した娘の子が幼ければ、母親の再婚に際して、祖父母に引き取られるよりは母親に従う可能性が高い。ある程度大きくなっている場合に祖父母の許に残される可能性が増大するのである。正常な構成をもつ子の夫婦から孫が引き取られるのは、複数の子が生まれたときの長子であることが多い。また若夫婦が奥地の新開地たとえばクランタン川上流のゴム園地域に居住する場合、主として通学を考慮して孫が引き取られることがある。あるいは出稼ぎのため離村している夫婦が、宗教的な教育を慮って村に在住する祖父母にあずけることもある。このような場合、孫は再び親の許にもどっていくこともあり得る。親との死別は、祖父母・孫それぞれの年齢にかかわらず後者の前者への依存を余儀なくさせる場合もあるが、このような場合に必ず孫の祖父母への依存が生ずるという訳ではない。祖父母以外の親族による代親

も可能であるし、また、もう一つの代親のメカニズムすなわち養父母—養子関係が機能しうるからである。祖父母と孫が親の同居を欠く形で共住する場合、祖父母は養育の機能を親に代行する。孫はときには孫 (cucu) としてよりも養い子 (anak angkat, anak piara, anak tut) として言及されることがある。祖父母は引き取った孫を世話するが、将来孫に世話されようという期待は必ずしももたないし、世話になった祖父母の老後の世話は孫の義務とはされない。このような考え方は親—子の間においても存在している。同居している時期において、孫は幼少労働力としてある程度役に立つし、また祖(父)母が単身生活の場合にはその孤独をなぐさめる役割を果たすから、祖父母—孫の共住はある程度互恵的になり得る場合もある。

それでは孫を引き取らないで単身で生活している老婦のケースについて、そのような例が多いマラカを見てみよう。老寡婦単身居住者の平均年齢は69.9歳で9ケース見られる。1人は実子がなく後妻となった夫(死亡)の子供とは仲が悪く、ひとり暮らしを強いられている。他の3人は成人した子供は孫と共に遠方に居住している。いずれもブキッペゴの生まれではないが好んでブキッペゴに住んでいる。残りの5ケースは、いずれも成人独立した子供が同一屋敷に隣接して住んでいて生活上の不自由は無い。その内2ケースは長子夫婦と、残りの3ケースは末子夫婦と隣合わせて住んでいて、同一屋敷地内に住む孫の数の平均は3.6人、村内に住む孫の総数の平均は13人である。娘夫婦が2例、息子夫婦が3例であるから、これら老婦が子供夫婦と同居しないのは必ずしも子供の性別によるものではない。一般に気がねせず自由に過ごせるから別居するのだという。ある意味では、これら単身居住の老寡婦達の家屋は、同一屋敷地内の隠居小屋の様相を呈しているといえる。孫と同居しない消極的な理由は、周囲に助けとなる人手が沢山あることが考えられるが、正確なことはわからない。すべての祖母が孫から好かれるというものでもない。引き取りの最も重要な要素は引き取られる孫と引き取る祖母の選択であって、両者の間の関係が制度化されているのではないことをこれらの事例は示している。

マラカとクランタンとは、祖父母・孫同居に微妙な差異が見られる。クラ

ンタンでは、孫が祖父母とくっついたり離れたりすることが多く、両者は決った結びつきを示さない。一時的養育型が多いと言える。これに対しマラカでは、そのような型を含みながら、一方では祖父母が完全な代親となる養子型と、他方では老齢の祖(父)母の世話を孫が見る養老型とに分極しているように見える。クランタンでは、早婚早生により、初子と末子との差が大きいこと、離婚が頻繁に生じていることなどが影響しているであろうし、マラカでは近親婚の多発、出稼ぎ慣行などが上述の傾向を支えているものと思われる。

これらの差異を越えて、マレー人家族において祖父母による代親が同居引き取りという形をとって発生し易いという状況を我々は示し得たものと思う。次に補足的に相続の問題を取り上げてみよう。

Ⅳ 相 続

マレー人の間ではイスラーム法による男子優遇的な財の相続法が採用されることもあるが、男女均分的な慣習法もまた保存されており、相続はこれらのいずれかによって行なわれる。インフォーマントの親の死亡年、財産の相続した時期などが一般に曖昧であり、かつ相続までの使用権と実際の所有権との区別が曖昧なため隔世代間の相続・譲渡を厳密に把握することはできないが、法的にはイスラーム法をとってみても慣習法をとってみても孫は祖父母の財産に対する直接の権利をもたない。孫が祖父母に育てられた場合祖父母から恩恵的に生前に財産を分与されることはあり得る。このような分与はガロックにおいて3例、ブキッペゴーにおいて2例存在する。ガロックにおけるその1例は現在47歳の男子で、母親は気が狂って離婚され、父親の再婚に伴ってFFに引き取られて生活したが、水田とそれに続く宅地計0.75エーカーを分与されている。第2例は、44歳の女子で母親が離婚し、再嫁した後MMと一緒に生活し、水田2エーカーを与えられている。第3例は、現在34歳の男子で母親の離婚後、MMに引き取られて生活し、20歳を越えた頃にゴム園と宅地計1エーカーを分与されている。ブキッペゴーの1例はFF(1961年死亡)が死ぬ前に(1959年)

いろいろ世話になったというので、3人のブキッペゴ村に住む子供をさしおいて、屋敷地の3分の1を死んだ娘（1940年死亡、夫は1964年死亡）の子に譲渡し登記した例である。他の1例はMMからの譲渡であるが詳細は不明である。以上のような財産分与はむしろ例外的というべきであって、隔世代共住に伴うルールではない。祖父母から当然の権利として土地財産を相続できるのは、祖父母の直接の子がすべて死亡した場合であるが、このような例はガロックで3例ある。第1例は、42歳の男子で1人子であった父の死亡に伴い弟妹（各1人）とともにMMに育てられたがFMから弟妹とともに相続をうけ、自分自身は2エーカーのゴム園を得ている。第2例は、30歳の女子で1人子であった母の死亡に伴い妹とともにMMと生活し、この祖母から水田0.5エーカー、ゴム園1エーカー、果樹園0.5エーカー、屋敷地0.25エーカーを相続した。妹もほぼ等価の相続をうけている。第3例は、29歳の女子で父死亡、母再婚に伴いFMに引き取られ、この祖母から水田4.5エーカーを相続している。

ガロック村では、かくして、生前の分与、および死後の相続を加えた場合、祖父母から得られた水田は相続分与の結果得られた水田総計80.5エーカーの9.6%（7.7エーカー）、ゴム園は総計71.9エーカーのうち5.6%（4エーカー）となっている。ブキッペゴでは祖父母から孫への直接の授与は極めて少ない。家屋については、老後の生活費のために大きい家売って小さな家に住んだり、子供夫婦に譲って孫と小さい家に住む傾向が強い。これらの小家屋は長期に耐えられるものではなく一時しのぎ的な簡単なものである。そのまま孫が住むことはほとんどない。屋敷地に関しては、datuk から相続したと報告する例は散見するが、これは直接与えられたものではなく、父母が相続権のある部分の子供に譲ったのであり、祖父母一孫の直接の授受ではない。耕作地の孫への直接の譲渡は、事例を見つけることが出来なかった。

祖父母が孫に土地を小作させている例は、ブキッペゴにおいては見られないが、ガロックにおいては、貸し手としての祖父母からみた場合水田4ケース（村外の孫への小作を含む）、借り手としての孫からみた場合水田2ケース、ゴム園2ケース（村外の祖父母からの小作を含む）である。祖父母から孫への小

作は、親子間、きょうだい間、おじおば・おいめい間の小作よりも頻度が低い。

上述のように、成人した孫と祖父母との関係は財をめぐる限り比較的稀薄かつ偶発的であって、祖父母・孫関係の重要性は、主として孫が乳児期を過ぎてから一人前になるまでの期間において、祖父母からの保護・養育という代親的な機能を中心として認められるのである。居住に関係なく相続が決定されるが故に、老人は自由に孫を引き取り養育しうるし、また相続権者（waris）の反対をも受けず、ここに隔世代同居を容易にしている要因もある。

それでは、相続問題を離れて、成人した孫一般との関係はどうかという事例を調べてみると、次のようなことが言える。(1) 幼少から実の子供のように育てられた孫は概して両親より強い結びつきを示し、孫も祖母に対しての扶養義務を両親に対してより強く感じる。(2) しかし孫は祖父母を見なければならぬという意識はないし、逆に祖父母が孫に対して責任を持つなどということもない。(3) 援助交換などに関しては、居住の近接ということが重要であり、かつ年寄り好きな子供、孫と同居あるいはその近くに住む。(4) 子供夫婦と同居している老人に対しては孫からの援助はない。

おわりに

マレー人の家族はネットワークである。いいかえれば家族は家族圏であって、集団としての家族があるのではない。同居集団としての世帯はこの家族圏の中からぬぎとられた若干の人員によって成立している。世帯構成原理としては、そこに最小化傾向が見出される。すなわち、1組の夫婦関係とそれから派生する親子関係とを基本的な要素として、それらの複合をできるだけさげようとする傾向が存在する。とはいえ、「夫婦と夫婦の間のすべての未婚の子」の排他的な結合という核家族的なイデオロギーはまだ発生していない。隔世代世帯が祖父母を代親として成立するのはこのような背景においてである。

しかしながら、我々は世帯最小化傾向や家族圏の家族概念があるが故に、隔

世代世帯が必然的に生じると結論するのではない。なぜ代親に祖父母を選択するのかという問題はこれだけからは解答を見出すことができない。我々は家族の問題を簡単に家族関係の領域で片づけようとする態度には強い不満をもつ。隔世代世帯は、老人の利害関心、親の利害関心、引き取られる子供の利害関心、早婚、多産、世帯最小化傾向、均分相続、系統観念の欠如、老年者扶養のメカニズムの欠如などというマレー的制度・慣行の枠組の中でうまく一致したときこ顕現するものである。このように複雑な契機をもつ隔世代世帯の現象を見ることによって、マレー人が親子関係をどのように考えているかにアプローチしようとしたのが本論である。このささやかな試みによって、(1) 容易なる親代替の傾向、(2) 親子間の非互恵的關係、(3) 母子結合の強さ、(4) 祖母・母の役割等価、の特質がマレー人家族にみられることが明らかとなった。⁹⁾

注

- 1) アメリカ社会においてさえ核家族を越えた血縁関係や3世代を通じての世代間の関係の重要性については再評価されている。例えば、Litwak 1965, Sussman & Burchinal 1962a, 1962b, Sussman 1965 など。さらに Smith 1970 なども核家族概念に対して疑義を呈している。また、イギリスにおける同様の研究傾向は Firth *et al.* 1969, Young & Willmott 1957 などに見られる。マレー人の家族については、坪内 1972 および前田 1974 を参照されたい。
- 2) 京都大学東南アジア研究センターとマラヤ大学との共同調査計画「マラヤにおける稲作農村の総合調査」の一環として行なわれ、1970年9月より1971年9月まで坪内がクランタン州、1971年6月より1972年6月まで前田がマラカ州で各々調査を行なった。この総合調査の一般的な報告は口羽・坪内・前田 1975 参照。
- 3) アフリカの人類学で有名な冗談関係に関しては種々の文献がある。祖父母・孫関係を正面から取り上げたものに、Albrecht 1954, Apple 1956, Goody 1969 などが見られる。祖父母・孫関係は、家族の連続性という問題から見て極めて重要であるにもかかわらず、従来社会学者、人類学者は家族をあまりにも分析的にモデル化し過ぎて見おとしていたといえる。
- 4) Kedah の Sik においては datuk が祖父・祖母、曾祖父・曾祖母の四つのカテゴリーに用いられるという (Banks 1974 : 49)。Kelantan の Perupok では同様に to' が用いられる (Firth 1974)。
- 5) 親族呼称とくにテクノニミーと年齢階梯の世代区分とに関しては Geertz & Geertz 1964 および前田 1967。
- 6) 親族呼称を非親族に対して用いる場合、オジ呼称の一つである pak cik は広く使用される。それに対して、tok は相対的年齢が非常にかけ離れていない場合には、むしろ pak cik で代替される傾向が見られる。
- 7) もちろん、親しい者の間では適当な父母名称が用いられることもあるが、正式には datuk すこしくだけで tok が用いられる。同一の語が用いられるからと言って、その使用の際の心理の状態、動機などが同じであると主張するわけではない。親族名称とは何か、いわゆる親族名称が非親族に対しても使用されるのをどのように解するか、親族名称と社会の仕組みとの関係如何な

どについては今後の研究に待ちたい。

- 8) 1966年における西マレーシアのマレー人の0歳平均余命は男子61.3歳、女子62.5歳である。なお、FFは父方祖父、FMは父方祖母、MFは母方祖父、MMは母方祖母を表わす。
- 9) 本稿を含めて我々のマレー人家族に関する論考は、坪内良博・前田成文『核家族再考—マレー人の家族圏』(弘文堂、昭和52年)に収められているので参照いただければ幸いである。なお本稿の再掲載をこころよく許可下さった弘文堂に対して感謝したい。(1980年記)

参 考 文 献

- Albrecht, Ruth. 1954. "The Parental Responsibilities of Grandparents," *Marriage and Family Living*, 16:201-204.
- Apple, Dorrian. 1956. "The Social Structure of Grandparenthood," *American Anthropologist*, 58:656-663.
- Banks, D. J. 1974. "Malay Kinship Terms and Morgan's Malayan Terminology: The Complexity of Simplicity," *Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde*, 130(1):44-68.
- Firth, Raymond, Jane Hubert and Anthony Forge. 1969. *Families and Their Relatives: Kinship in a Middle-Class Sector of London*. London: Routledge & Kegan Paul.
- Firth, Raymond. 1974. "Relations between Personal Kin (*Waris*) among Kelantan Malays," in R. J. Smith (ed.) *Social Organization and the Applications of Anthropology* (Ithaca: Cornell Univ. Press), pp. 23-61.
- Geertz, Hildred & Clifford Geertz. 1964. "Teknonymy in Bali: Parenthood, Age-Grading, and Genealogical Amnesia," *Journal of the Royal Anthropological Institute*, 94:94-108.
- Goody, Jack. 1969. "On Nannas and Nannies," in *Comparative Studies in Kinship* (Stanford: Stanford University Press), pp. 240-252.
- 口羽益生・坪内良博・前田成文. 1975. 『マレー農村の研究』創文社。
- Litwak, Eugene. 1965. "Extended Kin Relations in an Industrial Democratic Society," in Ethel Shanas and Gordon F. Streib (eds.) *Social Structure and the Family: Generational Relations* (Englewood Cliffs: Prentice-Hall) pp. 290-323.
- 前田成文. 1967. 「マレー半島におけるジャクンの親族名称」『東南アジア研究』4巻5号, pp. 834-853.
- . 1974. 「マレー人の家族」『東南アジア研究』12巻1号, pp. 66-77.
- Smith, Raymond T. 1970. "The Nuclear Family in Afro-American Kinship," *Journal of Comparative Family Studies*, 1:55-70.
- Sussman, Marvin B. 1965. "Relationships of Adult Children with Their Parents in the United States," in Ethel Shanas and Gordon F. Streib (ed.) *Social Structure and the Family: Generational Relations* (Englewood Cliffs: Prentice-Hall), pp. 62-92.
- Sussman, Marvin B. and Lee Burchinal. 1962a. "Kin Family Network: Unheralded Structure in Current Conceptualizations of Family Functioning," *Marriage and Family Living*, 24: 231-240.
- . 1962b. "Parental Aid to Married Children: Implications for Family Functioning," *Marriage and Family Living*, 24:320-332.
- 坪内良博. 1972. 「東海岸マレー農民における結婚と離婚」『東南アジア研究』10巻3号, pp. 390-408.
- Young, Michael and Peter Willmott. 1957. *Family and Kinship in East London*. London: Routledge & Kegan Paul.

(坪内良博・前田成文)

西スマトラ・ミナンカバウの社会構造*

—母系制を中心として—

I はじめに

インドネシアは、140以上の種族から構成される多種族国家であるが、この小論で述べるミナンカバウも、このような多種族国家インドネシアを構成する代表的な種族の一つである。彼らの間に古くから伝わる伝承 (tambo, タンボ) によれば、ミナンカバウ人は、アレキサンダー大王の末裔にあたる。大王には3人の息子があり、長男はマハラジャ・アリフ、次男はマハラジャ・ジバン、そして三男はマハラジャ・ディ・ラジャと呼ばれた。3人の息子は、後にそれぞれ、ルフム、¹⁾ 中国・日本、そして、ミナンカバウの支配者となったといわれている。私がミナンカバウ社会に住み旅行をしていた時にも、²⁾ 折々にこの伝説を耳にする機会があった。マハラジャ・ジバンの子孫である日本人と、マハラジャ・ディ・ラジャの子孫であるミナンカバウ人は、もとをたずねると、アレキサンダー大王を祖先とおおぐ血をわけた兄弟だと、特別に親愛の情を示されることが少なくなかった。

ミナンカバウ発祥の地である西スマトラ州は、中部スマトラの西海岸に位置する。その広さは、面積にして約4万6,000平方キロメートルで、九州よりも大きい。海岸近くの土地は平坦で、湿地帯が点在する。内陸部は山並に囲まれているが、一般に地味は豊かである。西スマトラ州内の人口分布も、上記のような立地条件を反映して、歴史的にも早く開けた内陸部の方が、概ね、村落部の人口密度が高い。

州内の人口は、86%が村落部に住み、インドネシアの他の地域と同じように、都市化はあまり進んでいない。一番大きな都市は、西海岸に面した州都のパダンで、人口は約20万人 (1971年現在) である。もう一つの都市は、内陸部に存

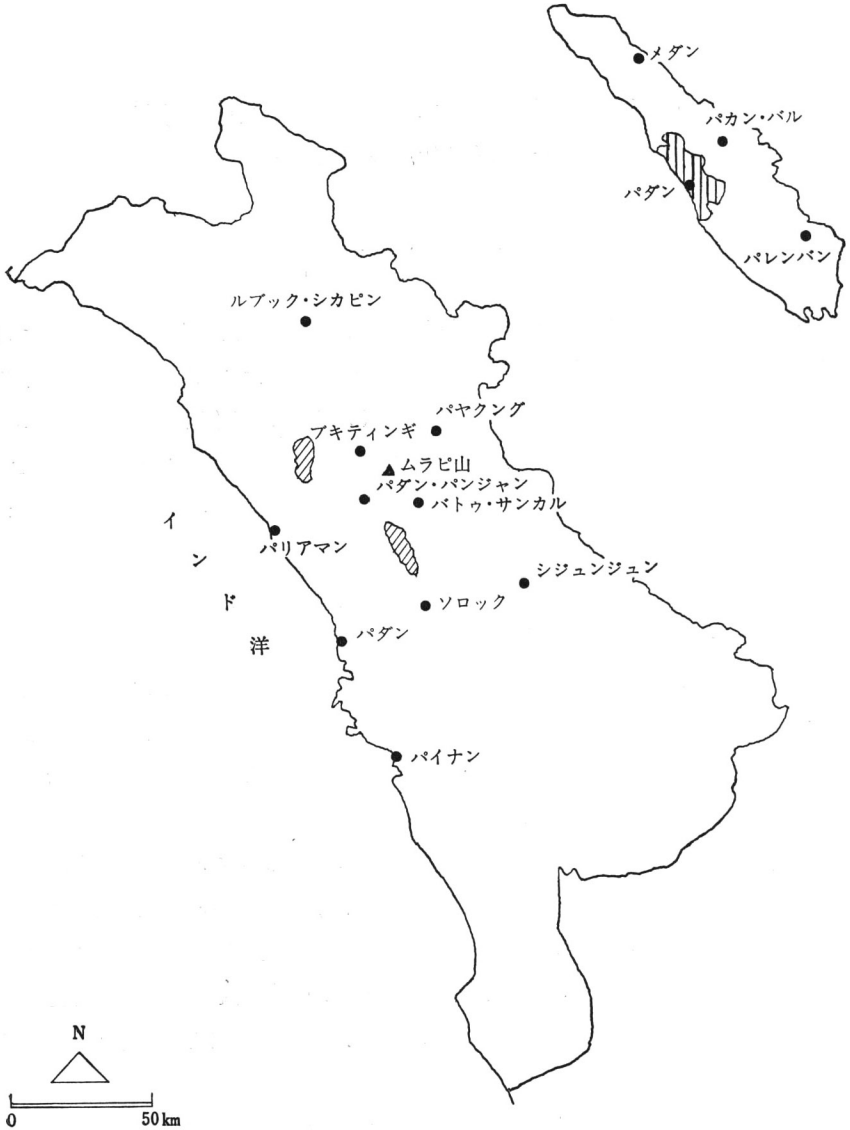


図1 西スマトラ州

在する人口5万人のブキティングである。この二つが、西スマトラにおけるもっとも重要な都市で、中国系を始めとして、ミナンカバウ以外の人間の多くは、この二つの都市に集中している。行政区分の上では、西スマトラ州は八つの県(kabupaten)に分れ、その下には73の郡(kecamatan)と、500以上の村(nagari)が存在する。

西スマトラ州における主要な経済活動は農業で、特に水稻耕作の重要性が強調される。その他の農産物としては、野菜、豆、唐辛子等、そして多年性の作物では、ゴム、ココナツ、シナモン等が栽培されている。農業以外では、織物、銀細工といった手工業が、一部の地域で見られる。

1930年の人口センサスによれば、オランダ領東インドにおける原住民総人口にたいして、ミナンカバウ人の比率は、わずかに3%（絶対数でいえば約180万）であった。しかし、当時のインドネシアの中では、四番目に大きい種族であり、ジャワ人（人口比47%）、スダ人（15%）、マドラ人（7%）の次に位置していた。

独立後の人口センサスは、政治的理由により種族別の人口分類を一切使用していない。1971年の人口センサスによれば、西スマトラ州の人口は約280万であり、恐らくその90%弱にあたる約250万が、ミナンカバウ人と推測される。その他に、100万人近くのミナンカバウ人が、西スマトラ州以外の地に移り住み、その地で生活を営んでいるものと思われる。³⁾

インドネシア総人口に占めるミナンカバウ人の数は少ないものではあるが、20世紀初頭以来、インドネシアの政治・文化の分野でミナンカバウ人が果たした役割は、人口統計の数字の比率では推し量れないほど大きなものがある。1920年代から30年代にかけてのインドネシアの著名な小説家のうち、その大半はミナンカバウ出身者であった。また、ハッタ、ハジ・アグス・サリムを始めとして、民族主義運動にも大きな貢献をしている。宗教界（イスラーム）での影響力、そして商業面での活躍にも、目を見張るものがある。

これらの優れた功績のほかに、ミナンカバウは、イスラームの強い浸透と、そして、ムランタウ(merantau)と呼ばれる、移住あるいは出稼ぎを好むこと

でも知られている。しかし、社会学者・人類学者にとって、ミナンカバウは、その特異な社会・家族制度、すなわち母系制と切り離して考えることは出来ない。

アメリカの人類学者H・ギアツが指摘しているように、⁴⁾ ミナンカバウ社会にみる、父系制の色濃いイスラームと母系制との奇妙な結合は、いろいろな人の興味を駆り立ててきた。このいかにも矛盾した結合関係のゆえに、ミナンカバウの母系制は、イスラーム化⁵⁾の進行とともに崩壊した、とする意見を提出する者も少なくはない。すでに19世紀半ば、オランダの官吏フランシスは、ミナンカバウの母系制は「墮落した」と記述している。⁶⁾ それ以来、同じような意見が繰り返し述べられて来た。⁷⁾ 19世紀初めのパドリ戦争、および20世紀初頭のカウム・ムダに代表されるイスラームの宗教改革・強化運動の台頭から、さらには、パドリ戦争後のオランダ支配の浸透、ならびに、社会・経済面の変化(後述)を考えあわせて見る時、上記のような意見は、一見、納得のいく見解であるようにも思われる。

残念ながら、実際には、現在のミナンカバウの母系制が如何なる形で存在しているのか、あるいは存在していないのかについて、現地調査を踏まえた研究は今日迄のところ極めて少ない。⁸⁾ この小論は、そのような研究面における空白を埋めるための一助として執筆されたものである。

II 伝統的なミナンカバウの母系制

伝統的なミナンカバウの母系制には、次のような四つの特徴点をあげることが出来る。

(1) 血縁、そして血縁集団への参加は、母方を通して認知される。各々の村(nagari, ナガリ)は、村内族外婚を原則とする幾つかのスク(suku, 母系氏族)からなる。⁹⁾ スクは、ムラユ(Melayu)、ピリアン(Piliang)、チャニャゴ(Caniago)といった固有の名称を持ち、西スマトラには、100ちかくのスクが存在するといわれる。¹⁰⁾ ミナンカバウ人は、ごく限られた例外を除き、自分の生れたスク

に一生所属し、結婚もこの関係に影響を与えることはない。スク自体は、通常パユン (payung) と呼ばれる幾つかの血族集団から構成される。

(2) パユンは共同体的な血族集団で、プンフル (penghulu) という名の、儀式にのって任命された男性の長を戴く。プンフルは「ダトック・ラジョ・アディル」といった、パユンに代々伝わる特別の称号を使用し、他のパユン構成員よりも高い地位を占める。¹¹⁾

パユンには、農地、家屋、養魚池、家宝のような、共同体として所有する財産が存在する。原則として、共同世襲財産 (harta pusaka, ハルタ・プサカ) は、勝手に売買等の処分をすることが出来ない。さらに、個人財産、とくに土地、家屋といった不動産類の個人財産は、一般に存在しない。

パユンは、幾つかの小血族集団であるパルイック (paruik) に分れる (図2参照)。

パルイックの構成員は通常同じ家に住み、正式に認められた男性の長 (tunganai rumah, トウンガネィ・ルマ) に統率される。共同世襲財産 (とくに土地) あるいはその使用权 (ganggam beruntuk, ガンガム・ブルウントック) は、各パルイックに配分されている。¹²⁾

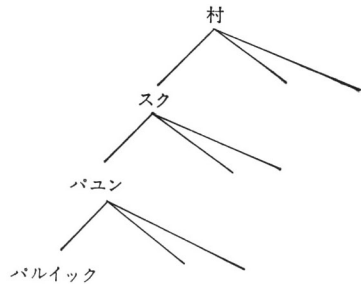


図 2

(3) 結婚後の居住形態は、妻方母方両居制である。夫は結婚後、妻方の家に「投宿」し、朝になると自分の母方の家に戻る。結婚後も、夫は母方のパルイック (小血族集団) に属する。

(4) スク (母系氏族) を始めとする母系集団内での権力は、父親ではなくママック (mamak) の手に握られている。ママックは、文字通りには母方のオジを意味するが、広くはオジと同列・同世代の、母系制によって親族関係にある男性一般をさす。先に述べたプンフル、トウンガネィ・ルマも、広義でのママックに含まれる。

ママックに対応する言葉はクマナカン (kemanakan) で、男性からみた場合、

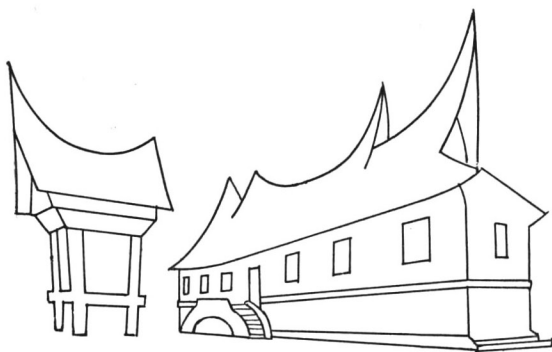


図 3

自己の姉妹の子供たち（すなわち、母系制によって規定されるオイとメイ）および、それと同列・同世代の母系親族を意味する。ミナンカバウの母系制においてもっとも重要な人間関係は、このママックとクマナカンの関係であるといっても、過言ではない。

伝統的なミナンカバウの母系制の特徴をもう少し具体的に理解するためには、日常の家族生活がどのように営まれていたかをみる必要がある。¹³⁾

かつてミナンカバウの家族生活は、ルマ・アダット (rumah adat) と呼ばれる、大家族制の家を中心に営まれていた。¹⁴⁾ ルマ・アダットは長方形の家屋で、独特の、水牛の角のような形をした屋根をいただいている (図3参照)。この屋根は、古くはしゅろの葉等を材料として用いたが、20世紀の初頭には、すでにトタン屋根がかなり普及していたようである。通常、家の正面は東方を向き、植物の紋様を主題にした彫刻装飾が壁面にほどこしてある。床は地面より1.5メートルほど高くなっており、床下では、ニワトリ、羊といった家畜を飼っていた。

図4にみるように、ルマ・アダットの内部は、大きく二つの部分に分れている。表に面した部分は突き抜けの大広間で、居間、食堂、大きい子供たちの寝床、儀式、宴会、会議のための場所といったように、いろいろの用途に使われていた。これに対して、裏に位置する部分はいくつもの小さな部屋に分れている。これらの部屋は、すでに結婚している女性、あるいは結婚適齢期の女性のための寝室で、まだ幼い子供たちも、母親と一緒にこの部屋で寝る。一つの寝室は横3メートル、縦4、5メートルほどで、一軒についての部屋数はルマ・

アダットによって異なる。西スマトラに現存する一番大きな家では、100以上もの寝室を備えたものがあるが、これは例外で、七つ位の寝室を備えた家が普通であったようである。¹⁵⁾

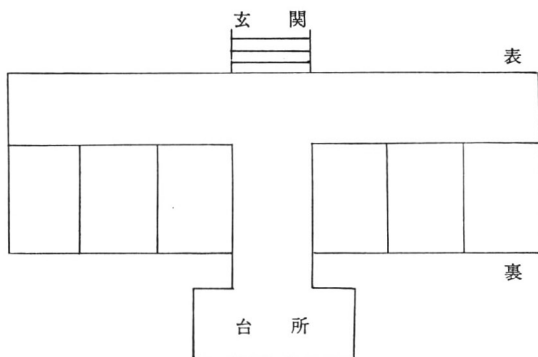


図 4

昔のミナンカバウ社会では、ルマ・アダットが

日常経済生活の中心単位であった。さきに述べた土地の使用権も、通常、各ルマ・アダットに分割されていた。共同世襲財産に依拠したルマ・アダットでの生活は、非常に共同体的な色彩の濃いものであったと思われる。同じ家に住む人たちは、その家に属する土地を共同で耕し、収穫された米は、ルマ・アダットの前に据えられた穀倉に収められた。伝統に従えば、正規のルマ・アダットは三つの穀倉を備えていなければならない。最初の穀倉はルマ・アダットの構成員の日々の生活の用に、二番目は、来客等のために、そして三番目は、儀式、あるいは不時の場合に備えて用意されていたものである。

ルマ・アダットで生活する女性は、結婚の時、あるいは結婚適齢期に達したのち、同じ家の中に寝室を一間与えられる。もし家の中に寝室の数が足りない時には、ママックは責任をもって余分の部屋をつけ足すか、あるいは新しい家を建て増す義務を負っている。

ミナンカバウ社会では、夫はスマンド (sumando あるいは orang sumando) と呼ばれる。一説によれば、¹⁶⁾スマンドは、サンド (sando, 質入れ) という言葉から由来するといわれ、実際スマンドの地位は、メスを受精させるために借り出された種馬の感がなくもない。夫は妻の寝室を夜に訪ね、朝方までには引き上げるのを常としていた。土地が比較的豊富であった時代には、スマンドは、自分の母方の田畑を耕していたと思われるが、人口増加に伴い、焼畑の他には、

余分な農地の有無によって、母方ないし妻方の土地を耕していたと考えられる。

夫の妻および子供に対する経済的義務は、子供の通過儀礼に伴う贈りもののぞき、ほとんど無かったといってよい。何故ならば、妻と子の生活は自分たちの共同世襲財産によって賄われていたからである。離婚、あるいは妻との死別の後には、子供たちは母方のルマ・アダットに残り、父親と子供たちとの日常的な関係は、次第に縁遠いものとならざるをえなかった。

スマンドの妻の家における不安定な地位は、次のようなミナンカバウの諺に良く現われている。「スマンドは、水牛の尾にとまっているアブか、切り株の上ののっている灰のようなものである」¹⁷⁾——ちょっと風が吹けば、どこかに飛んでいってしまう。結婚後も、夫は自分の母の家の構成員であることに変わりはなく、精神的紐帯も生家に属する。もし病気になるれば、面倒をみるのは彼の生れた母方の家族であり、また死後も、母方の墓地に埋められる。このようなスマンドと妻子との希薄な関係は、逆にいってみれば、ミナンカバウの人たちがルマ・アダット内において、大家族制の共同体的な生活を営んでいたことと表裏一体の関係をなしていた、ということが出来るであろう。スマンドの妻のルマ・アダットへの干渉の余地が少なければ少ないほど、そこに共同生活する複数「母子家族」¹⁸⁾間の調和を保つことが容易になる。

いずれにしても、伝統的なミナンカバウ社会における男性の地位は、私たちの目には極めて奇妙なものとする。ミナンカバウの男性は自分の財産と呼べるものを持たない。土地、家を始めとして、総ての共同世襲財産は男性が利用・管理することはあっても、その「所有権」は女性のものである。母のルマ・アダットの構成員としてその家には属しても、男性が母の家で過ごす時間は限られている。6、7歳といった小さい時から、男の子は母親の家を離れ、スラウ(surau、イスラームの祈禱所兼集会所)に寝泊りするのが普通であった。食事どきには、母親のルマ・アダットに帰るが、それ以外の時間は、結婚するまでスラウで夜を仲間たちと過ごす。結婚したあとであっても、男性は、妻の家にとって、夜の間だけ彼女の家を訪ねてくる「お客さん」にしかすぎない。年をとって妻と死別しあるいは離婚をした際には、往々にしてやもめとなった男性は、

またスラウに戻って、そこに寝泊りしなければならない。伝統的なミナンカバウ社会における男性の世界は、何世代も続くようがっしりと建てられたルマ・アダットではなく、スラウ、モスク、ラパウ (lapau, 駄菓子屋兼喫茶店)、バレ (balai, 集会所)、ダンガウ (dangau, 田畑にある収穫時の見張り小屋) といった、「生活の場」というよりは「集いの場」を中心として構成されていたのである。

Ⅲ 変化の要因

オランダが西スマトラに最初に到来したのは、17世紀の初頭である。その目的は、金の買いつけ、および、マンジュタを始めとして、西スマトラ南部で産出された胡椒の買いつけであった。しかしながら、当時のオランダの影響は、海岸沿いの港町にしか及んでいなかった。ダレック (darek) と呼ばれる内陸部にまで、オランダの影響力が及ぶようになるのは、19世紀初め以降のことである。すなわちパドリ戦争 (西スマトラ内陸部におこった、戦闘的なイスラム改革運動のパドリ派とオランダの戦争) 制圧の過程において、オランダは、西スマトラ全域に勢力をのばすにいたる。¹⁹⁾

西スマトラにおけるオランダ支配の確立は、ミナンカバウ社会に多くの変化をもたらした。その社会変化のなかでも、この小論の主題と関係して、特筆されるべきものが二つある。一つは、急速な人口増加であり、他の一つは貨幣経済の浸透である。

ジャワにおける場合と同じように、オランダ支配の確立以後、西スマトラには、急速な人口増加がもたらされた。正確な人口統計は19世紀に関しては存在しない。しかし、ある推計によれば、1853年から1930年までのほぼ80年間に、西スマトラの人口は、69万から190万にと、約3倍に増加した。²⁰⁾

貨幣経済の浸透の速度も、人口増加に劣らぬほど顕著なものがあつた。それまで自給自足中心の農業と農業社会に、コーヒー、ゴム、各種香辛料といった商品作物が、つぎつぎに導入されていった。また、織物、金・銀細工といった手工業も、商品市場をめざして盛んになってゆく。商品経済の拡大は、流通機

構の中間あるいは末端で活躍する、ミナンカバウ人の商人や運搬業者の数を増大させた。植民地官僚機構の確立と拡充は、下級官吏や教師といった、ミナンカバウ人の給与所得者層を形成してゆくことになった。これらの現象は総て、自給自足経済に頼る社会層を後退させ、貨幣経済に生活の糧を頼る社会層の出現とその伸長を意味していた。さらに、1908年、金納税制が実施されると、ミナンカバウ社会の貨幣経済への依存性は、決定的なものになっていった。²¹⁾

これらのミナンカバウ社会における変化が、伝統的な母系制に強い影響を与えていったことは、想像するに難くない。急速な人口増加は、共同世襲財産としての農地の人口扶養能力と、実際の扶養人口との間の不均衡をもたらした。既存の農地だけでは、増加しつづける人口を養いきれなくなったのである。ここに、共同体的な大家族に根ざしたミナンカバウの母系制は、その経済的な基盤が脅かされることになる。増大する人口に比しての土地不足の問題は、歴史的に古くから開発され、もはや十分に新しい農業用開拓地を持たない内陸部の村々にとって、とくに深刻な状況を呈していた。

一方、貨幣経済の進展は、ミナンカバウ社会に、共同世襲財産とは性格を異にする財産、すなわち自己取得財産 (*harta pencarian*, ハルタ・ブンチャリアン) をもたらした。特筆すべきは、この自己取得財産は、共同世襲財産を規制してきたアダット (*adat*, 慣習法) の制約をうけないことである。自己取得財産は、荒蕪地に栽培された商品作物の売上金、行商等の商売のあがり、あるいは給料というように、個人の努力で得られた個人的な収入の形をとるのが常だからである。

IV ミナンカバウの母系制の現状

ミナンカバウ社会にみられる明確な変化の一つは、夫婦間の絆、そして父子の絆が、昔とはくらべものにならないほど強くなったことである。

共同世襲財産が、経済的に十分な生活保障を与えるものではなくなるとともに、今までママックの指導をあおいでいたルマ・アダット (大家族用の家)

の女性成員は、徐々に自分の夫の自己取得財産を、生活の糧を補うものとして、頼りにするようになる。この傾向は、貨幣経済の浸透、すなわち、自己取得財産の経済的意味、そしてその獲得の機会が増加するにつれ、顕著になっていった。²²⁾ 現在では、西スマトラにおける一般的な消費・生産単位は、ルマ・アダットを中心とするパルイック（小血族集団）よりは、核家族であるといった方が適切である。

上のような社会変化にともなって、家族の居住形態にも変化がみられる。「通い夫」(sumando batandang) の制度はすでに過去のもので、妻の家で寝起きの生活をする「常住の夫」(sumando menetap) が、今日のミナンカバウ社会では一般的に見られる現象となっている。この、家族成員間の物理的な生活距離の接近は、核家族の内部における精神的な絆の強化と表裏一体をなしていることは、当然であろう。

核家族構成員の紐帯の強化は、自己取得財産の相続のあり方の変化にも反映されている。ヒバ (hibah) というイスラーム法の贈与制に従って、クマナカン (母系制によって認められたオイとメイ) に財産を贈与するよりも、父親が自分の子供に自己取得財産を与える頻度が、20世紀初頭以来、とみに盛んになって来た。²³⁾ 現在では、このヒバによる相続が、ミナンカバウ社会における自己取得財産の一般的な相続形態となっている。

「自己取得財産」とその「ヒバ相続」といった社会制度の出現は、いってみれば核家族誕生の経済的な基盤をなすものである。そして、ルマ・アダットではない、小家族用の家屋の普及は、居住単位としての核家族が、ミナンカバウ社会において一般化して来ていることを示している。

大家族を収容し、独特の建築様式を誇るルマ・アダットは、昔からミナンカバウの母系制度を象徴するものであった。しかし、絵ハガキや観光ポスターで見るとは出来ても、今日の西スマトラでルマ・アダットを実際に見るとは、一部の地域を除いてまれになっている。私は、ブキティンギ近くの四つの村で調査を行なったが、その調査結果によると、19世紀末では、この地域における家屋の70%近くがルマ・アダットであった。今日、この地域に残されているル

マ・アダットの割合は、たったの13%に過ぎない。伝統的なルマ・アダットにかわり、近代的な、一世帯のための家屋が、現在の西スマトラでは一般的になっているのである。²⁴⁾

今日のミナンカバウ社会では、夫婦間の絆は緊密になっており、離婚率は低下し、一夫多妻婚の頻度は減少して来ている。1930年、オランダ植民地時代の人口センサスによれば、西スマトラはインドネシアの中でも離婚率と一夫多妻婚の率をもっとも高かった。この事實は、伝統的なミナンカバウ社会における、スマンド（夫）と妻子との希薄な関係、そして、スマンドの妻子に対する経済的責任の欠如ということを考えれば、容易に納得のいくものであろう。

しかしながら、20世紀初頭以来、安易な離婚と一夫多妻制は、イスラーム改革運動者と西欧教育を受けた知識人から、攻撃を受けることとなった。たとえば、カウム・ムダと呼ばれるイスラーム改革派のグループは、女性の解放と自立ならびに女性に教育の機会を与えることを社会に呼びかけ、安易な離婚を非難するとともに、一夫多妻制についても、イスラーム婚姻法に対する厳しい解釈（たとえば、経済的扶養義務を総ての妻子に対して同等に扱うものとする）を行なうよう、社会一般に呼びかけていった。西欧教育を受けた知識人の結婚観は、1920年代と30年代を通じて、ミナンカバウ出身の作家によって書かれた小説の中に、よく表現されている。これらミナンカバウ作家の小説に共通するテーマは、結婚の前提条件としての愛情関係と夫婦の絆の重要性、そして父親の家族（妻子）に対する扶養義務等を強調することであった。

夫婦の紐帯の強化は、さきにのべた、ブキティンギ近くで私が行なった農村調査の結果のなかにも、端的にあらわれている。一夫多妻婚の割合から見てゆくと、四つの村で私が面接した400名近くの被面接者（成人男子）の父親の世代では、80%近くが一夫多妻婚の経験を持っていた。ところが被面接者の世代では、これは38%に減っている。²⁵⁾ 離婚率についても同じような減少傾向がみられた。²⁶⁾

上に述べたような数々の変化にもかかわらず、ミナンカバウの母系制が、父系制あるいは双系制にかわったと結論をくださるのは、いまだ早計のようである。

これまでに述べてきたミナンカバウの社会変化を正当に評価するためには、本稿の最初にあげた、伝統的なミナンカバウの母系制の四つの特徴点に照らして、考えてみる必要がある。四つの特徴点とは、

- (1) 血縁あるいは血縁集団の形成は母系による。
- (2) パユンおよびパルイックは共同体的な血縁集団である。
- (3) 居住形態は妻方母方両居制である。
- (4) 血縁集団内の権力はママック（母方のオジ）の手にある。

これらの特徴点のうち、第一点は変っていない。スクといった母系血縁集団はいまだに存続しているばかりでなく、社会の中で重要な役割を果たしている。自分の属するスクの名前は、しばしば苗字のような機能を果たしている。村の中では、いまだにスクの名前をもって第三者に言及することが多い。「川向うのスク・ムラユのラビア（女性）に男の子が生まれた」というようにである。また、西スマトラ州では、結婚証明書を始めとして、種々の公的書類に、スクの名前を記入することが必要とされている。これらの例は、スクの名前が、自己を規定し他人と自分を識別する際に、いまだに不可欠なものであることを示している。スクは、また、結婚相手の範疇をも規制している。なんらかの形でのスク外婚は、依然として厳しく守られているからである。

(2) から (4) までの特徴点についていえば、すでに述べたように、いくつかの変化がみられる。しかしながら、それらの変化は、かならずしもミナンカバウの母系制を覆すものではない。

共同体としての母系血縁集団に関しては、次のようにいうことが出来る。自己取得財産の出現にもかかわらず、ミナンカバウの母系制のもっとも重要な基礎である共同世襲財産の制度は、いまでも基本的には変化していない。共同世襲財産、とくに土地（の使用権）は、現在では生計・居住単位としての核家族が一般的なために、「分割」されていることが多い。しかし共同世襲財産の「相続」は依然として母系制によっており、また、原則として、使用している共同世襲財産を売却するなどの処分は出来ない。

自己取得財産の出現は、財産「相続」の形を、従来とはくらべものにならな

いほど、複雑なものに変えた。父親は、自己取得財産を、母系制度に規制されずに、自分の子供にゆずることが出来る。しかしながら、自己取得財産の「個人処分権」(自分の指定した人に財産をゆずる権利)は、世代的な制約をうける。というのは、ミナンカバウの慣習によれば、自己取得財産の(法律的)地位は、永久的ではない。自己取得財産は、次に述べるように、私たちが理解している、いわゆる、近代市民社会における個人財産とは根本的に異なっているのである。

ミナンカバウの慣習法によれば、2種類の財産——共同世襲財産と自己取得財産——が区別される。このうち、共同世襲財産は、母系制を通じて代々受けつがれていくのに対し、自己取得財産は、自分の(あるいは夫婦の)努力で獲得したものであり、自分の指定した人にゆずることが出来る。しかし、自己取得財産にまつわる「個人処分権」、とくに土地、家屋といった不動産についての処分権は、最初の財産取得者から数えて一、二世代の間に限定されているのを常とする。つまり、父親(あるいは両親)から相続した自己取得財産(とくに土地や家屋など)は、相続した人から数えて次の世代、あるいは、そのまた次の世代にいたると、その人の属する母系集団の共同世襲財産にかわってしまうことになっているのである。

自己取得財産の地位、そして、それにまつわる「個人処分権」が世代的に限定されているばかりでなく、不動産の類は、たとえ子供にあたえられたとしても、実際には、息子たちよりも娘たちにあたえられる傾向が強く、²⁷⁾さらに、息子にあたえられた自己取得財産の例をとってみても、一、二世代の間に、娘を中心として相続されるようになり、やがて、共同世襲財産となつてかわるのが一般的である。

こうしてみると、自己取得財産の出現は、共同世襲財産制度の衰退、あるいは個人財産の隆盛を示すものではない。これは次の事例にもよくあらわれている。州都であるパダン市は、西スマトラの中でも都市化、商業化のもっとも進んでいるところである。にもかかわらず、パダン市において個人所有として登記されている土地の市全体の土地に対する割合は、オランダ時代から数え

て今日までの50年間、約40%と一定であり、それも、これらの個人所有の土地は、主に旧オランダ人の所有地で、現在では中国人の手に握られているものが多い。そして、その残りの60%は登記もされず、共同世襲財産であるか、自己取得財産から共同世襲財産へというサイクルを、繰り返している土地と考えられる。²⁸⁾

自己取得財産の重要性の増大、そしてこれらの財産が、子供によって相続される傾向が強くあらわれているために、この現象をして、ミナンカバウの母系制の基礎である共同世襲財産自体の解体、そして母系制血縁集団の消滅、ひいては母系制それ自体の終焉をも画するものである、と理解する意見がある。しかし、本論で述べてきたように、そのような母系制終焉を主張する意見は、少なくとも今日の現状で言う限り、正しいとすることはできない。変化に対応しつつも、共同体的な世襲財産の制度は、いまだに強く社会の中に残っていると云わざるをえないのである。

居住形態について言えば、現在は、妻方母方両居制が一般的ではなくなっており、妻方居住制となっている。すなわちスマンド（夫）は、母と妻の家を毎日往復するかわりに、大部分の生活時間を妻の家で過ごすようになっていく。²⁹⁾後にのべるように、居住形態の移行は、スマンドにとって妻の親戚との関係にある種の変化をもたらした。しかし居住形態の移行それ自体は、ミナンカバウの母系制に本質的な影響を与えるものではない。いまだに、女性は夫の親族ではなく、自分の母系親族の社会的な網の目の中に世帯をもうけている。私がプキティンギの近くで行なった調査結果でも、400あまりの被調査家族のうち、98%の場合、結婚後、夫が妻の家に移り住んでいた。³⁰⁾

女性を中心とした居住形態ばかりでなく、家は本来女性に属するという考え方も、いまだに根強い。男が少年時代からスラウに寝泊りする風習（いまではスラウの減少にともない、村の駄菓子屋兼喫茶店や空屋などにも寝泊りしている）は、昔ほど一般的ではないにしても、依然として続けられている。また、私の知っている一つの村では、ある時から総ての家屋にその「所有者」の標札をつけることになった。ところが、そうして掲げられるようになった標札に記

された名前は、みな女性の名前であった。

「妻方居住」の一般化の結果として、今日、スマンドは、妻の親族の出来事にも往々にして関与し、あるいは関与せざるをえなくなっている。スマンドの妻子への扶養義務は、以前は無きにも等しかった。しかし、現在では、スマンドは妻子だけではなく、妻の親族の安寧にもかかわるようになってきている。スマンドは、しばしば、妻の家族が生活上の困難に直面しているとき、何らかの方法で経済援助をすること（たとえば、妻のオイの学費の援助）を期待されている。³¹⁾ このような妻方からの期待は、出稼ぎ地に居住しているスマンドにたいしてとくに強い。たとえば、妻のオイがジャカルタに仕事を探しにきた場合、スマンドは、そのオイの面倒をみるように期待される。スマンドの社会・経済的な責任は、母方の親族のみに向けられているとは、今日かならずしもいえないのである。スマンドは、妻方の親族の要求をも無視することは出来ない。

さきにのべた、財産「相続」に関する理解が混乱している——自己取得財産は子供に与えられても、共同世襲財産は依然として母系制によって継承されている——だけではなく、現在のミナンカバウ社会についての誤解の多くは、家族内部の権力関係の実態を、正しく見ていないことから起っている。今日、核家族内での一体感が強く、また、ママック（母方のオジ）ではなく、父親が妻子の生活の面倒を見る例が一般的なことから、ミナンカバウの母系制は、父系制、あるいは双系制に変化しつつあると説く人がいることについては、さきに述べたとおりである。しかし、現状をもっと深く立ち入って見てみると、そのような解釈は、表面的な事象を本質的な変化と見間違っているものであることがわかる。家族内部での権力の問題を考えるためには、家庭内での権力と、血縁集団内での権力の二つに分けて見てゆくと、理解しやすい。³²⁾ ここでいう血縁集団とは、母系制によって規定される集団のことであり、「家庭」とは、あくまでも子供の養育にたずさわる集団のことである。

以前は、「家庭」および血縁集団ともに、ひとりの人間、ママックの権力の下にあった。³³⁾ しかし現在では、時にはママックが、その姉や妹の子供たちに経

済的援助をすることはあっても、「家庭」は基本的には、父親（と母親）の権力の下にあり、子供の面倒をみるのも、父親（と母親）である。しかし、ママックは、自分の姉妹たちの「家庭」内の問題から完全に閉め出されたわけではない。クマナカン（母系制によって規定されているオイとメイ）の進学問題、就職問題、そして当然結婚の計画などについて、ママックも、逐一報告を受け、助言と諒承を与えていることが多い。

血縁集団内のことに関していえば、共同世襲財産の管理、分配、また、共同世襲財産をめぐる争いの調停・裁定、血縁集団の構成員の行動の監督など、これらのすべては、ママックの権力行使の対象範囲内のことがらである。スマンドは、これらの事柄について、意見や忠告を求められることはあるかもしれないが、最終的な決定権は、あくまでもママックの手中におかれている。

クマナカンの結婚問題では、ママックは、今日でも依然として重要な役割を果たしている。ママックがクマナカンの結婚相手を見つけてくることは、以前ほど一般的ではなくなっているが、結婚に対するママックの同意は、今だに不可欠なこととされている。ミナンカバウ社会では、イスラーム法と慣習法に従い、二通りの結婚式を行なっている。二通りの結婚式のうち、ニカ(nikah)と呼ばれるイスラーム法に従う結婚式が慣習法に基づく儀式に先行し、ニカ遂行後、後者の儀式が行なわれるまでの期間が何カ月にもおよぶことが珍しくない。³⁴⁾ この場合、ニカが済めば、宗教的には、結婚は正式のものである。しかし一般的に、とりわけ村の中においては、慣習法による結婚式が済まない限り、いかなる結婚も正式なものとは認められない。従って、夫婦の契も行なわれない。そして、ここで重要な点は、慣習法にのっとった結婚式は、ママックの協力なしにはとり行なえない、ということである。何故なら、慣習法による婚儀の仕来たり（演説の交換など）は、ママックの同意と出席なしには成立しないからである。結婚についてママックの同意を求めることには、たんなる礼儀作法以上の意味がある。

このように見てくると、ミナンカバウの母系制は、たしかに幾多の変化を経験してきた。生計単位として、そして、居住単位としての今日の核家族の重要

性を疑う者はいない。夫婦の間の絆の強化と、そして父子関係の緊密化も、否定しえない事実であろう。それにもかかわらず、母系制自身が消えつつある、と結論するのは、早急にすぎる。

今日の都市部の中でも、教育程度の高いミナンカバウの男性の間では、自分の名前の一部を、あたかも苗字の如く、子供たちに「受け継がせ」ている人たちがいる。しかしこれらの事例は、父系制の一般化を意味してはいない。西スマトラ全体についていえば、血縁は、いまだに母方によるのであり、母系制にもとづくスク（母系氏族）への帰属は、自己の意識や、スク外婚による結婚相手の規制といった面で、重要な役割を果している。

財産「相続」については、たしかに、クマナカンではなく、子供が財産を「相続」するケースが多くなっている。しかし、これは、あくまで自己取得財産の「相続」の場合に限られている。そればかりではなく、自己取得財産にまつわる「個人処分権」は、その「有効期間」が代代的に限定されている。

居住形態をみても、妻方母方両居制から妻方居住制へと変化があったが、このことすらも母系制の本質を覆すものではない。家族内の権力の問題にしても、父親の力の増大は、家庭内の問題に限られており、血縁集団内の事柄は、依然としてママックの権限と責任下にある。こうして見てくると、私には、ミナンカバウの母系制が、他の家族制度に変わったというよりは、時代と状況の変化に対応して、母系制の順応が進んできた、というように考えられる。

20世紀初頭以後、ミナンカバウ社会が経験した社会変動の速度と度合を考えてみると、上に述べたような母系制の順応には、驚くべきものがある。私の調査したブキティンギの周辺地域では、70年前には、13%程度の男子がなんらかの学校教育を受けていたに過ぎなかった。今日では、95%以上の人が学校で学んでおり、さらに、33%の者は高等学校教育、あるいはそれ以上の教育を受けている。出稼ぎ、あるいは地理的移動についても、70年前には、村外に働きに出たことがある男性は、全男性人口の27%であったが、今日ではこれが、89%になっている。同様に、70年前、この地域の男性の74%は農業に従事していたが、今ではその数字は15%にしかすぎない。³⁵⁾

このような目覚しい社会変動のテンポにもかかわらず、⁸⁶⁾ ミナンカバウの母系制は、いまだにその根本的な部分では性格を変えていない。「ミナンカバウの母系制の崩壊」というテーマは、関係学界の中で、永い歴史を持っている。しかし、

古い仕来たりと昔からの^{アダット}伝統、
雨びたしになっても腐ることなく、
日照りにあっても地割れすることがない。

この格言がいいあらず通り、ミナンカバウの母系制は、いまだに健全であるといった方が適切ではないだろうか。

ミナンカバウの母系制の存続を指摘するのはたやすいかもしれない。だが、その存続の理由を説明するのは、かならずしも容易ではない。この問題自体は、他の場所でとりあげているので、ここでは深く立ち入らない。⁸⁷⁾ かいつまんでいえば、ムランタウと呼ばれる出稼ぎ、ないし地理的な移動が、ミナンカバウ社会の適応性の強さと大いに関係していると、私は考えている。

歴史的にみると、ムランタウは、三つの形態に分けて見てゆくことが出来る。その昔においては、人口増加と耕作可能な土地の減少にともない、ミナンカバウ人は、新しい土地を求め、内陸部から周辺部へと移動していった。19世紀になると、とくに内陸においては、未開拓地がなくなり、新しい土地を求めての移動は難しくなった。この時点で、貨幣経済の進展が顕著になってきたのである。なかんずく、19世紀半ば以来、各種の商業と産業がスマトラに発達し、これらの商業と産業の中心地（たとえば東スマトラ）を目差して、ミナンカバウの男性が出稼ぎのために散っていった。この時期は、ムランタウも季節的なものであり、目的地も近距離の郡部中・小都市で、結婚していても、単身の出稼ぎが主要な傾向をなしていた。しかし、第二次世界大戦後、とくに1950年代以後においては、どちらかといえば、核家族をともなった出稼ぎがふえており、目的地もジャカルタのような遠距離の大都市に変わり、何年も村に帰らないことが珍しくなくなっている。「中国風出稼ぎ」（本国に帰ろうという気持がありながら、結局帰らない・帰れない華僑のような出稼ぎ）が、今では主流となって

おり、村の中に残る人は、どちらかという、進歩的ではない、伝統を重んじる守旧派の人たちであることが多い。

ミナンカバウ社会の歴史を通して、ムランタウは、母系制の維持のために重要な役割を果たしてきた。母系制の基礎である共同世襲財産制度は、人々が一つの村の境界線内に閉じ込められている限り、人口増加と農業適地の減少により、いずれは崩壊する運命にある。ムランタウという習慣は、分村、あるいは男子の単身出稼ぎ、あるいは核家族の出稼ぎと、ミナンカバウの歴史的段階に対応しつつ、異なった形態によって、人々を一つの村の外に解放するものであったのである。

ミナンカバウの母系制の将来を占うことは、容易ではないが、ここでは、二つの変動要因をあげておこう。一つは、インドネシア政府が、農地法あるいは農地税を、将来、導入・施行するかどうかである。農地法・農地税の導入・施行は、ともに、なんらかの形で農地の個人登記を促し、やがては、共同世襲財産の個人所有化をももたらすであろう。

第二は、出稼ぎ人と村との関係である。「中国風出稼ぎ」が一般的な今日、西スマトラ州以外に住むミナンカバウ人は、概して、種族的にも多様で、コスモポリタンな生活空間である大都市に集中している。インドネシアの他の種族、たとえば、ジャワ人、バタック人、スンダ人と政治・経済・文化等の面で競合関係にあるこれらミナンカバウ人にとって、母系制の伝統は、自己のアイデンティティーを確立・主張するうえで、特別な意味を持ってきている。「中国風出稼ぎ」人自身は、ジャカルタ等で、母系制の伝統をそのまま守っているわけではない。しかし彼らは、村に残っている親族が、母系制の伝統を継承することができるよう、物質的・精神的援助を惜しまない。実際、出稼ぎ人の援助無くして、今日、西スマトラの母系制は存続しえないといっても、過言ではないであろう。

しかしながら、近年来の、出稼ぎ地生れのミナンカバウ人の増加と、出稼ぎミナンカバウ人と他種族との結婚の増加は、まだ絶対数としては少ないとはいえず、上のような、出稼ぎ人と村との「有機的關係」に、将来多大の影響を及ぼ

すであらう。

この小論では、これ以上の説明を加える必要はないであらう。ただ、母系制の存在とムランタウは、ミナンカバウ社会の歴史的過程を理解する際にどうしても見逃すことの出来ない相関関係にある、ということを、もう一度強調しておきたい。

* 早稲田大学社会科学研究所・インドネシア研究部会編「インドネシア——その文化社会と日本」早稲田大学出版部1979年所収。

- 1) 今のトルコにあたると思われる。
- 2) 筆者の現地調査は、1972年の1月から、1974年の5月にかけて行なわれた。
- 3) これは1930年と、1971年の人口センサスをもとにして推計した。
- 4) H. Geertz, "Indonesian Culture and Communities," in *Indonesia* (revised edition), edited by Ruth T. McVey, New Haven, Human Relations Area Files, 1967, p. 80.
- 5) イスラーム教がいつ西スマトラに導入されたのかについては、まだ定説がない。しかし17世紀までには、西スマトラの大部分がイスラーム化されたと考えられている。
- 6) E. Francis, "Korte Beschrijving van het Nederlandsch Grondgebied ter Westkust Sumatra 1837," *Tijdschrift voor Neerland's Indië*, 2e Jg. I, 1839, p. 111.
- 7) たとえば、J. V. Maretin, "Disappearance of Matrilineal Survivals in Minangkabau Family and Marriage," *Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde*, 117, 1961.
- 8) 例外は、Hans-Dieter Evers, "Changing Patterns of Minangkabau Urban Landownership," *Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde*, 131, 1975; J. S. Kahn, "Tradition, Matriliney and Change among the Minangkabau of Indonesia," *Bijdragen...*, 132, 1976.
- 9) 村の中に存在する母系集団の種類・名称については、研究者の間で意見が異なり、また、西スマトラの中でも、地域により違いがみられる。ここでは分析上の便宜のため、3種類の母系集団、すなわちスク、バユン、パルイックのみを検討することにした。これらの集団の名称は、使う人、場所によって違った意味を持つことがあり、かならずしも、筆者が使う意味のみに限定されていない。なお、ミナンカバウの母系集団には、純血縁親族の他に、儀式ののっつて母系集団に加入を認められた、擬似血縁親族も含まれている。
- 10) P. E. de Josselin de Jong, *Minangkabau and Negri Sembilan: Socio-Political Structure in Indonesia*, The Hague, Martinus Nijhoff, 1952 p. 67. なお、一つの村に存在するスクの数は、最低2、最高25ほどであるが、おおむね、4から10の間である。
- 11) プンフルの地位の「相続」方法は、地域によって異なり、一般化するのはいし。
- 12) P. E. de Josselin de Jong, *ibid.* p. 55.
- 13) 20世紀初めのいまだ伝統的な村での生活の様式は、次の自伝にもっとも詳しい。Muhammad Radjab, *Semasa Ketjil Dikampung (1913-1928): Autobiografi Seorang Anak Minangkabau*, Djakarta, Balai Pustaka, 1950.
- 14) 先にも述べた通り、通常一つのルマ・アダットが一つのパルイック（小血縁集団）を構成した。
- 15) ウマール・ユヌス「ミナンカバウの文化」『インドネシアの諸民族と文化』1980、文遊社、p.296.

- 16) Muhammad Radjab, *Sistem Kekerabatan di Minangkabau*, Padang, Center for Minangkabau Studies, 1969, p. 51.
- 17) Zahara Daulay, "Minangkabau: A Preliminary Study of the Culture and People," unpublished M. A. thesis, Cornell University, 1960, p. 87.
- 18) 「母子家族」(semandai. スマンデエィ)は、ルマ・アダットを構成する最小単位で、母親とその子供からなる。父親は含まれていないことに注意。
- 19) バドリ戦争のもつ社会・文化的意味については、拙稿「矛と盾?——ミナンカバウ社会にみるイスラームと母係制の関係について」『東南アジア研究』18巻2号(1980年)を参照。
- 20) Elizabeth E. Graves, "The Ever-Victorious Hufalo: How the Minangkabau of Indonesia Solved their 'Colonial Question'," unpublished Ph. D. dissertation, University of Wisconsin, 1971, p. 24; *Volkstelling 1930 Volume IV*, Batavia, Departement van Economische Zaken, 1933, p. 114.
- 21) B. Schrieke, "The Causes and Effects of Communism on the West Coast of Sumatra," in *Indonesian Sociological Studies: Selected Writings of B. Schrieke, Part One*, The Hague, Bandung, W. van Hoeve, 1955, pp. 95-99.
- 22) 女性が、何故ママックの自己取得財産ではなく、夫の自己取得財産を頼りにするようになったのかは、かならずしも明らかではない。私の考えでは、これは、ママックとスマンド(夫)の人口学的分布と関係があるように思われる。一夫多妻婚の場合を除き、夫婦関係は1対1の関係である。しかるに、ママックとママックの庇護下にある女性との関係は、より複雑である。ママックがひとりもない女性もいるであろうし、複数のママックを持つ女性もいる。たとえ複数のママックがいたとしても、それらのママックの自己取得財産をいかに集め、平等に再分配するか(給料所得者は少ない)は、容易な問題ではない。このように考えると、ママックにくらべ、夫は女性にとって、はるかに確実で、信頼できる生計費供給者になる可能性を持っている。
- 23) P. E. de Josselin de Jong, *op. cit.*, pp. 115-116.
- 24) 私の行なった調査によると、西スマトラ全体でも、ルマ・アダットの占める割合は、12.3%にすぎないと推計される。
- 25) 一夫多妻婚の経験率は、被面接者の間でも、年齢によって大きな違い——55歳以上では69%、36歳以下では7%——がある。
- 26) 離婚経験率も47%から22%へと、二世代の間で減少している。
- 27) J. S. Kahn, *op. cit.*, p. 73.
- 28) Hans-Dieter Evers, *op. cit.*
- 29) これにより、スマンドと母方の家族との関係が消滅してしまったわけではない。ママックとして、スマンドは、たびたび母の家族の安否を見に帰ることが多い。
- 30) 残りの2%は、妻が夫方の家に移り住んだ場合であるが、これは夫の仕事上など、便宜的なことが多い。
- 31) もちろん、自己取得財産の出現をぬきにして、このような傾向は考えられない。何故なら、母方の共同世襲財産を、妻の家族のために使うわけにはいかないからである。
- 32) D. M. Schneider, "Introduction: The Distinctive Features of Matrilineal Descent Groups," in *Matrilineal Kinship*, edited by D. M. Schneider and K. Gough, Berkeley, University of California Press, 1961.
- 33) より正確には、家庭内の権力は、ルマ・アダットに住む一番年長の女性の手にあったようである。
- 34) 二通りの結婚式では、慣習法による結婚式の経済的負担が比較にならないほど大きく、しばしばかなりの準備期間を要する。
- 35) これらの数字は、村の在住者だけではなく、村の出身者全体を含む。
- 36) 社会変動のテンポは、もちろん西スマトラの中でも一様ではない。一般的に、内陸中核地帯お

よびパダンを中心とした海岸部において変動のテンポが速い。

- 37) Tsuyoshi Kato, "Social Change in a Centrifugal Society: The Minangkabau of West Sumatra," unpublished Ph. D. dissertation, Cornell University, 1977.

(加藤 剛)

「原住民委員会」をめぐる諸問題

— 支配と抵抗の様式に関連して —

はじめに

1913年にオランダ植民地政府はジャワにおいてナポレオン支配からのオランダ解放を記念する100周年の祝典を行なった。この祝典の計画に対しチプト・マングクスマとスワルディ・スルヤニングラットの2青年を中心に幾人かの原住民の知識人たちは「原住民委員会」を結成して、式典の計画を批判した。政庁は彼らを逮捕しジャワから追放することによって反政庁の気運が拡大するのを阻止したが、チプトとスワルディおよび彼らとともに反政庁活動の咎に問われて追放されたデッケルの3名の名はその後民族主義者の中で抵抗運動の先駆者として記憶にとどめられることになった。事実この事件は今世紀初頭からジャワを中心に展開してきたインドネシア民族主義運動のなかで植民地支配の正当性を公然と否定しその不当性を唱道した最初の事件であった。しかしこの事件そのものについての研究は従来みられない。それは一つには事件の規模が小さくその直接的な影響力が狭い範囲にとどまったためであり、一つには民族主義運動の主要な流れがブディ・ウトモからイスラム同盟へと向かうこの時期において彼らが抛った東インド党の意味がその主流のはざまにおちこんでしまうという特殊性をもっていたからであろう。故にこの事件はいわば一つのエピソード以上に記されることはなかったのである。

この事件の引き金となったのはスワルディが1913年7月に記した一論文であったが、この論文に対する政庁の対応とこの論文そのものの内容とを吟味すると、そこにはオランダの植民地支配の様式とそれに対抗するジャワ的価値観の様式という、インドネシア民族運動史と民族思想史の本質にかかわる問題が表出されているように思われる。そして、そのことによってこの事件はたんなる

エピソード以上の意味をもってくることになる。

本稿では先ず事件にかかわる主要な人物についての履歴を略記し次に事件の概要を記す。最後にすでに述べたような視点から政庁の対応とスワルディ論文の内容について検討する。なお本稿は後にスワルディがその主宰者となるタマン・シスワ民族教育運動に関する研究の一環をなすものである。

I 前 史

「原住民委員会」が結成されるまでの3名の生いたちと彼らの活動を概観すると次の通りである。

1 **ダウエス・デッケル** (1879~1952) ダウエス・デッケルは1879年東ジャワ北部の港湾都市パスルアンにオランダ人の父と、ドイツ人とジャワ人の混血児の母との間に生まれた。¹⁾ ムルタトゥリの筆名で小説『マックス・ハーフェラル』(1860)を発表し、当時ジャワを中心に展開されていた「栽培制度」の実態を暴くことによってオランダ本国に強い衝撃を与えたエドゥアルド・ダウエス・デッケル (Eduward Douwes Dekker, 1820~1887) は、このダウエス・デッケルの大叔父に当たる人物であった。²⁾

バタヴィア (ジャカルタ) のオランダ人高等学校を卒業後、コーヒー農園や砂糖工場に勤務したが、ボーア戦争 (1899~1902) が勃発するとともに志願兵として南アフリカに渡り対英戦争に参加した。のち捕虜となりセイロンで2年間を獄中で過ごし、1903年にジャワへ戻った。その後はジャワ島の各地で新聞記者ないし編集者としての生活に入り『スラバヤ商業新聞』(Soerabajaasch Handelsblad), 『ロコモティフ』(Locomotief, スマランの日刊紙), 『バタヴィア新聞』(Bataviaasch Nieuwsblad) 等に勤務するかたわら、小説『ジャワ人シモンの本』(Het boek van Simon de Javaan) を執筆したり『新アルンヘム新聞』(Nieuwe Arnhemsche Courant) に一連の論文「オランダはいかにしてその植民地をもっとも早く失うことができるか」(Hoe kan Holland het spoedigst zijn koloniën verliezen?) を寄稿したりした。彼の思想は強い反西欧的感情に支え

られたものであり、オランダが東インドで混乱を回避する唯一の道は、教育の機会を拡大し道路や灌漑設備を整え、また地方分権化を促進することを骨子とする倫理政策を推進することではなく、東インドの自治政府を承認することであると主張するものであった。

その当時、ジャワ医学校 (STOVIA) は今世紀初頭の若い知識人が東インドの各地から集い討論をする格好の場所となっていた。そこへは1906年に中ジャワからワヒディン医師 (Wahidin Soedirohoesodo, Dr. Mas Ngabehi, 1857? ~ 1917) が訪れ、当時医学校の学生であったストモ (Dr. Soetomo, 1888~1939) やグナワン (Dr. Goenawan Mangoenkoesoemo, 1890~1929) に大きな影響を与えていた。³⁾ 一方またデッケルの住居は当時医学校から歩いて行ける距離にあり、何人かの医学生はデッケルの助言を求めて頻繁に行き来したために、そこはあたかも彼らの「読書室兼図書館兼クラブハウス」⁴⁾ の観を呈したという。ストモは後年にその当事を回顧して「ブディ・ウトモ設立当時、われわれはダウエス・デッケル氏から少なからざる援助と影響とを受けた。彼はバタヴィア新聞の編集者としてわれわれの精神を広めてくれた。わたしと彼の関係はたいへん密接なものであり彼の家へは木戸御免で訪ねることができた。ダウエス・デッケル氏はその理想をやがて自ら政党を結成することで実現し、そしてそれはわれわれの容れるところとはならなかったけれども、彼はつねに誠実に新聞紙上でわれわれを助けてくれた」⁵⁾ と述べているが、デッケルはストモやグナワン等の結成当時のブディ・ウトモを中心的に担うことになる学生たちに、一定の感化を及ぼしていた。しかしその感化の内容は、ワヒディン医師が彼らに及ぼしたものとは決定的に異なっていた。それはワヒディンがジャワ文化のすぐれた体现者として映じていた⁶⁾ のに対しデッケルが「政治的な福音の伝道者」として映ずるという相違であった。

1909年から1910年にかけてデッケルは自らの相続権をめぐる裁判のためにヨーロッパへ出かけたが帰国後バンドゥンに居を構えて文筆活動よりも政治活動に力を入れるようになった。彼は、先ずオランダ人の親睦団体として1898年に設立された「東インド団体」(Indische Bond)のバンドゥン支部に加入しこれを

政党組織に変革することを画策した。彼が唱道したのは東インドに居住するすべての住民が参加しうる政党東インド党を結成し、東インドを祖国とするすべての住民の独立を獲得するということであった。⁷⁾ 彼はそのために1912年3月『デ・エクスプレス』紙(De Expres)を創刊して彼の主張を掲げ、とくに「東インド団体」を編成替えしてこれを政党とすることを強調し、そのために同年9月半ばにはバンドゥンからジャワ各地へ宣伝に赴き各地で支持者を組織し、1912年12月25日にはバンドゥンで東インド党を正式に結成した。結成大会ではその党の綱領の第2条に先にのべたように東インドの独立を目ざすことを掲げたが、当時、彼の主張にもっとも強い支持を与えたのは、混血児(Eurasian)であり、オランダ人中国人の共感を呼ぶことはほとんどなかった。1913年3月に黨員7,000を数えたがその内5,500人は混血児、1,500人はインドネシア人であった。結局、デッケルの構想したのは、混血児を主体とする東インドの独立であり、土着社会でこれに共感したのは、彼と個人的な交友関係にある少数の人々に限られた。しかし、その中には、チプトおよびスワルディという後の民族運動史に大きな役割を果たすことになる2人の青年が加わっていた。

政庁はデッケルらが東インド党を創立しこれに拠って政治活動を展開しようとしたことに対し、これを植民地の秩序と安寧を脅かすものとして同党を合法団体として認めることを拒否した。このため1913年4月以降、東インド党はその活動を停止した。

後述するようにチプトやスワルディが「原住民委員会」を結成するのは同年7月初めであるがデッケル自身はそれ以前にヨーロッパへの旅行に出発し9月初旬までジャワへ帰還しなかった。「原住民委員会」事件はその彼の不在中に発生した。

2 チプト・マンガクスモ (1886~1942) チプト・マンガクスモは1886年中ジャワ北部のアンバラワで11人兄弟の長男として生まれた。⁸⁾ 父は原住民小学校のマレー語教師、小学校校長、スマラン市の顧問等を歴任した下級官吏であり父方の祖父はイスラム教師であった。兄弟はいずれも才に恵まれた両親ともに教育熱心であったために、チプト、グナワン、ブディアルジョ

(Budiardjo), シャムスル・マアリフ (Syamsul Ma'arif) の4人は医学校に学び、7人目のダルマワン (Darmawan) はオランダに留学してデルフト工科大学で化学を修め、カルトノ (Kartono) も高等教育を卒えた。また末弟のスイトノ (Sujitno) はバダヴィア法学校を卒えた。この内グナワンは生涯にわたってストモの無二の親友として彼の社会的政治的活動をたすけ、ダルマワンとカルトノは1926年にスカルノがバンドゥンに組織した一般研究会 (Algemeene Studielbu) に加わった。のちカルトノはタマン・シスワ学校の教師として民族教育の発展に貢献した。プディアルジョ、シャムスルおよびスイトノの3人は医師および法学士としての仕事に邁進し政治活動に参加することはなかったが、チプトを長兄とするこのマングクスマ兄弟は、次に述べるスワルディ・スルヤニングラット兄弟 (スワルディとスルヨプラノト) とともに、独立以前のジャワの民族運動史上でもっとも光彩を放った兄弟であった。

チプトは幼少の頃から不羈の性格で1905年にはジャワ医学校を優秀な成績で卒えたが、在学当時からひとりとしてこもって読書と思索に時をすごすことを好んだ。また、自らをオランダ風の生活様式からもジャワの貴族 (プリアイ) の生活様式からもあい隔てて、もっぱら「クロモ (貧民) の子である」ことを強調した。ジャワの初期の民族主義者の内、チプトとスワルディとストモの3人についてすぐれた比較研究を行なったサプイトリ・プラステティはチプトの思想的立場を「異議申立人」⁹⁾ と規定しているが、いかにもチプトは植民地政府とジャワの貴族社会に対してつねに激しい敵意を燃やしていた。その点でデッケルとチプトとはまったく合致していたと言える。ストモの回想によればチプトはその激しい正義感と辛辣な批判精神によってつねに仲間たちに畏敬の念を与えていたがそれゆえにまた狐独で狷介な人物として人々の目に映じていたという。¹⁰⁾

医学校を卒業後チプトはただちに医師となったが、当時たまたま東ジャワのマラン地方にペストが発生した際に自ら志願してその撲滅のために赴き、その行為によってジャワのオランダ人の間にその名を大いに高めた。

その後プディ・ウトモが設立されるとともにこれに参加しその初代の理事の

1人選ばれたがブディ・ウトモの主導権が中ジャワの貴族層の長老の手に移っていくのに反対して1908年10月には早くもブディ・ウトモから離れ、その後は次第にデッケルとの関係を強めていった。¹¹⁾

3 スワルディ・スルヤニングラット (1889~1957) スワルディは1889年にパク・アラム家のパンゲラン・スルヨニングラット(Pangeran Soerjongrat)の次男として生まれた。¹²⁾ 父は当時のパク・アラム家の当主パク・アラム第五世の甥にあっていたが経済的に不遇であり、そのためスワルディと兄のスルヨプラノト(Soerjopranoto)の両名は当時のプリアイのエリートコースであるH.B.S.(オランダ式高等学校)へ行かずに専門技術者となる道を選んだ。かくてスワルディは医学校へスルヨプラノトはボゴールの農学校に進んだが、スワルディ自身は学費不如意のため中途退学せざるをえなかった。医学校を中退したスワルディは1910年の1年間を中ジャワのプロボリンゴの砂糖工場で書記として働き1911年にはジョクジャカルタへ移ってそこの製薬工場で働いた。その当時からスワルディはいくつかの新聞や雑誌に投稿したりその依頼で記事を書いたりしていたが、それに注目したデッケルの要請で1912年にはバンドゥンに移り『デ・エクスプレス』等の日刊紙の専任編集者となった。

ブディ・ウトモとスワルディとの関係はチプトの場合と同様に当初これに参加し初代の書記として積極的に活動したが、やがて(1908年中には)そこから離れ、バンドゥンに移って以降はデッケルの影響で東インド党の設立に参加する一方、イスラム同盟のバンドゥン支部長となった。

II 「原住民委員会」事件の概要

1 事件の概要 1913年7月初めバンドゥンで「オランダ解放100周年記念のための原住民委員会」(“Inlandsch Comité tot Herdenking van Nederlands Honderdjarige Vryheid”)ないし「原住民委員会」(“Comité Boemi Poetra”)と名乗る委員会が結成された。7月8日の『デ・エクスプレス』紙がこの「原住民委員会」の発足を宣言し、4日後の12日には同委員会のパンフレット第1号が

発行された。¹³⁾ このパンフレットは、先ず、委員会の構成メンバーを明らかにし、次いで目標とする活動の一端を明らかにした。それによれば、同委員会の構成員は、議長チプト・マングクスマ、副議長スヤティマン・スルヨクスマ (Soejatiman Soerjokoesoemo)、会計ウィグニャディサストラ (A. H. Wignjadisastira)、会員スラジャ夫人 (Soeradja geboren Oneng)、ルム (Roem)、アブドゥル・ムイス (Abdul Muis)、書記スワルディ・スルヤニングラットの計7名であった。¹⁴⁾ また委員会は、オランダ解放100周年の記念式典日にウィルヘルミナ女王に祝電を送る一方、女王に対して、1854年に制定された「東インド統治法」(Indischestaatsregering) 第111条の撤廃と「東インド議会」の設立を求める請願を行なう意図を明らかにした。¹⁵⁾

7月19日にはパンフレット第2号が刊行された。そこでは別冊の小論文の広告が掲載されたが、同日この小論文がバンドゥンで少なくとも5,000部印刷されその配布がはじめられた。¹⁶⁾ この論文の筆者はスワルディ・スルヤニングラットでその題は「もし私がオランダ人であったならば」(Als ik eens Nederlander was) というものであった。論文にはマレー語訳(訳者アブドゥル・ムイス)が付けられた。¹⁷⁾

「委員会」の動きを警戒していた植民地政庁のバンドゥン州理事官ヤンセン (T. J. Janssen) はこの論文を一読後、直ちにバタヴィアの検察当局に報告した。25日にバタヴィアから法務官モンサント (H. V. Monsanto) がバンドゥンに到着しこの論文を出版条令第26条に該当する危険なものと判断し、執筆者と委員会のメンバーを25日、26日の両日に訊問しかつ論文を押収した。¹⁸⁾ これに対し「委員会」は、翌26日にチプト署名の「権力と恐れ」(Kracht en Vrees) と題する一文を『デ・エクスプレス』紙上に掲載し、権力側の圧力が強化されるほど抵抗者の力も成長すること、それゆえにどのような辛い結果が待ち受けようと「委員会」は闘争を続けることを明らかにした。¹⁹⁾ さらに翌々日の7月28日には『デ・エクスプレス』紙上にスワルディが再度執筆し「ひとりはずべての者のために、そしてすべての者はひとりのために」("Eén voor allen en allen voor één") と題する一文を公にした。²⁰⁾

プリアンゲル理事州の理事官（ヤンセン）は7月25、26日の訊問と警告ともかかわらず、チプト、スワルディらの「委員会」のメンバーが「危険な執筆活動」を中止しないことに対し、これを「公共の秩序と安寧」の破壊を意図する扇動行為であると判断し、7月30日午後、チプト、スワルディ、アブドゥル・ムイス、ウィグニャディサストラの4名を逮捕拘留した。²¹⁾ ヤンセンは8月31日付の植民地総督イデンブルフ（Idenburg）への公信の中で、逮捕理由として秩序を回復するために強い措置をとることが必要であったと述べたあとで、逮捕者が東インド党の領袖（デッケル）およびイスラム同盟（Sarekat Islam）の指導部と密接な関係にあることの危険性を指摘し、次いで4名のうちチプト、スワルディを除く2名については、長期の拘留を必要とするほどの危険性は認められないので訊問後ただちに釈放する予定であるが、チプトとスワルディの両名は彼らよりもはるかに極端なデッケルという手本によって「盲い」にされており、それゆえ近日中にヨーロッパからジャワへ戻るデッケルをバタヴィア港で拘留しない限り完全な安寧の回復は実現しないとして、総督にデッケルを拘留するように求めた。²²⁾

デッケルは、8月1日バタヴィアに帰還して、チプトらが逮捕されたことを知るやただちにバンドゥン刑務所のチプト宛に「バンザイ、われわれすべてはあなたを誇りとする」と打電した。²³⁾ さらに8月5日付の『デ・エクスプレス』紙に「われらの英雄、チプト・マングクスモとスワルディ・スルヤニングラット」（“Onze Helden: Tjipto Mangoenkoesoemo en Soewardi Soerjaningrat”）と題する一文を掲載し、彼ら両名は英雄でありまた犠牲者であって後の者がそれを手本とすべき先駆者であると称賛した。²⁴⁾ デッケルのジャワ帰還を静観していた当局はこの論文の掲載を機に彼を逮捕した。

インデンブルフ総督は、植民地の秩序と安寧を破壊すると判断した者に対し総督が通常の裁判を経ることなしに東インド評議会（Raad Van Nederlands-Indie）²⁵⁾ の議決のみによって、これらの者を追放できることを定めた「東インド統治法」の第47条²⁶⁾を、同事件の逮捕者に対して適用する決意のもとに、7月31日東インド評議会を招集し、まず、チプトとスワルディの両名の処罰に

ついてはかった。そこでは、事件の経過と両名の「公共の秩序と安寧」に対する危険性などが討議されたのち、統治条令第47条を適用することが妥当であるとの結論を下した。その後、数度にわたってデッケルへの訊問が行なわれたが8月18日に評議会は再度開催されチプト、スワルディに加えてデッケルに対しても同じ条項を適用することを決定し、同日総督はこの3名をジャワ島外へ追放処分にするのを公表した。²⁷⁾当初、総督はデッケルをティムール島のクーバンへ、チプトをアンボン州のバンダ島へ、またスワルディをバンカ島へ追放する決定を下したが、特赦としても30日以内に要請があるならば東インド外へ立ち去ることも可能であるとした。²⁸⁾チプトらはその要請をした結果、8月27日にかれら3名はオランダへ向かうことが許された。そしてかれらは同年9月6日ジャワを離れ、その後デッケルは約5年、チプトは約1年、スワルディは約6年海外での追放生活を送ることになった。

2 植民地政庁の対応 以上に略述した「原住民委員会」事件の中で、事件の導火線となったのはスワルディの記した二つの論文、ことにその第一論文「もし私がオランダ人であったならば」である。この論文の全訳は資料として本稿の末尾に掲げるが、その骨子は、いまだ植民地のままである東インドでオランダの独立を祝うというオランダ人の矛盾をきびしく衝いたものであった。続いてスワルディが記した第二論文は、この第一論文がオランダ人の間に生み出した混乱と衝撃とを鋭く指摘した。確かにこの事件の経過をみていくと、当時の植民地政庁は異常と思えるほどにそれが原住民社会に対して与える影響について神経質になっている。

その中でもことに問題とされたのは、「原住民委員会」の宣伝文書がたんにオランダ語によって記されたのみならず、それにマレー語の翻訳が付せられていたことであった。イデンプルフ総督は7月31日の東インド評議会の席上でその点をとくに強調して次のように述べている。「今日おこりつつある状況と半年前（東インド党が成立した頃）の状況との最大の相違は、当時はまだオランダ語での新聞での活動にとどまっていたのに対し、今やそれがすべてマレー語でも出版されているという情勢の違いにある」。²⁹⁾これは、スワルディらの「委

員会」のメンバーが、たんに出版条令（ことにその第26条）⁸⁰⁾の違反の対象にとどまらず「総督大権条項」(“Exorbitante rechten”)⁸¹⁾と呼ばれた統治法の第47条の適用対象とされた最大の理由であった。後にスワルディ自身、ジャワを追われてオランダへ向かう船上で、「私の論文がマレー語に翻訳されることさえなかったら、私が罰せられたりいわんや追放されたりすることはなかったと法務当局の者が述べているのは、要するに民衆がそれ〔独立100周年の矛盾〕を知ったり民衆にそれを知らせたりすることは許されないということを明らかにしたものにほかならない」⁸²⁾と述懐しているが、この述懐は植民地当局の意図を正確に言い当てたものであった。そのさい当局がとくに警戒したのは、「委員会」の一連の出版物がイスラム同盟に及ぼす影響であった。それはとくに事件に関係した者の内、スワルディが当時のイスラム同盟バンドゥン支部の支部長であり、アブドゥル・ムイスが書記であることに起因していた。そのため総督は7月31日ただちに東インド問題の顧問官リンケス(D. A. Rinkes)に対し、スラバヤ在住のイスラム同盟の中心的指導者であるチョクロアミノトの動静、とくに彼とバンドゥン支部の関係を探るように命じた。³³⁾総督は8月25日付の植民大臣デ・ワール(De Waal Malefijt)宛の報告文書の中でこの点にふれ、当面、イスラム同盟への影響は見出されないことと述べ、その危険のないことを安堵の念とともに伝えている。³⁴⁾

この報告の中で総督自身、“その危険”(het gevaal)という表現をしているが、その内容を構造化してみると、それは、デッケルなる“危険人物”の“危険思想”が、チプト、スワルディを経由して民衆に注入されることへの警戒であった。イデンブルフをはじめとする政庁の要人は、デッケルを秩序を破壊する危険思想の扇動者とみなしてただけでなく、彼の人格そのものに強い不信感を抱いていた。³⁵⁾本国宛のいくつかの報告書の中でイデンブルフはしばしばデッケルについて「まったく信頼できない男」「うそつき」といった印象を伝えている。³⁶⁾その印象はすでに記したようなストモのデッケル評とはまったくあい反するものであった。政庁にとってはこのデッケルなる“アナーキスト”³⁷⁾がチプトやスワルディを通じて植民地社会の下部へ影響を及ぼすことをおそれ

ていたのであり、その場合、チプトやスワルディは、総督宛公信の中でヤンセン理事官がいみじくも述べているように、デッケルによって“盲い”の状態に陥っている³⁸⁾のであり、デッケルと民衆をつなぐ“仲立人”(tussenpersonen)の役割を担わされていると認識されることになる。³⁹⁾このことは、7月31日の東インド評議会における、東インド顧問官リンケスおよびバンドゥン地区監督官ラーフェンスワーイ(G. D. van Ravenswaay)という土着社会の内部にもっとも良く通じていた2人の役人の発言にも端的に示されている。⁴⁰⁾彼らは、スワルディの第二論文について論評した際その論文に二つの重要なジャワ語の成句が含まれていることに注目して、それらのジャワ語が含意する暗示的性格のゆえに、第一論文が「原住民にほとんど影響を与えなかった」のにひきかえ、はるかに直接的にジャワ人の胸を打つであろうと述べた。⁴¹⁾そこでリンケスらが注意を喚起したのは、換言すれば、スワルディが“仲立人”としての役割を見事に果たしたということであった。

したがって植民地政庁のこの事件に対する対応は、事件そのものをデッケルという植民地支配者集団内部の一異端者、ことに、倫理政策の枠組を破壊しようとする異分子のその扇動に基づく陰謀事件として捉え、デッケルと彼に従う少数の土着知識人をできる限り迅速に現地社会から除去することによって、事件の拡大ことに現地社会にその思想が浸透することを未然に阻止しようとするのであった。⁴²⁾しかし「原住民委員会」の結成とその活動にデッケルが直接参画したチプトやスワルディの背後でその活動を指導したという具体的な証拠は何一つ見出せなかったばかりか、「委員会」の活動はデッケルの不在中にもっぱらチプトとスワルディの両名によって領導されたものであり、デッケルは彼らが逮捕されたという報に接して彼らの行為を讃えこれを声援したにすぎないということは、事件の経過から明らかであった。イデンブルフが第47条の「総督大権」を適用したのは「公共の秩序と安寧」を乱すか否かという基準がもっぱら総督の判断にゆだねられるという“利点”を行使したのであり、その場合に明示的な証拠はさほど重要ではなかった。それゆえに総督らは、彼ら3名が植民地政庁の支配の正当性を否定するという思想に基づいて言論活

動を行なってきたという彼らの「確信犯」的性格をもっぱら問題にしたのであった。⁴³⁾ それはそのまま、彼らの活動が政庁に与えた混乱と衝撃の深刻さを物語っていたが、それをもたらしたのは何よりも先ず、スワルディの第一論文であった。

Ⅲ 支配と抵抗の様式

1 支配の様式 この事件に関する政庁側のさまざまな公文書の顕著な特色はスワルディの第一論文すなわち「もし私がオランダ人であったならば」という論文のタイトルに対する言及頻度がきわめて高いのにひきかえ、その論文の内容について言及されることがほとんどないという点である。内容についてのコメントは、7月31日の東インド評議会の席上でイデンブルフがわずかに「この風刺文」⁴⁴⁾ (dit schotschrift) と述べている以外はすべて「オランダの権威をおとしめるもの」ないし「異なる社会集団間の不和を助長するもの」という法律の条文中の語句が用いられているにすぎない。一方、この事件の一件書類は、スワルディ署名になるオランダ語マレー語併用の論文が出版されたこと、そしてそのタイトルが「もし私がオランダ人であったならば」というものであったことをくりかえし記載している。このことは明らかに、論文のタイトルそのものが問題にされていたことを明らかにしている。

スワルディの第一論文そのものは、たしかに風刺文の性格を示しておりスワルディ自身もそのことを文中で触れているが、しかし、それはどのような意味においても、たんに揶揄を目的とした一文ではなかった。「もし私がオランダ人であったならば」という時の「私」は結局ジャワ人スワルディ自身にほかならず、従って彼は実際に文中を通じて「オランダ人」で終始することは不可能であった。論文の後半における「私」は「もし」という仮定を捨てさせて、植民地社会に生きるひとりのジャワの青年そのものとなり、オランダの植民地支配を告発している。⁴⁵⁾ それにもかかわらず、総督がこの論文について述べた「風刺文」という感想は、この論文のタイトルを目にしたオランダ人が先ず第

一に「からかわれた」という印象をもったことを示しているであろう。そしてまた東インド評議会における東インド顧問官リンケスらのスワルディの第二論文に関する発言は、この第一論文が「原住民にほとんど影響を与えなかった」のにひきかえ逆にオランダ人に深刻な衝撃を与えたことを問わず語りの内に示唆したのもでもあった。しかし政庁はそのいわばすぐれて心理的な衝撃について彼ら自身の解析を行なうという経路をまったく経ることなしに、換言すればその第一論文が彼らの間にひきおこした憎悪の念に基づいて情緒的に対応することなしに、もっぱらそれを「事に即して手際よく処理する」(zakelijkheid)⁴⁶⁾こと、すなわち法律の条文の適用如何について顧慮することに専念した。その限りでイデンプルフ総督をはじめとする当時の植民地高官は有能な法律家として機能することに徹したわけであり、スワルディの論理に即してその論理に対抗しそれを否定するという立場をとることはついになかった。それは、東インドの植民地政庁がもっぱら植民地官僚集団として機能しそのために先ず何よりも zakelijkheid に徹するというオランダの植民地支配の様式を典型的に示すひとつの事例であったといえよう。そこでは植民地支配の正当性を主張するイデオログ（ないしデマゴグ）の役割はさほど重視されることはない。すぐれた“政治家”でなくすぐれた“実務家”が先ず必要であり、“実務家”の権限の枠内で植民地の経営が可能であるというオランダの東インド支配の特徴がそこには顕著に示されている。だからスワルディが植民地支配の正当性そのものに疑義を提出したとき、政庁は、総督以下“植民地主義者”としてではなく、“実務家”としてそれに対応したのである。彼らにとってはスワルディの思想の当否よりもそれがもたらす効果が先ず問題なのであった。また、彼らの関心は彼の思想を否定したり彼に“転向”を迫ることにあったのではない。⁴⁷⁾ 彼らの関心は当面の“危険”を除去することに集中しており、そのために彼を植民地社会から隔離することに専念したのである。

このようにイデンプルフらは、スワルディやチプトに対する情緒的な対応を極力押さええたが、一方で、同じオランダ人であるデッケルに対しては、「うそつき」ないし「まったく信用できない」等の憎しみを吐露している。「デッケ

ルこそもっとも危険」なのであり、デッケルという「危険人物」がチプトやスワルディを「仲立人」としてその思想を土着社会に浸透させるとき「危険」は限りなく増幅されるというのが彼らの“危険感”の根底をなしていた。zake-lijkheid を行動様式の基底に据えるこれらの“実務家集団”（＝官僚集団）にとって、デッケルはそれを否定する異分子であるがゆえに危険なのであり、一方、土着社会はリンクスの言うように「ワヤンの神秘」にみちた不思議な社会であるがゆえに無気味であった。ここでは、土着社会は彼らにとって“了解不能”な世界であり、その世界にデッケルというオランダ人にとって了解可能な危険人物が影響を及ぼそうとすることが、何よりも“危険”であるとみなされていた。“了解不能”な世界についてはこれを封印し、そこから生じてきた具体的な問題についてはそれをもっぱら zakelijkheid によって処理していくという支配の型は、その土着社会からオランダ人にとって了解可能であるような新しい知識人（それは先ず何よりも機能者集団〈vakman〉としての役割を果たすことを期待されていた）を創り出すことをその眼目の一つとしていた倫理政策の時期を通じて、実は逆にますます強化されていたのであった。そしてデッケルに対する憎しみの根底にあったのは、彼の思想と行動とが土着社会という“バンドラの箱”を開きかねないという恐れであった。その恐れは、実は、土着社会が外からの“福音”の訪れを待っており、それゆえに倫理政策を通じて“西欧の福音”を外からもたらすのであるという思想と一対をなすものであった。それは、“福音”とともに“悪魔の誘い”もまた土着社会の外からのみそこへもたらされうるといふ危惧の念であった。だから、この事件は、植民地政庁に即して考えてみれば、倫理政策のもつ二つの側面が典型的に示された事例として把握されることになる。もう一つの事例とは、カルティニ（R. A. Kartini, 1879～1904）の例であり、そこでは、アペンダノン夫人に代表されるオランダの“福音”がカルティニを“仲立人”として土着社会にもたらされたと考えられたのである。そしてこの事件においては、いうまでもなく、デッケルが“邪教の伝道者”であり、チプトとスワルディとがその使徒であるとみなされることになる。

しかし果たして、「パンドラの箱」は外からのみ開けうるものなのであるか。スワルディは実は箱の中からふたに手をかけようとしたのではないのであろうか。

この点をスワルディの論文に即して検討してみよう。

2 抵抗の様式　すでに述べたように、スワルディ自身が何故この論文を記したか、また何故そのような題をつけたかについて、オランダ植民地政庁はスワルディへの訊問の中でも彼ら自身の会議の中でも触れることはなかった。彼らはその動機をもっぱらデッケルの扇動によるものとして片付けたのであり、せいぜいのところスワルディ自身がたしかにその論文の真の執筆者であることを確認したにすぎなかった。当初、政府はこの論文が真にスワルディの手になるか否かについて疑問をもっていたようである。彼らは、真の執筆者（おそらくチプト）がいて、スワルディはたんに名前だけを貸したのではないかと考えていた節がある。外見上温厚なスワルディがこのように「反逆的」な一文を草することはまったく意外であると考えられたようである。⁴⁹⁾ また、スワルディ自身も自らの動機について明らかにしなかった。

「もし私が～であったならば」という仮定法現在形の用法はインドネシア語 (Sekiranya saya… ないし Seandainya saya…) およびジャワ語 (Saupama aku…) の用法として決して特殊な、従ってまれにしか用いられないという用法ではない。ただその場合、通常はそのことが可能であるかないし生起しうる場合に用いられるのであって、不可能であることを仮に想定してみるというオランダ語の用法 (Als ik…was) とはその趣きを異にしている。スワルディは現にジャワ人であり彼がオランダ人であることは不可能であるから、「もし私がオランダ人であったならば」 (“Als ik eens Nederlander was”) というタイトルは、ジャワ語（ないしインドネシア語）とオランダ語との微妙な表現方法の差異をスワルディが敏感に感じ、その差異をいわば利用しようとしたことを示すものであろう。

この意味においてスワルディはたんにオランダ語に習熟していたというだけでなく、言語を操作しまたは言語を武器とするという能力をこの論文のタイト

ルそのものを創造することによって、見事に示したといえよう。当時のオランダ人にとっては、「もし私がオランダ人であったならば」というタイトルそのものがすでに十分に衝撃的であり挑発的であった。⁴⁹⁾ ひとりのジャワ人青年が自らをオランダ人であるかのように自己規定した上でその同じオランダ人を批判するという方法を独力で獲得し、しかもその批判をオランダ語で記したことでだけですでに許しがたいことに感ぜられたのである。それは、カルティニがオランダ語で綴った書簡集をほとんど無条件で賞讃・受容しその書簡集のタイトルを『暗黒を越えて光明へ』（“Door Duisternis tot Licht”）と名付けて倫理政策の“福音”（それはアジアの土着社会という闇に西欧が光を与えるという形で示される）を謳歌した精神構造とほとんど対の関係をなしている。

一方、スワルディ自身はこの論文とともに後代の民族主義者の間でゆるぎがたい権威を確立することになる。それは、いうまでもなく彼がこの論文によってチプトとともに流刑追放という“受難者”の“苦行の旅”（samadi）に旅立つことになるというジャワ人の修業者のイメージと重なり合っていることに何よりも起因するのであるが、この論文自体に即して言えば次の二点を指摘することができる。

第一にスワルディのこの論文は、ジャワ人が植民地支配者に対してオランダ語を駆使して政治的な自己主張を行なったもっとも最初の例であった。そこでは、一土着民（Inlander）のスワルディがオランダ人と対等の言語で強い自己主張をなしたのであり、それは、ジャワ人にとっては、ワヤンの物語のなかでただひとり神々と対等の言語（ngoko）で会話を行なうビーマ王子（Wrekodoro Bima）のイメージと容易に重なるものであった。スワルディはオランダ語に習熟しこれを操作する能力を獲得することによってオランダ語をあたかもジャワ人の社会において身分の対等な者同士ないし上位の者が下位の者に話しかける時に用いる言語である ngoko と同様なものとして用いることに成功したのである。スワルディはオランダ語を意識的に ngoko 化して用いた最初のジャワ人であったと言えよう。

第二に第一の点と関連して、スワルディはこの論文において言語を操作し創

造するすぐれた能力の持ち主であることを示した。後年の民族主義者は彼の文筆の才に畏敬の念を払った。彼の生み出すある言語、章句はしばしばある状況やある運動の精髓を表現するシンボルとして用いられた。人々は時として彼から託宣を待ち望むかのように彼の作り出す文章に注目した。そして彼はそのことにもっとも成功した民族主義者のひとりであった。指導者の資質があるシンボルないしスタイルを土着の文化体系と関連づけて創り出したこのシンボルないしスタイルを操作することに何よりも関わっているということは、インドネシア民族主義の基本的な問題として別に論ずべきことであるが、いずれにせよスワルディはすでにこの論文、なかんづくそのタイトルを独創することによって、ジャワ人の価値観をシンボル化しそれをスタイルとして示すことに独特の才能を明示したのである。

それでは、この「もし私がオランダ人であったならば」という論文で様式化されているジャワ人の価値観はどのようなものであろうか。すでに述べたようにこの論文の顕著な特徴は先ず第一にスワルディが本来そうなることが不可能であるオランダ人に仮になったとしてという前提で議論を展開していることであり、第二にはそこで示されているある種の戯文的な性格である。オランダ人に対する皮肉と揶揄がそこでは繰り返して記されているが、それは祝典の遂行のために土着住民から寄付金を募ることに触れた一節に至って極点に達している。そこでは「損得勘定に敏感なオランダ人」の計算高さが明示されるとともに、その「計算」と同じ観点から土着社会の「損得勘定」を計算し、それが土着民にとって一文の得にもならないことを示してみせる。次に、実はオランダ人のその企画がオランダ人にとってもまた一文の得にもならないことを、オランダ人とはまったく別の「計算の基準」を用いることによって証明している。先の言葉を再び用いて言えば、それはオランダ植民地支配の基礎をなす *zakelijkheid* によっては決して把握することができない「基準」である。そのことをスワルディは自らオランダ人であると措定した上でオランダ人に対して説得しようとしたわけであるから、それを一読したオランダ人が「からかわれた」と感ずるのは当然であった。

この論文のこのような特徴は“風刺”および“^{やつし}裏”の精神として要約することができる。それではこの“風刺”と“^{やつし}裏”の精神はジャワの文化的伝統の中でどのように機能しているだろうか。ジャワ文化の精髓と考えられるワヤンについてその点をみてみよう。⁵⁰⁾

ワヤンの中にはプノカワン (Punakawan) と呼ばれる道化者の一群が登場する。プノカワンとは本来“随行者”の意味であるが、ワヤン劇の中では英雄に付き添って動く道化者として現われ奇妙な容姿と振舞によって喜劇と笑劇とを演じ観客の笑いを誘う。しかしまた彼らは英雄たちの出身階層である貴族武士(サトリオ)の階層に所属しない庶民の出身であるがゆえにサトリオの掟や道徳律にしばられることはない。彼らはそのために時としてサトリオの価値観に対する鋭い批判者として機能することになる。その批判はつねに皮肉や揶揄という“風刺”の形をとって現われるが、その“風刺”には笑いがともなう。一方またワヤンの中には神々がこの世につかわした使徒ないし神々の化身そのものであるような人物も登場する。彼らは貴族と庶民とを問わずこの地上の人間社会にたちまじって行動するがその究極の目的は神々の意志をこの世で実現することにある。彼らは典型的には王や王族の助言者ないし王子たちの教師として登場し、英雄たちが困難に遭遇した際にそれを克服しまた打開する指針を示唆する。パンディト、アジャル、グルなどと呼ばれるこれらの人物は危機的な状況が到来すると突如舞台の前面に登場し予言者としての機能をはたすのである。

ワヤンの個々の場面(ラコン)の骨組となっているのは、以上に述べた道化者と神の化身という2組のあい異なる登場人物であると言うことができる。多くの場面は、道化者のまきおこす笑いと混乱と風刺とを横糸とし、神の仮身による神々の意志の実現を縦糸として成立している。

ところで、ワヤンの登場人物の中には道化者でありながら実は神の化身でもあるという二つの要素を同時にかね備えた人物が幾人か現われてくる。その典型がセマル (Semar) である。セマルは完全にジャワ起源の人物であると考えられている。彼は神のこの世における裏の姿として現われ、プンドオ王国の王子たちの養育者として登場する。しかも彼はこの世での出身は道化者であって

まことに不自然で醜悪な格好をしており、道化者に似つかわしい愉快な冗談や仕草を続ける。⁵¹⁾ だが時としてそれはサトリオの全価値体系に対する痛烈な風刺となる。一方彼は実は偉大な智慧の力を賦与されており、彼がひとたび神の化身として機能するとき（それは、彼の怒りと嘆きを契機としてはじまる）その力を制御しうる者はこの地上には存在しないのである。ワヤンのすべての登場人物のなかで、セマルほどジャワの庶民に親しまれている人物はない。

ワヤンの中で示され、このセマルという特異な性格において一つに結晶している“婁”と“風刺”の精神は、先のスワルディ論文の中で相似形として表出されていると言うことができよう。スワルディ自身、その生涯にわたってセマルを自らの理想像ないし似姿としてこれに傾倒していた。⁵²⁾ もっとも、青年スワルディが先の論文を記すに際してセマルのことを明確に意識していたか否かは明らかではない。これは定かではないにせよ、彼はセマルに象徴される“風刺”と“婁”という二つのジャワの価値観を、彼自身の時代の局面にてらしそれに適応させつつ見事に様式化してみせたのである。

こうしてみると、スワルディは政府が懸念したようなデッケルの“仲立人”であるよりも、むしろジャワ社会の“仲立人”としての役割を果たしたということができる。

以下はスワルディの論文の翻訳である。論文は次の6種がある。オリジナル・テキストは入手できなかったが(1)を原文テキストと考えて良いであろう(2)、(3)、(4)はそのインドネシア語訳(なお、(2)、(4)は同一である)、(5)はジャワ語訳、(6)は英訳である。なお(1)、(2)は白石隆氏(東京大学)の御好意で閲読の機会を得た。記して謝意を表する次第である。

(1) “Als ik eens Nederlander was” (Ki Hadjar Dewantara, *Dari Kebangsaan Nasional sampai Proklamasi Kemerdekaan, Kenang-kenangan Ki Hadjar Dawantara*, Jakarta. 1952, pp. 250-255).

(2) “Andai Aku seorang Nederlander.....” (Ki Hadjar Dewantara, *Dar Kebangsaan Nasional sampai Proklamasi Kemerdekaan, Kenang-kenangan K. Hadjar Dewantara*, Jakarta, 1952, pp. 256-262).

(3) “Sekira aku seorang Belanda” (M. Balfas, *Dr. Tjipto Mangoenkoesoeno*, pp. 11-15)

(4) “Andai aku seorang Nederlander...” (*Pusara*, Yogyakarta., Vol. 43, No. 19, 1974 pp. 373-377).

(5) “Saupama aku Landa” (*Mekar Sari*, Yogyakarta. Vol. 3, No. 7, 1959, pp. 7-8)

(6) “If I were a Dutchman” (S. Prastit Scherer, *Harmony and Dissonance*, pp. 298-304).

(資料)

『もし私がオランダ人であったならば』(全訳)

近頃の新聞紙上には、オランダ独立100周年を祝うための一大祭典を催すことに関する記事が大々的に報道されている。いうまでもなくこの国のすべての住民は、たとえオランダが当時の独立諸国のなかでももっとも後塵を拝する国であるといえども、オランダがきたる11月をもって君主王国として成立してからちょうど100年が経過したということをお忘れてはならない。

この来たるべき祭典について、その妥当性の観点からいくつかのことを語ることができる。この祭典そのものが、オランダ人の父祖たちがその英雄的行為によって創りあげた国家に対する彼らの愛国の感情を十分に示すものである。きたる祭典で記念されることは、一世紀前にオランダ人が自らを外国人の支配から解放し彼ら自身の国家を樹立したということであろう。私も祖国の歴史にとって栄光ある日を祝おうとするオランダ人の愛国心を容易に感ずることができる。何故ならば私もまた愛国者であって、その祖国を愛しているオランダ人のように、私も私の祖国を筆舌に尽くしがたいほど愛しているからである。

そのような大切な民族の日を祝いうるとは、何たるよろこび何たるしあわせであろうか！もし私が例え一時たりとも、オランダ人になれたなら、それも、名目上のオランダ人でなく、すべての外国の支配から解放された“偉大なるオランダ国”の真実の国民になれたなら、それは何と楽しいことであろうか。もし来たる11月の祭典が私の長らく待ち望んでいた独立式典の日であったならそれは何と愉快なことであろうか。もしそうならばオレンジ色のリボンのゆわえられたオランダ王国の三色旗のはためくのを目にすることはいかにうれしいことであろうか。私は声の潤れ尽くすまで“ウィルヘルミナ”と“聖なるオランダの血”の歌をそのメロディーが流れるたびに歌いつづけるであろう。私はその祭典の盛大なことを誇りとし、教会で神の慈愛に感謝を捧げ、オランダの力がこの植民地においてもつねに確かなものでありその偉大さが植民地においても確かに維持されていくようにと神に祈りを捧げるであろう。私はそのためにこの東インドにいるすべてのオランダ人に寄付を仰ぐであろう。それはたんに式典を祝うためにのみでなく、オランダの自由を守ることを目的とするコリンの“海軍強化の計画”を支援するために

も行なうのである。私は……しかし私は、もし私がオランダ人であったならば、さらに何を私が行なうか自分ではもはやわからない。何故ならば、私はありとあらゆることができると感じるからである。

しかし、そうではない。もし私がオランダ人であったならば、私にはとてもそういうことはできない。確かに私は、きたる独立式典ができる限り広範にとり行なわれることを期待するだろう。しかし私は、この国の住民がその式典に参加することを認めないであろう。そして私はむしろ、その祝祭の場所でわれわれの独立をわれわれが慶賀しているのを原住民がたとえひとりたりとも目にするのがないように、その場所に垣根をめぐらすであろう。

私の考えでは、もしわれわれが（ここでは私は依然として観念上オランダ人なのであるが）土着住民に対してわれわれの祖国と民族の独立を祝うようにすすめるならば、それはたんに適切でないというだけでなく、見苦しいことでもある。まず何よりもわれわれは彼らの名誉心を傷つけることになる。何故ならばわれわれは、現にわれわれが支配している国でわれわれの独立を祝うからである。100年前にわれわれは外国人の支配から解放されたことを歓喜の念で迎えようとしている。そしてそれを今われわれが支配している人々の目の前で行なおうとしている。彼らもまた、われわれと同様に、彼ら自身の独立を祝福する時が訪れることを待ち望んでいるのではないであろうか。それとも、われわれは、これらすべての土着住民はわれわれの統治の結果その独立の精神をまったく喪失させてしまったとでも考えているのであろうか。もしそう考えているのだとしたら、われわれは自己欺瞞をおかしていることになる。何故ならばすべての民族は例えいかに未開であるとしても、すべての植民地支配を拒否するものだからである。もし私がオランダ人であったならば、私はわれわれ自身がその独立を剝奪している国で、独立の祝典を行なわないであろう。

このように考えてくると、土着民に対して祝典のための寄付を押し付けるということは、正しくないばかりでなく適当なことでもない。この地で祝典を挙行するという思想自体がすでに彼らを侮辱して余りあるというのに、われわれはそのためにあまつさえ彼らのポケットから金を盗み取ろうとしているのだ。それはまさに彼らへの精神的物理的な侮辱である。

この東インドで祭典を行なうことによってわれわれはいかなる利益を期待しているのであろうか。もしそれが民族の歓喜を表明しようとするものであるならば、われわれがそれをこの植民地で行なうことはない。それはこの地の人々の心を傷つけるものである。それともわれわれは、政治的権力を誇示しようとするのであろうか。もしそうなら、それは、現にこの東インドの地で人々がまさに覚醒しはじめそして自らを組織しはじめたときに、その彼らに対してやがて彼らが祝うべき独立の祭典についてその手本を示すことにほかならないのであるから、まったくおろかなことと言わなければならない。それは、

われわれが無意識のうちに彼らの将来の独立に対する希望と欲求とを覚醒させることである。われわれははからずも彼らに対して次のように叫んでいる。「みよ、いかにしてわれわれが自らの独立を祝うかを、独立を愛せ。植民地から解放され、独立を獲得した人民がいかに幸せであるかをしかと見よ！」

やがて11月がやってきて独立の祝祭が行なわれたならば、オランダの植民者たちはたいへん危険な政策をとったことになる。私はオランダ人であるといえども、その責任の一端をになうことを欲しない。

だから、もし私がオランダ人であったならば、その記念祭典を行なうという要求に対して抵抗するであろう。私はあらゆる新聞紙上でそれを行なうと願うことは誤りであると記すだろう。私はすべての私の仲間たち、オランダ人の植民者に対して、いま独立祝典を挙行することの危険性を喚起するであろう。私はオランダ人に対して、すでにわれわれに従わないという勇気を示しはじめている東インドの住民たちの感情を傷つけないように忠告するであろう。私は、持てる力のすべてを、そのために尽くすであろう。

ああ、しかし、……私はオランダ人ではない。私は、ただ、熱帯に住む有色人種のひとりであり、オランダの植民地の土着民のひとりにすぎない。だから私は、抵抗することはないであろう。

何故ならばもし私が抵抗すれば私はかならず彼らの怒りに触れるであろう。私は私の国の支配者であるオランダ人を侮辱したとみなされるであろう。それは私の望むところではないし私に許されていることでもない。もし私がオランダ人であったならば、やはり私もまた東インドの人民を侮蔑することを好まないのではないであろうか。

私はまた女王陛下に対して不敬を働いたとして告発されるであろう。そしてそのような行為は、決して容赦されることはないだろう。何故ならば、私は女王陛下につねに忠誠を尽くすことを義務づけられている植民地の土着民だからである。

それゆえに私はそれに抵抗しないであろう。その反対に私は祝典に参加するであろう。そして寄付の徴収が行なわれるならば、例えば私の生計費の半分がそのために削られることになろうとも私はその寄付に応ずるであろう。蘭領東インドの植民地住民として、わが主人の国であるオランダ人の独立式典に参加することは、私の義務だからである。私はまた、女王陛下を主として頂くこの国の他の住民たちに対して、その祝典に参加するようと呼びかけるであろう。何故ならばその祝典は純粹にオランダ人のための祝典であり、そしてそうであるにもかかわらず、それに参加することはオランダに対するわれわれの忠誠を示す絶好の機会だからである。それは何と楽しいことであろうか。神よ、私がオランダ人でないことに感謝します！

さあもう十分だ、風刺はここまでとしよう。

この論文の冒頭で記したように、オランダ独立の一世紀を祝うという思想はオランダ人が彼らの祖国に対する忠誠心を示す機会を作るということに端を発している。そのオ

ランダ人に対して、彼らが民族の式典を祝うことに関する限り私はいささかも嫉視するいわれはない。その際に私の同胞の心を傷つけているのは、ただ、土着住民に対して彼らがいささかの利益にもあずからない事業のために財政的な負担を負わせるという思想そのものである。

われわれがその式典に援助を与えることが、いったいどのような利益をわれわれにもたらすと言うのであろうか。まったく一文の利益にもならないではないか。それはせいぜいのところ、われわれに、われわれがいまだ独立していないこと、そして、イデンブルフ総督がこの地を支配している限りオランダはわれわれに独立を与えることはないであろうということを想起させるにすぎない。それゆえにわれわれは、例えいかにそれがばかばかげたことにみえようとも、その式典を通じて、あらゆる人々にとって自らの独立を想起することは一つの義務であるという教訓を得ることになるであろう。

そのゆえに私は、バンドゥンの日刊紙『カウム・ムダ』および『デ・エクスプレス』紙上で唱道された式典に関する思想に特別の関心をそそられるのである。そこでは、土着の知識人たちが委員会を結成したこと、そして彼らは、式典に際してそれを慶賀するとともに、統治条令第111条の撤廃と土着民の代表議会の早期実現とを請願する電報を女王にあって送るということを計画していることが明らかにされたのである。

これらの請願の成果、とりわけその最後の項目に関して私はここで論じないほうが良いであろう。それがもつ意味はまことに大きくまた重要なものである。そこに意図されている強固な要請は、それ自体現在まで政治問題について民衆が論議する権利はまったく与えられていないことに対する抵抗となっている。換言すれば、われわれは自らの解放を願うという権利を失っているということである。いまその独立記念の式典を予定しているオランダ人のように、独立を愛する民衆はその委員会の請願の正当性を承認しなければならない。

代表議会を形成するという提案に関して言えば、この提案が明示していることはその方法がどのようなものになるにせよ、民衆に言論の自由と参政権とを与えるということである。それはきわめて必要なことである。東インドの住民が完全に目覚め、そして彼らが急速に成長したという時がやってきたなら、その時、いまはまだ植民地の住民である彼らが彼らの主人を追放する可能性があることをよく考えてみる必要があるだろう。その時、どのようなになるであろうか。実際、やがて4,000万の人々が目覚め、そして彼らが、“人民代表”と称されているオランダ下院の100名の議員に対して正義を要求したら、どうなるであろうか。そういう危機が訪れたとき、彼らはたちまち降伏を欲するであろうか。

ほんとうをいえば、先の委員会が代表議会を要求するというのは少々奇妙なことである。目下のところ蘭領東インドの植民地政府は、いやいやながらであるとはいえ、われわれの内の幾人かを指名してこれをわれわれの代表とみなし彼らを“植民地委員会”の

委員ないし“各地区委員”の委員に任命することによって、代表機関の成立を認めている。そこに先の委員会が結成され一つの強烈な提案を行なおうとしているのである。すなわちそれは、代表議会の成立というまさにそのことである。

思うに委員会の主な意図は抵抗の姿勢を示すことであって、やがてその成果がどうなるかについて考慮しているのではない。オランダ民族がその独立の記念式典を行なおうとするまさにその当日に、委員会がオランダ女王に対して4,000万人の民衆に対するオランダの植民地支配を終らせるようにと要請することは、実に興味深いことではないであろうか。それこそ、いま現に進行しつつある独立の祝典を挙行しようとする考えと態度から生み出された一つの反応なのである。

ほんとうに、もし私がオランダ人であったならば、私はいまだ植民地である国で独立の記念式典を祝うことはないであろう。その前に、先ず私はわれわれが支配している民衆に独立を与え、そしてその後ではじめてわれわれの独立式典を祝うであろう。

注

- 1) デッケルの生涯について手際良くまとめられた論稿として次のものがある。本稿で扱ったデッケルの略歴はそれに従っている。Van der Veur, P.W. "E.F.E. Douwes Dekker Evangelist for Indonesian Political Nationalism," *The Journal of Asian Studies*, Vol. 17, 1958, pp. 551-566.
- 2) ムルタトゥリ(ダウエス・デッケル)への関心はオランダで今日なおひじょうに強い。ムルタトゥリの生涯と彼に対する評価について次のものは簡にして要を尽くしている。G. Termorshuizen, "Pendahuluan", (Multatuli, *Max Havelaar*, translated by H.B. Jassin, Jakarta, 1973, pp. VII~XVIII).
- 3) この間の事情と当時の状況を詳細に伝えるものとして永積昭の次の二著作がある。永積昭『東南アジアの価値体系2 インドネシア』現代アジア出版会, 1970, pp. 81-147; Nagazumi, Akira, *The Dawn of Indonesian Nationalism, The Early Years of the Budi Utomo, 1908~1918*, Tokyo, 1972, pp. 26-50.
 ストモの人と思想については、彼自身の自伝、伝記、ならびにストモ、チプト、スワルディンについてすぐれた比較研究を試みたサヴィトリ・プラスティティの論文がある。グナワンの人と思想については、ストモがその自伝の中で10ページにわたって“生涯の盟友”として回想している。R. Soetomo, *Kenang-Kenangan*, Surabaya, 1934?; Imam Supardi, *Dr. Soetomo, Rijwayat Hidup dan Perjuangannya*, Jakarta, 1951.; Savitri Prastiti Scherer, *Harmony and Dissonance: Early Nationalist Thought in Java*, M.A. Thesis Cornell University, 1975.
- 4) 永積昭「ブディ・ウトモの成立と発展(一)」『史学雑誌』第76編, 第2号, 1967, p. 9
- 5) R. Soetomo, *op. cit.*, p. 86.
- 6) ワヒディンがどのような意味でジャワ文化の体現者であったのかについては、永積昭の前掲書(とくに『価値体系』)に生き生きと描き出されている。なお、ストモの自伝と永積昭のブディ・ウトモ研究およびプラスティティの研究の成果とを用いて、ワヒディンとストモの出合いを考察し、もって世紀初頭の民族主義主義者にとって民族主義が彼らの「あけぼの」となりえた理由を洞察したすぐれた論稿として、次のものがある。Benedict O'G. Anderson, *A Time of Darkness and a Time of Light: Transposition in Early Indonesian Nationalist Thought*, Paper for the Congress of Human Sciences at Mexico City, 1976.
- 7) 「東インド党」の成立当時の状況とその綱領ならびにそれに対する政府の対応等については前

述の Van der Veur の論稿の他に次のものが資料を周到に用いて詳説している。Abdurrachman Surjomihardjo, "An Analysis of Suwardi Surjaningrat's Ideals and National-Revolutionary Actions [1913-1922]," *Madjalah Ilmu-ilmu Sastra Indonesia*, Jld. II, No. 3, 1964, pp. 371-406.

- 8) チプトの略伝には先のプラスティティの研究の他に次の伝記がある。M. Balfas, *Dr Tjipto Mangoenkoesoemo, Demokrat Sedjati*, Jakarta/Amsterdam, 1952.
- 9) S. Prastiti Scherer, *op. cit.*, p. 102.
- 10) R. Soetomo, *op. cit.*, pp. 82-85. なおストモはこの回想記の中で、チプトが盟友グナワンの死で悲嘆にくれていた1929年当時にそのストモを評して「まるでワヤンの人形が人形遣い(ダーラン)に先立たれたような有様だ」とのべたことを伝えている。(同書95ページ)ストモはその比喩を「言い得て妙」と述懐しているがそれにしてもチプトの批評はストモの胸にきびしくこたえた様子がうかがえる。
- 11) この間の事情は永積の前掲書のいずれにも詳説されている。
- 12) スワルディの略歴はプラスティティによる。S. Prastiti Scherer, *op. cit.*, pp. 60-64.
- 13) 事件の概要は当時のブリアンゲル州理事官ないし副理事官、バンドゥン地区検察官、東インド問題顧問官らの総督宛公信、ならびに総督の本国宛公信等によった。これらの公信は Mailrapport と呼ばれ年号と番号が付けられている。また同種の問題を扱っている Mailrapport は「一件書類」(Verbaal) としてまとめられている。Verbaal にはそれが綴られた日付が付けられている。本稿ではまず Mailrapport の年号・番号を記し次にそれが何れかの Verbaal に含まれている場合にはその Verbaal の日付を記載する。
- 14) Mailr. No. 1695/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56).

これらの会員の内、副議長のスヤティマン・スルヨクスモは当時 B. O. W (Burgerlijke Openbare Werken) の監督官であったとされているが、この B. O. W(公共事業局)の監督官はスタッツモ・スルヨクスモ (Soetatmo Soerjokoemo) としても記されている。R. C. Kwantes (ed.), *De Ontwikkeling van de Nationalistische Beweging in Nederlandsch-Indie*. Groningen, 1975 p. 622.

いずれにせよ、このスヤティマンが後のスタッツモ・スルヨクスモ (1888~1924) と同一人物であることはおそらく間違いないであろう。スタッツモはスワルディと同じバク・アラム家の出身であり後1918年以降「再建」(Wederopbouw) というオランダ語の雑誌を主宰しさらに1920年代初頭にジョクジャカルタで結成された「スラサ・クリオン」という団体に入会さらに1922年以降「タマン・シスワ」の議長に就任している。スタッツモはこのように生涯の大半をスワルディと行をともしているが、その彼が1913年当時すでにこの委員会に参加していることは大変興味深い。次に会計のウィグニャディサストラは当時『カウム・ムダ』(Kaoem Moeda) 紙の編集長をつとめていた。彼はまた教師であった。一方1919年まで、中央イスラム同盟の委員でもあった。スラジャ夫人については不明である。ルムは原住民の医師であった。アブドゥル・ムイス (1890~1959) は当時『ヒンディア・サレカット』(Hindia Sarekat) 誌の編集者であったがイスラム同盟バンドゥン支部の書記を兼任していた。彼は西スマトラの出身であり、イスラム同盟の有力なメンバーとして活躍した。しかし彼の才能は文筆活動で発揮されとくに1928年に『誤った教育』(Salah Asuhan) を発表し、現代インドネシア文学の先駆者のひとりとして名声を高めた。

- 15) Mailr. No. 1596/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56)

なお「統治条令」第111条の全文は、次の通りである。

(第1項) 土着住民の結社及び集会の権利はこれを認める。

(第2項) この権利の遂行にあたっては、公共の秩序の必要から、条令においてこれを監督また制限する。W. A. Engelbrecht (ed), *De Wetboeken Wetten en Verordeningen Benevens de Voorlopige Grondwet van de Republiek Indonesia*, Leiden, 1956, p. 216.

この規定により、政府は「公共の秩序の必要」から集会、結社を禁ずることができた。

- 16) Mailr. No. 1596/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56).
- 17) アブドゥル・ムイスがこの論文を翻訳したいきさつは、先ずスワルディがオランダ語の原稿を示してその翻訳を依頼したが、彼はそれを一読後内容の過激なことに怖れをなしてこれを拒んだという。その後、チプトがムイスに対し「心配するな、一切の責任は私がつとる」と述べて彼を説得して翻訳に踏み切らせたという (M. Balfas, *op. cit.*, p. 18)。またこの論文が出版されると同時に、先の7名の委員の内チプト、スワルディ、ムイスを除く4名の委員はそこから「よぎない事情のために」離脱した旨が「現住民委員会」自身によって公表された。[Mailr. No 1695/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56)] さらにムイスも7月末に逮捕されるとともにスワルディとチプトに文書で「もはやあなたの方の今のやり方について行けない」旨を述べて離脱することを明らかにした。その中でムイスはスワルディに対しては彼の意のあるところをチプトに伝えてほしい旨を懇願し、チプトに対してはその激情性をとがめている [Mailr. No. 1618/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56)]。
- この間の事情は、チプトとスワルディが当時の進歩的な青年たちの目にさえいかに過激に映じていたかを物語っている。
- 18) Mailr. No. 1596/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56).
- 19) Mailr. No. 1695/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56)。なおこの小文のインドネシア語訳は次のものに全文掲載されている。M. Balfas, *op. cit.* pp. 22-24.
- 20) このインドネシア語訳もバルファスの『チプト伝』に掲載されている。M. Balfas, *op. cit.*, pp. 22-24.
- 21) アブドゥル・ムイスが逮捕されたのは、彼が「委員会」の委員であったことによる。またウィグニャディサストラは彼の主宰する『カウム・ムダ』紙に「原住民委員会」関係の記事を載せていたことによる。
- 22) Mailr. No. 1596/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56).
- 23) Mailr. No. 1618/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56)。
- 一方、チプトの弟グナワンも、8月2日に彼の勤務地であったベンクルーからチプト宛に「原住民委員会」の活動は正しい。あなたの活動が結実することを民衆は切望している」と打電した [Mailr. No. 1618/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56)]。そのチプトは、スマランの父にあてて「私の人生の任務がいまはじまったところだ。さようなら」と打電したという (M. Balfas, *op. cit.*, p. 1)。また、スワルディの妻は8月3日に、バク・アラム家のバンゲラン・スルヨディニングラットは8月2日にそれぞれ総督に打電しスワルディに寛大な措置をとるよう懇願した [Mailr. No. 1641/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56)]。
- 24) Marilr. No. 1694/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56)。
- 25) 東インド評議会は総督の諮問機関として植民地問題の最重要事項を審議するために設置されたものである。その詳細は『蘭印百科辞典』D. G. Stibbe (ed.), *Encyclopaedia van Nedrland-sch-Indie*, Haag-Leiden, 1919, pp. 523-526 に記されている。
- 26) これは5項よりなるがその骨子は総督は自らの判断である人物の居住地を特定の地域に指定し、あるいはある人物が特定の地域に居住することを禁止しようと定めたものである W. A. Engelbrecht (ed.) *op. cit.*, p. 193.
- 27) S. L. van der Wal (ed.), *De opkomst van de Nationalistische Beweging in Nederlands-Indie, Een Bronpublicatie*, Groningen, 1967, pp. 326-329.
- 28) 政府がこの特例を認めたのは、デッケルが法律上オランダ人であり、チプトがかつてベスト撲滅のために貢献したという功績があり、またスワルディはバク・アラム家に連なる貴族であるとこの事情を考慮したためと考えられる。スワルディに対しては総督の恩赦を求める要請が、プディ・ウトモの指導者からなされており、先のバク・アラム家からの電報とともに、スワルディを他の2名(デッケルおよびチプト)から区別するようにとの意向は、ジャワ人の側に強く存在し

- ていたようである (S. Prastiti Scherer, *op. cit.*, pp. 75-76)。一方、チプトに対する評判はジャワ人の指導層、ことにジョクジャカルタのブリヤイの間では悪かったと報告されているが、オランダ人の間ではチプトを評価する者ないし彼の友人が何人かいたようである (Van der Wal, *op. cit.*, pp. 336, 339-340)。後にスワルディがジャワへの「帰帰」を強めるのに対しチプトがオランダ的な思考様式に傾斜していく事実とてらし合わせるとこれは興味深い点である。
- 29) Mailr. No. 1695/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56).
- 30) 当初バンドゥン地区の検査官はスワルディの論文を「オランダの権威をおとしめ東インドの諸住民間に敵対感を煽る」ことを禁止した出版条令の第26条に違反するとのことでこの論文を押収した。この条令の違反者は1カ月ないし12カ月の懲役ならびに10ギルダーないし500ギルダーの科料を受けることが規定されている [Mailr. No. 1695/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56)].
- 31) M. Balfas, *op. cit.*, p. 56.
- 32) Soewardi Soerjaningrat, “Vrijheidsherdenking en Vrijheidsberooving” (Douwes Dekker, Tjipto Mangoenkoesoemo, Soewardi Soerjaningrat, *Mijmering van Indiers over Hollands Feestvierderji in de Kolonie*, Schiedam, 1913, p. 8).
- 33) Van der Wal, *op. cit.*, p. 311.
- 34) *Ibid.*, p. 320.
- 35) 当時のオランダ人の対デッケル観は、ヴァン・ニールのデッケル評にそのまま反映している。彼はそこでデッケルを神経質でエゴイスティックでムルタトゥリへの劣等感にみちていた人物と評している (Van Niel, Robert, *The Emergence of the Modern Indonesian Elite*, The Hague, 1960, pp. 62-63).
- 36) Van der Wal, *op. cit.*, pp. 355-357.
- 37) *Ibid.*, p. 340.
- 38) Mailr. No. 1595/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56).
- 39) Mailr. No. 1618/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56).
- 40) Mailr. No. 1695/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56).
- 41) 二つのジャワ語の成句とは、一つは、“Rawé rawé rantas, malang malang putung”であり、もう一つは聖なる“Kalimasada”というものであった。前者は「すべて困難は必ず克服される」という格言であり後者は、ワヤンの登場人物の内もっとも聖なる人物とされているユディスティロが所有している宇宙の秘蹟について記されている書物の名である。このカリモドを開いたものはいまだかつて誰ひとりとしていないと考えられている。16世紀にイスラムが中ジャワで布教し始められた頃、布教師たちはコーランこそそのカリモドのことであるとしてイスラムの宣教の効果をあげたという。
- 42) ヤンセン理事官は、「デッケルこそもっとも危険な人物である」と報告している [Mailr. No. 1618/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56)].
- 43) このことは、彼らに対する適用法が出版条令第26条から統治法第47条へと変更されたことにもうかがえる。なお、この経過は次に詳しい (Van der Wal, *op. cit.*, p. 321).
- 44) Mailr. No. 1695/1913 (Verbaal 25 September 1913, No. 56)].
- 45) この手法は小説『マックス・ハーフェラー』において、語り手の知人の体験を語り手が別の人に託して記してもらおうという、キルケゴール的な設定で物語が展開されながら、最後の数ページに至ってその複雑な道具立てをすべて打破して、真の作者ムルタトゥリが素顔で現われ、オランダ王に対して詰問するという手法を想起させる。しかし小説『マックス・ハーフェラー』がスワルディにどのような影響を与えたかは明らかではない。
- 46) zakelijkheid は字義通りには、zaak (事物, 事実, 客体等) にかかわる行動様式思考様式を表現する場合に用いられ、とくにそれは、その様式が zaak に即している場合の性格や態度を含蓄するものとして用いられる。マックス・ウェーバーが近代官僚制の特質としてあげた “合理

性”の概念と近似しているが、*zakelijkheid* はもっと広く、しばしば、オランダ人が自らの民族的特性を語る場合に引き合いに出される。したがって、適当な訳語がさし当たり見出せないので原語のまま用いる。なお、アンダーソンはこの用語が含意している概念はオランダに独自なものであり英語にもその適当な対応語は見出せないと述べている。B. O' G. Anderson, "Japan, The Light of Asia," J. Silverstein (ed.) *Southeast Asia in World War II*, New Haven, 1966, p. 36.

- 47) スワルディへの訊問に際して論文の内容に触れる訊問はまったく行なわれていない。
- 48) M. Balfas, *op. cit.*, pp. 1-24.
- 49) オランダ=インドネシア両国間の文化協定にもづくインドネシア側の活動に批判と勧告をするに際して、オランダ人レネスは「もし私がインドネシア人であったならば」という仮定で独立国インドネシアに対して発言する権利を、かつてスワルディが与えてくれたと述べている。これはこのタイトルがオランダ人に今日なお記憶にとどめられていること、またそれがどのような形で記憶にとどめられているかを示す一例である。Bernard Renes, "Het Hoger Onderwijs in Indonesie: Mogelijkheden en Bependingen," *Overzicht*, Vol. V, No. 9, 1976, pp. 32-39.
- 50) 以下のワヤンに関する記述は次のものによるところが多い。
B. O' G. Anderson, *Mythology and the Tolerance of the Javanese*, Cornell Monograph Series, 1965.
Pak Hardjowirogo, *Sedjarah Wayang Purwa*, Jakarta, 1968.
B. O' G. Anderson, "The Idea of Power in Javanese Culture," Claire Holt (ed.) *Culture and Politics in Indonesia*, Ithaca, 1972.
- 51) セマルは、肥満体でとくに胸と尻は飛び抜けて大きい。男の着物を着ているが女のような化粧をしている。顔は男とも女とも判じ難い。
- 52) スワルディが生前に執務した室内の机の背後の壁にはセマルの絵が掛けられている(ジョクジャカルタ市の「タマン・シスワ」本部)。この遺室を管理しているスハルト氏によれば、セマルこそスワルディがもっとも愛した人物であったという(筆者とのインタビュー、1975年5月19日)。

(土屋 健治)

第Ⅱ部 政治統合と経済発展

ASEAN における政治協力の制度化

I はじめに

1976, 77 両年首脳会談を催したことによって ASEAN (The Association of South-East Asian Nations : 東南アジア諸国連合) は設立後 10 年を経て一つの大きな節目を迎え、東南アジアの政治を語る上で無視できない存在になった。

地域協力機構としての ASEAN に対する認識は、従来は少数の例外を除いて、消極的な評価と悲観的な見通しとから構成されていた。¹⁾ この傾向が、性急な結論を避けながらも、ASEAN を積極的に評価する方向に変化し始めたのも、1976—77年の節目を境にしてのことであった。²⁾ 同時に ASEAN 認識についても三つのコンセンサスが成立する方向に向った。³⁾ その第一は、政治協力を実際の経済協力の窮極目標とみなすか政治協力と経済協力を二本の柱とみなすかという程度の差こそあれ、ASEAN の政治的側面が重要な意味を持っているという認識である。第二は、協力が実質的に始まるのは1971年以降であり、それ以前には見るべきものもなく、しかも協力が本格化するのは75, 76年前後からであるという ASEAN 協力の発展段階的認識である。最後の認識は、ASEAN の協力は大国を始めとする域外国際環境に大きく依存しているという点である。

以上の収斂しつつある ASEAN 認識が定説となる前に、それらを再検討することが本稿の目的である。まず第一点に関して言えば、重要であるはずの ASEAN の政治的側面は今日に至るまで実証的かつ体系的に分析されたことがなかった。問題の重要性と研究の欠如とのギャップをいくらかでも埋める必要がある。第二点に関しては、そのような ASEAN の協力の発展説が実証的分析に耐え得るかどうか検証する必要がある。ASEAN の協力、特に政治協力は

その初期から一貫してなされてきたという仮説を対置したい。第三点に関しては、国際環境要因を強調しすぎてはいないだろうか。ASEAN 内部の自律的な活動による協力推進が果して無視できる程度のものかどうか確かめる必要がある。

以上の問題点に答えるべく、本稿では政治協力が ASEAN にいかに定着していったか、すなわち政治協力の制度化の過程を明らかにしたい。具体的には、(1) ASEAN の最初の10年間、1967—77年の期間について、(2)最高政策決定機関である外務大臣会議の活動に焦点をしばって、(3)構造と実際活動の二側面の安定性と変化とに着目して、ASEAN における政治協力の制度化を議論する。本稿の作業によって、機構の静的分析や事例中心の分析では解明され得なかった、動的で一貫性のある時系列が明らかになり、将来なされるべき動的要因分析の一助になれば、ASEAN の新たな社会科学的研究の方向を示唆できるであろう。

本稿の構成は、まず本論に入る準備として、次節(Ⅱ)で ASEAN における政治と外相会議の位置づけと分析概念の整理とをしておく。本論では外相会議に焦点をしばって ASEAN の実際の活動における政治協力の制度化を考察する。Ⅲでは機構の側面から、Ⅳでは行動の側面から、議論を進める。Ⅴでは制度化から見た ASEAN の時代区分論をあつかう。最後(Ⅵ)に結論を提出し、討論を加える。

Ⅱ 準備的考察

1 ASEAN における政治協力の位置 1967年8月にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5カ国によって結成された ASEAN が政治協力をどう位置づけているかは ASEAN の本質を規定する大きな問題であった。これをどうとらえるかは、従来二つのアプローチがあった。第一は組織、特に ASEAN 設立宣言、の分析である。まず、宣言の前文に相当する部分では次のように地域の安全保障について述べられている。⁴⁾

東南アジア諸国間に相互利益と共通の問題が存在することに留意し、現存の地域的団結と協力を更に強化する必要を確信し、

平等と連帯の精神によって東南アジアにおける地域的協力を促進する共同行動のための確固とした基礎をうち立て、もって域内の平和、進歩及び発展に寄与することを希求し、

(中略)

東南アジア諸国は、域内の経済的・社会的安定の強化と諸国の平和的・進歩的発展に主要な責任を有し、いかなる形、あるいは言明であれ、外部からの干渉に対しては、諸国民の理想と希望とに従い、国民的一致を守るため、その安定と安全とを確保すべく決心していることを考慮し、

すべて外国の基地は、暫定的なものであり、関係国の同意表明によってのみ維持され、域内諸国の国家的独立と自由とを直接又は間接に破壊し、あるいは諸国の秩序ある発展を阻害する目的で使用されるべきではないことを確認し、

(以下、宣言本文に続く)。

ところが、このように政治的に極めて重要な目標を設定しながらも、ASEAN そのものの具体的活動の目的として掲げられた7項目のうち、政治に関係しているものは第二項目の、

2 域内諸国関係における正義と法の支配を尊重し、国連憲章の諸原則を支持し、もって域内の平和と安定を促進する。

という抽象的なもののみであった。このような特徴から、ASEAN は政治的理念に奉仕する経済協力機構であるというとらえ方も可能になる。しかしまた、同じ分析手続きを経て、上の結論とは正反対に、ASEAN は経済協力を目的とする機構であるという結論を得ることも可能である。

現実に ASEAN の政治協力についてコンセンサスができてきたのは、第二のアプローチ、すなわち実際の活動を分析することによってであった。具体的には 1971 年のクアラ・ルンブル宣言、73 年のベトナム和平問題仲介の動きなど、ASEAN の政治活動を無視できなくなり、76 年の第一回首脳会談を評価

するにあたって政治協力の重要性に対する認識が定着したのである。1970年代末になって、ようやく ASEAN を政治的協商 (political entente) として見直したり [Morrison & Suhrke 1978: 272-275], ASEAN の安全保障戦略を議論したり [黒柳 1979] できるようになった。

ASEAN の活動を担う組織は、当初、構成国の国内事務局、常務委員会、主題別の各種委員会、外相会議の 4 種類であった。⁶⁾ 1975 年以来 ASEAN は機構上大きな変革を遂げるが、外相会議は 67 年以来引き続いて最も重要であり、特に毎年開催される定例外相会議は最高政策決定機関である。ASEAN 設立宣言には、年次定例会議の他に、必要に応じて特別外相会議を招集できることが明記されている。

政治協力を分析する際忘れてはならないのが、上記 2 種の外相会議に加えて、第三のタイプの外相会議である。これは形式上、ASEAN 諸国の外相が非公式に開く会議であり、ASEAN の枠外の外相会議である。しかし、このタイプの外相会議は ASEAN の機構に大きく依存している。後で詳しく論ずるが、年次定例会議に ASEAN 諸国の外相が全員集まった折に非公式会議も開催される程密着しているのである。このタイプを事実上の ASEAN 外相会議とみなして、本稿の考察の範囲に含めることにする。

経済協力ならば ASEAN 設立宣言の規定に即して臨時委員会や常設委員会を設置して、そこで実務がなされ、外相会議は委員会活動の了承と大方針の決定とを行なえば良いかも知れない。しかし政治協力に関しては手足となる実務機関は形式上設置できない。⁶⁾ したがって外相会議が実務的な政治協力の場となる傾向がある。さらに、ASEAN の政治協力の重要な要素は政府首脳レベルの政治的協議である。また、政治協力に限らず、重要決定は必ず外相会議でなされる。こうした点から見て、ASEAN の政治協力を論ずるには、最も重要な外相会議にまず焦点を合わせなければならない。⁷⁾

2 「協力」と「制度化」 本稿で用いられる重要な二つの分析概念について、本論に入る前に説明しておこう。第一は「協力」である。国際関係は紛争と協力のスペクトルとして巨視的にとらえられるが、歴史的に協力よりも紛争

が目立ちがちだったために、必ずしも明瞭な協力ではなくとも協力の範囲に含まれる関係がある。国家の対外行動の分類（たとえば〔McClelland & Hoggard 1969〕）においても、東南アジア地域の国際協力の研究（たとえば〔Somsakdi 1973〕）においても、協力とみなされる行動や関係は、協議や意見交換のような相手との接触自体を含んでいるのである。

本稿における協力の概念も以上のような国際関係論における概念に従っている。まず、最狭義の「協力」として、文字通りの協力、すなわち共同行動ないし集団行動を考える。次に、この定義の前提となるようなそれより広義の第二の「協力」として合意を考える。「合意」には条約や協定のような法的拘束力のある合意も、宣言のような実質的合意の表明も含まれるものとする。古典的だが、同盟の締結は「合意」であり、それに基づいた共同作戦は「共同行動」である。最後に以上の二つの概念の前提となる最広義の「協力」として協議を考える。「協議」は、何らかの共通の目標をめざして関係国が意見を交換し、相互に理解を深め、もし可能ならば目標を実現する方向で「合意」や「共同行動」に発展するような行動である。したがって、必ずしも目標が達成されなくとも、あるいは意見の一致を見なくとも、協議したこと自体が協力の一つの現われとみなされるのである。

最広義の「協力」をまず利用して、ASEAN の政治協力を分析するのは三つの理由から正当化できる。第一に、本稿の課題は政治協力と呼べるような活動があるか否か、もしあるならいつからか、という根本的な問題に答えることである。第二に、そのようなことが問題になること自体、ASEAN における政治協力が低いレベルのそれであり、したがってできるだけ広義の「協力」で分析する必要があることを暗示している。第三に、「共同行動」のような高いレベルの「協力」が存在したとしても、それはその前提となる「協議」によって検知されているはずである。以上のような理由から、政治協力を初めて体系的に考察しようとする本稿では、最広義の定義である「協議」を採用している。

第二の概念は「制度化」である。国際関係論における「制度」とは、国際社会の行為主体の行動や役割の秩序づけられた集合である。それが存在する結果

として、ある程度の確かさで予測できるような安定した組織や活動を観察することができる。行動や役割を「制度化」するということは、秩序も規則性もない非形式的な行動や役割を、より秩序づけられ規則性が見出される形式的なものに変えることである。

国際関係論において「制度化」は二つの側面から検討される。第一は、機構という形式的な枠組の整備である。この意味で、ASEAN の成立と存続自体が構成5カ国の地域協力の制度化の一つの現われである。ASEAN における政治協力の機構上の制度化とは、政治協力を可能にし実現していくための機構がASEAN の枠内に整備されていく過程である。もう一つの側面は、行為主体の実際の活動が、安定した規則性を獲得していく過程である。ASEAN について言えば、その活動の中で偶然ないし散発的であった政治協力が規則的なものに定着していく過程である。

機構の整備と活動の規則化とが進む中で、全体的統一を失わずに、特定の機関が特定の活動を担うようになる過程を「分化」と呼ぶ。分化は制度化の顕著な現われの一つである。本稿においても、政治協力の制度化を機構の整備と活動の規則化の両側面から分析するとともに、「分化」が観察され得るかどうかとも検討したい。

Ⅲ 政治協力の制度化(1): 機構における

1 第二回定例会議における非公式会議 1968年8月6、7の両日、ジャカルタで第二回定例外相会議が開かれた。この会議後の共同声明(joint communiqué)を読む限り、そこでは実務的な経済協力のみが討議された印象を受ける。

しかし2日目に非公開の非公式会議が催されて、その場で重要な地域安全保障の問題が話し合われた。パリにおけるベトナム和平会談の見通し、イギリス軍の1971年までにスエズ以東から撤退する計画がマレーシア、シンガポールに及ぼす影響、東南アジアにおけるアメリカ軍駐留問題、核拡散防止条約調印問

題などが協議の内容に含まれており、外相間で意見の交換がなされた〔Bangkok Post(以下BPと略す) 8月9日付〕,〔Straits Times 8月9日付〕. ASEAN 諸国の政治協力はこのようにして第一歩が踏み出された.

この非公式会議で安全保障の具体的な問題で合意が見られたかどうかは資料的には明らかでないが、将来の問題として、極めて重要な合意ができた。これは、ASEAN 地域の安全が脅かされるような緊急な事態が生じたときには非公式かつ緊急に会議を招集することが合意され、しかもそれは政府首脳レベルの会議をも予想していた〔BP 8月9日付〕. ただ、ここで注意する必要があるのは、必要に応じた非公式会議開催を提案したタイのタナット外相がどのような脅威を念頭に置いていたかという問題である。非公式会議で取り上げられたような安全保障問題があったことは否定できないだろう。しかし、サバをめぐる再燃したマレーシアとフィリピンとの間の、険悪化しつつあった対立も同時にタナットが考えていた可能性も十分ある。⁸⁾

2 バンセン非公式会議 1968年11月マレーシア、フィリピン両国は互いに大使館員を引き揚げて、大使館は閉鎖される事態に発展した。これを解決すべく、タナットは12月11～14日にバンコクで ECAFE の第三回アジア経済協力閣僚会議が開かれる際、ラモス・フィリピン外相とラザク・マレーシア副首相が来タイする機会を利用して、非公式の ASEAN 外相会議を開くことを計画した。12月12日、当初予定外であったマリク・インドネシア外相とラジャラトナム・シンガポール外相が相次いでバンコクに到着したが、マレーシアが最後まで消極的であったために、会談場所はおろか開催するか否かさえ決定されていなかった〔BP 12月13日付〕.

結局、ECAFE の会議が終了後、14日にバンコク近郊のバンセンで非公式会議は開かれた。会議開催を計画したタナットは、ASEAN 諸国の外相の関心があるのは地域の平和・発展・安定と相互理解とであると述べるだけで、サバ問題が取り上げられることを明言するのは避けた〔BP 12月15日付〕. しかしこの会議でサバ問題が中心議題となったのは当然であり、紛争当事国代表は他の ASEAN 外相らと協議を重ねながら、会議終了後の報道発表では、相互に理解

し和解を進めることを確認し合ったのである。

定例会議以外にも非公式に ASEAN 諸国の外相会議を開催できることについて合意ができてからわずか4カ月後、こうしてそれが実現することになった。地域協力推進のためのはずの非公式外相会議が内部紛争のために初めて開かれたのは皮肉と言えないこともない。しかし紛争解決をめざす協議が国際関係における重要な政治協力であることを思い出すと、この種の協力が ASEAN という枠組を利用してなされたことは重要な意味を持っていたのである。

マレーシアとフィリピンの和解は ASEAN の第三回定例外相会議の初日(1969年12月16日)に発表された。

3 クアラ・ルンブル外相会議——いわゆる第一回特別外相会議 1971年11月26、27日の両日 ASEAN 諸国の外相は、前月ニューヨークでの非公式会議の合意を受けて、クアラ・ルンブルに集まり、東南アジアを平和自由中立地帯とする宣言(クアラ・ルンブル宣言、中立地帯宣言)を発表した。⁹⁾これが今日、第一回特別外相会議と称されているものである。この政治的意味に満ちた宣言を発表したこと自体、検討すべき重要な出来事であるが、政治協力の制度化という観点から見たこの会議の重要性は、いったいどこにあるのであろうか。

この問題の要は、会議が設立宣言に規定されている特別会議のタイプかどうかという点である。まず、会議の共同声明にも、宣言文にも、この会議が ASEAN の特別外相会議として開催されたと明記されていない。また当時の ASEAN 諸国政府の文書にも、新聞報道等にも、この会議を特別外相会議と称している例は見当たらない。表現形式は、「ASEAN 構成諸国の外務大臣会議」であり、68年12月の非公式会議の名称と同じなのである。したがって、1971年11月当時においては、会議は非公式であり、クアラ・ルンブル宣言は ASEAN のではなく ASEAN 諸国の宣言であったと言える。

ところが翌年7月に再び非公式会議が開かれると、それを第二回特別外相会議と呼び、71年11月の会議を第一回とみなすようになるのである。¹⁰⁾1976年前後になると、ASEAN 諸国政府の刊行物の中にも、1971年11月以降の非公式

会議の一部もしくは全部を特別会議という呼称で表現するものが現われてくる。¹¹⁾ 実際には、会議自体の文章で特別会議と明記したものは第一回首脳会議—周年記念の会議（1977年2月、いわゆる第四回特別会議）が最初である。

結局、1971年11月の外相会議の意義は、非公式会議であったにも拘らず、第一回特別外相会議と後日みなされるようになった点にある。政治協力はASEANの枠外の非公式なものであるというASEANの立場はASEAN諸国自らが非公式会議をASEANの特別会議と位置づけるようになることによって、説得力を持たなくなった。換言すれば、ASEANの外相会議とASEAN諸国の外相会議との差が実質上なくなったことを意味している。したがって、この非公式会議に即して設立された中立化問題を扱うASEAN諸国の高官委員会がASEANの委員会として理解されたのも当然であった。

クアラ・ルンプル宣言という政治的に非常に重要な外向けの意思表示を公にしたために、ASEANの枠外の非公式会議を通じての政治協力が実はASEANの枠内の協力であることを自他共に認める発端になったのである。

4 第五回定例会議における非公式会議 1972年4月13、14両日シンガポールの第五回定例会議が開催された際、5カ国外相は再び非公式会議を開き、その場で、以後最低限1年に1回は定期的にASEAN諸国の外相が集まって、地域に影響を及ぼすような国際問題について協議することに合意した。ここに、政治協力のための非公式な外相会議の定例化が決定されたのである。

この合意に基づいて開催された非公式外相会議は次の通りである。

- 72年7月13～14日 マニラ（いわゆる第二回特別会議）
- 73年2月15日 クアラ・ルンプル（いわゆる第三回特別会議）
- 73年4月17日 パタヤ（第六回定例会議の際）
- 74年5月8日 ジャカルタ（第七回定例会議の際）
- 75年5月14日 クアラ・ルンプル（第八回定例会議の際）
- 76年6月25日 マニラ（第九回定例会議の際）
- 77年7月6～7日 シンガポール（第十回定例会議の際）

非公式会議の定例化が決定された第五回定例会議から第六回定例会議までの一

年間に二つの非公式会議（いずれも特別会議と称されている）が開かれている。これらは、緊急な課題として浮かび上がったベトナム和平を最重要議題とするものであった。結果的には特に貢献しなかったものの、ASEAN 諸国が域外の問題について積極的な政治協力を始めたことを示唆している。

また、非公式会議と特別会議との区別が無意味になったことは前項で述べたが、それが定着するのが、この定例化した一連の非公式会議の開催によってである。1971年11月のクアラ・ルンプル外相会議に続く、いわゆる第二回、第三回の特別外相会議は、定例会議期間中以外に開かれた非公式会議を指している。さらに、期間中に非公式会議を開くようになった第六回以降の定例会議を定例・特別合同会議とする見方も出てきた。形式的には誤りである非公式会議を特別会議とみなす見方も、非公式会議が実質的にASEANの政治協力の場として定着しつつあった現実に対応していたのである。

5 ASEANの機構改革 大規模な機構改革は、1973年の第六回定例会議で中央事務局の設置が決定されたのを皮切に、74年の第七回定例会議で経済協力推進のための国家計画担当大臣会議の開催や全面的機構改革実施が合意されるなど、次々と打ち出されていった。75年以来具体化が進み、外相会議の他に、労相会議（4月）や経済計画担当相会議（11月）などの閣僚会議が次々と設置された。76年2月には初の首脳会議が開かれ、その際に中央事務局の設立協定が正式調印され6月に発足した。

ASEANの正統性を飛躍的に高めた首脳会議の開催〔矢野1977〕は、ASEAN協調宣言の発表や東南アジア友好協力条約の締結などの成果を上げ、政治協力にとって大きな意義があった。政治協力の制度化という観点から、首脳会議に優るとも劣らない程重要な機構の改革は、経済計画担当相会議（経済閣僚会議）の設置である。この結果、ASEANプロジェクトや特惠関税などの経済協力の問題は、経済閣僚会議の管轄下に置かれることになった。1976年3月の第二回会議においては、常設委員会をすべて発展的に解消し、新たに五つの実務委員会を経済閣僚会議の下部機関として創設することが決まった。こうした実務レベルの改革に伴って、外相会議の下には非経済的実務委員会四つが作られ、機

構の形式上、経済協力は経済閣僚会議の担当、非経済協力は外相会議の担当と ASEAN の活動は分化したのである。非経済協力には文化科学協力も含まれてはいるが、情報相会議、社会福祉担当相会議、教育相会議が ASEAN の枠内で設置された。したがって外相会議は非経済協力と言っても実際には政治協力に専念できる体制になったのである。

6 第九回定例会議における非公式会議 第一回首脳会談後初の外相会議は6月の第九回定例会議であった。前述の一覧表(169頁参照)にあるように、この際にも、第五回定例会議期間中における非公式会議の合意に基づいて、政治協力のための非公式会議が開かれている。

従来、この種の非公式会議が ASEAN の定例会議と形式的にはっきり異なるという点は、定例会議の共同声明とは別に、非公式性を明示した報道発表が出されてきたという事実によって確認できた。しかし、この第九回定例会議における非公式会議から、この種の報道発表は出されなくなったのである。同時に、非公式会議は、定例会議2日目の非公開会議として扱われるようになる。こうして、定例化した非公式会議は定例会議の秘密会に性格を変えて、ASEAN の枠組の内部に完全に定着した。

そもそも非公式会議は ASEAN の枠内では厳密にはあつかえないはずの政治協力を実現するために作られ、以来その機能を果してきた。1976年前後の機構改革の結果、外相会議は非経済協力と全体的調整を担うこととなり、実際には政治協力を公にあつかえるようになった。この過程の中で、定例非公式会議は積極的存在理由を失い、公式の ASEAN 定例外相会議に吸収されるに至ったのである。

Ⅳ 政治協力の制度化 (2) : 行動における

1 分析方法論 この節では ASEAN の外相会議の活動を分析することによって、政治協力の制度化をさぐる。ここにおける分析とは、個々の外相会議でどのような政治協力がなされたかを、個別的に逐一紹介するわけではない。

前節の機構の側面における制度化の分析を質的なものとする、この節の分析は外相会議の活動を量的に把握することによって、質的变化である制度化を量的側面から観察しようとする試みである。

本稿では「協議」を最広義の協力とみなしている。この定義に従えば、(1) ASEAN の最高政策決定機関である定例外相会議、(2) 緊急の必要性によって開かれる特別外相会議、(3) 政治問題を特に扱う非公式外相会議、などの各種外相会議が開かれること自体が政治協力である。この意味で、外相会議の頻度は政治協力の程度の指標の一つになる。¹²⁾ この指標の時系列パターンを見ることによって、政治協力の制度化を探る鍵が見つかる可能性がある。

しかし、外相会議開催に政治協力としての意義を求めるとしても、ASEAN 本来の活動目的は専ら経済協力のはずである。外相会議の頻度では、全体的活動の中で経済分野と政治分野とがどの程度の比率を占めているのかは判らない。したがって、外相会議頻度を政治協力活動の第一次近似の指標とすると、一層活動を忠実に反映するような第二次近似の指標が必要となる。一つの考え方は、各会議の協力項目のうち政治的な内容のものを数え上げることである。しかしこの場合、その重要性ゆえに協力項目がただ一つのこともあるであろうし、反対に、さほど重要でないために多くの協力項目が一会議中に出て来るかも知れない。したがって、第二次近似としては相対的指標の方が好ましい。

本稿では、政治協力の第二の指標として、各外相会議における全協力項目中に占める政治協力項目の比率を用いる。この方が、政治協力項目の絶対数よりも、外相会議における政治協力の比重を正確に反映していると考えられる。

2 分析結果(1)——外相会議頻度 ASEAN 設立以後、第十回定例会議の開かれた 1977 年までの外相会議開催の記録をまとめると表 1 のようになる。ただし、定例会議中に開かれた非公式会議は別の会議として掲げてある。これを基礎にして、各年間頻度を求めて時系列的に示したものが図 1 である。年間頻度は 0 から 5 回であるから、会議が 1 回開かれるか否かの差はかなり大きい。しかし、1 回の差を意味的に大きく解釈するのは無理であるから、図 1 における頻度の時系列パターンの解釈も暫定的なものとならざるを得ない。

表 1 ASEAN の外相会議の開催記録

A. 定例会議		
第一回	1967年 8月 5—8日	バンコク
第二回	1968年 8月 6—7日	ジャカルタ
第三回	1969年 12月 16—17日	カメロン・ハイランズ
第四回	1971年 3月 12—13日	マニラ
第五回	1972年 4月 13—14日	シンガポール
第六回	1973年 4月 16—18日	パタヤ
第七回	1974年 5月 7—9日	ジャカルタ
第八回	1975年 5月 13—15日	クアラ・ Lumpur
第九回	1976年 6月 24—26日	マニラ
第十回	1977年 7月 5—8日	シンガポール
B. 特別会議		
	1977年 2月 24日	マニラ
C. 定例的非公式会議 ¹⁾		
	1972年 7月 13—14日	マニラ ²⁾
	1973年 2月 15日	クアラ・ Lumpur ²⁾
	1973年 4月 17日	パタヤ
	1974年 5月 8日	ジャカルタ
	1975年 5月 14日	クアラ・ Lumpur
	1976年 6月 25日	マニラ
	1977年 7月 6—7日	シンガポール
D. その他の非公式会議		
	1968年 8月 7日	ジャカルタ
	1968年 12月 14日	バンセン
	1971年 10月 2日	ニューヨーク
	1971年 11月 26—27日	クアラ・ Lumpur ²⁾
	1972年 4月 14日	シンガポール
	1976年 2月 9—10日	パタヤ ³⁾
	1976年 2月 20日	バリ ³⁾
	1977年 8月 1日	クアラ・ Lumpur ³⁾
	1977年 10月 5日	ニューヨーク

1) 詳しくは第Ⅲ節 4を参照。

2) いわゆる特別外相会議。

3) 首脳会議の準備。

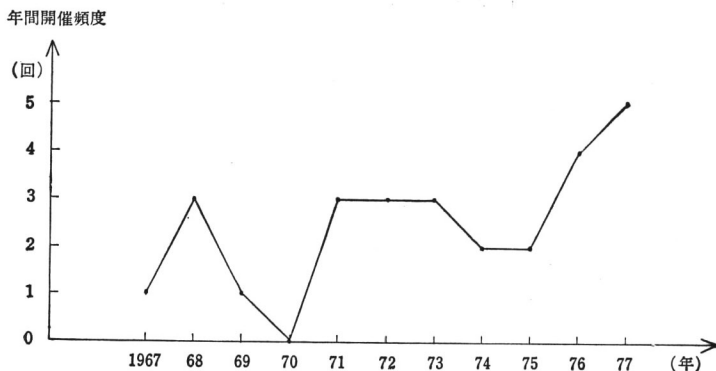


図1 ASEAN 外相会議の開催頻度

図1の特徴を掲げると、

- (1) 1968年をピークとする67年から69年にかけての山、
- (2) 1971年から75年にかけての比較的平らな台地、
- (3) 1976、77年の急な高まり、

の3点である。1970年に会議が全然開かれていないのは、その年末にマニラで開かれるはずの第四回定例会議が、フィリピンを襲った台風の大災害のために翌年3月に延期されたためである。しかし、このことを考慮しても、69～70年にかけての「谷」は無視できない。また、1976、77年の急な高まりは、首脳会議開催の影響である。なぜなら、76年2月の首脳会議準備のための2回の外相会議、第一回首脳会議一周年記念の特別会議、第二会首脳会議準備のための会議を除くと、外相会議開催頻度は76年2回、77年3回となり、1971年以後の「台地」の延長と考えることもできるからである。しかし、仮に首脳会議が全く開かれなかった場合、以上の4回の会議は開催不要となったとしても、首脳会議で合意されたような重要案件の処理などについて早晩外相会議が開かれることになったと考えられる。¹³⁾したがって、76年以後の高まりも無視できないであろう。

政治協力の制度化と関連づけて、図1の時系列パターンを解釈してみよ

表2 ASEAN 外相会議における政治協力

年 月	外 相 会 議			政治協力項目の比率			協力 項目 総数	注
	定例	特別	非 公 式	定例	特別	非公式		
1967 8	1			66.7			3	
1968 8	2			66.7			3	
			2'			100.0		1
1968 12			バンセン			NA		NA 1)
1969 12	3			22.2			9	
1971 3	4			22.2			9	
1971 10			ニ ュ ー ヨ ー ク			NA		NA
1971 11		1			100.0		4	2)
1972 4	5			25.0			12	
			5'			100.0		1
1972 7		2			85.7		7	2)
1973 2		3			80.0		5	2)
1973 4	6			20.0			5	
			6'			100.0		9
1974 5	7			25.0			4	
			7'			100.0		4
1975 5	8			0.0			4	
			8'			75.0		8
1976 2			バタヤ			NA		NA
1976 2			バリ			NA		NA
1976 6	9			33.3			6	
			9'			100.0		1
1977 2		4			60.0		5	
1977 7	10			33.3			6	
			10'			NA		NA
1977 8			クアラ・ルンブル			NA		NA
1977 10			ニ ュ ー ヨ ー ク			NA		NA

1) NA は資料のないことを示す。

2) いわゆる特別会議。

う。¹⁴⁾ 第一期は設立から70年までに相当し、政治協力の制度化が進む68年に一つの盛り上がりはあるが、全体としては制度が定着していない不安定な時期である。第二期は71年から75年にかけての比較的安定した時期で政治協力の制度が定着したと解釈できる。76、77年の第三期は、新たな制度化をめざして活動が活発化した時期である。兩年の高水準が持続するのか、あるいは制度化過程が一段落した後再び第二期のような安定期に入るのかという問題に関しては、78年以降の推移を考慮に入れなければならない。¹⁵⁾

3 分析結果(2)——相対的政治協力指標 ここで定義されている相対的政治協力指標は、「各外相会議における全協力項目中に占める政治協力の比率(%)」である。この指標の値を計算するには「協力項目」の識別が必要であるが、ここでは識別作業を行なう代わりに、〔岡部(編)1977:367—377〕の「ASEAN 主要会議要覧」を利用した〔Yamakage 1980〕。各外相会議の説明のために付けられた、〔共同声明・決定事項〕,〔新聞公表・決定事項〕,〔新聞公表〕,〔討議事項〕に「*」印でまとめられた1項目を、「協力項目」とみなし、各々を政治協力か非政治協力かに分類して、政治協力の占める比率(%)を計算した。¹⁶⁾〔Yamakage 1980:10〕に基づいて、指標の値を表2に掲げた。まず、全体的な特徴を示すために、平均と標準偏差とを計算すると以下ようになる。

	平均 (%)	標準偏差
定例会議 (n=10)	31.4	19.7
特別会議 (n=4) (いわゆる特別会議を含む)	81.4	14.4
非公式会議 (n=6)	95.8	9.3
(特別及び非公式会議 (n=10))	90.1	13.6)

これから明らかなように、全体的に見て、定例会議は非政治協力を、特別会議及び非公式会議は政治協力を主に分担していることが判る。¹⁷⁾

もう少し詳しく特徴をとらえると、

- (1) 1969年の第三回から75年の第八回に至る6定例会議の政治協力の比率は、0ないし25%と、一貫して低い値を示している。
- (2) これに比べて、初期の2定例会議、及び最近(77年まで)の2定例会議は、相対的に高い政治協力の比率を示している。
- (3) いわゆる特別会議も、非公式会議も、政治協力の比率は高く、しかも比率のバラツキが小さい。
- (4) いわゆる特別会議の政治協力の比率は漸減傾向にあるが、初めの3特別会議が実は非公式会議であることを考慮すると、有意味な傾向かどうか疑問がある。

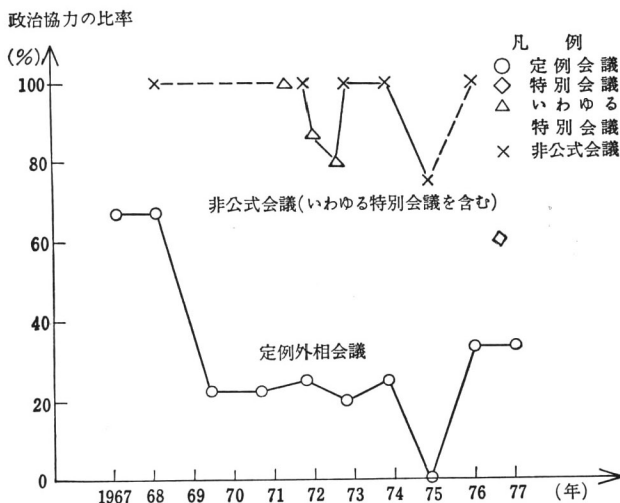


図2 ASEAN 外相会議の政治協力比率

以上のような特徴は図2のように視覚化すると瞭然である。

この相対的政治協力指標の示唆するところに従って、政治協力の制度化を考えてみよう。まず指摘すべきことは、ASEANの正式な外相会議として、定例会議はやはり非政治的協力を担ってきたこと、そして前節(Ⅲ)で明らかになった非公式会議といわゆる特別会議との実質的・形式的同一性は会議の実際活動を示すこの指標でも確かめられたこと、である。非公式会議(いわゆる特別会議も含む)が一貫して政治協力に専念してきたことは指摘する迄もない。

次に制度化の過程を時期的に区切ってみよう。専ら政治協力を担う非公式会議が開かれるようになったものの、定例会議において比較的政治協力が高い、設立から1969年にかけてを第一期とみなせる。この時期では、ASEAN5カ国外相が協議する際は政治が重要課題であったこと、その後政治協力を扱うことになる非公式会議がまだ十分制度化されていなかったこと、具体的目的であるはずの経済協力がまだ不活発であったこと、などが指標によって示唆されている。

第二期は1969年から75年までで、この時期では、定例会議は専ら非政治協

力、なかんずく経済協力に特化しており、政治協力は非公式会議の場であつかわれている。つまり、相対的政治協力の指標は、外相会議がかなり鮮明に分化していることを示唆している。

1976年から本稿の考察範囲の最後77年までは、一つの時期とみなせる。この第三期の特徴は定例会議において再び政治協力の比率が高まることである。現象的に見る限り、第一期と似た状況が再出現したと言える。しかしこれは第三期に外相会議が再び未分化状態に退行したわけではない。76年以後の定例的非公式会議の記録がないことに象徴されるように、この種の非公式会議は定例会議の秘密会的性格に変わった。第二期には定例会議の機能であった経済協力は、76年からは経済計画担当相会議が果すようになった。定例外相会議の果すべき機能が経済協力から政治協力に移行したことを、政治協力の比率の高まりが反映しているのである。

V 時代区分と要因分析

1 時代区分の実証性 ASEANの歴史はまだわずか十余年とはいえ、その発展経過を特徴づけるための時代区分が既に議論されている。〔矢野1977〕はクアラ・ルンプル宣言を発表したいわゆる第一回特別外相会議と第一回首脳会談とを画期点ととらえて、(1)設立から71年までの不安定で不活発な第一期、(2)71年から76年までの実質を備えるようになった第二期、そして、(3)正統性と政治的重要性を高めていく76年以降の第三期にASEANを時代区分する。経済的機能が高めるのも第三期である〔矢野1978:92〕。〔松本1977〕の同様の試みによると、画期点は、いわゆる第一回特別外相会議と第八回定例外相会議である。第一期(67—71年)は徐々に前進するが、組織、機能両面とも未発達な時期であり、第二期(71—75年)でASEANは実質的協力を開始するとともに政治的機構に変わり始め、第三期(75年以降)になると経済と政治はASEAN協力の二本の柱となる。

以上で紹介した二つの時代区分の試みとその他の例をまとめると、ASEAN

の時代区分に関しては、(1)設立から71年までの不活動(活動準備)期、(2)71—75/76年の活動開始(活動実質化)期、(3)75/76年以降の政治・経済二面活動期、という3期区分が帰納的に浮かんで来る。このような時代区分の試みは、ASEANの活動を全体的に検討した結果の判断である反面、文字通り「画期的」出来事を重視しており、区分のための実証的判断基準が予め示されていない。したがって、ASEANの活動が実質化するのはいつなのか、などと逆に問うた場合に、従来の時代区分がそのまま通用する保証はないのである。

本稿では、第Ⅲ節と第Ⅳ節とでASEANの政治協力を制度化の観点から検討してきたが、機構上の制度化と活動上の制度化とを統一的に考察して政治協力の制度化の過程を整理し、吟味する作業が残されていた。この節では、実証的なASEANの時代区分の一つの試みとして、政治協力の制度化過程をまとめるとともに、従来の時代区分の理由づけ(特徴づけではなく)と制度化の要因分析とを対照させる。

2 政治協力の制度化から見た時代区分 まず初めに機構の側面から見たASEANの政治協力をまとめてみよう。1968年後半に第一段階(8月)と第二段階(12月)の制度化が実現する。これらはASEAN諸国外相の非公式会議の可能性を明確にし、以後定例外相会議以外の場でASEANレベルの政治協力を進め得るようになった。次に、第三段階(71年11月)と第四段階(72年3月)とが相次いで来る。前者は非公式外相会議をいわゆるASEAN特別外相会議と実質的に同一化し、後者は非公式会議の定例化を実現したもので、若干互いに性質を異にするが、両者を合わせて、ASEANの枠外の非公式会議をASEANの枠内に実質的に位置づけたと言える。最後に、75年後半から76年前半にかけて機構改革と機能変化が生じる。外相会議は経済以外の協力と全体的調整を担う最高機関となり、政治協力のための定例的非公式会議はASEAN定例外相会議の秘密会議と化すのである。

次に、外相会議の頻度分析の結果によると、設立から70年までは制度化が進行中の時期で開催頻度がまだ不安定な第一期である。71年から75年は制度が定着し、開催頻度も安定する第二期である。76年から77年現在まで第三期で

表3 政治協力の制度化からみた ASEAN の時代区分

	1967	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77
機構上の制度化		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		第一の流れ		第二の流れ		第三の流れ					
行動上の制度化											
A. 会議開催頻度			/	/						/	/
B. 政治協力の比率			/	/						/	/
参考											
A. [矢野 1977]											
B. [松本 1977]											
備考	設立					クアラ・ ルンブル宣言					第一回首脳会談

ある。この時期は新たな制度化と関連して外相会議の開催頻度は急に増す。

最後に、政治協力の相対的比重を表わす指標は次の時代区分を示唆している。1967年、68年は政治経済協力の機能分化が確立していない第一期である。69年から75年までは、経済協力は定例外相会議、政治協力は非公式外相会議（いわゆる特別会議を含む）にはっきりと分化している時期である。第三期は大規模な機構改革に伴って定例会議も公に政治協力をあつかうようになった1976年以降である。

政治協力の三側面から見た以上の時代区分の試みをまとめると表3のようになる。この表から重要なことが判る。すなわち、時代を区分する「画期的」なものは、画期的な出来事ではなく、時間的幅を持った制度化の流れである。第一の大きな流れは1968年後半から69年にかけて、機構面で政治協力を扱う非公式会議の制度を作り、行動面で経済協力と政治協力の分化が起り始めるまでである。第二の流れは、外相会議の頻度が増す（つまり非公式会議が頻繁に開かれるようになる）とともに、それが非公式会議の定例化という形で構造的に制度化される1971年から72年にかけて生じた。第三の流れは75年後半から76

年前半にかけて、機構改革に伴って、政治協力を ASEAN 本来の定例外相会議も扱うようになり、活動も頻繁になった流れである。

以上の三つの流れで ASEAN の短い歴史を区切ると、第一期が1967、68両年の制度欠如による未分化的活動期、第二期が69—71年（正確には68年末から72年初まで）の活動分化と制度化との進期、第三期が72—75年の定着した制度による安定的実質的活動期、という具合になる。そして1975年末から76年初の機構的機能的大変革を経て、76年以来新たな制度に従う活発な活動の第四期に ASEAN は入った。

このように政治協力の制度化の流れに着目して時代区分を行なうと、各時代の直前の流れがその時代を特徴づけていることが判る。そして、制度化の流れは、第一が機構先行型、第二が行動先行型、第三が機構先行のようだがほぼ同時進行型、と各々異なった制度化パターンを示している。換言すれば、ASEAN の政治協力の制度化は、協力の行動の側面と機構の側面とが相互に作用し合って進められて来た。本稿で試みられた時代区分は、このように、政治協力の制度化という ASEAN 内部の発展に基礎づけられているのである。

3 制度化の内在的および外圧的要因 従来 ASEAN はすぐれて他律的機構として理解されてきた。つまり、ASEAN の活動は大国を含む域外国際環境に大きく依存し、環境変化に対する受動的な反応と考えられてきた。¹⁸⁾ 時代区分が可能な程 ASEAN の活動に変化が生じた原因を域外に求めるといふ点では、この節の冒頭で紹介した〔矢野 1977〕も〔松本 1977〕も共通している。

他方、前項の時代区分は ASEAN 内部にのみ着目して試みられている。この意味では ASEAN の活動には時代区分を可能にする程の自律的能動的变化があることを強く示唆している。ただし、政治協力の制度化の原因が域外国際環境にある場合には、間接的にせよ機構面と行動面との相互作用による変化も他律的受動的な活動変化と言える。

そこで、この項では ASEAN の政治協力の制度化の内在的原因、外圧的原因をさぐることによって、ASEAN の活動は自律的か他律的かという問題を少し展開してみよう。

制度化の第一の流れに対応する時期には、スエズ以東からのイギリス軍撤退問題が「軍事の季節」をもたらした〔黒柳 1979 : 107-108〕だけでなく、ベトナム和平が動き出しアメリカ軍の東南アジア大陸部からの後退が近い将来に迫り、中国はいわゆる造反外交を進め、ソ連は曖昧なアジア集団安全保障構想を発表する等々、ASEAN 地域の安全保障に直接影響する国際環境の大変容が生じた。また、マレーシア・フィリピン関係の悪化も ASEAN 諸国外相の憂慮する問題であった。1967年に結成されたばかりの ASEAN が、68年にはもうこうした安全保障上の諸問題に直面し、まがりなりにも政治協力を開始したということは、最初の制度化の流れが自律的な発展の結果ではなく、国際環境からの刺激に受動的に反応したことを示唆している。

しかし、ここで見落してはならないのは、ASEAN 諸国が ASEAN の枠組を利用して政治的コミュニケーションを開始し維持するという選択を行なったことである。当時、ASEAN は数年前のマフィンドの轍の跡を追っているように多くの眼には見えた。¹⁹⁾ それが多争当事国以外の構成国の仲介の努力によって、ASEAN は瓦解を免れ、政治協力への道を歩み始めたのである。したがって、国際環境から幾つもの刺激が入ることによって ASEAN は大きく揺り動かされたが、その影響を政治協力推進の方向に収斂させたのは ASEAN 諸国の自律的な活動であった。

制度化の第二の流れも国際環境の大きな変化と関連している。1971年には7月にニクソン米大統領の訪中が発表され、10月には国連における中国代表権も交替した。この年の11月に発表されたクアラ・ルンブル宣言はこのような変化を直接的な契機として出されたと理解されている。²⁰⁾ 第一回首脳会談が開かれるまで、最重要のというより唯一の政治的合意の表明であるクアラ・ルンブル宣言の重要性は否定すべくもない。しかし、これが設立以来不活発で未発達であった ASEAN を以後の実質的活動期と分ける文字通りの「画期的」出来事であるとみなせるかどうかは疑問である。マレーシアの積極的な工作が実ったクアラ・ルンブル宣言は、むしろ、既に 1968 年以来制度化が始まった ASEAN の枠で政治協力を進めていこうとする動きの成果の一つとして理解されるべき

である。政治協力が実質的に ASEAN の枠内に位置づけられていく第二の制度化の流れは、第一の流れの延長線上にある。1971年の国際環境の変化は、第二の流れの始まる時期を早める、ないしはその流れ自体を速める方向に作用したことは否定できない。しかし、それはやはり加速要因であって、第二の制度化の流れは第一の流れが ASEAN 内部で自律的に発展した結果であると考えられる方が、制度化の全体の流れと整合的に説明できるのである。

第三の流れと対応するのは、言う迄もなく、インドシナ諸国の社会主義化という隣接地域に生じた政治的激変である。第一回首脳会議が多くの困難を克服して開かれたのはこの新たな安全保障問題に反応するためであった。²¹⁾ ところで、首脳会議の重要な成果は ASEAN 協調宣言、東南アジア友好協力条約締結、中央事務局設置協定調印の三つである。このうち後の二つについてはインドシナ情勢が激変する以前にその大綱が定められていた。²²⁾ また、経済計画担当相会議の設置という ASEAN の機構改革上も、政治協力の制度化上も、極めて重要な決定は、第七回定例会議における工業協力推進のための会議開催決定、第八回定例会議における一次産品問題のための会議開催決定の延長線上にある。

こうしてみると、制度化の第三の流れの中で、首脳会議が開催されたこと自体と協調宣言の発表とを除くと、重要な活動はすべてインドシナ情勢が激変する前に開始されている。²³⁾ 1975年から76年にかけての第三の制度化の流れはインドシナ情勢の激変が原因のように見えるが、その流れの底流は74年頃から動き始めていた。国際環境の激変はこの底流のエネルギーを表層流に転化し、流れを速める方向に作用したが、原因そのものではない。第三の流れの原因は、その前の安定的実質的活動の成果が新たな制度化を必要としていたことに求められるであろう。

本稿では ASEAN 内部の動きを分析しているので、この項でも制度化の要因の中で内在的なものを強調し、外圧的なものを強調しないように意識的に努めた。その結果、政治協力の制度化の第一の流れは外圧によってひきおこされたものの、その後第二の流れ、第三の流れが生じるのは ASEAN 内部の自律的な活動の結果であり、国際環境は自律的活動の促進（加速）要因であるという結

論が出た。しかも第一の流れでさえ、ASEAN 諸国の選択という自律性が大きく寄与していたのである。

Ⅵ 結 論

国家間の協力を可能にし、さらに実りあるものに育て上げるには、相互信頼と安定的な接触の場とがある程度は保証されなければならない。ASEAN の最初の10年間における政治協力の歴史は、このような必要条件を ASEAN の枠組の中に備えるのにほとんど費やされた。

設立早々、域内外から難題を突きつけられた ASEAN は、構成諸国政府の努力によって ASEAN という枠を利用した非公式な政治協力の場を創り出すことに成功した。もちろんこの成功が問題解決を保証したわけではないが、その可能性を大きく開いたと言えよう。従来の見解がえてして ASEAN 初期の活動を極度に軽視するのに対して、本稿の分析によれば、初期のうちに政治協力が開始され、制度化の端緒が切り開かれたのである。その後2年を経ずして、非公式な政治協力は定例化され、政治協力の場はいわゆる特別外相会議や定例外相会議期間中の別会議として設定されるようになった。これと相前後して、純粋に ASEAN の公的機関である定例会議そのものは、経済協力を主に担当するようになった。このような組織分化による ASEAN の分業体制は、ASEAN 10年史の中で最も長く（といっても長く見積って6年、短く見積って4年）かつ安定した ASEAN の姿であった。

1976年を中心とした大規模な機構改革の結果、既に実質的には公式化していた政治協力が、形式的にも ASEAN の公的活動であることが確認された。本稿の考察限界の1977年を越えて1980年現在に至るまで、ASEAN の政治的側面はこのような状態にあると考えられる。

10年間に見られた ASEAN の政治協力の制度化は ASEAN という組織体の漸進的分化過程の一環として位置づけられる。すなわち、比較的単純で未分化であった ASEAN は定例外相会議という唯一の組織の他に非公式会議を形式

的に ASEAN と切り離して創った。そして機能的には定例会議は ASEAN 本来の経済協力を担い、非公式会議は必要に迫られている政治協力を担うことになった。政治協力に関してはその非公式的性格を徐々に公的性格に機構的に変えるとともに、経済協力に関しては実務化の道を進め、結局、経済計画担当相会議を創設し、それに外相会議はその機能を譲ったのである。外相会議は非公式会議を吸収し、政治協力と全般的協力調整を担当するようになった。こうして、ASEAN の機構的にも機能的にも新しい分化が成立したのである。²⁴⁾

以上のような ASEAN の政治協力の制度化は、従来の見解に従えば、域外国際環境の変化、具体的に単純化すれば安全保障の状況悪化によって引き起こされたものである。本稿の分析に基づいて推論を行なえば、最初の制度化の流れは国際環境の変化に起因する部分があることは否定できない。しかし域内紛争を解決しようとする努力や、ASEAN というまだ新しい枠組を利用しようという合意は外部から押しつけられたものではなく、ASEAN 諸国の選択であった。こうした自律性が大きく作用して ASEAN 成立後極めて早い段階に政治協力の制度化が始まったのである。続く第二、第三の制度化の流れも基本的には第一の流れによって始まった ASEAN の自律的な発展が引き起こしたと言える。もちろん、米中ソの動きや隣接するインドシナ情勢が ASEAN に影響を及ぼさないわけではない。しかし、今日までのところ、これら国際環境要因は基本的な要因というよりむしろ ASEAN の自律的な政治協力の制度化を早めたり速めたりする加速要因として作用してきた。ASEAN のような小国の連合体の場合には、どうしても大国や国際環境に対する依存性が重視されがちである。このような傾向の中で、ASEAN における自律性を強調しておくことも意義があるであろう。

本稿の議論は「協議」という最広義の、したがって最も弱い意味での協力概念に基づき、しかも外相会議のみに着目した分析が中心となっている。結論の一般性や推論の妥当性を検証するためには、より狭義で強い意味における政治協力の分析や、外相会議を補佐する政治協力的委員会の活動の分析などが今後必要であろう。政治協力をより完全に理解するには経済協力とも関連させて、

ASEAN の全体的活動を把握しておく必要もある。しかし何よりも必要なのは、単に活動の実態や協力の制度化の過程を明らかにするだけでなく、本稿の最後に試みられたような要因分析をさらに本格的体系的に行なうことによって、明らかにされた現象を ASEAN の実体に即して社会科学的に説明することである。

注

- 1) たとえば [Pollard 1970], [Leifer 1973], [Chawla *et al.* 1974: 113-115], [van der Kroef 1974] などは多数派の見方を代表していた。問題点を指摘しながらも、ASEAN の可能性を積極的に認めたものは、[Gordon 1969], その Gordon に指導された [Pace *et al.* 1970], 1970 年の Ph. D. 論文を土台にした [Solidum 1974] など数少なかった。
- 2) たとえば [Shee 1976, 1977], [矢野 1977], [松本 1977] など。もちろん、ASEAN 諸国内部にこそ [Ariff 1977] のように悲観論は生き残っている。
- 3) 収束しつつある見解は、[松本 1977], [南 1977], [岡部 1977], [矢野 1977, 1978] など日本人の研究にも、[Shee 1976, 1977] や [Morrison & Suhrke 1978] など海外の研究にも観察することができる。ただし、強調の程度や重視する出来事その他について、各見解には多少の差異が存在している。ここでは相異点よりも類似点を強調してまとめた。
- 4) ASEAN 設立宣言を初めとする重要な宣言や条約などの邦語訳については [岡部 (編) 1977] を利用した。なお、本稿においては会議の開催日と場所、共同コミュニケ、報道発表 (press statement, press release) 等の出来事や事実についての基本的なデータに関しては、特に必要と思われるものを除いて、逐一注を付すと煩雑になるので紙数の節約を兼ねて末尾に一括して依拠した文献を載せた。
- 5) ASEAN 設立宣言に規定されている。
- 6) 事実上は特別委員会や調整委員会などと称する組織が実務を担当している。これらが ASEAN のものか ASEAN 諸国のものかについては各委員会が微妙な問題点を持っている。
- 7) 外相会議以外の政治協力も、もちろん重要である。特に域外関係は詳細に分析する必要があるが、本稿の目的からはずれるので、別の機会に譲りたい。
- 8) サバをめぐるマレーシア・フィリピン紛争に関しては [黒柳 1977] を参照。第二回定例会議終了後、他の ASEAN 諸国、特にタイ、インドネシア両国外相の働きかけで、両当事国代表は非公式会談をしている。タナット自身がこの点について明言した記録を発見していないが、サバ問題で緊急非公式会議を開かなければならない事態を予想していたと推測するのは、彼の予知能力を過大評価しているだろうか。
- 9) ASEAN 諸国の中立地帯宣言をめぐる諸問題については [Ott 1974], [Wilson 1975], [岡部 1977] を参照。
- 10) 第二回特別会議という呼称は、会議当時、インドネシアの報道のみに Sidang Khusus Ke-II という表現で最初に出てくる。この用法が次第に一般化していったのではないだろうか。
- 11) たとえばインドネシア国内事務局発行の ASEAN 紹介書 *ASEAN: the Association of Southeast Asian Nations* (2nd edition, 1975) によると、1975年中葉までの特別会議として、71年11月、72年7月、73年2月・4月、74年5月、75年5月の非公式会議を掲げている。また、第二回首脳会談の際のマレーシア外務省発行の広報書、*Facts on ASEAN* は会議のリストこそ公表していないものの、中立化構想などを協議するため特別会議が何回か開かれたと記している。
- 12) 外相会議のような出来事 (イヴェント) が協力が敵対かを判定し、その頻度や重み付け累積などで国際関係を分析する方法をイヴェント・(データ・) アナリシスと呼ぶ。第Ⅱ節2で言及し

た〔McClelland & Hoggard 1969〕の国家行動の分類もイヴェント・データ作成のためになされる作業の一環である。この種の分析方法では、データ作成の基礎資料の選択を誤ると、紛争的なイヴェントばかり集まったり、イヴェントが十分網羅されなかつたりして、データに偏りが生じる場合がある。本稿では外相会議という重要な出来事を、政府文書や現地報道から拾い出しているのに偏りの問題はないと思われる。

- 13) たとえば、1975年に草案ができた東南アジア友好協力条約、中央事務局設立協定の本調印、(以上第一回首脳会議で調印)、特惠貿易制度協定(77年2月特別会議で調印)などが、ここで言う重要案件である。
- 14) 第四節3で明らかになるように定例会議は大体経済協力を担当し、非公式会議が政治協力を担当しているのに、後者のみに着目すべきかも知れない。しかし定例会議の「定性」により、たとえこれを除いても、全体のパターンは全然変わらない。
- 15) 1978年以降は本稿の対象外である。78年のASEAN外相会議は定例会議とその際の非公式会議の2回であったので、後者の可能性が高い。ただし、ASEANの域外共同行動として域外国とASEANの外相会議が開かれるようになった78年以降は、このような新たな政治協力が外相レベルで実行されるようになったので、機を改めて十分に分析したい。
- 16) 指標計算における、「全協力項目」とは「*」印でまとめられた項目の数である。したがって、会議の共同声明の文章に掲げられている項目数とは一般的に異なっている。
- 17) そこで計算した平均と標準偏差は記述統計学的考え方に基づく。推測統計学の考え方を応用して、母分散が未知でかつ異なる場合を前提として母平均の差を検定すると、定例会議より特別及び非公式会議の方が政治協力の比率が高いことは、0.5% (片側検定) の有意水準で主張できる。ここで分析している指標に関しては、他に幾つかの帰無仮説を統計的検定で棄却できたり、適合度検定を応用したりはできる。しかし、この種のデータに対して母集団や確率変数の概念をあてはめて分析することに問題がないわけではないので、本稿では一切省略する。別の機会に推測統計学応用の妥当性をも含めて議論したい。
- 18) 東南アジアの国々が大国の力関係の傍観者の立場を好まない〔Chawla *et al.* 1974: 115〕にしても、外部の脅威が内部の結束を高める〔松本 1977: 24-25〕にしても、ASEAN ないしASEAN 諸国が域外国際環境に依存している点は疑うべくもない。
- 19) 設立された当時、ASEAN は、おそらく構成国間の対立によって、短命に終わるだろうという予想が常識だった〔Morrison & Suhrke 1978: 286〕。
- 20) 〔矢野 1977〕も〔松本 1977〕もこのクアラ・ルンブル宣言を出した外相会議をもってASEANの第一期と第二期とを分けているのは、1970年代初めの国際環境の諸変化に反応して初めて統一的にうたいだされたASEAN側の活動がこの宣言であると考えているからである。
- 21) 第一回首脳会議までに多くの障害があったことは、開催が当初予定より半年も遅れ、開催直前まで事務レベル・閣僚レベルの折衝が続いたことでも解るであろう。〔矢野 1977〕はこの首脳会議以後、〔松本 1977〕は75年5月の第八回定例会議以後を第三期としているが、この新しい活動期に入る最大の原因は両者ともインドシナ情勢の激変であったと考えている。
- 22) まず、友好協力条約については、ASEANの強化と中立地帯確立のための一環として地域内紛争の平和的解決のための効果的手続きを確立することが第七回定例会議時の非公式会議で合意されている。高官委員会がこの問題を協議した結果、75年5月の第八回定例会議で、すでに、各国政府が検討すべき条約草案が受理されている。また、中央事務局設置協定も第八回定例会議において仮調印されている。そもそも、第六回定例会議で設置を検討する委員会を作り、第七回定例会議でジャカルタに設置することが決まっていたのである。
- 23) 首脳会議開催の声は以前から一部の構成国で上がっていたことは事実である。しかし開催の正式決定は第八回定例会議でもなされなかった。
- 24) 形態的にも機能的にも比較的単純なシステムが、複数の質的に異なるサブシステムに分解する過程は分化そのものである。さらに個々のサブシステムの形態的機能的特殊化が進行し、特異性

が確立するという意味においても、ASEAN の政治協力の制度化とそれに伴う全体的変容は分化のプロセスである。

参 考 文 献

A. 事実関係確認のための資料

- ASEAN: *the Association of Southeast Asian Nations*. Indonesia, Departmen Luar Negeri, ASEAN Sekretariat Nasional. 1st edition: n. d. (ca 1974), 2nd edition: 1975.
- ASEAN: Documents, Communiqués, etc. (a file). Library, the Institute of Southeast Asian Studies, Singapore.
- ASEAN dalam Berita, *Harapan dan Kenyataan 1967—1977*. Center for Strategic and International Studies, Jakarta. 1978.
- ASEAN Files (News clippings of the *Bangkok Post* and the *Bangkok World*). Library, the Bangkok Post Co., Bangkok.
- ASEAN Files (News clippings of the *Straits Times*). Malaysia-Singapore Collection, Library, the University of Singapore, Singapore.
- ASEAN Summit Meeting: *Bali, 23-25 Feb. 1976*. Indonesia, [ASEAN] State Secretariat. n. d. (ca 1976).
- Facts on ASEAN*. Malaysia, Ministry of Foreign Affairs. n. d. (ca 1977).
- Foreign Affairs Bulletin*. Thailand, Department of Information, Ministry of Foreign Affairs.
- Foreign Affairs Malaysia*. Malaysia, Ministry of Foreign Affairs.

『東南アジア要覧』東南アジア調査会編。

B. 参考文献

- Ariff, Mohamed. 1977. "ASEAN Economic Cooperation: the End of the Beginning?" a paper read at a conference of Persatuan Ekonomi Malaysia (Malaysian Economic Association) at the Hotel Equatorial, Kuala Lumpur, Malaysia, on 1 August, 1977.
- Chawla, Sudersham; Melvin Gurtov; and Alain-Gerard Marsot (Eds.). 1974. *Southeast Asia under the New Balance of Power*. New York: Praeger Publishers.
- Gordon, Bernard K. 1969. *Toward Disengagement in Asia: a Strategy for American Foreign Policy*. Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall.
- van der Kroef, Justus M. 1974. "Asean's Security Needs and Policies." *Pacific Affairs* 47(2): 154-170.
- 黒柳米司. 1977. 「ASEAN における制御された対立」. [岡部 (編) 1977 : 161-196].
- . 1979. 「ASEAN 諸国の安全保障戦略——対外依存・情勢適応・集団自助——」. 『現代の安全保障』(国際政治63). 東京: 有斐閣. 100-120.
- Leifer, Michael. 1973. "The ASEAN States: No Common Outlook." *International Affairs* 49(4): 600-607.
- 松本三郎. 1977. 「ASEAN の歴史およびその機構」. [岡部 (編) 1977 : 1-28].
- McClelland, Charles A. and Gary D. Hoggard. 1969. "Conflict Patterns in the Interaction among Nations." In James N. Rosenau (Ed.) *International Politics and Foreign Policy*. Revised Edition. New York: Free Press. 711-723.
- 南義清. 1977. 「地域統合論からみた ASEAN」. [岡部 (編) 1977 : 286-319].
- Morrison, Charles E. and Astri Suhrke. 1978. *Strategies of Survival: the Foreign Policy Dilemmas of Smaller Asian States*. St Lucia, Queensland: University of Queensland Press.
- 岡部達味 (編). 1977. 『ASEAN をめぐる国際関係』. 東京: 日本国際問題研究所.
- 岡部達味. 1977. 「ASEAN の安全保障と中立地帯構想」. [岡部 (編) 1977 : 133-160].
- Ott, Marvin C. 1974. "The Neutralization of Southeast Asia: an Analysis of the Malaysian/

- ASEAN Proposal." Papers in International Studies, Southeast Asia Series No. 33. Ohio University, Center for International Studies, Southeast Asian Program. Athens, Ohio.
- Pace, Barbara French; Kathryn Young; Kathryn Rafferty; with Bernard K. Gordon. 1970. *Regional Cooperation in Southeast Asia: the First Two Years of ASEAN 1967-69*. McLean, Virginia: Research Analysis Corporation.
- Pollard, Vincent K. 1970. "ASA and ASEAN, 1961-1967: Southeast Asian Regionalism" *Asian Survey* 10(3): 244-255.
- Shee Poon Kim. 1976. "ASEAN: Politics of Regional Cooperation." Occasional Paper Series No. 21. Institute of Humanities and Social Sciences, College of Graduate Studies, Nanyang University. Jurong Road, Singapore.
- . 1977. "A Decade of ASEAN, 1967-77." *Asian Survey* 17(8): 753-770.
- Solidum, Estrella D. 1974. *Towards a Southeast Asian Community*. Quezon City: University of the Philippines Press.
- Somsakdi Xuto. 1973. *Regional Cooperation in Southeast Asia: Problems, Possibilities and Prospects*. Bangkok: Institute of Asian Studies, Faculty of Political Science, Chulalongkorn University.
- Wilson, Dick. 1975. *The Neutralization of Southeast Asia*. New York: Praeger Publishers.
- Yamakage Susumu. 1980 "ASEAN's Political Cooperation, 1967-77: a Performance Analysis of Foreign Ministers' Meetings." Discussion Paper No 109 The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University. Kyoto.
- 矢野暢. 1977. 「日本・ASEAN・東南アジア」. 渋沢雅英(編). 『日本を見つめる東南アジア』. 東京: サイマル出版会. 3-37.
- . 1978. 『東南アジア政策——疑いから信頼へ——』. 東京: サイマル出版会.

(山影 進)

適正技術の移転と文化的制度的要因

序

後進国に導入される技術は、その国の必要に応じて創出されたものではないから、それが果して「適正技術」Appropriate Technology であるかどうかが問題となる。たとえその技術を導入した企業の収益性からみて、その技術が最適であったとしても、国民経済や社会の観点から見て「適正」であるかは慎重に吟味せねばならない。その吟味は、どのような観点からおこなわれるべきであるか、それが本論文の主題である。¹⁾

この技術移転 Technology Transfer という論題については、既に経済学のみならず、農村社会学、社会学、心理学、教育学、地理学、地域科学、計量経済学、情報工学、技術史などの分野に多くの優れた業績が散存している。これらの主要なものを展望するだけでも容易なことではない。本論文の末尾に筆者の管見に入ったものを一応列挙して参考に供すると共に、今後の研究に備えたい。

遺憾なことに、これらの研究の大半は、必ずしもお互いの研究成果を利用し合っていない。従って、その間に重複も多く、用語の統一すら十分でない。技術の伝播 Technology Diffusion を研究する以上、伝播研究の伝播が十分でないのは皮肉であるが、学問分化のいきすぎの一例である。これを多少とも是正し、とくに東アジアと東南アジアにおける技術移転ないし伝播の研究のために一布石を打つ事が、本論文の趣旨である。これを出発点として、なぜ近代技術の習得・採用・修正から、固有の技術の開発に順調に進めないのか、その障碍要因は何か、それを克服するには、どのような政策ないし配慮が必要かといった研究に進むのは、今後の課題である。まず 2、3 の中心的な用語を定義する。

「技術」は、ひろく、財、用役の生産に関する知識の総体と定義する。それ

は、(1)なんらかの投入物をより価値ある産出物へ転換するための生産技術のみならず、(2)その生産組織の運営、(3)生産工程の指定、試験、運転といったソフト・ウェア、及び、(4)機械・設備等のハード・ウェアについての知識をも含む。教育もこうした技術を必要とし、また教育は、部分的には、技術伝播の一翼をになうものである。勿論、教育には、それ以外にも重要な課題があるが、それはここでの論外である。

「革新」Innovation とは、同目的のために競争している多くの組織体のなかで、ある組織体が他に先がけて、ある技術上の考えを最初か、もしくは極めて初期に、採用することである。ここで大切なことは、考え方が新しいことではなくて、それを採用する際、互いに競い合っているという事である。だからこそ一つの技術革新が、すぐ追随者をうみ出すのであって、孤立した発明発見者が、なんら社会的影響を残さなかった例は多い、革新的ないし技術革新は、次のいずれか、もしくはすべてを生じる。

- (1) 従来と同じ財や用役を生産する生産力の改善。
- (2) 財や用役の質の改善。
- (3) 新しく有用な財や用役の導入。

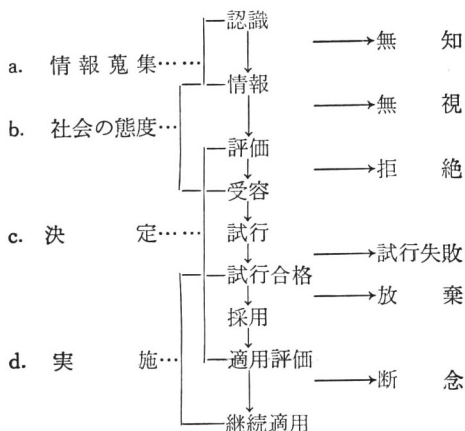
技術革新は、ある特定の社会ないし国民経済について論議せねばならない。たとえ外国では周知でも、その国で新奇な技術を採用した企業は革新者である。

技術の「移転」とは、技術的知識が一授与者から他の一受領者へ移ることである。技術の「伝播」とは、より多くの使用者に技術的知識がひろがることで、時として、それが修正や適応を加えられる場合も含めていうことがある。

I 技術伝播の過程と文化的制度的要因

1 技術伝播の過程 後進国において実際に使用されている技術は、決して先進国から移転したものだけではない。とくに農業・食料品加工・繊維業などでは伝統的技術が存在する場合が多く、また手工芸の職人的水準はきわめて高いことが少なくない。先進国からの技術移転が、これらの伝統的技術を無思

慮にこわしていった事に対するガンジー翁などの嘆きは、よく知られている。²⁾しかしこの事は、一国にとって適正なる技術とは何か、という問題に答えねばならないことを示唆している。そこで討議の便利のため、外国の技術が伝統社会に移転する過程を図示すれば、次のごとくである。³⁾



(a) 情報蒐集 技術に関する情報を集めることは決して容易ではない。後進国の技術者も企業も役所も技術情報をおこなう経路の多様化と改良にとめなければ、情報の評価も十分におこなえず、採否の主導権を外国にとられてしまうことになる。

(b) 社会の態度 外国の技術を導入しようとする産業の必要に応じて、それを評価し、その受容 Symbolic Acceptance か、拒絶 Symbolic Rejection かを決定するに際して、一番ものをいうのは、その社会の異国の新奇な技術に対する態度である。それを決定する要因には、

1. 異国文化の受容や新事業活動の歴史的体験。
2. 技術採用にとまらぬ危険、便益、費用の情報。
3. 貯蓄と資本の蓄積高。
4. 試行の可能性。
5. 新奇異国風の文物に対する社会心理的圧力の大小。

6. 近代的管理と行政の形式に対する態度。

等がある。極端な場合には、近代技術への拒絶反応となる。日本がかつて鎖国したのは、このような例証である。現代の事情の下での文化的制度的要因については、後に詳論する。

(c) 決定 決心をきめるのは、政府であれ企業であれ、常に少数の指導者である。この企業者精神が高く評価されるような社会であるか否かが、基本的問題である。マーシャルのいう「計慮」、マックス・ウェーバーのいう「計算合理性」を、どこまでそれら指導者が把握し、それに基づいて決意がなされるかが問題である。

(d) 実施 技術を実際に応用していくためには、技術の維持・管理・適用を体系的におこなうような組織と機構がなければならない。技術は個人で吸収できないもので、組織としてはじめて習得され、また実施される。また実用に供してみれば、必ず修正適用が必要となる。それを適切におこなって初めて初めて継続適用が可能となる。

しかも多くの後進国は、新興国として近代国民経済ないし民族国家 Nation-State の形成という課題を背負っている。これに成功して政治が安定するのになければ、長期投資がおこなわれず、それなくしては技術移転はない。逆に経済成長の達成なくしては、いかなる政権も維持されないであろう。この国家統一と発展の相互関係は、技術移転の問題を考える際にとくに重要である。

2 伝播の型 技術革新が社会全体にひろがる型は、企業者的能力の分布によってきまる。上記の過程のどの段階についても、この型が問題となる。模倣に関するタルドの古典的研究〔73〕、玉蜀黍の新品種の伝播に関するライアンとグロス〔63〕、技術較差と貿易に関するポスナー〔57〕、生産物サイクルに関するバーノン〔75〕やハフバウアー〔31〕、赤松要の雁行形態の議論〔1〕も、みな伝播の型がS字型であることを主張した。図1において、A図の背景にある企業者能力の分布はB図のようである。初め分布の一番右の方の人が技術革新をおこない、その成功を見て大多数の人々が追随する。この時A図の伝播率は急上昇し、やがてB図の左半分の人々が革新を採用するときは、その数も少な

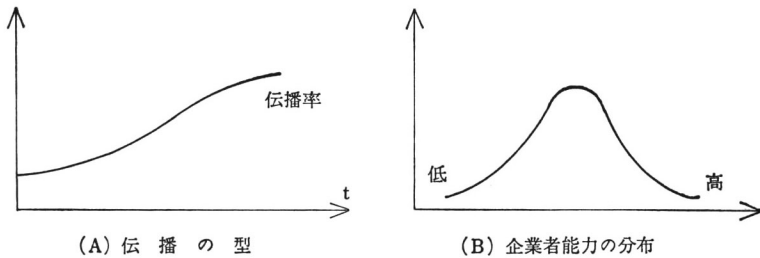


図 1

く、A図の曲線は頭打ちとなる。

この型を数量的に分析する優れた研究が出現したことは、注意すべきである。それはB図の計量分析からA図が推計できるからである。⁴⁾

3 適正技術 ある技術がAからBに移転されたとして、それはBが選択した結果でもなく、また誰かがその技術の適正さについて吟味したのでもない事が多い。適正技術という時には、

- (1) 誰のために適正であるか。
- (2) どのような目的や目標に対して適正なのか。
- (3) どの時点またはどの段階で適正なのか。

を吟味しなければならない。

誰のためにという時に考えられるのは、(a)個別企業、(b)特定の集団、(c)国内のある地方、(d)国民経済、(e)ASEANのごとき地域、(f)世界全体であろう。勿論(d)の国民経済がその中心ではあるが、実際の技術移転の問題で、他の観点が大切なものも多い、ASEANプロジェクトは、(e)の例であるし、華僑と現地住民との関係や、フィリピンの旧財閥対新財閥の問題などは(b)の例である。インドネシアの外領、マレーシアのサバ・サラワク、フィリピンのミンダナオなど、(c)の例も多い。世界全体の立場で考えねばならぬことも多い。特許権や関税や多国籍企業の問題やエネルギー、気候の問題がその例証である〔7〕。

国民経済の発展という視点から通常いわれていることは、労働・土地・資本・天然資源等を最適に利用しつつ国民総生産ないし消費の比較的長期にわた

る最大を求めるということであり、周知のその議論をここで繰返す必要はない。

しかし、そうした経済的要因のほかに、社会的・文化的・政治的要因が制約要因になっている場合も多く、それを無視した近代化路線は社会的混乱や政治不安定を惹起する。そこでそれらの要因と技術導入がいかに関連するかを解明せねばならないが、そのような境界領域を扱った論文は少ないから、ここに提供するのには散在する諸文献をぬって集めた知識による試論を出るものではない。

更に「適正」という事は、国民経済の発展段階によって異ってくる。この事は工業発展の類型と国際貿易との関係で論じられる議論と関係がある。その関係を解明することも重要な問題である。例えば、多くの後進国で発展の初期から一部とくに外資系合弁企業に最低賃銀法をきびしく適用する場合がある。この事が要素価格を不必要に高くし、労働集約的な技術の採用を多少なりとも抑制するであろうが、他面で高利潤の形で外国へ持ちさられるべき所得を労賃の形で国内に保留する効果もあろう。いずれが重大かは経験的研究によらねば判明しない。また軽工業から重化学工業へという発展の型が、必ずしも適正技術でないことは、戦後の日本における「傾斜生産方式」の成功や技術習得のために機械工業の果す役割を重視せよと説くブルートン〔8〕やステュワート〔72〕の主張によって支持されるように思われる。要するに適正技術の問題は、経済学の教科書の説くほど簡単ではない。

Ⅱ 技術革新に対する社会の態度と政策決定者の行動様式

1 東および東南アジアの文化、政治、社会、経済の状況 中国の東方から東南にかけて存在する多様な民族と国家の類型を、いくつかの視点から一応整理して示すと表1のごとくである。これら各国の文化と社会の特性が、技術移転に与える影響を考える際、これらの国々が近代国民経済の形成という大きな課題を国づくりの根幹として背負っている事がとくに重大である。国民各層が生活の物質的福祉面の向上を切望していることは言うまでもないが、しかし屢々それ以上に国家としての矜持や誇示から、記念碑的大事業の推進を経済計

表1 東および東南アジアの社会文化的状況

	宗 教	民 族	体 制	社 会	旧 植 民 地	貿 易
日本	神・仏	J	FE	t	—	米
中国	?	C	Soc	t	—	日
朝鮮	?	K	Soc	t	日	?
韓国	儒・仏	K	FE	t	日	日・米
台湾	道・仏	C	FE	t	日	日・米
香港	道・仏	C	FE	t	英	日・米
フィリピン	旧教	タガログ他	FE	s	西, 米	日・米
ベトナム	?	V	Soc	t	仏	ソ
ラオス	(仏)	L	Soc	s	仏	ソ
カンボジア	(仏)	カンボジア	Soc	s	仏	?
タイ	仏	S	FE	s	—	日・米
ビルマ	仏	B	Soc	s	英	日
マレーシア	イスラム・道・仏	M&C	FE	s,t	英	日・米・英
シンガポール	道・仏	C	FE	t	英	日・米
インドネシア	イスラム・Ke	ジャワ人他	FE	s	和	日・米

注: J: Japanese, K: Korean, V: Vietnamese, L: Laos, S: Siamese, B: Burmese, M: Malays.
FE: Free Enterprise, Soc: Socialism, t: tight, s: soft, 道: 道教, Ke: Kebatnan.

算を無視して、要望したりする。これが通常のコスト便益計算から見て適正でなかったとしても、その評価には慎重でなければならない。ここでは、適正なる技術の採用と修正と創出にさいして、宗教・社会構造・政治制度・政策などが、どのように影響するかをさぐり、またその解明のための調査の視点を求めて考察を進めることとする。

2 合併企業と華商 東南アジアの近代工業が、ほとんどすべて外資系合併企業によって運営されていること、そのパートナーの大半が中国系現地人ないし華商あるいは華僑であることは周知の事実である。例外の大半は、植民地時代の宗主国の大企業を接収した国営企業か、政府出資の合併企業である。この事実は、1945年から80年にいたる35年間の歳月では、東南アジアの諸民族が長い歴史のハンディを克服するには、なお短すぎることを意味している。勿論、中国系以外にも比較的企業者的能力を示すバタック、アチェ、バリーといった部族もあり、それらについては詳しい研究も存在するが、⁵⁾ 今までのとこ

ろ華商が各国の経済活動の大きな部分を牛耳り、外資と協力して、利潤を得、富を蓄積しつつある事はいなめない。

この事は、技術移転の問題に対して、二つの問題を提起する。第一は、ナショナルリズムとの抵触であり、第二は、華商のもつ商業中心、短期投資型のゆがみという問題である。

華僑に対する現地人の側からの反感や警戒心は、相当のものである。その一端は、1972年にスイス系の世論調査会社が日本貿易振興会の依頼によっておこなった調査のなかにも見られる。それによれば、最初に排撃される国としては、次の順である。

調査国	1位	2位	3位	4位
タイ	日本	中国	アメリカ	西独
インドネシア	中国	日本	イギリス	アメリカ
香港	日本	アメリカ	イギリス	中国

たしかに第二次大戦中から約40年間、中国本土との交流を極度に制約された結果、中国系の人々の現地人との融和はいちじるしく進んだが、それにもかかわらず間歇的に発生したビルマ、インドネシア、マレーシア、ラオス、カンボジア、ベトナムにおける民族主義の倫理的中央集権 Ethical Centralization が極端な華商追放をおこなった事実は深刻である。このため中国系現地人は民族国家と一体感を保持していないとの疑念は払拭し難い。このため特に軍と警察への参加、ついで政治と官僚制への参加は、公式非公式に制約されている場合が多い。民間の経済活動や学界言論界には、そのような制約は比較的少ないが、しかし、それにもかかわらず、彼等の経済計算が「短期的」となり、且つ企業を永続する実体と考えず、単に収益を生み出す機構と考え、⁶¹ その上「危険分散」の配慮から、資本をいくつかの経済活動に分散投資し、従ってさなきだに少ない資本の投下単位をますます小規模にしてしまう傾向がある。

その結果華商の経済活動には、

- (1) 資本回転率の高さを重視し、従って懐妊期間の長い「長期投資」や、危険度の高い大事業は回避する。

- (2) 固定資本への投資をさげ、運転資本に限定し、販売網や短期融資の分野に努力を集中し、かつ首都や港湾都市に集中して住む性向を持つ。
- (3) 資本は極力一箇所に保有せず、安全なシンガポールや香港等に保留し、投下・回収・送金・投下を繰返し、同一事業への再投資による拡大よりも、多様化分散を好む傾向がある。

この結果、組立加工のような、産業が資本集約的でない産業を好む傾向が強い。繊維産業、食料品加工、エレクトロニクス・カメラ等の組立、機械修理業等である。この事は工業化の初期の段階においては、国民経済の要請と一致するが、機械工業や重化学工業のごとき装置産業の確立に進まねばならなくなった時、果して華商が近代技術を基盤とする工業の担い手になるかいなかは、まだ判らない。1人当り所得3,000ドルに達したシンガポールですら、なお本格的な製造工業の発展がないのは、この懸念を裏づけるものである。

3 上座部仏教国 タイ・ビルマ・ラオス・カンボジアがこれに属する。ベトナムと後の二国については、現在の政治情勢にかんがみ、しばらくここで考察からは除外する。主としてタイ国の仏教に関する石井教授その他の叙述に依拠しながら、これら仏教国における近代技術の移転が、どのような特色をもつかを考える。まず石井教授によるタイ仏教の特色は次のようである。

- a. 宗派がない。
- b. 僧職と俗人との区別が明確でない。
- c. 一般大衆に対して僧侶が戒律を守って僧侶生活をおくることを助けるよう要請する。そしてそれによって一般大衆は仏の恩寵を受けると考える。
- d. 平信者は、必ずしも厳しい戒律に従うことは求められない。
- e. タイ国民に対して国教として唯一絶対的な影響力をもっている。

その上、タイの仏教はナショナリズムと強く結合している。ビルマ等においては一層そうであるが、植民地時代をへていないタイ国ですら、そのナショナリズムは反資本主義の性格をおび、社会主義といわないまでも、イギリス労働党の人々のいうスティティズム Statism(国家干渉主義)と同調する傾向がある。カンボジアやビルマ仏教社会主義が語られることが多いのがその証明となろう。

この事は、資本主義ないし自由私企業制の根幹をなす計慮や計算合理性を理解し、これと共鳴する歴史的体験を欠いていることを意味する。また上記のような仏教の特色は、しばしば静穏な現状のなかでの安らぎを求め、近代化や経済発展の挑戦にこたえられないと考えられてきた。発展のための経済倫理としては、勤勉・努力・儉約・蓄財・推譲・技術革新への意欲などを強調せねばならないのであるが、それには僧侶も在家者も共に自己革新ないし順応が必要と考えられている。⁷⁾

おそらくピーコックとカーシュ [56] の述べているように [タイ] 社会と仏教との関係は、宗教改革以前のヨーロッパ社会とキリスト教の世界に似ているのであろう。そこでプラサート・ヤムクリンフング教授のいうごとく [83]、仏教の中での改革が必要であり、事実そうした改革が進まざるを得ないと思われる。なぜならば、ここ数十年の間に進んだ経済発展は、とくに都市住民——それには中国系現地人が多い——の生活を豊かにし、在家者の生活慣習や経済活動の型を一変せしめたからである。僧院の権威のためにも、生活方法の適応のためにも、現代の国家的要請にこたえるためにも、仏教の教義の立て方は変らざるを得ないであろう。しかし、その結果、在家者の企業者活動が仏教の教義から賞讃されるか、企業による利得とその喜捨が、仏の教えにかなうというような信条が、農業をこえて工業・商業の分野にまで及ぶか等は判らない。

現在判った限りでは、タイ国における日本合弁企業のパートナーは殆んど例外なく中国系現地人であり、また中国系でないタイ人が農業もしくは農産物加工業の分野以外の産業の経営に成功しているという例も殆んどない。この事は上に述べたタイ仏教の非革新性ないしナショナリズムの内向性と関係があると思わざるを得ない。勿論、タイ国の1人当たり所得は1978年においても約500ドルであって、工業化の水準も高いものではない。従ってタイ人の技術革新への性向の主要なテストの場は農業技術であった。ここでは他の東南アジア諸国の場合と同じように、伝統的農業技術をふまえて「新技術を開発する」というのが一番適正な技術を生み出す方法だという報告が多い。⁸⁾ その時の技術革新ないし技術移転の担い手は、多くは公務員である技術者であった。この事は、

土屋が〔76〕で述べたように、政府が革新者としての役割をはたした日本の歴史的体験にもとづく東畑理論が妥当することを示している。しかし技術の伝播が難しい事実は、農村の社会構造が決定的な影響を持っていることを意味している。後述するごとく、そこに難しい問題があり、タイ国農業にとって生産技術上適正であっても、その実施が社会的制度的にむずかしい技術が少なくないことを暗示している。少額の資本投下により、伝統的技術を小修正することによって生産力をあげられるような技術革新が一番実施が容易であり——乾季にポンプで揚水して新品種で高収量をあげるような例——その変容の度と資本が大規模になるにつれて、実施はむずかしい。タイ国では農業規模の拡大が必要となったとき、また工業化が前述した華商の型を越えねばならなくなった時、困難が大きくなるように思われる。

4 イスラム教集団 マレーシアとインドネシアのイスラム教徒を念頭において考える時、イスラム教は仏教よりも近代化への抵抗が強いとは言うものの、とくに経済活動否認というわけではない。その主張は、(a)強い平等主義、(b)都市化への積極性、(c)商業活動重視として知られている。とくに歴史的に商業は信仰を証明する道とみなされ、冒険の商人への支持は強かったという。しかし両国のイスラム教徒が華僑やクリスチャンに比して、とくに企業者のということはない。彼等は中近東のイスラム教徒とは異って、折衷派的で、マレー人ジャワ人等のイスラム伝来以前の考え方や信条と融合した信仰と、またその米作農民としての農村構造や行動様式に規制されている。ギーツ教授のインドネシアに関する叙述に依拠して考えると、⁹⁾ジャワ人は、その宗教と国家形成との関係では三つの段階を通ったという。

第一は、19世紀末葉から1920年代に至る期間で、植民地統治の下で、インド・ジャワ折衷派と商人層・富裕な農民の一部及び外領人の大半が所属していた正統イスラム教徒との間に調和が保たれていた時代である。第二は、この調和が独立意識の高まりと共にやぶれ、あらゆる団体の政党化が進行した第一次大戦以後1965年までの時代である。この時代の問題は、分裂し多党化していく政治の動きを、¹⁰⁾誰がどうして結合していくかであり、スカルノ大統領の努

力の中心はそこにあり、それが崩壊した時、軍がその役割を代って担ったのである。この期間中、経済発展はほとんど何らの注意をうけなかったといつてよい。第三は、1965年から今に至る期間で、弱体化した政党と政府が、軍の力によって再建され、精神的拠り所の立て方も大きく変ると共に、近代工業化が正当な政策の中心にすえられた時代である。

これが現在のインドネシアの状況であるが、その特色は次のように要約できるであろう。第一は、イスラム教の影響力が減退し、Kebatinan と呼ばれるジャワ神秘主義が復活強化されたことである。この結果、他の宗団においても儀礼祭事中心より、経験実践を重視する方向の信条が強調されるようになっていゝ。第二に、これとやや矛盾するようではあるが、ジャワ人特有の個人的内向的超越的经验重視の神秘主義の考え方で諸宗教の解釈を纏めていこうとする動きが強まっており、これが政府中心の最大政党 GOLKAR の精神的背骨となっている。しかしこのような単純な動きで多様の中で統一が達成されるとは思えず、国民各層間の精神的亀裂は依然として元のままであると言われている。¹¹⁾ 第三に、この中で国家統一の中心に立った軍は、中心政党として GOLKAR の設立と選挙による支持の取付、専門家中心の政府樹立に成功、官僚機構の確立とその政治運動からの隔離を辛うじて達成した。問題はなお多いが、ようやく経済政策と近代技術の導入を考え始めることが出来るようになったのが1960年代後半のことなのである。かくしてインドネシア民族主義の課題は二つに要約できる。それは、安定的政府の確立と文化的自己確立 Cultural Identity である。近代技術の導入は、この二つの観点から吟味され、選択され、助成される。この国で記念碑的大事業や輸出産業が殊のほか重視されるのは、この故である。そして適正技術といった問題の吟味が政治と密接に連関せざるを得ないのは、国づくりの現段階が、このような微妙な精神的課題をもっているからである。

Ⅲ 方針決定・実施と社会構造

1 技術と産業の選択 上述の社会的態度にもとづいて、政府・企業・工

場の責任ある人々は、彼等が適正と考える技術の採用を決意する。まず政府の計画立案者は、通常次のような選択に解答せねばならない。

- A 産業の種類と規模。
- B 企業の所有者；外資対民族資本，国有対民有，所有者の種族別バランス。
- C 工場の地域別配置と規模。
- D 設置されるべき資本設備および技術の種類。

まずAについては、その国の発展段階に応じた工業化の過程が計画にくみこまれていなければならない。初めから巨額の資本や高度の技術を要する大工場の建設を計画するのは、典型的な誤りである。ここで大事なことは、各省庁の提出する計画を調整する制度が確立されていることであり、その担当省庁が政府的指導者のしっかりした支持をうけていることである。そうでなければ、産業構成の調整という難問は克服できない。一国の技術水準とその内容を決定する根本は、この産業構造と成長の経路の選択にあるからである。

図2は3種類の国民経済（大規模国，小工業国，小農業国）について、1人当たり所得の向上に伴う1次，2次，3次の各産業の構成の変化を示したものである。製造工業部門が第1次産業の構成比を上廻る所得水準に注目すると、小工業国335ドル，大規模国416ドル，小農業国841ドルである。これによって工業化のテンポをどう考えるかが、一国経済の与件と発展段階に依存することは明らかである。

重農主義と重商主義の対立は、この農工交叉点のやや前から生じる典型的議論である。しかし疑いもなく、どんなに第1次産業に恵まれた国であっても、やがては工業化をせねばならない。それはただどの段階で議論をするかという問題にすぎない。適正なる技術の問題により一層関連がふかいは、製造工業内での産業構造の選択の問題である。それにも国民経済の規模と所得水準に応じて、いくつかの型のあることが判っている。¹²⁾ その例示のため繊維業と基礎金属の場合を示したものが、図3である。大国の時、前者では600ドル前後、後者でも1,000ドル前後でその国内総生産に占める比率が下がる。このような歴史的経験を承知の上で経済計画をつくるのでないと、産業開発計画の方向を

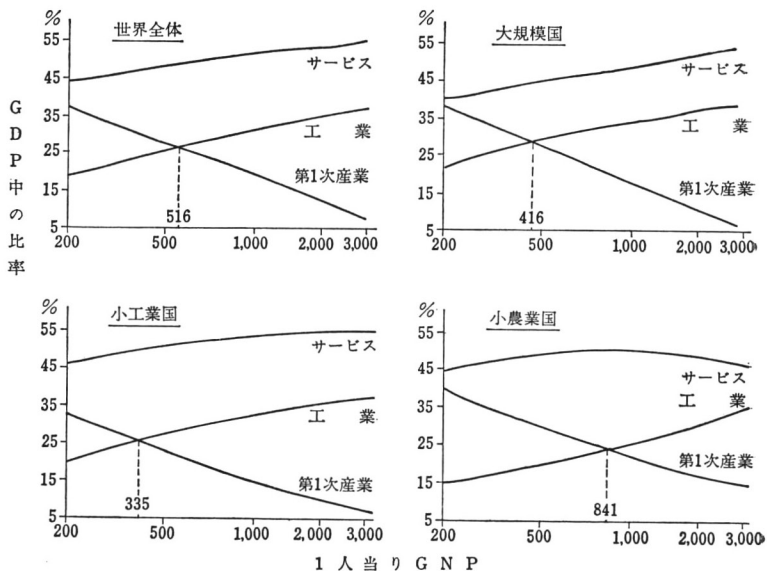
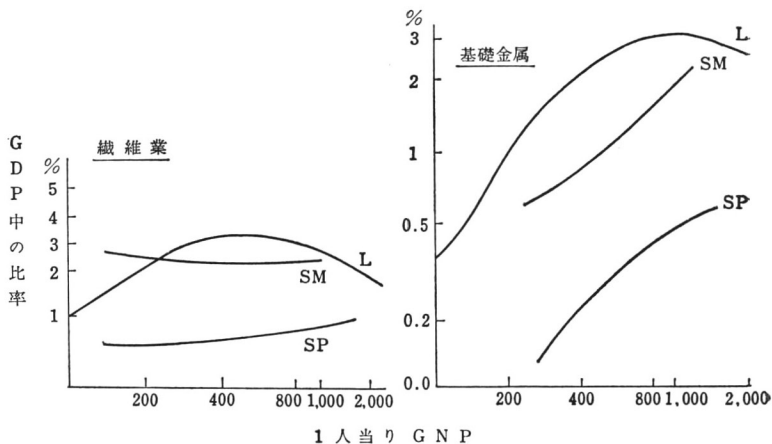


図2 1人当り所得に応じる3部門の割合の変化



注： Lは大規模国，SMは小規模工業国，SPは小規模農業国。

資料：H. Chenery and L. Taylor [14]. H. Chenery and M. Syrquin [13] 参照。

図3 繊維業と基礎金属がGDP中に占める割合の所得水準と国民経済の類型による変化

誤ることになり易い。

しかし図3を余り硬直的に考えてはならない。とくにこの種のチェネリー流の分析では、生産要素の価格の効果を無視しているが、特に1次生産要素の価格の国際較差は相当に大きいからである。労賃においても、決してそれは1人当り所得とは並行せず、その国の内部における所得分配に応じて著しい差があることが多い。産業構造の決定に対して、これらの諸要因を配慮しつつ経済計画がつくられることは比較的少ないのが後進国の実情であり、従ってそのような計画に基づく産業構造が適正な技術を採用しているとは思えない。

2 企業の選択 企業の所有権が、外国資本であるか民族資本であるかが先ず問題である。東南アジアの有力企業の多くは、何らかの比重で外国資本の参加している合弁企業である。政府が外資導入に対していかなる方針で望むか、最低賃銀法をどこまで厳重に施行するか、労働組合を認めるか、ストライキを認めるか、利潤の本国送金に制限を課すか、為替制限があるか、免税の特権を何年くらい認めるか、金利はいくらか、実効関税はどれ位か等々が、その国に外資がいくら投資されるかを決める。これらの政策が結局この国の外国資本に対する方針の反映である。例えばフィリピンでは外資の割合が30%以下の合弁企業は自動的に認下されるのに対し、それ以上の場合にはきびしく審査する。タイの場合は、原則として50%以下でなければならない。いずれの場合にも、特別の場合のほかは外資の支配をおさえ、民族系企業の着実な成長を期待しているわけである。

これら企業の選択は、通常各企業よりの申請の許認可によってなされるが、その基準は、「先着順」のこともあり、「最新式の技術の提供者」の場合もあり、「本国の最優秀企業」の場合もあり、また「政治家や特別の企業との個人的関係」である場合もある。いずれにしても採用される技術は、殆んど常にその企業が提供する技術であるからである。選択は企業についてなされ、その技術にまでは眼が届かぬ場合が多いが、企業を選ぶ一番適切な基準は、その企業の長期的な成功の見通しである。ここで成功をはかる尺度は、必ずしもその企業の利潤率ではない。国民経済の視点から、次の諸目的について一応吟味してみる

事が望ましい。

1. 輸入に代替するか、輸出を伸ばして、国内生産の増大にどれだけ貢献するか。
2. 国内の天然資源と所与の環境条件を最大限に利用しているか。
3. 熟練および未熟練労働の雇用を改善するか。
4. 国民所得を増すか。
5. 外貨を差引した後でどれだけ稼ぐか。
6. 政府財政の収入にどれだけプラスになるか。
7. 国家としての特権を高め、政治的指導力を固めるか。
8. 個人または集団のいかなる既得権を擁護するか、損うか。

これらの目的にどう加重して判断を下すかは、政治家と高級官僚の責任である。個々の企業の貢献度は、そうした共通の尺度で測られ、判定されるのが望ましい。外資規制法その他の規則は、ある時点でのこの判断の結果を示すものである。時間の経過と共に段々と変更される事が望ましいが、改革が遅れることが多い。個々の企業の採用した技術についても、それが外国からの移転であれ、国内での創出であれ、やはりこれらの規準で判定して初めて適正か否かが判ることになる。

ここで特に多国籍企業の役割にふれねばならない。その巨大な資本、近代技術、経営能力、全世界にまたがる経済活動において、彼等は屢々一国の経済を凌駕する力を発揮し、従って政治家や計画立案者は、ナショナリズムの反応に配慮しつつ、その受入れを決めなければならない。¹³⁾ 多国籍企業は、後進国が技術移転を受入れられる状況になった時、初めて技術を移転させる。まず製品を需要し、それに反応してみ、模倣させたり、学習させたりして、後進国が技術を導入する用意ができれば、その企業が独占的地位にない限り、もはや技術移転をこぼむことはむしろ彼等の利益に反する。その時は、ただ低賃銀の利用のみが残された有利な点となっているからであり、ぐずぐずしていれば他の多国籍企業に先をこされるからである。しかしこのようにして持込まれる技術が、その国民経済にとって適正であるとは限らない。批判者の主張は、こう

である。¹⁴⁾

1. 多国籍企業が推進する工業化は、輸入代替に傾きがちであり、金融・生産計画・研究開発・マーケティングに関する決定権を本国に保留する結果、固有の工業発展を推進するための動力が国内に樹立されないうらみがある。
2. 多国籍企業は、生産物もその販売も割当てる傾向があり、その推進する工業化は輸出を迅速に増加させない。
3. 国内の不完全雇用という最も深刻な問題にあまり注意を払わない。
4. 外国企業の商標や特許に依存する結果、自分独自の適正な技術の開発が妨げられる。

勿論、これらの問題点がある場合が多いであろう。しかしそれにもかかわらず、彼等の技術と経営の優秀さの故に、国内の生産が急増し、国内生産が成長することの利益は強調しなければならない。¹⁵⁾ 多国籍企業は、その製品のブランドの統一性の必要などから、持込む技術についても全世界的視野から考えるであろう。これを国民経済の立場から再吟味することは、一国の政治家と経済計画立案者の課題である。

企業の所有権の問題では、国内の種族別の配分が重要である。インドネシアとマレーシアにおいて、経済活動が余りにも中国系現地に牛耳られている事を是正するため、ブミ・プトラ政策をとって経済活動と教育の双方について非中国人を優先している。その効果は、明らかに二重構造の程度を弱め、伝統部門の成長率や技術進歩率を高めた。さらに彼等が国際的合弁企業に参加したり、その下請を引受けることを支援して、さらに彼等自身の近代技術と経営の習得を促した。従って、そうでなければ所得分配の悪化の結果、種族間の対立まで発展したかも知れぬ摩擦や紛争の種を解消し、社会的ストレスを減少せしめたと思われる。このような社会的条件は、たとえ短期的には成長率を下げるがあっても、安定した社会と政治の下で「適正な技術」を合理的に選択し、実施することを容易にするといい。

企業の所有の問題の第三は、国有対民有である。宗主国の大企業がもってい

た大農園や大会社は、国営として引きつがれた。それらは屢々独占企業であり、そうした企業の常として、非能率であり、技術の選択も適正でない。国民経済の観点から見るとき、国有と民有との適当な配分を見つけるには研究が必要であるが、独占的企業の分割が経済的に望ましい場合でも、日本の国鉄の場合のごとく、多くの制度的制約と政治的制約が伴うことはいうまでもない。しかし多くの国営企業が今日でもなお最善の事業分野を独占することによって、民族系の多くの企業者から最善のビジネスの機会を奪い、各地域各段階にふさわしい事業を創始できなくさせているかも知れないことは検討に値する。香港にみながっている小企業の生命力は、一つのショーウィンドーになる。

3 工場と技術の選択 時として政府が個々の工場の立地点、規模、機械の種類や技術の細部まで外国の政府や企業と話あう場合もある。この時適正技術の内容を吟味する観点は、先にⅢ節1に掲げたようなものである。通常狭義の技術の選択に関連して、労働集約と資本集約との間の選択が論じられるが、これは現実の諸条件を考えると余り単純すぎて正しい結論に導くとは思えない。国際貿易によって近隣の後進国から各種の消費財も輸入できるという事実があり、また経済的効率を妨げているものは資本不足だけではないからである。例えば、熟練労働や基盤投資の不足のため、却って極めて高度の技術で必要な熟練労働の少ない資本設備——電信・計算機・衛星通信——を導入する方が、急速に国民経済の効率を高めるであろう。あるいは輸出産業を急速に発展させるため良質で規格の統一された商品を生産しなければならぬようなとき、精密な機械設備の導入は不可避であろう。勿論、大量の余剰労働力に仕事を与えるため、労働集約的生産技術の利用もせねばならないが、それと上記のような高度の技術の導入の双方が必要なのである。換言すれば、二重構造になることは不可避ということである。

技術はしょせん近代文化の一部であり、その採用は当然ある生活の仕方、訓練、人間組織を要求し、近代経営と合理的判断が前提である。この事は伝統的思考の変容、社会秩序の変革を求めることが多い。だからこそナイジェリアのオニメルクエ〔55〕その他の人々は、技術導入が政治的・精神的問題を伴うこ

とに注意を促したのである。例えば、新興ビジネス・グループの成功は既存の財閥との間の力関係を変え、政治的権力の構造に影響を及ぼすであろう。また技術者や経営者の地位の向上は、僧侶や学者や軍人の地位の相対的低下を引きおこすであろう。これは既得権益をまもりたい人々の反撥をまねくかも知れない。工場の立地点の地域的分布も所得の地域的配分を変え、経済力ひいては政治力の分布を変える。シンガポールがマレーシアから独立したことには、こうした側面があった。近代的技術が伝統的技術にとって変ることには、しばしば精神的抵抗をともなったことは初めに引用したガンジーの言葉で察しられるであろう。異質文化の吸収には相当の時間をかけねばならない。にもかかわらず、物質的富の増大の要求が急速に膨脹しすぎるのである。しかし適正なる技術の開発・採用・実施を、適度の生活の向上と並行して実現した例もある。例えば、マレーシアの MADA の例がこれに当るであろう。¹⁶⁾

前述の二重構造については、わが国に数多くのすぐれた研究があるが、とくに通産省のいわゆる「産業政策」¹⁷⁾が、近代部門に対しては輸出志向の技術開発を支援し、¹⁸⁾ 伝統的部門（中小企業）については、様々の保護育成策を講じて、雇用機会の維持をはかり、後にはその近代化を推進した。この事は、高度の技術をもつ部門と、比較的労働集約的技術を用いた中小企業とが併存するという事を意味した。日本の工業技術は、こうした二重構造から成立っていたといつてよい。これが下請け、再契約を生み出した技術的背景である。この事から判るように「適正技術」は一つの産業をとってすら唯一つとは限らない。むしろこのような技術の組合せの最適を考える方がよく、賃銀水準の上昇と共に、漸進的に最も労働集約的な技術から脱落していくと考えるのがよい。雇用という観点から見ると、「適正技術」は、このような組合せであり、それを成立せしめるのは賃銀較差を成立させるような文化的・制度的要因が有効に働くということである。

技術は機械設備に体化されているが、同時にこの運転を維持し改善していく技術者の一群が工場のなかに働いていなければならない。とくに移転された技術を現地にふさわしいように適用し改良するためにはそうである。このために

は、各レベルの技術者が各種の機械の要求する技術や技能を習得する機会が与えられねばならない。この事は研修活動を強化することによっても可能ではあるが、資本財産業を初期の段階から徐々に育成していくことを考えるのがよいという主張が有力となりつつある。¹⁹⁾

技術の適正を判断する基準の枠を拡大して、人々の生活環境、社会成員の間の所得と生活条件の分配の不公平が限度をこえないこと、人々の陶冶性と勉学の機会を維持すること等の観点からの吟味を重視する人々もいる。²⁰⁾ しかしこのような草の根からのバランスをとっての発展という行き方には、すぐれた指導者が数多く存在することと時間をかけることが必要で、それらの条件が満たされぬ時、なおかつそれを「適正」なりという判断を誰が是認するかが問題である。しばしば地方の住民の因襲への執着は強く、それとの調和は他との較差の拡大を生み出す。それでもよいという考え方は、発展におけるそうした孤独な地域の併存を承認することではあっても、いま問題としている工業化に伴う技術の選択という問題とはやや異なる。²¹⁾

4 技術移転と創出の主体 技術の移転および創出の担い手は、人並み以上に強い動機がなければそうしないであろう。その動機は、(a) 個人、(b) 会社、(c) 産業、(d) 社会、(e) 国家のためのいずれかであろうが、究極して決意するのは個人であり、個人は必ず (b)~(e) のいずれかのために行動すると考える場合が多いから、これらのうちいずれが決意者を引きつけているかに、その国およびその個人の所属する社会集団の特色がうかがえる。政治的腐敗の少なくない環境のなかで、誰が技術革新の担い手となるかは、まだ明確ではない。²²⁾ 技術の伝播という点では、革新者と追随者を区別せねばならない。どうすれば革新者が増し、また追随者が一層速やかに反応するようになるかについて、一般的に言えることは次のようである。²³⁾

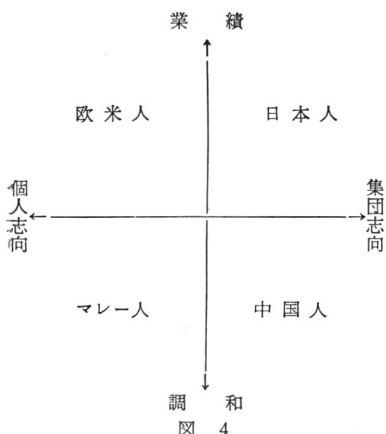
業績主義 Meritocracy がもっと広汎にひろがらねばならない。次項で論じるように、東南アジアの大半の種族の社会では、²⁴⁾ そのような文化的伝統は稀少であり、1945年から35年たち、一世代たった今でも、「企業者精神」Entrepreneurship、「ビジネス」Business、を「金もうけ」から切りはなして理解し、「計

算合理性」「目的合理性」を身につけることの重要性の理解は進んでいない。

官僚とビジネス・マンの双方に、目的の達成と事業の遂行にたいする責任感——家族や共同体への愛情と責任とは異なる意味で——をもった人々の数が少なく、社会のどの層からこれらの人々が生み出されてくるかが問題である。²⁵⁾ 民族独立運動を生み出した精神的基盤が、必ずしもそのままこのような新しい社会集団を生み出すわけではない。フィリピンでの一研究〔10〕によれば、貧しい階層から企業者になる動きは、戦後はむしろ困難になってはいるが、企業家はなおあらゆる階層から出て来て、まず商人となり、それに成功して企業家となっているという。バリ島や中部ジャワの初期の企業家についてのギーツの研究〔21〕は、インドネシア固有の企業者精神のそだつ文化的基盤の存在することを証明している。問題は、その現在の力と近代経営能力をいかに獲得していくかである。

技術面においては、高級、中級、初級の技術者が一通りそろう必要がある。産業技術の応用は、大学における勉学や医学の場合と異り、チームとしてやらねばならない。その際、中型の技術者に成長できる者は、屢々伝統的産業の技能者ないしは職人である。その基盤をうまく活用せねばならない。その際大切なものは職業訓練所ないしは工業学校のような教育機関 Vocational School である。それが時代おくれにならぬような配慮がなされるのでなければ、適正技術は中堅ないし初等の技術者の不足によって、水準の低いものにならざるを得ないし、また細部において自らの工夫による改良や固有の適正技術を創出することができない。

国民経済が二重構造になり、所得分配の不平等に配慮せねばならない時に、中小企業の重視が必要となることが多い。近年の東南アジア諸国ではこれが重視されている。韓国、台湾が日本の中小企業を誘致し、その技術を活用して成功したことから、これが適正技術の導入の近道だと思われることが多い。しかし中小企業は、(a) 危険負担能力が低く、(b) 海外事情にくわしくなく、(c) 国際的人材に乏しく、(d) 成功すれば現地の企業と競合するものもある。しかし小規模で、経営の仕方がやさしいから、いったんその技術が移転すれば、その伝



播は速く、製品のサイクルは短命であろう。

5 社会構造と官僚制 ある組織体の責任者として決意する人は、その組織体の性質によって影響をうける。東南アジアの社会構造は、「しまりのない構造」とか「軟性」Soft とか言われるが、²⁶⁾ それと企業および政府のなかでの官僚制との関係については、口羽益生教授の図(図4)を利用するのが便利である〔43〕。

東南アジアの大多数の種族の集落においては、業績や成果は日本やアメリカほど重視されない。そこでは対人関係の調和が重視されるが、日本人や中国人の社会ほど集団志向ではない。この結果、農村では、農業協同組合の形成、組織固め、存続が難しく、またその基盤が弱い事が指摘されている。この性質が企業にも官庁組織にも持ちこまれるため、東南アジアの近代組織体の中での上下秩序間の強制力は弱い。そのため組織体の適正規模は小さくなり、その機能の効率は低くなる。もしある限度を越えて規模が大きくなれば、組織は細部に分裂する傾きが生じる。このような時に人をピラミッド型に組織する官僚制の確立は難しい。部局がチームとして結集して仕事をするのが少ないため、大型で時間を要する仕事は途中で放棄されがちとなる。この事は、組織の性質から来るだけではなく、人材の不足にもよる。

このため計画や予備調査が不適當となり、その実施は多くの困難に直面し、時として計画は紙上計画に終らざるを得なくなる。この点から見れば、「適正技術」とは大きい組織を必要とせず、またチームとしての強い団結と協力がなくても運用できるものでなくてはならない。即ち工程が、いくつもの段階に分れ、それが緊密な調整を要するものでない方がよい。²⁷⁾

さらに東南アジアでの社会組織の確立とその効率を難しくする事情として、

(a) 多様な種族間のバランスをとらねばならぬ場合の多いこと (Bachtiar〔2〕),

(b) 官僚の数の急速な膨張のため、有能な人材が得がたく、また年齢構成の不揃い等のため管理のむづかしいこと、²⁸⁾ (c) 多くの政策の政治的含意が問題とされる場合が多く、官僚機構の中立性の保持がむづかしいこと、(d) 専門的知識を持った者の数が乏しいこと、また、軍人が行政官になることが不足する人材の欠を補ってはいるが、技術的問題の処理できる人材を補いけない (Holt-Turner [30], Bachtiar [3]) ことがあげられる。

6 経済体制と市場機構 自由私企業制を建前として経済を運営する国々にとって、個々の企業の内部組織に加えて、市場および民間対政府、さらに外国との取引などを結合している経済機構のあり方が、「適正技術」の内容を規制する。まず第一に、市場の規模が社会資本の不足によって小さくなっている。交通・通信・倉庫・港湾・空港・金融機関・郵便貯金局等々の整備が、市場の空間的連結をつよめ、市場機構の能率がよくなり、外部節約が大きくなる。また主として公共事業としておこなわれる電力・ガス・水道・航空・鉄道・海運などの諸事業の生産と分配の諸活動が適切でないため、民間産業部門の活動に支障が多く、それらの相当部分を、自家発電のごとく、自己の事業としておこなうことを余儀なくされる場合が多い。これは外部節約を妨げる。従って、これらの事情の改善に貢献するような技術は、適正なものとして重点事項である。この事は経済効率ばかりでなく、政治的安定にも貢献する。

次に技術の伝播という点で市場機構が有効に働くためには、技術革新の価値が正当に評価されることが必要である。これには技術に関する特許料の支払、技術指導料の正しい評価、経営能力の正しい評価などが重要な論点となる。また当然それぞれの国の内部での発明・発見、実用新案の保護の政策もとられねばならない。東南アジア諸国の実情は、これらについては殆んど手つかずの状態であるといつてよい。

第三に、私企業の採算制を高め、技術の選択を誤らしめぬためには、政府の徴税の基準が確立し、許認可の事務が適時適切におこなわれることが重要であるが、東南アジアの実情は遺憾な点が多い。その結果、より多くの在庫と運転資金を必要とすることになる。この事は資本の効率を低めることになり、資本

不足に悩む後進国の技術革新の歩調をゆるめることになる。

最後に、資本調達の問題がある。外資との合弁企業に対し、外資の割合を5割以下に制限するのみならず、15年以内にその比率を急減することを法的に規制する国がある。このような制度の下では、その企業がその期間内に自主的に技術を開発ないし採用できる能力をもつようになるのでなければ、技術を持込んだ外国企業は新技術への転換をおこたり、新会社を近隣国に設立し、そこに新技術を導入するかも知れない。ここで適正技術の新陳代謝が不断におこなわれるためには、それを採用し、継続採用していく企業それ自体の永続性が保証される事が必要である。そのような外資と民族資本との信頼関係の確立なくして、適正技術の不断の維持開発はできないであろう。

注

- 1) この論文は、国連の国際労働機構のために執筆した“Cultural And Institutional Factors In The Government Policies Implementing Appropriate Technology-with particular reference to East and Southeast Asia”なる論文の縮訳である。詳しくは、それを見られたい。
- 2) ガンジーは言う、「私が目に描きたいのは、電力、造船、機械製造等が村の職人と共存すること、しかも将来では前者が後者をこわすのではなく、村と村の職人に奉仕 subserve してもらいたいのだ」〔28〕が引用する Charan Singh, *India's Economic Policy*, Vikas, New Dehli, 1978 による。
- 3) Klonglan-Coward [41] を参考にして作成した。
- 4) 一例としてマンスフィールドの研究を示せば、次のごとくである。 $\lambda_{ij}(t) = i$ 産業で j 革新を t 期に採用し、 $t-1$ 期までには採用しなかった企業の割合、 π = 利潤、 C = 費用、 D = 他の要素として、 $\lambda_{ij}(t) = F[\lambda_{ij}(t-1), \pi_{ij}, C_{ij}, D_{ij}]$ を推計する。それによって様々の $\lambda(t)$ と $\lambda(t-1)$ の間の関係から、企業者能力の分布を推定した [46] [47]。
類似の研究により、レイは技術革新と企業の規模との間には、殆んど何の関係もなく、大企業が技術革新の担い手とは言えぬと論じた [61]。もしこの種の研究を国際比較すれば、企業者能力分布の国際比較ができるかも知れない。
- 5) インドネシアの伝統的企業者能力については、Geertz の [22] や Siegel の [67] を見よ。また日本と中国との比較については、Peacock=Kirsch の [56] を見よ。彼等は日本の道徳的準則を北ヨーロッパのカルビニズムに比し得ると判断しているが、儒教道徳については合理主義は認められるが、日本の道徳ほど経済倫理において明確でないといっている。わが国の報徳思想や心学の伝統を思えば、この発言は当たっている。
- 6) しばしば指摘されている事実は、合弁企業の現地側パートナーが、企業の内部留保の確保を歓迎せず、高配当を強硬に主張する事である。また株式の公開を必ずしも歓迎せず、所有を一家眷属に集中することを重視する。ここには「会社」という組織体の永続性に対する信頼を確立するだけの歴史的経験の欠如が感じられるとともに、「親族」と「同郷」以外の団体形成の契機が熟していないことが看取される。
- 7) 例えば、石井 [38] にいう「近代化の挑戦」参照。タイ国の諺にいう「身のほどを知れ」とい

う言葉は、社会での身分を受入れ、その身分で最善をつくせば、次の世ではもっとよい身分に生れ変れるというふうに解釈されているという。このような教戒を是とするところからは、努力と学習によって社会的地位の向上を求める近代社会の業績主義は生れない。仏教教義の再解釈が果して経済面での動きの追認以上に、新しい経済活動への誘因となり得るかは、石井教授によるも、未知数のようである。

- 8) とくに山田・小倉編〔81〕にすぐれた実例報告が多い。
- 9) Geertz〔21〕,〔23〕; Benda〔5〕。
- 10) 独立後この動きから生れたものが PNI (急進民族主義派), Masjumi (モスLEM改革派), NV (伝統的モスLEM), PKI (急進共産党)等の動きで、これらの間の和合のスローガンが Pantjasila あるいはNASAKOM であり、それは今でもスローガンとして重視されている。
- 11) たしかに PKI は壊滅し、PNI は大打撃をうけ、NV は孤立している。しかしインドネシア独立時にうずまいていた近代主義者、スカルノ派、モスLEM改革派、地域独立派、策謀家はなお残存し、かつ軍もまたジャワ系とスマトラ系の対立が消えてはいないという。
- 12) Chenery-Taylor〔14〕及び Chenery-Syrquin〔13〕を見よ。
- 13) 多国籍企業や外国投資にしかるべき功績を承認する議論は多い。例えば、ECLA〔16〕, Prebisch〔59〕, 小島〔42〕, Singer〔68〕,〔69〕等。しかしこれをもっぱら批判的に見る学者もあり、とくに中南米に多い (Bhagwati〔6〕, Dos Santos〔66〕, Gough-Sharma〔25〕)。
- 14) Bagchi〔4〕, Craft〔15〕参照。但しこれらの著者も、外資や多国籍企業への依存という迷宮から脱出して、よし社会主義と準帝国主義に逃れてみても、困難がなくなるという楽観を主張しているわけではない。
- 15) 多国籍企業の活動の平明な説明については、斎藤優〔65〕参照。
- 16) Yamashita-Jegatheesan-Wang,〔82〕に詳しい報告がある。
- 17) 産業政策については、通産省の多くの報告書に詳しい。最もすぐれた研究は、上野裕也「産業政策」(東洋経済新報社・経済学大辞典所収)である。一般的展望論文としては、市村真一〔33〕を見よ。
- 18) 通産省は、工業技術院に4,000人のスタッフをかかえて、外国のすぐれた技術の修正、適応、改善と、独自の技術の創出に力を注いだ。通産省の全スタッフ5,000人の5分の4がここにいた事は、驚くべき技術重視である。
- 19) 例えば Bruton〔8〕, Stewart〔72〕のごときがそうである。日本の場合は軍需産業のための機械工業が初期から育成されていた。これが技術習得に果した役割が今論じている事である。
- 20) Sachs〔64〕参照。日本では川喜多二郎氏などがそうである。
- 21) しかし先進国をも含めて工業文明からの逃避の性向を持つ人々、自然との調和を重視する人々が多いから、全国的視野から見るとき、採用技術ないし産業や企業の地域分布をこの観点から再吟味することは有意義である。これは既に論じた産業の地域分布の一つの側面である。また論者のなかには、不適正な技術が採用されるのは、不適正な政治家と企業家のせいだと言いきる人もある。そして今日先進国の側に「授助疲れ」があり、もっと競争原理のきびしさを貫徹すべきだという考えもある (White〔78〕参照)。後進国の間に較差が生じて来たとき、それぞれの間の技術移転と先進工業国からの技術との差異をどう取扱うかという新しい問題も生じる。
- 22) 西原〔52〕参照。
- 23) Edquist〔17〕は、ここに論じているような問題の一般的討議をおこなっている。
- 24) 例外は、華僑、印僑、バタック人、バリ人、中部ジャワ人の一部、アチェ人等といわれる。
- 25) 日本の場合は、江戸時代の商人階級より武士の間から優れた企業者が出た例の方が多い。この点市村〔34〕参照。東南アジアの軍人は多くの官僚と少数の企業者になっているが、彼等がどこまで成長して、新しい社会階層に変貌をとげるかは未知数である。しかし韓国でも、インドネシアでも、そうした動きが顕著である。

- 26) Embree[18], Evers[20].
- 27) 官僚制をめぐる Merton 等の [48] の議論には、後進国の場合についても参考になる点が多い。
- 28) インドネシアの官僚数は、1971年に54万1,873人、1932年10万3,619人(内ヨーロッパ人1万7,034人)である。戦後35年間に5倍強にふえ、44万人位の官僚をつつたことになる。

参 考 文 献

1. 赤松要, 「世界経済論」, 国元書房, 1965.
2. Harsja Bachtiar, "Bureaucracy and Nation Formation," *Kejalcinam dan Perdjuangan*, 1972.
3. —, "Legitimacy of the Indonesian Military As a National Institution," 1972.
4. A. K. Bagchi, "Foreign Capital and Economic Development in India: A Schematical View," 1973.
5. Harry Benda, *The Crescent and the Rising Sun: Indonesian Islam under the Japanese Occupation, 1942-1945*, The Hague, 1958.
6. J. N. Bhagwati, (ed.) *Economics and World Order*, London, 1972.
7. A. S. Bhalla, (ed.) *Towards Global Action For Appropriate Technology*, Oxford, Pergamon Press Ltd., 1979.
8. Henry J. Bruton, "On the Production of Appropriate Technology," ILO, June, 1979.
9. E. E. Calveley, *Islam: An Introduction*, The American University in Cairo, 1958.
10. J. J. Carroll, "Filipino Entrepreneurship Manufacturing," in F. Lynch and A. de Guzman II (ed.), *Four Readings on Philippine Values*, 1973.
11. C. F. Carter and B. R. Williams, *Industry and Technical Progress: Factors Governing the Speed of Application of Science*, Oxford University Progressive Press, 1957.
12. C. F. Carter and B. R. Williams, "The Characteristics of Technically Progressive Firms," *Journal of Industrial Economics*, vol. 7.
13. H. Chenery and M. Syrquin. *Patterns of Development 1950-1970*, Oxford University Press, 1975.
14. H. Chenery and L. Taylor, "Development Patterns: Among Countries and Over Time," *Review of Economics and Statistics*, November, 1968.
15. J. D. Craft et al. (ed.), *Dependence and Underdevelopment*, New York, 1972.
16. ECLA, *ECLA, and Analysis of Latin American Development*, Santiago de Chile, 1968.
17. Charles Edquist & Olle Edquist, *Social Carriers of Techniques for Development*, Swedish Agency for Research Cooperation with Developing Countries, R3=1979.
18. John F. Embree, "Thailand: A Loosely-Structured Social System," *American Anthropologist*, 1950.
19. John L. Enos, "A Measure of the Rate of Technical Progress in the Petroleum Refining Industry," *Journal of Industrial Economics*, vol. 6.
20. Hans-Dieter Evers (ed.), *Loosely Structured Social System, Thailand in Comparative Perspective*, Yale Univ. (Cultural Report Series, No.9), 1969.
21. Clifford Geertz, *The Religion of Java*, The Univ of Chicago Press, 1960.
22. —, *Peddlers and Princes*, The University of Chicago Press, 1963.
23. —, "Religious Change and Social Order in Suharto's Indonesia," *Asia*, Autumn, 1972.
24. M. Goldsmith, (ed.) *Technological Innovation and the Economy*, Wiley Interscience, 1970.
25. K. Gough and H. P. Sharma (ed.), *Imperialism and Revolution in South Asia*, New

- York, 1973.
26. K. Griffin, *The Political Economy of Agrarian Change*, McMillan, 1974.
 27. T. Hagerstrand, *Innovation Diffusion as a Special Process*, University of Chicago Press, 1967.
 28. A. O. Herrera, "The Technology And Dissemination of Appropriate Technologies in Developing Countries," ILO, Oct. 1979.
 29. 日比野丈夫, 「華僑」, NHK ブックス, 1977.
 30. R. T. Holt & J. E. Turner, *The Political Basis of Economic Development*, Nostrand, 1966.
 31. G. C. Hufbauer, *Synthetic Materials and the Theory of International Trade*, London, 1966.
 32. 市村真一編, 「東南アジアを考える」, 創文社, 1973.
 33. ———, "Japanese Industrial Policy," Discussion Paper No. 106, CSEAS, Kyoto University, 1979.
 34. ———, "Japanese Entrepreneurship in Early Stage of Economic Development," *The Pacific Profile*, 1974.
 35. International Development Research Center.
 36. 石井米雄, 「東南アジアの歴史と文化」, 市村〔32〕所収, 1973.
 37. ———, 「東南アジアの仏教と社会主義」, 柳川編「現代社会と宗教」所収, 1978.
 38. ———, 「上座部仏教の政治社会学」, 創文社, 1975.
 39. ———, 「戒律の救い—小乗仏教」, 淡交社, 1969.
 40. Bruce F. Johnston, "Agriculture and Structural Transformation in Developing Countries: A Survey of Research," *Journal of Economic Literature*, June, 1970.
 41. G. Klonglan and W. Coward, "The Concept of Symbolic Adoption: A Suggested Interpretation," *Rural Sociology*, 1970.
 42. 小島清, 「世界貿易と多国籍企業」創文社, 1973.
 43. 口羽益生, 「稲作農村の国際比較研究」トヨタ財団への報告書, 1979.
 44. ———, 「マレー農村の家族の宗教」アジア文化, 1975年3月号.
 45. I Livingston, "Agriculture versus Industry in Economic Development," *Journal of African Studies*, 1968.
 46. Edwin Mansfield, *The Economics of Technical Change*, Norton & Co., New York, 1968.
 47. ———, *Industrial Research and Technological Innovation: An Econometric Analysis*, Longmans, Green & Co., New York, 1969.
 48. R. K. Merton, A. P. Gray, B. Hockey, H. C. Selvin (ed.), *Reader in Bureaucracy*, The Free Press, New York, 1952.
 49. 水野浩一, 「タイ農村の社会組織」, 創文社, 1980.
 50. ———, 「Loosely Structured Social System, ed. by Evers に関する書評」東南アジア研究, 1970.
 51. 護雅夫, 「ムスリムにとっての近代」中央公論, 1978年12月号.
 52. 西原正編, 「東南アジアの政治的腐敗」, 創文社, 1976.
 53. William D. Nordhaus, *A Theoretical Treatment of Technical Change*, MIT Press, 1969.
 54. OECD, *Choice and Adaptation of Technology in Developing Countries*, 1974.
 55. Onyemelukwe, *Economic Underdevelopment*, London, 1974.
 56. J. L. Peacock and A. T. Kirsch, *The Human Direction: An Evolutionary Approach to*

- Social and Cultural Anthropology*, Appleton-Century-Crofts, New York, 1970.
57. M. V. Posner, "International Trade and Technical Change," *Oxford Economic Papers*, 1961.
 58. V. Prakash and S. Robinson, "A Cross-Country Analysis of Patterns of Industrial Growth," The World Bank, July 1979.
 59. Raul Prebisch, *Hacia una dinamica del desarrollo Latinoamericano*, Mexico, 1963.
 60. B. V. Ranga Rao, *An Approach to Science and Technology Policy*, UN Office for Science and Technology, October, 1975.
 61. G. F. Ray, "The Diffusion of New Technology," *National Institute of Economic Review*, May, 1969.
 62. E. M. Rogers, "Innovations in Organizations: New Research Approaches," at American Political Association, San Francisco, Sept. 1975.
 63. Bryee Ryan and Meal C. Gross, "The Diffusion of Hybrid Seed Corn in Two Iowa Communities," *Rural Sociology*, 1943.
 64. Ignacy Sachs, *The Discovery of the Third World*, MIT Press, Cambridge, Mass. 1976.
 65. 斎藤優, 「技術移転論」, 文真堂, 1979.
 66. Theotonio Dos Santos, "The Structure of Dependence," *American Economic Review*, May 1970.
 67. James Siegel, *The Rope of God*, University of California Press, 1969.
 68. H. W. Singer, *The Strategy of International Development*, London, 1975.
 69. —, "Appropriate Technology for a Basic Human Needs Strategy," *IDR*, no. 2, 1977.
 70. Soedjatmoko, "Technology, Development and Culture," a paper presented at the conference, Institute for Religion and Social Change, April, 1972.
 71. Lyn Squire and H. G. van der Tak, *Economic Analysis of Projects*, Johns Hopkins UP, 1975.
 72. Ignacy Stewart, *Technology and Under-Development*, Macmillan, 1977.
 73. Gabriel Tarde, *The Laws of Imitation*, Holt, Rhinchart and Winston, New York, 1903.
 74. John E. Tilton, *International Diffusion of Technology: The Semi-Conductors*, The Brookings Institution, Washington D. C., 1971.
 75. Reymond Vernon, "International Investment and International Trade in the Product Cycle," *Q. J. E.*, 1966.
 76. —, (ed.), *The Technology Transfer in International Trade*, NBER, New York, 1970.
 77. R. Weitz, *From Peasant to Farmer: A Revolutionary Strategy for Development*, Columbia University Press, 1971.
 78. John White, *The Politics of Foreign Aid*, Boxley Head, London, 1974.
 79. B. R. Williams, *Technology, Investment and Growth*, Chapman & Hall, London, 1967.
 80. B. R. Williams (ed.), *Science and Technology in Economic Growth*, Proceedings of International Economic Association Conference, St. Anton, Austria, McMillan, London, 1973.
 81. 山田登・小倉武一共編, 「国際農業協力の現状と課題」, 農政研究センター, 1976.
 82. M. Yamashita, S. Jegatheesan, and Wong Chee Yoong, *Agro-Economic Studies in the Muda Project Area*, Alor Setar: MADA, May 1976.
 83. Prasert Yamklinfung, "Family, Religion and Socio-Economic Change in Thailand," *East Asian Cultural Studies*, 1974.

第Ⅲ部 モンスーンと農業景観

水田の景観学的分類試案

まえがき

水稲圏をいくつかのグループに類型化するということはすでに行われている。例えば、ジャポニカ、インディカ、ジャバニカというように栽培されている品種による分類も一つである。プレ・モンスーンとかモンスーンとかポスト・モンスーンといった作季による分類も考えられる。あるいは、栽培技術や使用器具による類型化も可能である。例えば、移植とか散播とか、あるいは、脱穀は水牛に踏ませるのか、打ちつけるのか等といった類である。この小論では、こうした水稲耕作がその上で行われる土地の自然地理学的の性質を中心に分類を行おうとするものである。ただこの場合、地形とか水文といった要素に分解して分析的に見るのではなく、もう少し、総合的、鳥瞰的にとらえようとするものである。その意味では景観的という言葉が当てはまるかと考えている。

モンスーン・アジアを覆う水田景観には極めて多様な変位があるはずである。しかし、私には、どうもこれらの水田の多くが、結局はせいぜい四つか五つの類型に分類されてしまうように思えてならない。私がすぐに思い浮かべる水田景観の代表例は、第一に条里にそって水路が縦横に走る近江盆地の移植田、第二にメコン・デルタの広大な浮稲地帯、第三に水不足で今にも枯死しそうなインドの平原の天水田、そして第四に焼畑斜面の裾にこびりついたようにして作られているマレーシアの小湿田である。以下に私は、上の四つの水田景観を、それがどういう自然への適合を行って存在しているのかを描写してみたい。

I 扇状地の稲作

1 扇状地の分水系 アジアの稲作地の多くは、気候的に見るかぎり、基本的には水不足地域である〔12〕（以下ブラケット内は章末の文献番号を示す）。稲の生育に必要な水量は作季中の降雨によってはまかなえない。いいかえれば、天水田は不可能である。どこからか水を運んで来て、降水の不足分を補助してはじめて稲作は可能となる。この事実も稲作の技術や社会を考える上で決定的な重要性をもっている。例えば、補助水を運んできやすい所とぎがたい所とがあるとしよう。前者は稲作の優等地ということになり、後者は劣等地である。又、水は運んできうるが、水の絶対量に比して需要が大きすぎるとする。すると、そこに水争いが起こる。争いをおさえて共存しなければならぬとすると、そこに水利慣行が生まれねばならない。扇状地とは、こうした水にかかわる諸問題が最も明瞭なかたちで、最も強烈に起こりうる所なのである。

まず、扇状地の地形的構造を考えてみよう。理解を助けるために日本の扇状地の一つを想い浮かべてみるとよい。例えば、琵琶湖に注ぎこむ姉川、犬上川、愛知川、野洲川等は典型的な扇状地を形成する。これらの扇状地において基本的な性質は、扇状地全体にわたって何本もの新・旧の川跡が発達していることである。これらの総ては、かつての本流が左右に暴れて、乱流跡として残ったもので、多くは今は小川か、時には自然堤防の高みのみを残している。これらはいずれも現在の本流を中心に葉脈状にひろがっている。

第二の特徴は、扇状地の川は本流といえどもそれ程巨大ではない。特に梅雨前でもあれば流れは小さく、したがってそこに井堰をかけたり、あるいは底樋を入れたりすることもそれ程困難ではない。たいてい村レベルの資力と技術でそうした工事は施工可能である。すなわち、扇状地では、本流を含めてその流れは制御可能である。

今もし、扇状地いっばいに稲田が広がっていて、その田はどれも水不足に悩んでいるとしよう。比較的水量の多い本流に手を加えてそこから分水すること

が当然考えられるであろう。幸いなことに、本流は制御可能であり、又、扇面には本流に連絡した無数の分流が葉脈状に通じているのであるから、分流の通水能力さえ高めれば、それらは水不足の稲田へ水を運ぶ灌漑水路に充分なりうるはずである。扇状地とは、かくして、分水を基本技術とした灌漑を行うのに最も適した地形区なのである。いいかえれば、扇状地は稲作地としてまさに優等地である。たとえ少々の降雨不足があったとしても、本流から水を引いて来ることができるから、毎年、安心して稲を作ることができる。かくて扇状地は、まず例外なく、ていねいに移植を行う美田である。

以上が物理的に見た扇状地の特徴である。次に、分流系上でみられる分水の社会的な側面を、少しく検討してみよう。図1は分流系のモデルである。今、

もし分流 a から水を引く A が、より多くの水を得たいと考えたとする。A はその希望を満たすためには分岐点 α に行き、分流 b への流入を阻止すればよい。そうすれば a には多量の水が流れ A の希望をかなえる。しかし、このことは実際には許されない。何故ならば、それは b から水を引く B に直接的な打撃を与え、B の反対にあうからである。もし、A、B が共により多くの水を得ようとするれば、彼等は、a、b の分岐点よりも、もう一つ上の分岐点 β に行って、そこで他の分流

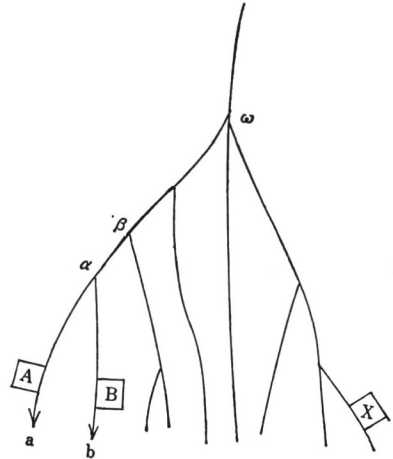


図1 分流系モデル

への流入を阻止しなければならない。しかし、これもそこから水を得る百姓の反対にあう。結局、同じことが最上流の分岐点にまであてはまり、A は X とでさえ無関係ではいられなくなる。これが分流系の配水機構であるが、このことから二つのことがいえそうである。すなわち、(1)一つの分流系内にあるのは、どの百姓も他の百姓とは無関係ではありえない。いいかえれば、どの百姓も分流系の持つ極めて有機的なシステムの中に否応なしに、ガッチリと組み入れら

れている。(2)下流部にいる百姓ほど水利に関しては不利である。水利的に最も有利な者は扇頂点 ω を掌握した者である。扇頂さえ握れば、彼は扇状地全域の水を支配しうる。特に川の水が少なければ少ないほど、その権力は絶大になりうる。何故なら、彼は流れの総てを堰止めて下流に水を全く流さないことも可能だからである。

以上のことは、分流系と対照的な支流系の場合と対比してみると極めて明瞭になる。支流系では、各百姓は独自の水源を持っている。したがって、彼等はお互いに無関係でありうる。又、分流系の扇頂のそのように複数の百姓を支配しうるような特殊な地点を見出せない。ここでは総ては平等である。いいかえれば組織も序列もできる素地がない。

2 組織された水利社会 以上が最も単純化した扇状地の水利モデルである。そこでの特徴は、(1)美田ができる可能性が大きい、(2)水利に支えられた強固な組織をもつ社会にならざるをえない、(3)扇頂を掌握した者は特権を享受しうる、といった諸性質が出て来そうである。

ここでは、こうした扇状地の一つとして、近江盆地に姉川の例を見てみよう。姉川は伊吹山塊に発し、西流して琵琶湖に注ぐ川である。今でこそ、井堰統合が行われて、昔の井堰は姿を消してしまっただが、戦後間もない頃までは、まだ伝統的な井堰取水が残っていた。数カ村ずつが井郷を作り、それぞれに井堰を持っていたのである。春先になると、その年の最初の仕事が始まる。まず、広い河原の水みちを自分達の井口に近づけなければならない。前年の洪水時に、砂利は大抵、大きく移動してしまって、川は勝手な所を流れている。それを矯正して、自分達の井口に近づけるのである。やがて、4月中旬から5月初めになると、いよいよ、井だてが始まる。川中に杭を打ち土俵を積んで、水位を高めると同時に、堰から水路にうまく水が乗るような作業を行う。こうした作業は井郷に属する全員が総出で、定められた日に行う。

以上が分水灌漑の作業であるが、こうした井堰を持つ川筋には、分水灌漑特有のあらゆる諸現象が見られる。以下喜多村俊雄〔11〕に従って、姉川にその2, 3の実例をひろってみよう。

まず水争いの例である。当然なことであるが、敵対関係は、相上下する井郷の間で最も頻繁に起こる。横井にまつわる争いでは、その最初の記録は寛永13年(1636)のものである。この時の事件は、横井郷に属する上坂村の百姓が武器抜身をそろえ、堰を見守りに来ていた下流の三田、大路、野村の3カ村の者を追立て、慣習に反して堰を強固にして、下流井郷へ水を流さないようにしたというのである。困惑した下流3カ村は、ここで武器でかためた大勢で反撃に出、結局、横井を切り落している。この時の争いでは死人が出た模様という。又同じ横井であるが宝暦9年(1759)には横井郷に属する6カ村が底樋同様の構造物を伏せて引水を企てている。このために対岸の三田等数カ村は井戸水までが減少するという被害を起こしている。明らかに、こうした構造物による引水は慣行違反である。北岸の被害村の願いにより、奉行のしらべる所となって、構造物は撤去させられると同時に、それを指導した横井郷の庄屋、横目8名の籠舎が申し付けられている。こうした事件はどの井郷にも必ず起こっている無数の水争いのほんの一例にしかすぎない。

ところで、時々の水争いは絶えないとしても扇状地全体が、とにもかくにも、共存して行くためには、何らかの約束に従って水の配分を行って行くより他にやり方がない。前項にも述べた如く、ここに慣行が生まれ、組織が育つ。そして、その組織は扇頂を掌握した者を頂点とする一種の序列で固められる。姉川筋の場合、この扇頂の特権を享受するものは出雲井郷の15カ村であり、その中でも特に配水を支配するのは親郷間田村の孫助家である。孫助は、もし半夏生を過ぎて水不足で植付ができない所があると、報告を受けた後、井郷の総ての庄屋を呼び集め、配水に関して指示を与える。孫助の指示は絶対であり、又それは歓迎された。何故なら井郷の秩序維持のためには、同家の支配は必要とされていたからである。このことは文政年間に至り、孫助家が経済的に行きづまり、破産に陥りそうになった時、彦根藩により、近郷村に御用懸が命ぜられ、同家の再興が図られたことから窺い知れる。

間田村を頂点とする井郷の秩序は、あらゆる手段を用いてその維持につとめられた。そして秩序の破壊者に対しては、井郷メンバーの多数による制裁が加

えられた。例えば、高香、井之口の2カ村は御領であることを背景に井堰の入用銀につき半役を主張し、負担金の出金を拒絶したことがある。この時に、この郷内でとられた制裁は、契約に従って、この2カ村の川戸山への出入りを禁止したことである。草刈場から閉め出された2カ村は田作り用の肥料源を絶たれるという窮地に追いこまれ、さすがに他領の圧力に屈して、その主張をひきさげるのである〔11〕。

扇状地の分流系のかもし出すいくつかの典型的な現象が、上の簡単な諸事件によってもよく代表されているのではなからうか。

3 イロカノの例 扇状地稲作の最も典型的なものは、このように畿内をはじめとする日本の農村に求められる。しかし、東南アジアにも同じような例は、いくつか報告されている。こうした中で特に有名なのは、北タイの山間盆地の例と、バリ島の火山山麓の例であろう。前者に関しては、最近田辺〔23〕のモノグラフが出た。そこでは用水普請のやり方から堰組の組織、運営まで、きわめて詳細な記載があるが、本質的な所では、上記姉川の例と大差ないと考えてよい。後者に関しては19世紀後半、オランダの植民地官 F. A. Lifrinck が残した記録をもとに編集された、van Baal ら〔24〕の記録と、藤岡保夫〔5〕がくわしい。ここでは、水利慣行が村の組織とは勿論、宗教とのかかわりあいにおいても詳述されている。より一般的な議論の例としては、家永〔9〕の如く、たとえばフィリピンの米生産の基礎条件を水利集団の構造を通じて分析しようとしたものなどがある。

ところで、ここでは上記の充実した業績とは全く比べるべきものではないが、比較的知られていない資料の一つを紹介しておきたい。最近、私自身が、その旅行から帰ったばかりで、印象がまだ極めて強いからである。フィリピンのルソン島北西海岸に面したイロコス・ノルテには背後のコルディレラ山脈から流れ出す河川が多く、扇状地を作り、そこにきれいな移植田が発達している。以下に示すのは、ここで見られる水路建設時の規約書である。

約 定

ここに署名もしくは十字を記す我々はギマガの土地に給水する水路建設に同意するものである。ここには何の強制も威圧もない、我々是我々の自発的な意志を表明している。そして以下の如く云う。

第1条：上記の水路建設に秩序を保つ目的で、我々是我々に命令を下す1人の首長（原註：父親の如く奉仕する1人の人）を選ぶことに全員等しく同意する。

第2条：我々は又、組長を選ぶ、彼等をして上記の総指揮者を補佐せしめることに同意する。

第3条：我々は更に又次の点に同意する。即ち上記の首長、組長等によって与えられた命令に対しては、我々は反対すべきではなく、全員等しく従うべきである。万一、この申し合せに反する者がある時、彼は不服従の罰としてむち打ち2回が与えられる。また万一、彼が第2回目のあやまちを犯した場合、その不服従の罰として、我々は、この土地における彼の持ち分を凍結させる。

第4条：我々は又次のことに同意する。即ち、作業に決められた日が到来し、首長が、召集のホルンを吹いた時、我々は急ぎ馳せ参じるべきで、決して、第3、第4回目のホルンを待つべきではない。特別の理由がないかぎり、最後になった1人には、その遅い罰として6クマルト（原註：約2米セント）の罰金が科せられる。

第5条：我々は又次のことに同意する。即ち、上記水路建設が始まったならば、他所に行ったり、あるいは隠れたりしてはならない。万一、隠れている所を捕えられると、その理由の如何にかかわらず、その不服従の故にむち打ち5回が与えられる。

第6条：我々は又次のことに同意する。即ち、7月に入って以後は、女や子供を代人として出すことは許されない。このことは仕事が堰工事にかかっている間は特にしかりである。この申し合せに違反した者は、その理由の如何にかかわらず、8分の1ペソの罰金が科せられる。

第7条：水路掘削であれ柵作りであれ、一度仕事が割当てられたならば、他人の援助をあてにして待たないで、可能なかぎり早くそれを遂行しなければならない。この申し合せを軽んずる者は、その不服従の故に8分の1ペソの罰金が科せられる。

第8条：我々は又次のことに同意する。即ち、水路掘削であれ柵作りであれ、それに必要な労力と資材負担は我々の間に均等に割当てられるべきである。

第9条：我々は又次のことに同意する。即ち、馬、水牛、牛、豚等の動物を通す柵のある通路建設のための費用は、我々の間に均等に割当てべきである。何人といえどもこれに従うことを拒絶できない。

第10条：我々は又次のことに同意する。即ち、外部者を半日、又は1日仕事に参加させることができる。しかし、監督者はこのことを、前もって、会議の席で我々

に公表しなければならない。事前にこのことを行わないで契約に入る権限は監督者にも与えられていない。

第11条 我々の申し合せに反して、共同の土地を食い物にする者がある時は、その悪しき習性への罰として、初犯の場合はむち打ち5回が与えられる。再犯の場合には、彼のあらゆる権利は剝奪される。この罪に対しては、いかなるいい訳も許されない。

第12条：水路掘削であろうが、柵作りであろうが、一旦仕事が割当てられるならば、監督者の命令に背くことは許されない。もし、この申し合せに違反して行動するような者がある時は初犯に対しては、第7条に定める規定によって罰せられる。再犯の場合は、不服従の罰として、この土地に対する彼の権利が剝奪される。

第13条：我々の田から遠くはなれた所への突然の召集はあってはならない。万一、遠方への召集が必要となった場合は、我々は突然に呼び出されるのではなく、事前に通告されているべきである。

第14条：我々は総て自分の鋏、縄、まぐわを現場に置いておかなければならない。持主以外の者が、上記の道具を用いるのはよくない。万一、他人の所有にかかる上記の道具を使用しているのが見つかった場合は、初犯ならば、それ相当の罰が科せられる。再犯の場合は、理由の如何を問わず、その土地における彼の権利は凍結される。

われわれの共同の土地の耕作のための上記の約定の総ての条項は厳格に順守されるべきである。この約定作成に際しては何者も我々を強制していないし、又我々が強制されねばならないような謀もしていない。我々は、我々の仕事に規律を持たせるために、我々の自由意志で、この約定に同意することを誓約するものである。1894年の本日、文字の書ける者は署名を、書けない者は彼等にかわって書かれた名前の上に認め

ピンコール村。字デママガ

1894年9月15日

(以下に20個のマークと3個のサイン)

(Christie [2]: pp. 195-196)

以上の約定書は家永[9]の「内発的水利集団」を持つ「山地」に見られる一つの典型例である。ところで、上の約定書を見て受けた感じは、日本の水利組合の場合よりも、むしろバリや東ジャワの場合に近いというものだが、いかがなものであろうか。あるいは、共有地という言葉の出る所などがそういう感じを与えるのかも知れない。ちなみにイロコスこの地方には Zangjera と

呼ばれる水利組合が多くあって、その中には土地の所有権は Zangjera にあって組合員は割地で稲を作っているという例もある。北西海岸のこの地方の灌漑に関しては Lewis [15] が参考になる。

ルソンの中央平原を広く歩いた後、イロコス・ノルテに入ると、この州の河川だけが実に多くの堰を持っているのに驚かされる。同じように、もう一つこの州で印象的なのは、時々村はずれに置いてある、手のこんだミニチュアの家である。それはバヤニハンと呼び、日本のミコシのように村の若者達が大勢でかついでねり歩くのである。イロコスの茶店の1軒に、バヤニハンの写真をのせたカレンダーがかかっている、きれいな乙女を1人乗せたバヤニハンを大勢の男達がかついでいるその写真の下には説明があって、最後にこんな文章が書いてあった。

A *bayani* is a man who voluntarily gives his service to any members of the community for free. Be it to carry a house or to construct it. *Bayanihan* is the Filippino spirit of carraderic, service, unity, cooperation and togetherness. It is a sense of belonging to a community. To a nation. To a people.

バヤニハンはいロコス以外ではあまり見かけなかったように思う。灌漑の行きとどいたこの扇状地の上で、ことさらに sense of belonging to a community が強調されているのは面白いことだと思った。

II デルタの稲作

1 乾燥と水没をくりかえす広大な低平地 ガンジス、ブラマプトラ、イラワジ、チャオプラヤ、メコン等の大河は、その下流にここでいうデルタを形成する。ここでは、メコン・デルタを例にとって、その性質を記載しよう。メコン・デルタも扇状地と同様に扇形の広がりを持つ。しかし、扇頂から扇裾までの距離は 200km 以上である。例えば、姉川の場合、その扇頂から扇裾までの距離が 10km であるのに比すと20倍の長さになる。このことは面積でいえば400倍ということになる。デルタが扇状地に比していかに巨大なものであるか

のおおよその見当がつこう。又、メコンの場合、ほぼ扇頂部と考えられるカンボジア・ベトナム国境附近の海拔標高は3ないし4mである。国境は河口から200kmの距離にあるから、仮に標高4mとして、その平均勾配は0.02m/kmということになる。これは例えば姉川扇状地の平均勾配4m/kmと比べてみれば、メコンのそれがいかに緩傾斜かということがわかる。デルタとは、かくして、低平、広大という形容詞が文字通り当てはまることになる。

ところで、この低平、広大なデルタ面に、モンスーンの周期に合わせて洪水がやって来ることになる。4月になると雨が降り出し、5月、6月、7月と降雨量は漸次大きくなってゆく。そして、8月になると、上流のタイやラオス、カンボジアに降った雨も流下して来て、デルタ全面は多量すぎる水に水没してしまうことになる。モンスーン型の周期が存在するという意味では日本の扇状地も同じである。梅雨の降水があり、上流山地からの流入は相当なものである。おそらく、扇状地の単位面積が受ける水量はデルタのそれとは大幅に異なることはない。いや、大抵の場合は、むしろ扇状地の方が多量の水を受けるであろう。しかし、勾配の大きい扇状地では、こうした水は簡単に海や湖に流出してしまう。しかし、勾配のほとんどないデルタではこの下方への排水はほとんど期待することができない。こうして、デルタでは一旦雨季が訪れると、全体が水没し、それは何カ月も減水することなく、まるで浅い海のようにになってしまう。これがデルタの雨季である。湛水は10月に最深となり、やがて、12月から1月と進むと、ゆっくりと引いてゆく。降水がほとんどなく、上流からの流入も極端に小さくなってしまふからである。そして、2月から3月、4月にかけては、デルタ面からはあらゆる水が無くなってしまふ。平坦で無起伏なデルタの上では、文字通り一滴の水さえもなくなってしまひ、乾ききった粘土を強すぎる太陽が焼きつけるというのが常態である。デルタとは、かくて数カ月間の一大湛水と、数カ月間の粘土沙漠が交代する所ということになる。

デルタの洪水は扇状地のように破壊的な急激さはない。我々日本人が洪水といえは被害を想像するのに、デルタでは洪水は恵みとして受けとられている。洪水は、ゆっくりとやって来るだけでなく、ほとんどの所で1m以下の深さ

でとどまり、したがって、それは乾いたデルタ面に稲が再び伸び育ち、魚が帰って来る時期と考えられているからである。しかし、ここで、附言しておかねばならないのは、その恵みは、与えられた水深、与えられた洪水期間をそのまま甘受する者にとっては恵みではあるが、少しでもその有様に不満を抱き、したがって、それを改良しようとする者にとっては、どうしようもない大洪水でしかないという事実である。例えば、70cm の水深は深すぎるから、それを20cm にしたいと考えたとしよう。この見渡すかぎりの広大なデルタの全面に洪水がやって来る時、どうしてそれを押し止どめ20cm に下げたらよいのだろう。湛水期間を調節することも同様に不可能な事柄である。たった一つ可能かも知れない方法は、自分の田を輪中堤で囲い、輪中の中の水を調節する方法であろう。しかし、輪中の中に多量の降水がある時、それをどうして排水すればよいのであろう。輪中による洪水調節はその労力を考える時、必ずしも魅力的なものとはいえない。こうして、デルタでは、天から与えられた洪水をそのままのかたちで受け入れることのみが可能であり、その時にのみ、洪水を天の恵みと考えうるのである。扇状地の百姓が力を合わせて、水を制御し、利用したような、ああした水文環境の改変はデルタでは不可能なのである。

2 浮稲とボロ このような全面乾燥と全面湛水が人間の手で制御不能な巨大さでやって来る所に行われるのが浮稲栽培である。より一般的には深水地の直播稲といった方がよいであろう。

メコン・デルタの直播田では最初の農作業は4月から5月初めにかけて行われる。この時期はまだ本格的な雨季に入っていないが、時々マンゴーシャワーがあり、それまではカチカチに固まっていて強力な水牛でも歯のたたなかつた重粘土も湿り気を帯び、ようやく耕起が可能になる。荒起こした田面は、勿論まだ湛水はない。砕土をしない田面には30cm 角もある土塊がゴロゴロする有様である。そして、しばしば、このゴロゴロの土塊の上に靱がばらまかれる。やがて、もっと雨が繁くなり、土に湿り気が加わると稲は雑草といっしょに発芽する。6月には、メコン・デルタはほとんどの直播田が稲と雑草で緑のジュータンを敷きつめたようになる。

この頃から7月にかけての直播田でよく見かけるのは、この緑のジュータンの上で水牛が草をはんでいる風景である。最初、私は、広いデルタの中には牧場があるものと思った。しかも、実際に、水牛は直播田に入りこんで、その雑草と稲とを何のみさかきもなく食っているのである。多くの百姓は直播田でのこの放牧を平然とやってのけている。こうして、やがて8月になると湛水が始まり、それは日一日と増水してゆく。こうなると稲をはるかに凌駕して茂っていた雑草は総て水死し、稲だけが、水深の増加におくれじと、その葉先をわずかに水面上につき出して背を伸ばしてゆく。直播田では、一旦湛水してしまうと、もう近づくこと自体が不可能である。やがて、約4カ月が経ち、1月に減水が完了すると、半乾きの地面の上に、稲はその長い茎を横たえて実りを完結させる。

デルタでは何故こうした直播が行われるのであろうか。1戸の耕作面積が大きくて、労力不足から、より手間のかからない直播が好まれるというのもたしかに一つの理由である。しかし、もう一つの有力な理由は、植付準備に必要な諸作業を行うことが物理的に極めて困難だからである〔6〕。まず第一に、苗代水を得ること自体が粘土沙漠の上では不可能である。第二に代掻きに十分な時間がとれない。水が溜り出すようになってからでは、すでに代掻きを大湛水前に完了することは困難なのである。乾季中、粘土沙漠になったデルタ面には4~5cmにも開いたひび割れが70~80cmの深さにまで達しており、最初の降雨は簡単にその割れ目に落ち込んでしまう。そして、ようやくにして割れ目が閉じる頃になると、今度は多量の降雨が極めて早いスピードで湛水深を増加させてしまう。あれよあれよという間に背の低い苗は植えられないことになってしまう。こうして、粘土沙漠と大湛水が交互するデルタでは直播だけが唯一の可能な方法となるのである。

それにしても、デルタの直播稲の生態は、きわめて特異なものといわねばならない。ここでは、雨季の初期は水が順調にえられないから直播を行っているのである。生育の初期の5月から8月にかけての3カ月以上、稲はまるで畑植えの雑穀のように育つ。あるいは、雑草のように、といった方がよいかも知れ

ない。そして、その後は、逆に、扇状地の移植田などでは想像もできないような深水につかってしまう。浮稲という言葉はこの後半期の状態を表したものであるが、こうして見ると、実際の生態は言葉が与える印象よりももっと複雑である。つい1、2週間前まで畑状態で育っていた稲が、深水に沈んでゆくのを見る時、私は、この稲の自然への適応力にいつもあらためて感心させられるのである。

デルタにかんしては、さらにもう一つ、ボロのことを付け加えておかなければならない。デルタの一部では、洪水は上に述べたよりも更に急激である。デルタの頂部附近では、とくにこれが多い。このことはデルタの水文模型を考えてみれば容易に理解できよう。山から出て来た洪水は、デルタの頂部で一気に吐き出され、そこからデルタ全面にゆっくりと拡がってゆく。当然のことながら、山からの吐き出し口にあたる所では、洪水は暴力的に強暴である。こういう所では浮稲でさえ生育が不可能である。デルタのこうした吐き出し口では、実際、雨季の稲作はあきらめられている。ボロはこうした所に作られるのである。

ボロはインドやバングラデシュで用いられる名前だが、ビルマでマジンと呼ばれる物やカンボジアの減水期稲もこれに相当する物である。今では見られなくなったが、チャイナートのバラジ建設前のチャオプラヤ河ぞいにもそれが作られていたという。例の洪水吐き出し口は、雨季に入ると池、兼洪水通路となって深く湛水する。しかし、こうした池も乾季に向かうと、だんだんと水面を縮め干上がってゆく。こうした時にボロは作られる。干上がりかけた池底から畦が顔を出しかけると、一滴の水も失わないように堅固に畦をかため、そこに稲を作る。数日たつと、もっと深い池底に沈んでいた田も顔を出しかけて来る。するとそこにも稲を植える。こうして、干上がりかけた池の周辺から、順次池の中央に向けて、まるで階段を降りるように植え進んでゆく。文字通りの減水期稲である。

3 新興地デルタ 浮稲地帯にしる、ボロ地帯にしるデルタの稲作地は扇状地の移植地帯に比べると与える全体的な印象はひどく異なる。第一に大規模

であり粗放である。デルタ稲作を見た後で扇状地の移植田を見るとまるで箱庭である。第二に、デルタ農民の生活態度はすぐれて自然適応的である。何10万haという単位で洪水が押し寄せて来る環境の下では、このことはしごく当然なことである。彼等は扇状地の農民のように堤防で洪水を防いだり、分水したり等しようとはしない。そういう企ては想像すらできないのである。彼等にとっては与えられた洪水は、そのままで天の恵みである。デルタ水文の制御を行うかわりに、彼等は与えられた洪水の中でよく育つ稲を探し出して、それでもって自然に迎合しようとする。その前半を畑状態で生き、後半を深水中に育つ浮稲の選択自体、すでにこの哲学の最も明瞭な実例と考えてよいであろう。こうした扇状地農民とデルタ農民の生活態度の違いを、石井[10]は自然への工学的適応と農学的適応と表現したことがある。

工学的指向を持つ集団と農学的指向を持つ集団との間には、その諸性質に差異が生ずることは当然予想される。日本の農村の多くがそうであったように、そして、イロコス・ノルテの例にも示された通り、扇状地では、集団は、しばしば灌漑組織を通じてよくまとまっている。しかし、デルタにはそういう意味でのまとまりはない。水防工事や灌漑水路の建設等のように共同で事に当たるといようなことはないからである。人々はいわばひとりひとりが各自でんで与えられた湛水を最大限に利用して稲作を行うという態度になってしまっている。そこにある集団はいわゆる“ゆるい構造”の社会〔4〕である。

こういうふうになると、メコン・デルタやメナム・デルタの水路網を知っている読者からは、あの巨大な水路網をもつデルタがどうして非工学的なのかという反論が出るかも知れない。たしかに、デルタには水路網掘削という大土木工事があった。しかし、それらは百姓の共同作業とは関係のない工事なのである。例えばメナム・デルタの大水路網のうち、その最も代表的なラングシットのもの、19世紀の後半、それまで象の遊び場であったデルタの藪原が、シャム運河掘削・水田灌漑会社のドレジャーによって一気に掘られたのである。会社を構成する4人の株主は、1人の王族、2人の華僑徴税請負人、1人の元イタリー国籍の建築技師であったという〔22〕。会社はそうすることによって、

時の国王から水路にそう幅 800m の土地の権利を得、そこに農業労働者を投入したのである。掘られた水路は入植を促進させるもので、それはちょうど、ゴム園労働者を入植させるためにジャングルにつけられた道と何らかわらないのである。いわば、デルタは、19世紀後半に金持によって突如として開かれた米プランテーションなのである。

デルタの水路網はかくて、決して農民の共同の作業の結果ではない。そして、そこに入植した農民達はやっぱり農学的指向なのである。彼等が行う作業は、その運河ぞいに、雨季の冠水をまぬがれるだけの小さな土盛りを各自で作り、その上に各自で家建て、乾季にそなえて家の後ろに家事用水確保のための小さな池を各自で作ることだけである。農作業自体は前記の通り、洪水を天の恵みとして直播を行っている。

開発の歴史が浅いということが、又、デルタの無組織性を一段と強いものにしているのであろうか。今ではデルタは生産量において扇状地をはるかに凌ぐ大稲作地になっており、より近代化された産米地でさえある。そこにはしばしば扇状地のない立派なハイウェイが走り、ハイカラな町が見られる。しかし、同時にそこには開拓地特有の無秩序さが氾濫していて、私にはとうていまとまった組織を感じさせない。1970年代の今日、急速に成長しているハイウェイや町はともかくとして、水田の拡がりだけを見ると、私には、それが農村というよりも新興米作団地という表現でよりうまく表現されるもののような気がしてならないのである。

Ⅲ 平原の稲作

1 池の点在する水不足地　ここでいう平原とはインド亜大陸の多くの部分や、東南アジアでは東北タイ、カンボジアの大部分を想像すればよい。平原の地形的特徴は、ゆるい起伏を持つやや高位の平坦面である。あるいは、これを台地と呼んでも良いかも知れない。この平原は扇状地とも、デルタとも異った独自の水文環境を持っている。まずそこには、扇状地が持ったような大きな

後背山地がない。したがって集水面積は平原本体に比して極めて小さい。例えば、普通の扇状地やデルタだと、その背後には優にそれらの10倍を超す後背山地を持っていて、そこから極めて豊富な水の供給を受けることができるのに対して、平原はこうした後背山地を欠いている。したがって、平原には他からの水の流入はほとんど期待できない。平原はこの意味では基本的に絶対的水不足地帯とならざるをえない。

第二に平原には傾斜が無い。したがって、扇状地の場合のように水が勢よく流れるということがない。むしろ、降水は停滞する。この意味ではデルタに似ている。しかし、デルタのような完全な平坦面ではなく、多少の起伏があるから、水は凹所に集中し、そこに池を形成する。そして、凸所はよい乾いた状態となる。かくて、平原は全体としては水不足地だが、所々に池が点在する地帯ということになる。

粘土の卓越するデルタに比して、平原の地盤構成はしばしば、より砂質である。このことは、水が容易に地下に浸透し、浅層地下水を作ることを意味する。多くの場合、平原上の池というのは、実際には単に降雨が凹所に溜っただけというよりは、降水後、ゆっくりと周辺の高位部より凹所に向けて移動する地下水によって涵養されているといった場合が多い〔21〕。この意味では平原は地下水依存地帯ということも可能である。

平原とはかくして、集水面積がない、ゆるい起伏地で、凹所には地下水で涵養される池が散在するが、全体としては、極めて乾燥の強い土地ということになる。

2 天水田 全体的には高燥であるが、凹所に地下水で涵養される池が点在するという環境のもとでは、池や地下水依存の農業が起ころうことは当然予想がつく。インドには古くから、池や井戸灌漑が発達していたという。例えば、Rig Veda には、ツルベ、ハネツルベ、水庫、そして前後に揺すって揚水するカヌーの記載が多くある〔18〕。前二者は地下水に依存したものであり、後者は小形の池や地下水利用に用いるものである。こうした地下水依存や池依存は扇状地にもデルタにも、ほとんど見られなかった技法である。

しかし、現在の平原で実際に、こうした池や地下水依存よりも、もっと広く見られるのは天水田である。図2に示した模式図は平原上にしばしば見られる最も一般的な土地利用の型である。

極めてゆるくスリパチ状にたわんだ中央に池がある。そして、その外側に天水移植田、天水直播田がドーナツ状に開け、最も外側に疎林が広がる。こうした平原農地の中で最も重要なものは天水移植田である。農民はしばしば、ここを降雨前に鋤き起こす。土はデルタのそのような重粘土ではないから乾いた状態でもそれ程固結



図2 平原における土地利用。池、天水移植田、天水直播田、疎林が同心円状に分布している。

せず、牛耕が可能である。こうして鋤き起こしておくと、モルタルのように締め固まった表面よりは、はるかに吸水し易い。こうして、雨季前の耕起は貴重な雨を有効に捕獲するための重要な手段と考えられている。勿論、土壤水の蒸散も少ない、同時に雑草除去にも効果がある。こうしておいて、やがて雨季に入ると本格的な耕起と代掻きを行って植付を行う。

ところで、この天水移植田は、極めて厳密な意味においては天水田ではない。何故なら、それは、その外側の天水直播田や疎林からの流入を受けることができるからである。実際、総ての天水移植田はこうした水を利用するような工夫が施されている。この意味では灌漑に留意している。しかし、実際にはこうして受け止められる水量は全くとるに足らないものである。何故なら、その水源は普通、数百メートルか、たかだか数キロメートルの範囲にとどまっているからである。更にもっと決定的にまずい事は、雨季初期の本当に水が欲しい時にそこから水を引いて来れるような恒常的な水源には連絡していない。深い山ふところから出て来る流れに直結された扇状地の水田に比べると、どうしても、これは天水田というより仕方がない。

天水移植田に外接する天水直播田は前者よりも高位の故により水不足である。ここでは植付水確保が不可能で直播にならざるを得ない。ここでも乾季中の耕起は、保水容量増大のために重要である。そして、雨季が来るとより念入りに耕されて播種される。たいていは乾いた糶が散播されるが、播種時に田面に湛水が見られるような所には水浸糶が用いられる。

天水直播地では、しばしば数年に一度しか用いられないような田がある。特別に雨の多い時には利用可能だが、ふつうは直播田としても用いられない。こうした所は、例年は全面が草芝で覆われていて、牛や水牛の放牧地として利用されている。

天水直播田の外縁部で、特異な景観は、疎林の中に稲が侵入してゆく場合である。東北タイやネパールのタライでよく見かけることだが、不注意な旅行者は、自分がフタバガキ科の疎林の中を旅行していると思っている。ところが、よく注意してみると、林の下には畦が築いてあって、しばしば稲が生えているのを認める。これは、疎林を食いつぶす形で、その外縁を拡張している天水田のフロンティアなのである。私はかつて、胸高直径 30~40 cm のショレアが見事に天をつき、「保護林」という標識の建てられている、まさにその標識の直下で稲の作られているのを見たことがある。こういう水田を、私は産米林と呼んでいる [20]。

蛇足になるが、1960年代の後半、いくつかの国で反収の増大がよく議論された。高い技術の導入が反収の増大をもたらしたという議論であった。その時、人々は総生産量を水田面積で割って反収を出していた。それが私には滑稽でならなかった。地目林地として水田面積からはずされていた産米林が、実際には生産増に大きく寄与していることを知っていたからである。当時、タイ国だけでも産米林は数10万町歩に達していたのではないかと私は考えている。

3 散播中耕 平原の稲は上の如く基本的には水不足地の天水稲作である。それは、移植田のこともあるし、直播田のこともある。しかし、ここで平原稲作にとって最も象徴的な技術を拾い上げるとするならば、それは散播中耕とも呼ぶべきものをおいて他にないであろう。この方法は、今ではほとんど消滅

してしまっている。しかし、以前にはかなり広く分布していたらしい。

以下の引用は19世紀後半のインドのクマオン地方におけるこの種の農作業の記載である。

In Baisákh (March-April) or Jeth (April-May), the land is ploughed again and the seed is sown in the furrows, which are closed by a flat log of wood drawn along them. When the young plants have risen to some three or four inches in height, a large rake or harrow is drawn over the ground to remove the weeds and thin the plants.

(Atkinson [1]: p. 658)

明らかに直播を行い、稲が 10cm ぐらいに伸びた時に、その上にまぐわをかけている。ここでは、その目的は除草とまびきだと書かれている。

何故こういう直播と、それに続く中耕が行われねばならないのであろうか。まず直播の意味である。今でこそ除草は除草剤の出現で大した問題ではなくなった。しかし、以前の直播田の最大の問題は除草であった。このことは、湛水が期待できないか、もしくは浅湛水の所では特にそうであった。農民は1本ずつ摘みとる雑草の除去に大変な苦勞をしなければならなかった。もし、深湛水による雑草抑制が不可能であり、しかも除草のための労力の調達が不十分な場合、いったい、どんな雑草抑制の方法が考えられるのであろうか。おそらくは、唯一の方法は籾を厚播きにして雑草の発芽をおさえ、ある程度、稲苗が成長した時点でそれをまびきするという方法であろう。上記の記載は文字通りそのことを示している。まさに、散播中耕こそは、除草に悩む平原稲作に最も適合した稲作技術なのである。

同じクマオンのガゼットニアは、しかし、その後段で次のようにも記している。

The land is at once prepared for the *mandua* in the same manner as for rice. The seed is sown broadcast, and, instead of a harrow, the bough of a tree is drawn over the newly-sown land to cover the grain. When the young plants have risen two or three inches, the whole field is harrowed two or

three times and the vacant spaces are filled up from those where the plants are in excess. Seeds of the *gahat*, *urd*, *bhat*, and other similar grains are then sown in the midst of the *mandua*, and their produce is collectively called *kán* in Kumaun.

(Atkinson [1]: p. 690)

ここで *mandua* はシコクビエである。この地方では、シコクビエも稲と同様に散播され、それが5～6cmに伸びた時、まぐわがかけられている。

ところで、ここには極めて重要な記載が一つ付け加わっている。それは、まぐわをかけ除草した後に、ひっくりかえされた土の部分に *gahat*, *urd*, *bhat* 等の雑穀の種が播かれている。明らかな混植である。混植のねらいの一つは一種の保険である。多雨年には、それに適した作物が育ち、寡雨年にも何か別の作物が生きのびて実を結ぶという方法である。乾燥地では、実際、早魃は雑草以上に深刻な死活の問題である。シコクビエを中耕し、そこに乾燥に強い雑穀を播くことは、除草もさることながら、より本質的には、この保険の一方法として行われるのではなからうか。

シコクビエの混植栽培と稲の散播中耕が輪作の形で行われていたという事実は、私には極めて示唆的に思える。平原に広く分布していた稲の散播中耕が、他の雑穀との混植の目的で行われていたか否かは、今の私にはただちには分らない。しかし、この技術がその起源において、少なくとも混植に関係していたらしいことは興味あることである。散播中耕こそは、まさに平原稲作の面目躍如という気がしてならないのである。

IV 湿地の稲作

1 島と湿地　　ここでいう湿地には大規模なものでは、スマトラやボルネオの大低湿地を考えればよいし、小規模なものでは、小さな入江の奥の水草の沼地を考えればよい。あるいは、熱帯降雨林を流れる河の背後の通年過湿な後背湿地を考えてもよい。湿地は、扇状地や平原とはその多湿性の故に勿論全く

異なるものであるが、デルタともまた全く異なる。

湿地はデルタとは二つの点で明瞭に区別することができる。一つは通年過湿であり、今一つは泥の不足である。このうち、泥不足ということは、いざさかの説明が必要であろう。デルタは山から流れ出した大河が、その河口に莫大な土砂を運び込み、そこに展開した堆積面である。デルタには今でも毎年、上流から多量の土砂が流入し、それはデルタの拡張に寄与している。ところで、もしこうした大河がなく、したがって土砂の供給がなかったとしたら、そしてなおかつ、水分の十分な土地があるとしたら、どういう事が生ずるであろうか。たいていそれは優勢な植物で覆われ、半分腐ち果てた植物の上に、また別の植物が生えるという具合で、ピートの集積ができる。熱帯の湿地林の地面の多くにはこうしたピートが発達している。泥不足地域とは、こういうふうにして、流入土砂が少なく、ピートが優先しているような所に一致するわけである。

こうしたピートを伴う湿地は島部に多い。島には巨大な河川の発達がなく、したがって土砂の供給も少ないからである。大陸の大河の下流が、いわゆる沖積平野という土砂の堆積で特徴づけられるなら、島の環境は岩の磯と時おり入江に広がるピート低地の組合せで代表されるといってよいであろう。湿地は、むしろ島嶼的な環境に附随したものである。

2 無耕起と2回移植 マレーは大陸から突き出した半島であるにもかかわらず、多くの場合、島嶼部の一部に数えられ、島としてとりあつかわれている。これは、この国が文化的に見て、ここからインドネシアにかけて広がるマラヤ世界に属するからである。しかし、同時に自然環境からいっても島嶼的である。例えば、ここには非常に巨大な河はないし、逆に広い湿地が存在している。

ところで、このマレーシアを旅行する時、まず最初に受ける印象は緑が多いということである。山の斜面は必ずしも大木ではないが緑で深くおおわれているし、平地には、いたる所で人の背を越すカヤツリ草の原を見る。このカヤツリ草は多年生であり、これが生えている所が湿地なのである。そして、この生い茂ったカヤツリ草の湿地が、実際には湿地稲作の対象地なのである。旺盛な

多年生のカヤツリ草は、稲の作季中に少しは虐げられて、そこは稲田らしくなるが、稲が刈取られてしまうと、一気に勢力を盛りかえして、あたり全面を制圧してしまう。かくて、稲作季以外にそこを訪れた外来者には、まるで稲は全くなく、カヤツリ草の湿地ばかりではないかという錯覚さえ覚えさせる。いや時には作季中にさえ、しばしば稲は圧倒されて、まるでカヤツリ草の原のように見えることがある。

もちろん、マレーシアの総ての水田が上の記述のとおりだという訳ではない。例えば、MADA の灌漑地域や、タンジョンカランの二期作地は見事な水田地帯である。このことは、マレーの名誉のために明確にしておかなければならない。ただ、私は湿地型水田を描写するために、マレーシアにおいてしばしば見られる風景をやや誇張して書いているのである。さて、こうした湿地の稲作を西マレーシアの西海岸を中心に簡単に記載してみる。

この地方では、6月になると人々は本田の植付準備と苗代ごしらえを同時に行う。本田準備には、まずカヤツリ草を切り払わねばならない。時には、カヤツリ草に混って灌木が生えていることもある。こうした所に、男達はタジャックと呼ぶ刃渡り70~80cmはある刀とナタのあいの子のようなものを持ってやって来る。彼等は、この重いタジャックを大きく横振りにして、カヤツリ草を薙ぎ倒すのだが、その時、泥を1~2cmの厚さで、はぎ取るようなかっこうにそれを振りまわし、かくしてカヤツリ草をその根元で刈取ってしまう。すでにこの頃、湿地は浅く湛水しているから、男達は一日中水しぶきを上げながらこの重労働をくり返す。そして刈られたカヤツリ草はその場に浮かされたまま放置される。やがて、何日かの後、それが適度に腐りかけた頃、今度は一家総出で、再び元の田にやって来て、子や女達は、腐って浮いているカヤツリ草を熊手様のものでも掻き集めて畦にうず高く積み上げる。男達はこの時も、もう一度、タジャックを振りまわす。何日かの間に新芽を出したカヤツリ草をもう一度薙ぎ倒すのである。本田準備は以上で完了である。耕起も、代掻きも行われない。これで、この直後に植付が行われるのである。

一方、苗代は普通には湿地の中では行われない。より正確に言えば、最初の

苗代は高みで行われる。最初のというのは、苗代が2段階、時に3段階に分れているのである。最初の苗代は、家の庭や、水路わきの堤防や、あるいは、最近ではハイウェイの路肩で作られる。こうした高みで湛水の心配のない所に、バナナやココヤシの葉を幅1mぐらいで短冊状に敷きつめ、その上に約2cmの厚さに泥をぬる。そして、その上に、普通は3日浸水の靱を極めて密に散播し、最後にその上から柔かい乾草などの覆いをかける。これが最初の苗代である。この苗代には普通は給水する必要はない。こうして5日から1週間ぐらい経つと7~8cmの苗が育つ。これを第2苗代に移植するのである。第2苗代は例のカヤツリ草の湿地に作られる。まだ本田準備が完了していないうちに4~5筆に1カ所ずつ6~7m四方ぐらいの所がきれいに整地され、そこに、最初の苗代で育った苗の移植が行われる。移植には棒で穴をあけ、そこに1束30本ぐらいずつに分けた苗が植えられる。移植間隔は20cm前後である。こうして作られた第2苗代は、大抵の場合簡単な柵で囲まれ、あひるや水牛が間違っ

てそこを荒らさないように保護される。

第2苗代には苗は1カ月から1カ月半ぐらい置かれる。そして、そこから引き抜かれた苗は普通は数本ずつ本田に移植される。この際しばしば、ククカンビンと称して、先が二股に分かれた杖を利用して植付けられる。この二股の部分に苗を挟んで、水中の泥に深くさし込むのである。この植付は比較的排水の良い湿地では8月に、排水の悪い所では9月に行われる。前者の場合は12月に、後者は1月に刈取られる。

上に述べた方法は標準的なもので、勿論、実際にはいろいろ変位がある。例えば、最初の苗代は湛水のない高みに行くといったが、時には湿地中に行われることもある。この時は、刈草を15cmぐらいの厚さに敷きつめ、湿地中に一種のベッドを作るわけだが、こうしておいて、その上に、バナナやココヤシの葉を敷いて同様の苗代を作る。これは一種の浮き苗代でスマイ・ラキットと呼ばれている。また、本田耕起に関しても変位はある。例えば、ラニャックと呼ぶ方法が行われることがある。これは、今では西海岸には全く見られなくなったが、例えば東海岸のパハン河河口附近には今でも時に見られる。これは水

牛を直接カヤツリ草の湿原に追い込むのである。水牛は何かを引っぱったりする訳ではない。ただそのまま湿地を歩きまわるだけである。我々が、パハン河河口のトゥワオ（この村に関しては堀井〔8〕の詳しい報告がある）という部落で聞いた一例では、2エーカーぐらゐの田に一度に40頭の水牛を追い込んでいる。朝6時に追込むと10時には2エーカーが完了する。40頭で1日に4エーカーの処理ができるのである。こうして第1回目の踏み込みが終る。その後10日程して、もう一度同じように踏ませ、この第2回目の作業の直後に植付を行うのである。ラニャックを行うには各戸が4～5頭ずつの水牛を出しあい、ゴトンロヨンで行っている。

最近では、ラニャックはほとんど完全に消滅してしまった。そして、タジャック面積も減少している。それに代って、彼等がクボタと呼ぶロータリー式の代掻機がかなり多く進出している。もっとも、今でも、本当に地盤のゆるい所ではクボタはよく入りえないで、まだタジャックだけが唯一の利器である。

3 自給稲作 以上の如く、湿地稲作を特徴づけるものは耕起なしで植付を行うことと、2回移植であろう。総ての湿地がこの通りだとはいえないが、こうした場合が多くあり得るということはいってよいように思う。何故こういうことが起こりうるのであろうか。

まず無耕起である。このことのためには、湿地の状態を今少しく考えてみる。とよい。見渡す限りのカヤツリ草の原になるのは、この湿地がある程度の人為を受けるようになってからの二次植生のようである。手の加わっていない湿地は大小の湿地性の木で覆われていることが多い。そしてその地盤は木の根が折り重なった一種のピートである。湿地の最初の稲作はこうした所に始められるものである。たとえ今はカヤツリ草の原になっている場合でも、その下には多量の木の根が入り組んでいることが多い。だとすると、こうした所での牛耕とはどういうことになるのであろうか。おそらく、鋤は木の根につかえて、全く役に立たないであろう。そもそも鋤というのは、大河下流の沖積層や平原の砂質土の土のように、その刃先がスムーズに土中を滑るような所でのみ使用可能なものである。熱帯のピート湿地では鋤耕は不可能である。

2回移植に関しては、福井（未発表）は次のような考えを持っている。もし、一カ所に苗代を集中して、そこで大苗を育て、それを遠くの田に運ぶとしたら、その輸送のための労力はこの軟弱地盤の上では大変なことだ。こうした難点を避けるために、苗がまだ小さい間にいくつかの第2苗代に分散して植付けて置き、そこでかなり大きくしてから、至近距離の運搬でもって本田全体に植えつけるのだというのである。日本の苗のように、その苗長がせいぜい20cmぐらいであれば、一度に20個の苗束を籠に入れて運ぶこともそれ程困難なことではない。しかし、我々が湿地で出くわす風景は、人の背丈の半分に達する苗を両方に2束ずつ重そうに引っぱって、今にも泥に足を取られそうになりながら、あえぎあえぎ運ぶものである。こうした場面を見る時、2回移植に関する省力説は十分に説得的である。土地の軟弱性は、勿論、タジャック使用とも直結している。タジャックを使用する農民は、しばしば水牛を使用しない理由として、水牛は bog-in してしまうからだという。

湿地の自然環境は、以上の如く、我々になじみの深い陸の環境とはおよそ根本的に異なるものである。そして、それなるが故に、陸で開発された稲作技術はそのままの形では決して入りえないようである。第一、こうした低湿地は人間の生存自体に適した所ではない。この意味では、19世紀の後半まで無人の地として放置されていたデルタに似ているとってよいかも知れない。

デルタの稲作村と湿地のそれとはたしかにいくつかの類似点がある。開発の新鮮さがもたらす未熟な水田景観がその一つである。またひとりひとりが与えられた自然に適応して生きている自然適応型の生き方も類似点としてあげられる。しかし、こうしたいくつかの類似点にもかかわらず、決定的に異なる点がある。端的にいえば、デルタが商品としての米の産地であるのに対して、湿地は、全く自給稲作の場である。

デルタの場合、稲作は雨季初期に耕起して播種しておけば、それで収穫が可能であった。一度播いてしまえば、後の農作業はないのであるから、こうした環境の許では経営面積は湛水前にどれだけの面積を耕起しうるかによって決定される。そして、実際、水牛による耕起は普通極めて広大なものであるから、

飯米は勿論、それを超え何倍もの余剰を生み出すこともやさしい。余剰は商品であり、かくて、デルタは商品生産の場ということになる。湿地の場合も同じように、植付面積は植付期までに処理しうる面積によって決定される。しかし、泥深い湿地でタジャックを振りまわして行う本田準備は、およそ大面積を処理するには不適な作業である。一振り一振り水中で根元を切って行かねばならない作業は並大抵のことではない。いっそのこと、斜面の焼畑のように焼けるのなら、また大面積の処理も可能かも知れない。しかし、湿地ではこれは事実上不可能である。かくて、たいていの場合百姓達は飯米を確保するだけの面積を処理するのが精いっぱいである。さらに又、彼等は、いい加減な薙ぎ倒しをして面積を拡げ、どこもかしこも中途半端で草だらけにするよりも小面積を丹念に切って、そこだけ、ていねいに育てあげることの方が得だと考える。2回移植の理由の際に検討した如く、この泥深い湿地では、動きまわれば動きまわる程損なのである。なるだけ、運搬距離を少なく、したがって小面積にまとめ上げた方が得である。かくて、湿地では面積拡大はむしろ敬遠される。

同僚の福井捷郎とマレーシアの湿地水田で得た結論は、湿地稲作の開発の基本的姿勢は小面積の集約利用ということではないかということであった。そして極めて荒っぽい推論だったが、その行きつく先は日本型の集約的土地利用ではなかろうかということであった。我々がそれを考えた背景にはもともと多湿な日本の湿地が弥生の時代から変貌してゆく様への空想があったのである。実際に現存するマレーシアの湿地水田のいくつかを見ていると、それは集約という言葉が与えるイメージとは、およそ距離のあるものである。しかし、それにもかかわらず、はっきりいえることは、湿地はデルタのように商品米の産地には進んで行かないだろうということである。あれ程の広がりがあり、あれ程の小さい人口密度の地であるけれども、湿地は自給稲作地として進むのではないかということである（これに関連した議論はすでに *Kyuma et al.* [14]: pp. 44-55 にかなりくわしく述べられている）。

V 系譜への接近——あとがきにかえて

湿地稲作には他にも興味をそそる事実がいくつか見られる。例えば、パハン河中下流域の湿地に関して次の記載は興味深い。

Actual initiation of each rice cycle begins with the selection and clearing of nurseries. Every year, a new site is chosen to supply the needs of from ten to twenty household plots. Ideally, the site should be centrally located close to, but not within the *payas*, with access to running water and shade from afternoon sun. After agreement is reached, the householders working together fell, stack and burn off all natural vegetation completely, a process taking about one month on an average. Sometimes these tasks are undertaken by members of a single household, working an area exclusively for their own needs. On completion, each household broadcasts its own seed over an area of about half an acre. Then the soil is generally, but not invariably raked over with a hoe to reduce losses from birds. Subsequently, some weeding may be undertaken, but farmers seldom resort to watering except in unusually dry seasons. Normally, germination and initial growth of rice seedlings is left entirely to moisture in the soil and to natural rainfall.

(Ho, Robert [7] : pp. 49-50)

上記の記載はパヤと呼ばれる湿地に稲を作る時の苗代の作り方を示したものである。これによると、湿地に植付ける稲の苗代は湿地の近くの山の斜面に作られることになっている。しかも、それは森を焼いて毎年新しい苗代を作ることになっている。焼畑が湿地に降りかけている状態をいかにも想像させるような記載である。

同じパハン河下流で、上記の Ho の報告より約30年前の別の報告はもっと明瞭に焼畑と湿地との関係を記録している。

Paya Simbah.—The jungle or secondary jungle growth is first felled, cleared and burnt during the dry season. Frequently the burning is unsatis-

factorily done. At the commencement of the rainy season the wet seed is broadcast on to the semi-wet *paya* and then left entirely to the mercy of the weather till harvest time. Cultivation, beyond perhaps an occasional weeding, is never done. Usually 5 to 7 gallons of seed are required to plant up an acre.

This wasteful method of padi planting owes its origin to the Sakai, a great number of whom are found in the upper reaches of the main rivers on the coast. After 2 or 3 successive plantings the land is abandoned and new areas are acquired for the same purpose.

(Economic Branch of Dept. of Agr. of Malaya [3]; p. 57)

ここには、文字通りの焼畑が湿地で行われていたという証拠がある。前節で私はタジャックの使用を湿地生態への適応として解釈した。たしかに、タジャックは議論の如く、湿地のPEAT地に適した有利な利器である。しかし、同時にそれは焼畑の本来的な利器である山刀からの継承であるという考えも可能である。あるいは、多分そうした考えのほうがより素直な受取り方なのであろう。実際焼畑では耕起は行われない。山刀で切ることが作業の総てなのである。こういうふうに考えてみると、タジャックだけでなく、2回移植のなかにも焼畑の片鱗が残っている。例えば、第1回目の植付を第2苗代に行う時、しばしば農民は掘棒で穴をあけて行く。焼畑における掘棒技術をこの水田耕作に見るのである。

熱帯降雨林に最後まで生き続けた焼畑耕作が、今最後の未利用地である湿地に降下中である。そして、まさにその過程で行われるのが、湿地稲作ということになるのであろうか。私は西マレーシアの例しか用いなかっただが、サラワク等でも、もっと大きな規模で、もっと明瞭な形でこの現象が見られるという[14]。そこでは、丘から湿地へ一連の稲田が続いていて、丘の斜面では典型的な焼畑が、そして、下位の湿地性の平地では、森を焼いた後掘棒で穴をあけ、そこに移植を行う稲作が行われているという。これが湿地稲作の原型なのであろうか。

ところで、湿地稲作は何もマラヤ世界だけに限ったことではない。タジャック

クやラニャックを湿地稲作の一つの指標と見れば、これはビルマにも、フィリピンにも、いや日本でも見られる。西表には今だにラニャックの行われている所があるという。湿地稲作は又、今に始まったことでもない。大昔にすでに存在していたようである。例えば、成都揚子山から出土した「収獲画磚図」の写真が岡崎〔17〕に掲載されているが、この図の左半分はともかく、右半分は、どうも私にはタジャックの類を用いた草刈りに見えて仕方がないのだが、いかなるものであろうか。もし、この考えが正しいとすると、湿地稲作は漢代にすでに存在していたことになる。

平原の散播中耕については、すでにそれが乾燥地の混播と何らかの関係があるのではないかということを経験した。同じ手法は、クマオンのような北インドだけでなくインドほぼ全域にわたって見られるし、もっと広い範囲にも広がっている。例えばつい10年程前まではカンボジアでも広く見られた。おそらく、今でも見られるのではなからうか。芸台類語によると18世紀の後半には安南にも存在していたという。畏友桜井由躬雄は次の文章を私に示してくれた。

毎候芒現日、来耕起土布穀種極密、即日鋤過、沙穀相混、不日生芽、得雨水浸灌土膏培擁、禾苗茂美、如草多、再鋤之、不泥有苗也、鋤不妨苗、而能去草、熟時收穫訖、禾根爛腐不割、其田更美、或再鋤起落地穀實、復生禾苗、不持播種。

明らかに散播発芽後の中耕が行われている。証拠のない単なる想像であるが、私はこうした散播中耕の拡散は紀元後のかなり早い時期に行われる東南アジアのインド化と軌を一にしているのではないかと考えている。あのアンコールが栄えた時、石造りの王城のまわりの平原で行われていた農業は、この散播中耕の稲作であったのではなからうか。この点に関しては、しかし、資料の欠如している現時点では、あまりに軽率な発言をすべきではない。

デルタは19世紀の後半に始まる米プランテーションだと議論した。事実、デルタが巨大な稲作地になるのは、この時からである。しかし、デルタ稲作を特徴づける浮稲やボロが全く新しい物かというそうではない。浮稲の記録はすでに13世紀末、周達観によって、クメールのトンレサップから報告されている——例えば「耕種」の項に「又、一等野田あり。種えずして常に生ず。水の高

さ一丈に至る。而して稲亦之と俱に高し」(周達観 [19]; なお、同書には「耕、牛を用いず」とあり、無耕起についても述べている)とある——し、パガン王朝期(1044—1287)のビルマからはポロと思われる浮稲の記録が現われている。Luce (1960) には J. W. Grant “The Rice Crop in Burma” (*Agr. Surv.* No. 17, 1932) からの引用として、次の如く記されている。

Grant defines the latter (*muryañ*), *Mayin*, as “spring rices with a life-period similar to *kaukyin*, which are planted around marshes about November and harvested about the following March.” (p. 329).

特殊な環境のもとで細々と生き続けて来た深水地の稲は植民地経済とデルタ開発工学の合体という条件のもとに一気に爆発的にデルタを覆いつくし、主要稲作地を形成するのである。

扇状地稲作を特徴づける灌漑移植が、かなり古い時期に起源をもつことは多くの記録があるらしい。例えば、岡崎 [17] には次の如く述べられている。

四川は秦の昭王の時その領土となったが、將軍李冰はこのゆたかな土地を開発するため岷江と成都のちかくをながれる郫江の間に運河を建設した。これは稲田に灌漑の便をあたえ、まさに沃野千里「陸海」とも称せられるもととなった。(p. 78)

また同論文には成都近辺から出土した水田を形どった陶製品についての記載があるが、水田には灌漑用かと思われる水取入口と流し口が示されている。私自身は中国の経験は全くないのだが、地形図から、この出土品のあった成都盆地は扇状地の一つの典型例であることはまず確かだと考えている。例の陶製水田の一隅は小高く描かれていて、岡崎氏はそれを桑畑とされている。桑畑と水田の組合せは扇状地もしくは山地にもっともふさわしい組合せである。

扇状地、デルタ、平原、湿地と類型化した稲作をその系譜について云々することは、今の私には、あまりに荷の勝ちすぎた仕事である。しかし、この種のテーマは、稲作をその現断面のみで研究する私の如き地理学者にとっても避けては通りすぎすことのできない問題のようである。

引用文献

1. Atkinson, Edwin T. 1973, *The Himalayan Gazetteer*, vol. I, 946p. (元 *The Himalayan Districts of the North Western Province of India* 1882 として発表)
2. Christie, E. B. 1919, "Notes on Irrigation and Cooperative Irrigation Societies in Ilocos Norte" *Philippine Jour. Sci. (D)*, 9-2, pp. 99-113.
3. Economic Branch of Dept. Agr. of Malaya, 1939, "Padi Planting Methods in Malaya" *Malayan Agr. Jour.*, 27, pp. 40-59.
4. Embree, J. F. 1950. "Thailand—a Loosely Structured Social System" *American Anthropologist*, 52-2.
5. 藤岡保夫, 1968, 「バリ島の水稲作とその儀礼」『バリ島の研究』(宮本延人編著), pp. 107-151.
6. Fukui, H. 1974, "An Agro-environmental Study of the Vietnamese Part of the Mekong Delta" 『東南アジア研究』12-2, pp. 157-176.
7. Ho, Robert, 1967, *Farmers of Central Malaya*, Geog. Dept. Publication G/4, Australia National Univ., 108p.
8. 堀井健三, 1977, 「西マレーシアの稲作農村(4完)」『西マレーシアの稲作農村』(大内ら編著) 東大経済学部日本産業経済研究施設研究報告 34, pp. 94-121.
9. 家永泰光, 1970, 「米生産の基礎条件——水利集団の構造を中心として」『フィリピン農業——現状と課題——』pp. 165-267.
10. 石井米雄, 1975, 『タイ国：ひとつの稲作社会』450 p.
11. 喜多村俊雄, 1946, 『近江経済史論攷』450 p.
12. Kyuma, K. 1973, "Soil Water Regime of Rice Lands in South and Southeast Asia" 『東南アジア研究』11-1, pp. 3-13.
13. Kyuma, K. et al. 1976, *Report of the Research on Rice Culture and Its Environmental Conditions in the Irrawaddy Delta*. (mimeograph submitted to the Burmese Government)
14. Kyuma, K. et al. 1977, *Report on a Study of Padi Cultivation in the State of Sarawak*, (mimeograph) 76 p.
15. Lewis, Henry T. 1971, *Ilocano Rice Farmers; A Comparative Study of Two Philippine Barrios*, 209 p.
16. Luce, G.H. 1960, "Economic Life of the Early Burman" *Burma Research Society 15th Anniversary Publications*, No. 2. pp. 323-375.
17. 岡崎敬, 1959, 『漢代明器泥象にあらわれた水田・水池について——四川省出土器を中心として——』『考古学雑誌』44-2, pp. 65-80.
18. Raychaudhuri, S. P. (ed.), 1964, *Agriculture in Ancient India*, 167 p.
19. 周達観『真臘風土記』(昭和15, 外務省調査部訳).
20. 高谷好一・友杉孝, 1972, 「東北タイの丘陵上の水田——特にその産米林の存在について——」『東南アジア研究』10-1, pp. 97-85.
21. 高谷好一・友杉孝, 1974, 「浅層地下水に依存する東北タイ平原地域」『アジア経済』15-2, pp. 71-77.
22. 田辺繁治, 1973, 「Chao Phraya デルタの運河開発に関する一考察 (I)——19世紀末葉における変容過程」『東南アジア研究』11-2, pp. 191-222.
23. 田辺繁治, 1976, 「ノンパーマンの灌漑体系——ランナータイ稲作農村の民族誌的研究 (I)——」『国立民族学博物館研究報告』1-4, pp. 671-777.
24. Van Baal, J. et al. (ed.), 1969, "Rice Cultivation in Northern Bali" *Bali: Further Studies in Life, Thought and Ritual*, pp. 2-73.

(高谷 好一)

伝統稲作の生態的適応

—ビルマの乾季稲作における諸例—

I はじめに

紀元前から今日に至る、数千年にも及ぶアジアの稲作の発展は、他の作物に例をみない多様な生態的条件への適応の産物にほかならず、そこに、おのずから特有の品種や伝統的な技術の選択を伴いつつ展開してきたものである。ところが、今では、平坦で人工灌漑を可能とする画一的な生態的条件の水田が次第に増加しつつあり、それに応じて品種や技術もまた平準化し、伝統的稲作の諸様相はうすらぎつつあるのがアジア各国に共通した現状である。

しかしながら、東南アジアや南アジアの各地には、たとえ小面積にせよ、特異な条件に対応した伝統的技術がいまなお分布している。このような諸例をたんなんに調査しておくことは、アジアの稲作の展開過程を明らかにするうえで重要な試みといわねばならない。

本稿は、筆者らが1979年1月から2月にかけて、ビルマ各地の乾季稲作の実態をしらべた結果の報告である。¹⁾ いうまでもないが、ビルマの稲作の大部分は雨季の栽培である。その意味では、本稿は特殊例の紹介にとどまるともいえよう。しかし、筆者らは、アジアの稲作の歴史のなかで、乾季作のもつ意味はもっと注目されてよいと考えている。乾季の稲作は小面積であるがゆえに、かえって、伝統的技術を今日に伝えるところが多いといえるからである。

ビルマの稲作は東南アジア諸国のなかでも、とりわけその実情が知られていない。特に乾季稲作の報告はほとんど見あたらないのが現状である。筆者らの調査期間も短く、本稿の記述にも誤りのあることをおそれるが、ビルマ稲作の実情の一端を理解するうえでこれが役立つならば幸いである。

II ビルマの気候と稲の作季

ビルマの稲の作季は、収穫時期に応じてほぼ次の四つに大別される。モンスーンの雨季に栽培される *Kaukyin*, *Kauklat*, *Kaukkyi* と乾季に栽培される *Mayin* である。これらの作季名はその期間に栽培される品種群をも総称しており、*Kaukyin* は 5, 6 月に播種, 6, 7 月に移植され10月に収穫される生育日数140~150日の早生稲を, *Kauklat* は11月に収穫される生育日数150~170日の中生稲を, そして *Kaukkyi* は12月, ときには1月にも収穫される生育日数170日以上の晩生稲をさしている。*Mayin* は生育日数が140~150日で, 11, 12月に移植され, ほぼ 3, 4 月に収穫される。

これらの稲が栽培される地域は栽培地の条件, なかでも水条件によって規制されるのが一般である。*Kaukyin* は降水量が相対的に少なく, したがって水の利用期間の短い地帯で栽培されることが多く, 逆に, *Kauklat* や *Kaukkyi* は, 灌漑地帯やモンスーンの降雨が終わった後もかなりの期間土壤中に水分を保持しうるような低平な地帯に栽培される。*Mayin* は乾季でも灌漑の可能な地帯や, 土壤中に水分を充分に含む湿地帯の周縁部で栽培されるのが普通である。

ところで, 稲はその生育に必要とされる太陽光 (日射エネルギーと日長の両側面を含む) と水および養分, それに生育反応を支える温度条件が整ってはじめてその生育をまっとうする。いいかえれば, 稲の要求するこれらの条件が整うところに稲の栽培立地が形成され, その条件に適合する作季と品種が成立している。上述したビルマの作季もこの例外ではない。そこで, ここではまず乾季稲作の立地条件を知るために, 上述の作季と気候条件との関係について検討しよう。

ビルマの気候はモンスーンの影響により雨季と乾季とに截然と区分される。すなわち, 雨季は, ベンガル湾からの南西モンスーンが訪れる 5, 6 月にはじまり, 10月末頃まで続き, その後は, これに代って大陸からの北東モンスーンが卓越して乾季となる。このように, 雨季と乾季の交代はきわめて規則正しく

行なわれる。しかし、南西モンスーンによる降雨の程度は地形に影響されて地域により相当の開きを生じるので、この違いにより、ビルマは一般的に以下のような地帯に区分されている。すなわち、降水量の多い地帯からこれらを順に列記すると、アラカン海岸、テナセリム海岸、イラワジ・デルタ、北部山地、シャン高原、中央平原、となる。

アラカン海岸とテナセリム海岸は、年間降水量が 5,000mm 前後となり、ビルマでもっとも多雨の地帯である。他の地帯にくらべて雨季に入るのが早く、その期間も11月まで続く。これら両者の間に位置するイラワジ・デルタも年間降水量約 2,500~2,800mm の多雨地帯である。しかし、この地帯では海岸から遠ざかるにしたがって降水量が減少し、上部デルタに位置する Henzada では 2,000mm 余りとなり、さらに内陸部へ移行するにつれて、南西モンスーンがアラカン山脈にさえぎられるため、降水量が減少する。北部山地とシャン高原は、内陸部に位置するのと、標高が関係するため、上記三者ほどには乾季と雨季の区別は明瞭でない。年間降水量は両地域ともにはぼ 1,500mm 程度である。最後の中央平原は、その西に位置するアラカン山脈によって南西モンスーンがさえぎられるため、降水量が年間 1,000mm 以下となり、乾燥地帯を形成している。

ビルマにおける降水量の地域的分布には、以上に示したように相当の地域差のあることがわかったが、これらの地域における代表的な観測地点での月平均気温と月別降雨分布を示したものが、表 1 である。この表からも明らかのように、乾燥地帯の Mandalay を除くいずれの地点でも、5月以降急速に降水量が増大し、7月に最高値を示したあとは徐々に減少して、11月には雨季の終ることがよく示されている。降水量には地点間で大きな差異があるものの、降雨分布のパターンはよく似ているといえよう。Mandalay でもこの期間に降雨が集中するが、この間の月平均降水量は 120mm 程度で、他の地域にくらべて極端に少ない。

気温については、標高の高い Taunggyi で乾季の12月、1月に低下することを除けば、いずれも年間を通じて高温に恵まれている。気温の年較差は内陸部

表1 ビルマの主要観測地点における月別平均気温と降水量分布

観測地点	緯度	経度	標高 (m)	観測 年数	月平均値 (気温°C, 降水量mm)												年平均値
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
Akyab (Arakan Div.)	20°08'	92°55'	4	60	21.0	22.5	25.6	28.4	28.8	27.5	26.9	26.9	27.6	27.5	25.3	22.1	25.8
					3	5	10	51	391	1151	1400	1133	577	284	130	20	5155
Moulmein (Mon State)	16°30'	97°37'	21	32	25.1	26.6	28.6	29.8	28.1	26.6	25.9	25.9	26.5	27.4	26.7	25.1	26.9
					8	5	10	76	516	904	1176	1102	714	216	53	3	4783
Bassein (Irrawaddy Div.)	16°46'	94°46'	9	60	24.3	25.7	28.2	30.3	29.7	27.6	27.1	27.3	27.2	25.8	25.2	24.6	26.9
					3	6	4	29	245	583	638	602	374	193	78	13	2768
Myitkyina (Kachin State)	25°22'	97°24'	145	35	17.1	18.9	23.2	25.9	27.5	27.4	27.4	27.4	27.5	25.4	21.6	17.7	23.9
					10	23	23	46	160	480	478	434	257	183	38	13	2145
Taunggyi (Shan State)	20°47'	97°03'	1436	9	13.9	16.2	20.3	23.2	22.0	21.1	20.8	20.7	20.9	20.2	16.7	14.3	19.2
					1	10	3	33	249	198	287	330	216	173	38	15	1553
Mandalay (Mandalay Div.)	21°59'	96°06'	74	50	20.2	22.8	27.7	31.4	31.2	29.8	29.6	29.1	28.7	27.4	24.1	20.3	26.9
					1	5	5	36	150	152	74	102	147	127	64	10	873

出所: M. Y. Nuttinson: The Physical Environment and Agriculture of Burma, American Institute of Crop Ecology, 1963 を改写。

但し Bassein については他の資料を参考とした。

の Mandalay や Myitkyina で大きく、海岸部の Akyab や Moulmein では小さい。

日射量や日照時数のデータが得られていないが、ビルマではこれら両条件とも水稻の生育に問題となるほどではないので、以上に示した降雨および気温条件と水稻の作季の関係についてさらに検討しよう。この点については、水稻の生育可能な温度域がまず関連しよう。水稻の発芽の最適温度は $30\sim 32^{\circ}\text{C}$ の範囲であるが、発芽可能な温度域はずっと広く、ふつう $10\sim 44^{\circ}\text{C}$ であることが明らかにされている。一般に、晩生稲よりも早生稲のほうが、またインディカ種よりもジャポニカ種のほうが低温発芽性がよいので、ひとまず安全圏をとって 15°C 以上としておこう。茎葉の発達に関しては $15\sim 20^{\circ}\text{C}$ 以上であれば問題はなく、幼穂の発達や出穂に関しては、 20°C が限界温度といわれている。こうしてみると、おおまかには、 15°C 以上の気温であれば水稻は生育可能であると考えてよからう。

表1の気温の年変化から推察して、Taunggyi のような高標高の土地を除けば、ビルマは1年中稲の栽培が可能な温度条件下にあるといえよう。Taunggyi でも、2月から11月までは十分に栽培が可能である。こうしてみると、気温に関しては、水稻の作季を規制するような条件は山地の一部を除いてまったく存在しないと考えてよい。

次に降雨の条件と作季の関係をみるために、ソーンスウェイトの方法により、²⁾ 水稻の栽培可能な期間を検討してみよう。表1に明らかなように、相当の降雨がある地点でも、それが5月から10月の期間に偏在しているため、年降水量が多いからといって、必ずしも年間を通じて水稻の栽培が可能であるとはいえないからである。いま、表1に示した地点のうち、もっとも代表的な稲作地帯である Bassein の場合を例に、年間の水収支を検討したものが表2である。年間の可能蒸発散量 $1,641\text{mm}$ に対して降水量が $2,768\text{mm}$ であるから、年間を通じれば水は過剰となるが、降雨のほとんど期待できない12月から4月までの期間には、水の欠乏が生じ、地中の水分蓄積量はまったくゼロとなっていることがわかる。

表2 Bassein における水収支表

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温 (°C)	24.3	25.7	28.2	30.3	29.7	27.6	27.1	27.3	27.2	25.8	25.2	24.6	26.9
可能蒸 発散量 (mm)	93	109	154	171	178	156	157	153	144	123	105	98	1641
降水量 (mm)	3	6	4	29	245	583	638	602	374	193	78	13	2768
差 (mm)	-90	-103	-150	-142	67	427	481	449	230	70	-27	-85	1127
地中の 水分 蓄積量 (mm)	0	0	0	0	67	100	100	100	100	100	73	0	—
水過剰 (mm)	0	0	0	0	0	394	481	449	230	70	0	0	1624
水不足 (mm)	-90	-103	-150	-142	0	0	0	0	0	0	0	-12	-497

灌漑水の利用や地形的に滞水しやすい立地条件などを考慮しなければ、水収支表で地中に水分が蓄積されなくなる期間には水稻の栽培が不可能であると考えられるので、Bassein の場合は、5月から11月までが栽培可能な期間といつてよい。以上のようにして水収支表から推定される水稻の栽培可能期間は、Akyab と Taunggyi では5月から12月、Moulmein では5月から11月という結果になる。乾燥地帯の Mandalay ではこの期間がわずか10月のひと月だけで、降雨に依存する限り、水稻の栽培は事実上不可能といわねばならない。

このようにみると、雨季作の Kaukyin, Kauklat, Kaukkyi は水稻の栽培可能期間に対応しており、乾季作の Mayin は、逆に、栽培不可能な期間に対応していることがわかる。また、ビルマの水稻栽培がこれら雨季作に集中していることも容易に納得できることである。³⁾ すなわち、降雨に依存するだけで十分に栽培を完遂できるという好条件が、これら雨季作を成立させているのである。

それでは、栽培不可能な期間に相当する Mayin の栽培が成り立つためにはどのような条件が必要とされるであろう。すでにみたように、気温については問題はほとんどない。日射量についても、晴天が続く乾季には、かえって雨季作よりも好条件下にあるといつてよかろう。とすれば、降雨にかわる水さえ供給されれば、乾季においても水稻の栽培は可能となるのである。降雨のまった

く期待できない時期に水供給を可能とするような立地が、したがって Mayin の栽培に不可欠の条件である。乾季でも灌漑施設を備えた地域、あるいは低湿地周縁部などが Mayin の栽培される地域である、とすでに簡単に述べたが、以下に、Mayin の栽培地を具体的な地域に即して紹介し、乾季の稲作がそのような立地条件のもとでどのように栽培されているかをみてみよう。

Ⅲ 伝統的乾季稲作の諸例

1 伝統的灌漑農業地帯の乾季稲作 ビルマの最近の統計によると稲の全作付面積に占める灌漑面積率は17%で、稲の二期作面積率は僅か1%を占めるにすぎない。乾季の稲作を可能とするには、降雨にかわる水の供給が不可欠であると述べたが、現在のビルマにおいて灌漑による乾季稲作が可能な地域は上述の数字をみても非常に限られていることがわかる。中央平原には古くから開発された灌漑稲作地帯があり、なかでも Kyaukse や Minbu, Shwebo, Mandalay の大規模河川灌漑や、Meiktila, Yamethin の溜池灌漑は特に重要である。⁴⁾すでにみたように、これら中央平原に位置する諸地域は、雨季の降水量が少なく、降雨のみでは稲作が不可能な地域であることから、雨季作を成立させるためにも灌漑施設の建設は不可避の要件であったのである。

作付面積は雨季作にくらべてはるかに少なくなるが、灌漑水を利用した乾季の稲作が行なわれているのが、こういった古くからひらけた灌漑稲作地帯である。

Mandalay の市街地北方には、河川灌漑による乾季稲作地帯がひろがっている。Shwetachaung 用水や Shwelaung 用水沿いの水田がそれである。Mandalay の北方約8kmに位置する Shwetachaung 用水沿いの Taungbyone 村では、筆者らが訪れた1月下旬でも、まだ田植が行なわれていた。すでに植え終った水田は青々と繁り、移植後まだ日の浅い水田では黄変した苗がそろそろ活着しはじめている。この村の田植期間は12月から1月で、4、5月に収穫される。

また、Meiktila や Yamethin では溜池から取水した乾季の稲作が行なわれ、

なかでも Meiktila から Thazi に至る水田地帯がもっとも大規模なものである。Yamethin から Toungoo に至る間でも、小規模ながら灌漑水を利用した乾季稲作がみられる。このような小規模溜池による灌漑地帯では、溜池の取水口直下のわずかな面積の水田に稲が作付けられることが多く、この地帯の乾季稲作は散在的に分布するのが普通である。

灌漑による乾季稲作の栽培方法には雨季作の移植栽培と比較してそう大きな差異はない。もちいられる品種は生育期間の短い非感光性品種であるが、最近では高収量性品種が徐々に普及しつつある。各地で聞いた、Yagyaw-tun や Seintalay, Shwewatun などの高収量性品種が最近になって導入されているという話、あるいは、数年前から高収量性品種の二期作が行なわれはじめたという話は、中央平原の伝統的な灌漑稲作地帯が、新しい稲作技術を導入するうえで、もっとも基盤の整った地域であったことを物語るものであろう。

また、この地域では新たな灌漑施設の建設により、今まで栽培されていなかった地域にも Mayin の栽培がはじまっている。Pyinmana 北方の Yezin に最近完成した Yezin Dam による灌漑稲作はこの好例である。灌漑面積1万6,000 エーカーのこのダムの下流には、用水路沿いに乾季の稲作が行なわれ、高収量性品種が栽培されている。雨季作が終って、赤茶けた田面の露出している周囲の田にくらべて、Mayin の作付けられた水田がいかに豊かな田園地帯を思わせる光景であったのが印象に残っている。

こうしてみると、伝統的灌漑システムによる乾季稲作と、水利・土木工学にもとづいて政府主導のプロジェクトとして建設された新しい灌漑システムによる乾季稲作とは、水稻栽培の不可能な地域においてそれを可能とする立地条件を人為的に形成する、いわば「立地形成型」の技術ともいえる、本質的には同質の稲作技術と考えてよからう。王朝時代から続く中央平原の乾季の灌漑稲作は、そういった意味では、これからもビルマの代表的な Mayin の栽培として受け継がれ、同時に、新たな灌漑施設の建設によって可能となる Mayin の栽培地域にもそのまま適用されていくことであらう。したがって、ビルマの今後の乾季稲作の発展を展望するうえで、中央平原の灌漑稲作はもっとも重要であ

るといわねばならない。

中央平原の灌漑稲作が「立地形成型」の乾季稲作とするならば、これに対して「立地適応型」ともいえる乾季の稲作をビルマ各地でみるができる。以下にあげる3例は、水稲栽培の不可能な期間にそれを可能とする、きわめてローカルな自然的立地を生かして水稲を栽培しようとする、地域の自然条件に適応した乾季の稲作である。

2 Kaing⁵⁾ Land の減水期稲 Kaing Land (以下では Kaing とのみ記す) とは、モンスーン雨季の河川の増水期には水没するが、降雨が少なくなり水位が下降するにつれてふたたび姿をあらわし、乾季には耕作地として利用可能になる河川沿いの低地をいう。イラワジ川やその支流のチンドウィン川、あるいはシッターン川に沿って、このような Kaing が広く分布している。例えば、Rangoon と Prome の中間に位置する Tharrawaddy District では、イラワジ川の東を南流する Myitmaka 川兩岸に Kaing が分布している。この地域では、雨季の到来により毎年その大部分が洪水に見舞われ、2フィートから15フィートの深さに水没するが、8月あるいは9月に洪水がひきはじめると、周縁部から順次耕作がはじまり作物が栽培される。⁶⁾

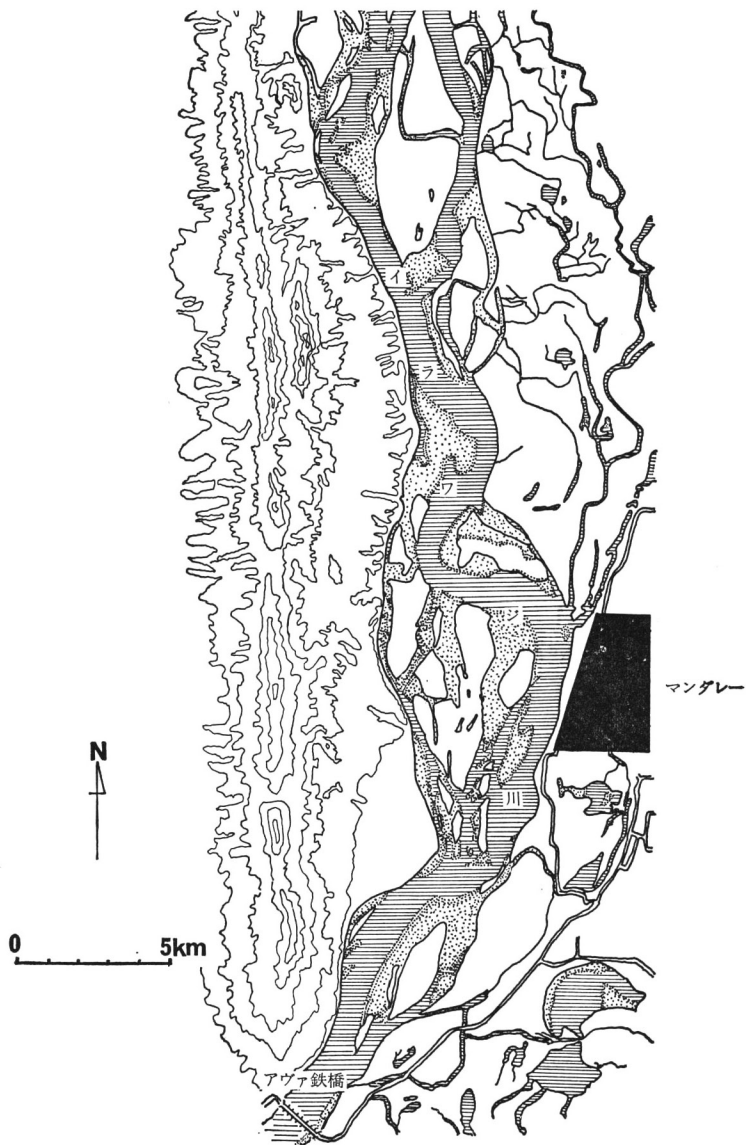
Agricultural Corporation の1975/76年次のビルマ全土の土地類型別作付面積資料によると、総作付面積2,008万エーカーのうち Kaing に作付けられた面積は85万エーカーで、総作付面積の4.2%を占めているという。すでに示した Tharrawaddy District などを含むイラワジ・デルター帯では比較的 Kaing の占める割合は小さいが、Magwe, Myingyan, Sagaing Division などの中央平原ではこの割合が大きく、これら地域のイラワジ川沿いには広大な Kaing が広がっている。河川の氾濫による肥沃な土壤に恵まれていること、また降雨の少ない乾季に作物栽培が可能な土地であることなどの点でビルマの農業に占める Kaing の比重はけっして小さくないといえよう。

Kaing は河川の兩岸に位置するのに対して、河川の中に位置する同様な土地(中洲に相当する。これも Kaing と同様、雨季には増水により水没し、乾季には水上にあらわれる)は Kyun とよばれ、Kaing と区別されている。Kyun

は Kaing にくらべてさらに砂質の土壌で保水力が弱く、また、河川の流路が変わることもあって毎年一定した位置に耕作地を確保できない、といった点で、Kaing より不安定な農耕地であるといえよう。イラワジ川沿いの Pagan Nyaung U 地区の農業普及員によると、この地域では、Kaing Kyun hmi, kyun kaing hmi という成句があるとのことである。これは、Kaing も Kyun も河川の定期的な増水によって形成される土地で、両者ともに河川の恵みを楽しんでいるが、増水がはなはだしく、流れが激しくなるような年には、Kaing も Kyun も流されて耕作地として利用できなくなることを意味している。いいかえるならば、Kaing ができる年には Kyun もでき、Kyun ができる年には Kaing も大丈夫、しかし駄目な年にはどちらも使用不可能、といった河川沿い耕地の特徴をあらわしているのである。

図 1 は Mandalay 付近のイラワジ川沿いの Kaing と Kyun の位置を示したものである。Mandalay の南西には Ava と Sagaing を結ぶ鉄橋がかかるが、この部分はイラワジ川の狭隘部 (defile) で、その上流にあたる図 1 に示した地域では、イラワジ川は 5 ~ 7 m も増水する。⁷⁾そして、8、9 月から減水しはじめると、徐々に Kaing と Kyun があらわれ、10、11 月に栽培が開始されるのである。

ところで、以上に述べた Kaing と Kyun が総て乾季稲作の舞台となるわけではない。たしかに、この土地は、乾季にあっても他の土地に比較してより多くの水分を含むが、全面にわたって稲が栽培できるほどには水分が充分ではないからである。したがって、Kaing と Kyun では、稲よりもむしろトウモロコシ、あるいは落花生やフジマメなどのマメ類、タバコ、ヒマワリ、ゴマなどの畑作物および野菜類が主要な作物として栽培されている。図 2 に模式的に示したように、稲は Kaing のうちもっとも水分の豊富な、河川に近接する部分や、水深の浅い河川中に帯状に作付けられるのみで、Kaing の作物としては非常にマイナーな作物といわねばならない。また、Kyun には稲はまったく栽培されず、もっぱら畑作物のみが作付けられている。Kyun は河川中の中洲で、河岸は通常切り立った崖となっているため、Kaing のような稲の栽培適地が形



雨季には実線で示した河岸まで増水して Kaing と Kyun は水没するが、乾季には破線まで減水して両者が現われる

図1 Mandalay 付近のイラワジ川にみられる Kaing と Kyun

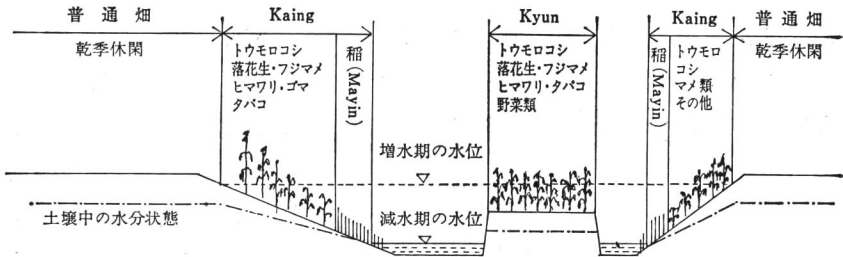


図2 中央平原のイラワジ川沿いにみられる Kaing, Kyun の模式図

成されないからである。

Kaing の稲は概略次のように栽培される。播種は9月から10月に別の場所に設けた苗代で行なわれ、11月に移植がはじまる。河川の水位が下がるにつれて順次上から下へと移植されるが、それが終わる頃にはすでに12月に入っている。移植後は施肥、除草などの管理作業はいっさいなされず、3月頃には移植の場合と同様に、河岸の離れたところから順次河川に向かって刈取が行なわれる。Kaing の稲作はこのようにわずかな面積を占めるにすぎない、きわめて粗放な稲作ではあるが、適度な水条件と豊富な日光を享受するので雨季作にくらべて好条件下に栽培されるため、収量は優る場合もあるという。ただし、米質はよくないといわれており、また収穫物のマーケットが乾季には少ないこともあって、雨季作のつなぎとして自家消費されるのが一般的である。いずれにせよ、Kaing での Mayin 栽培は、乾季でも土壌中の水分状態が比較的高く保たれる立地を最大限に生かそうとする、典型的な「立地適応型」稲作といえるのである。

以上に示した Kaing における減水期の Mayin 栽培と同様の乾季稲作が、ビルマ各地に存在する。⁸⁾ 例えば、シッタン川流域の平野部に面した、ペグー山地やシャン高原の山脚部における低湿地周縁の稲作がそれである。“Burma Gazetteer” の Pegu District には、ペグー山地山脚部の低湿地周縁における Mayin 栽培の例を次のように記している。

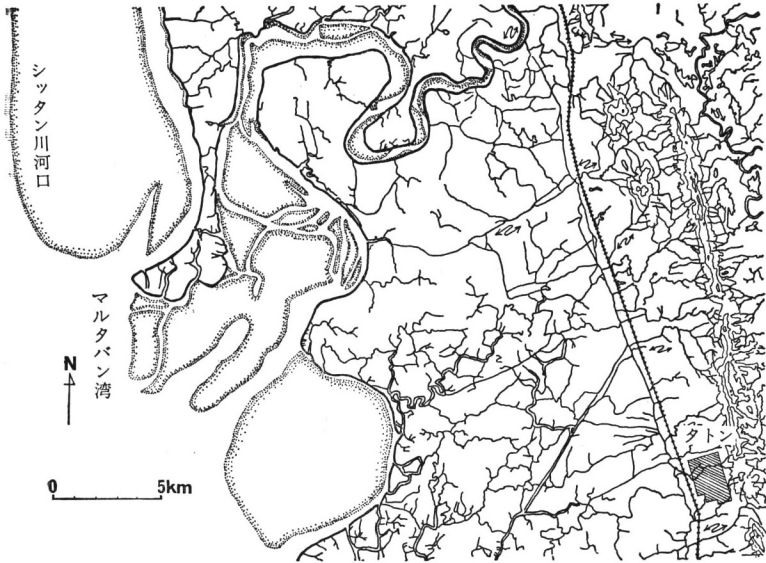
Daik-u Township の南にカレン人によって導入された栽培法に言及しよう。

それは *kaukhnaung* あるいはときに *mayin* と呼ばれるものである。その土地は毎年洪水に見舞われ、荒地のままで放置されていたが、いまでは洪水のはじまる前、すなわち雨季の初めにプラウをかけ、まぐわで碎土される。そして洪水になると、この土地は10フィートの水深となる。丘陵周縁に沿ったやせた土壌のかかなりの面積の土地が、高い借地料で苗代用として借地される。洪水がひく10月に先に耕した土地に急いで田植をし、その後は丘陵の小川から水を引いて灌水し、1月に刈り取る。この栽培法を確立するためには、広範囲にわたる、かつ経費のかさむ灌漑が不可欠となり、まだ充分には定着していない。⁹⁾

この例では、減水ののち灌漑水を補っているのが特徴的である。Kaing のように、土壌中に残存する河川水に依存するのみで、灌漑水をまったく用いない Mayin 栽培から、この例に示したような、補助的に灌水を行なう Mayin 栽培まで、おそらく、さまざまなタイプの減水期稲栽培が存在するに違いない。Kaing の減水期稲をこれらの代表例として紹介したが、ビルマに散在する数多くの低湿地、イラワジ川、シッタン川などの大河川支谷部、あるいは平原上の小さなくぼ地に、このような栽培法が実施されているものと予想される。

3 潮入河沿いの乾季稲作 ペグー管区のシッタン川河口からテナセリムのサルウィン川河口にかけてひろがる海岸平野は、マルタバン湾と、海岸から約10~20km を隔てて南北に走る山脈とに挟まれた、標高4~6m の低平な水田地帯である。この地帯は、すでに述べたように、年間降水量が約5,000mmにも達する多雨地帯であるが、すでに雨季作の収穫も終わった1月には、乾ききった水田がひろがるのみで、どんな作物もそこに栽培されていないのは他の地域と同じである。

しかしながら、筆者らは、Hninpale から Thaton に至る水田地帯で、一帯を流れる小河川に、先述した Kaing の乾季稲作と同じようにして、Mayin が栽培されているのを見ることができた。水田地帯を網目状に流れる小河川が、そこに作付けられた稲によって緑の帯となって連なる様子は、乾ききった風景のなかにあってひとときわ爽快な景観であった。



実線で示した海岸線は最高潮位の時の、破線で示した海岸線は最低潮位の時の海岸線を示す
 図中河川に沿って○印を付したあたりまで潮位の影響により河川水位が変化している

図3 タトン (Thaton) 付近のマルタバン湾岸と潮入河の分布

ところで、図3に Thaton 付近の海岸線と小河川の分布を示したが、これによると、この地域を流れる河川のほとんどがマルタバン湾の潮汐運動に影響される潮入河であることから、これらの稲は潮入河に栽培されていることが理解できる。とすると、一見したところ、Kaing の減水期稲と同じように、乾季の河川水位の下降に応じて栽培されているかにみえるこの稲作は、Kaing のそれとは別のタイプのものではなかろうかという疑問が出てくるのである。実のところ、これらの河川は、雨季と乾季の交代により季節的に水位が変化するのではなく、毎日の潮汐の干満差に応じて絶えずその水位を変化させていることから、Thaton 周辺の乾季稲作は、満潮時の河川の水位上昇を利用して乾季においても栽培を可能たらしめている、減水期稲とは別種のシステムのもて行なわれる稲作であると考えられるのである。

筆者らは、この乾季稲作を Pegu から Moulmein へ向かう車窓から観察し

えただけなので、これについてさらに述べるべきものを今はもちあわせていない。古い統計資料によれば、テナセリムは他の地域にくらべて Mayin の栽培面積比率の高い地域であるが、それが、こういった潮汐の影響による河川の水位上昇を利用した稲作がこの地方で盛んであることによるものなのか、あるいは、雨季の降雨が甚だしく多いために乾季でも滞水し続ける地域が多いことによるものなのか、詳らかではない。また、このような乾季稲作が行なわれる面積は、広大な水田にくらべればいかにもわずかな面積を占めるにすぎないので、栽培農家にとってどの程度の重要性があるかも不明である。このように不明の点も多いが、特に水稲品種の耐塩性に関連して興味深い栽培法であるので、海水の影響を受ける特殊な立地に適応した稲作の例として注目されてよいように思われる。これもまた、Kaing の稲作とは異なった、河川沿いの「立地適応型」乾季稲作といえるのである。

4 インレ湖畔の深水稲栽培 次に示す例は、栽培期間が雨季の前半部にまで及ぶので、厳密には乾季作とはいえないものであるが、乾季の最盛期に移植されるという意味では、これを乾季作の一例として紹介するのも許されるであろう。

インレ湖はシャン州の Taunggyi 南西方に位置する面積約 145km² のビルマ第二の湖で、湖水面の標高は約 950m である。標高 1,436m の Taunggyi から西へ向かい、断層崖を約 500m 下ればインレ湖北岸の盆地に到る。Shwenyaung から Nyaungshwe にかけてひろがるこのインレ湖北岸の低地と、Nyaungshwe から Nampan に至る東岸の低地には、インレ湖の湖水面より 1m から 2m は低い水田地帯がかなりの面積で分布している。湖と水田との境界は土で塗りかためられた柵でできており、これが湖から水田への浸水を防いでいる。次に紹介しようとするのは、このようなインレ湖畔の低湿地水田で行なわれる乾季稲作である。

ここで栽培される水稲はいわゆる深水稲 (deep water rice)¹⁰⁾である。これは通常の稲より深い湛水条件下でも生育可能な稲で、この地域の主な品種としては Mungaini や Hkaoleik などが用いられている。1月にインレ湖の水を水田

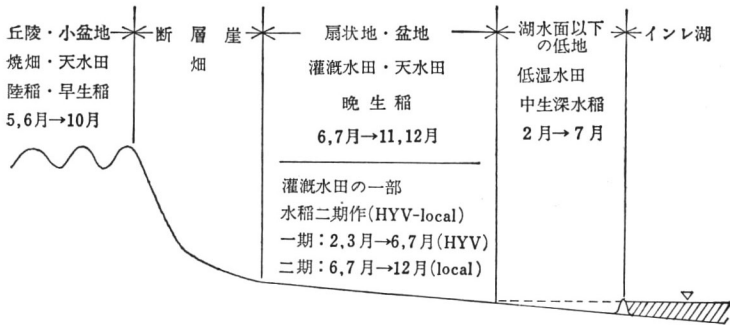


図4 インレ湖とその周辺の稲作

に引き、耕起と代掻きが開始される。代掻き水は、柵の上部の一部を開けばインレ湖から簡単に引くことができる。耕起・代掻きは水牛1頭で行なわれ、これはシャン族の一般的な耕作法と同じである。本田準備が整う2月には移植がはじまり、移植後雨季の雨が降るまでは Kanue と呼ばれる揚水器具を柵上に設置して、インレ湖の水が灌水される。雨季がはじまると水田の水位は急速に上昇し、7月には約2m前後の水深となる。稲はこの水位上昇に伴って伸長し、無事に開花成熟して水位が最高に達する7月にボートの上から収穫される。

以上が栽培の概略であるが、こうしてみると、この稲作もまた、特殊な立地をうまく生かした「立地適応型」の稲作であることが理解できよう。乾季には、インレ湖の湖水面より低い立地条件を生かして水稻の生育を可能とし、雨季に入れば、急速な水位上昇にも負けない生育を示す、浮稲的ともいえる性質を備えた品種の特性を生かすことによって、増水による被害を回避しているのである。

図4はインレ湖周辺で行なわれるさまざまな稲作の分布を模式的に示したものである。この地域では、上述した深水稲の栽培期間とほぼ同じ時期に、小河川の灌漑水を利用して高収量性品種が栽培されているが、これは最近になって普及されつつある、水稻二期作の第一期作にあたるものである。Nyaungshwe Township では、水田面積4万2,000エーカーのうち、その38%にあたる1万6,000エーカーにこの深水稲が栽培されており、新しく導入された二期作面積

1,500 エーカーとくらべれば、けっして恵まれた立地条件にあるとはいえないこの稲作が、いまもなお重要な位置を占めていることが理解できる。図4からは、乾季の稲作のみならず、雨季にも立地条件に応じたさまざまな稲作が行なわれているのがうかがえる。その点でも、インレ湖周辺はごく限られた地域に稲作の展示場ともいえるほど変化に富んだ栽培法を観察しうる興味あるフィールドといえよう。筆者らにとっても、今後さらに詳しくその実態を調査してみたい地域の一つである。¹¹⁾

Ⅳ 新しい乾季稲作の導入——動力ポンプを利用したデルタの乾季稲作

イラワジ・デルタは豊富な降雨と河川からの氾濫によって雨季には豊かな緑の水田となるが、Kaing のような特殊な土地を除けば、乾季には一変して不毛の土地となる、湿潤と乾燥の両極をくりかえす地帯である。そのデルタ地帯に、いま、新しい稲作が導入されようとしている。それは、ポンプ揚水によって乾季の稲作を導入し、水稻の二期作を普及させようとする動きである。同じイラワジ・デルタにあっても、雨季と乾季の水位差の大きい上部デルタより、潮汐の影響で比較的水位の安定している下部デルタの方が河川からのポンプ揚水に適しているので、この新技術はまずこの地域から導入されているようにみうけられた。

Pyapon District の Bogalay では、全水田面積約20万エーカーのうち0.2%にあたる400エーカーにポンプ灌漑による乾季稲作が導入されていたが、筆者らの訪れた78/79年度が導入初年度にあたるとのことであった。同じく、Bassein West 地区でも約9万エーカー余の水田面積の0.2%にあたる204エーカーで二期作が実施されているとのことで、面積的にはわずかではあるが、各地にポンプ灌漑がひろがりつつあるのを実見できた。また、どの地域でも、ポンプ灌漑の導入は高収量性品種の栽培と連繫しており、米穀増産政策の一つとして今後ともデルタ地帯にこれが奨励されようとしているのが感じられた。

しかしながら、この導入に対して農民は必ずしも積極的には対応していない

という印象もぬぐいきれないものであった。政府の奨励によって、比較的大規模な農家がこれを試みてはいるものの、なかには、灌漑しないで放置し、立枯れの状態となっている水田もみられる有様で、この新しい乾季稲作が農民に受容されるまでには、栽培技術的にもまだかなりの時間をかけて改善しなければならない問題があるようである。また、これを受け容れ易くするような農業政策上の条件整備も必要となってくるであろう。Bogalay では、ポンプ灌漑による二期作の問題点として農民が以下のような点を指摘していた。それは、まず第一に燃料費や機械購入費がかさむことであり、第二には、雨季作の収穫・調製作業と乾季作の植付作業が重なるため、12月、1月の作業が今まで以上に忙しくなることであった。さらに、乾季作の収穫物を乾燥するときには次のモンスーンがくるため、乾燥作業がはかどらず、良質の米もできないと指摘する農民もあった。

こうしてみると、さきに紹介した伝統的乾季稲作に比較して、いまデルタで進められようとしているポンプ灌漑による乾季作は、まだきわめて未熟で不安定な段階にある技術とってよかろう。乾季作に必要なとされる条件を揚水ポンプ1台で供給しようという手軽さだけがこの稲作の長所であって、極言すれば、雨季作主体のこの地域に強引に導入されているという印象を強くするのである。ひとり乾季作の栽培技術上の問題だけでなく、雨季作をも含めたこの地域の稲作総体を改善する方向で、この新しい乾季稲作の導入を再考していく必要がある。

V おわりに

本稿で紹介した稲作はごく限られた地域の事例にすぎないけれども、乾季作一つをみても、ビルマの稲作が実に多様に営まれていることが理解できたことと思う。地域の立地を生かした伝統的な乾季稲作が行なわれるいっぽうで、新たな乾季の稲作も灌漑施設の導入によって拡大しはじめているのが、ビルマの乾季稲作の現状である。

ところで、すでに紹介したような「立地適応型」の伝統的な乾季稲作が、近年の高収技術の導入によって、さらにマイナーな稲作へと押しやられていき、いずれは新しい稲作にすっかりとってかわられるのか、あるいは、このような伝統的な稲作に徐々に新たな改良を加えていこうとするのか、いずれの道を歩むかは、ビルマの稲作の今後の発展を考えるうえで重要な選択となろう。現在、東南アジア各国において実施される稲作改善の方向は、高収量性品種の育成とそれを前提とした多収技術の導入へと向かっており、ビルマとてその例外ではない。このようなおおかたの趨勢のなかで、上に述べたような特殊な立地に適応した稲作が、今後どのように展開していくのか興味のもたれるところである。

注

- 1) 筆者らは、昭和53年度文部省科学研究費による海外学術調査「熱帯アジアにおける野生イネの分布と栽培イネの生態型分化の調査」の一員としてビルマを訪問した。訪問期間は1979年1月13日から2月25日までであった。滞在中ビルマ国教育省および各地の Agricultural Corporation から多大の協力を得た。記して謝意を表する。
- 2) ソーンスウェイトは蒸発量だけでなく、植生からの蒸散量をも含めた気候の区分を提唱した (Thorntwait, C. W.: An Approach toward a rational classification of climate. Geogr. Rev. 38, 55-94, 1948)。この蒸発散量は水分が十分に供給されている場合の蒸発散量を意味し、可能蒸発散量または蒸発散位 (Potential evapotranspiration) と呼ばれる。
- 3) 統計資料としては古くなるが、1938/39年度のビルマ全土の作季別の作付面積比率では、Mayin が1.0%、Kaukyin が1.6% で、残りは Kauklat と Kaukkyi が占めている。
- 4) ビルマの灌漑農業については、福田仁志編『アジアの灌漑農業』(アジア経済研究所、1976) 所収の「ビルマの灌漑農業」(斎藤照子著)に詳しい。また、Kyaukse 地方の大規模河川灌漑については、斎藤照子「ビルマ在来河川灌漑の史的考察」『アジア経済』第15巻、第9号、1974を参照。
- 5) Kaing とは、河川沿いの低湿地に生育する *Coelorachis striata*, *Saccharum arundinaceum*, *S. spontaneum* などの禾本科草本を総称するとともに、これらの生育地をも指している。一般に、これらの禾本科草本が生育する河川沿い低地は、シルトの堆積が厚く、草原を拓けば肥沃な耕作地となる。
- 6) Burma Gazetteer, Tharrawaddy District, vol. A, 1959, pp. 3-4.
- 7) イラワジ川の水位上昇に関しては、Burma Gazetteer に次のような記載がある。Mandalay の上流 Bhamo では、「最高記録は1890年の13mであったが、今年(1908年)は9mである」(G. W. Dawson: The Bhamo District, 1917, Reprint 1960, p.5) と。また、デルタの Henzada District では1877年の28mが最高記録である (W. S. Morrison: Henzada District, vol. A, 1915, Reprint 1963, p. 8)。
- 8) 雨季の増水が減衰するにつれて栽培される稲作は、ここに示した Mayin だけでなく、Kaukkyi の一部にもみることができ。これは上部イラワジ・デルタの後背湿地でよく行なわれる栽培法である。イラワジ・デルタでは、雨季の増水が急速なため、低地では移植が間に合わないことがある。そのようなときには、9月、10月になって減水してから移植するきわめて遅植えの栽培が行なわれ、これを Yei Kya Nauk Sait と呼んでいる。収穫は12月から1月頃である。

- 9) A. J. Page: Pegu District, vol. A, 1917, Reprint, 1963, pp. 71-72.
- 10) Nyaungshwe Township Agricultural Corporation の普及員によると、このような低湿水田で栽培される稲は浮稲 (Floating rice) であるとのことであったが、東南アジア各地のデルタでみられる通常の浮稲とくらべれば、比較的水深の浅いところで栽培されること、また、生育の特性などの聞きとりからは浮稲の性質がうかがえないことなどから、ここではこの稲をひとまず深水稲と理解することにした。なお、ビルマでは Henzada, Tharrawaddy, Pegu などのデルタ地帯で浮稲が栽培されるが、その面積はタイやカンボジアなどにくらべてごく少ない。
- 11) インレ湖畔の深水稲栽培に関連して興味ある点は、この地域がオーストロネシア語族に属するインダー族の居住する地域であることである。高谷好一氏によると、これによく似た栽培法がマレー半島の湿地の水田で行なわれており、この栽培法の系譜をインレ湖からサルウィン川、さらにテナセリムを経てマレー半島へとたどっていくことも可能ではなかろうか、とのことである。

(渡部忠世・田中耕司)

西ジャワ，パングランゴ山山地林における 落葉落枝などの季節変化

I 調査方法

西ジャワの最高峰，パングランゴ山（3,019m）の標高1,600m付近の山地林において落葉落枝量などの調査をおこなった。リタートラップを設置し，落下してくるものを集めてみると，葉，枝，花，果実，昆虫遺体，虫糞などの要素にわけることができる。これらの落下量をとらえ，かつその量がどのような季節変化を示すかを知るために，1年間の要素別の変動をみた。また要素内においても，樹種によって季節性は変化するかもしれない。そのために落下量ができるだけ細かく樹種にわけて，樹種ごとの季節性をみるようにした。同時に，樹種ごとの季節性をひき起こす要因は何であるかを検討してみた。

熱帯林での落葉落枝の測定例は大変少なく，東南アジアの山地林では，Edwards と Grubb (1977) によるニューギニア山地の例があるのみである。低地でも小川 (1974) の例があるにすぎない。

本調査で使用したトラップは1m×1mの底面積をもつもので，側面の高さが20cmの板で四方を囲み，底面はビニールコーティングした1mmの網目の金網で作成した。このトラップを37個，1haのプロット内にランダムに設置した。測定開始は1969年の4月29日から1年間である。リターの回収は，1週間に1度日を決めておこなった。採集したリターは，チボダス植物園の実験室にて数日自然乾燥した後，葉，花，果実などではできるだけ細かく樹種ごとに分類した。枝，地衣蘚苔類，昆虫遺体，糞などは単に要素としてわけた。樹種別にも要素別にも分類不可能なものはその他とした。

トラップごとにわけたこれらの試料を日本へ送り，京都大学農学部において，熱風乾燥器によって80°C，48時間乾燥した。インドネシアから日本へ送る際

に紛失したものは皆無であった。また、輸送期間中に腐敗などを認めたものもなかった。秤量は、分類された試料一つ一つについて0.01グラム単位まで測定した。

Ⅱ 1年間の落葉落枝などの総量

1週間に1度あつめられたリター量は37m²あたりの量となり、この値を1年間累積すると37m²あたりの1年間のリター総量を得る。ヘクタール当りに換算すると、5.96ton/ha. yr という値になった。この値の信頼度95%に対する信頼区間は、5.958±0.645 ton/ha.yr となった。熱帯山地林の落葉落枝量の一例である Edwards らは、ニューギニアの標高2,400~2,500m 付近の地上部現存量310ton/ha., 最高樹高37mの山地林で、16個の1m²のトラップを4プロットに計64個ならべて、1年間のリター量を測定したところ、平均7.55 ton/ha.yrの値を得たという。この値とくらべてみると、パングランゴ山での値は標高がずっと低いにもかかわらず、かなり小さな値となっている。

リターの内容を構成要素別にみると、表1に示したようになる。葉に分類した中には、高木、低木、シダ、草本、着生植物、つる植物など、プロット内に存在するあらゆる種類の植物体の葉を含んでいる。樹皮や地衣鮮苔類などは、落枝に付着しているものは含まず、独立にトラップ内にあるもののみ分類した。花は花卉だけの場合や、花梗のついたものもある。果実と種子も、果実だけの場合や種子だけの場合などがあるが、いっしょにした。虫糞は、その形状や色彩によって、かなり区別できるが、どのような動物類によるものかは判定していない。虫類の遺体も種にわけることがしなかった。「その他」に含まれるものの大部分は、粉碎の程度が著しく、原型を推定することが全くできないものみに限った。樹種ごとにわけたのは、葉、花、果実と種子である。これらの中でも樹種にわけられないものは、それぞれの要素内で、分類不可能としてあつかった。

量的な割合をみると、葉がもっとも多く、75.6%を占めている。小村・安藤

表1 構成要素別リター量

	ton/ha.yr	%
Leaves	4.504	75.60
Branches	0.942	15.80
Barks	0.030	0.50
Lichens & Mosses	0.046	0.76
Flowers	0.189	3.18
Fruits & Seeds	0.201	3.38
Feces	0.011	0.19
Animal bodies	0.001	0.02
Others	0.034	0.56
Total	5.958	100.00

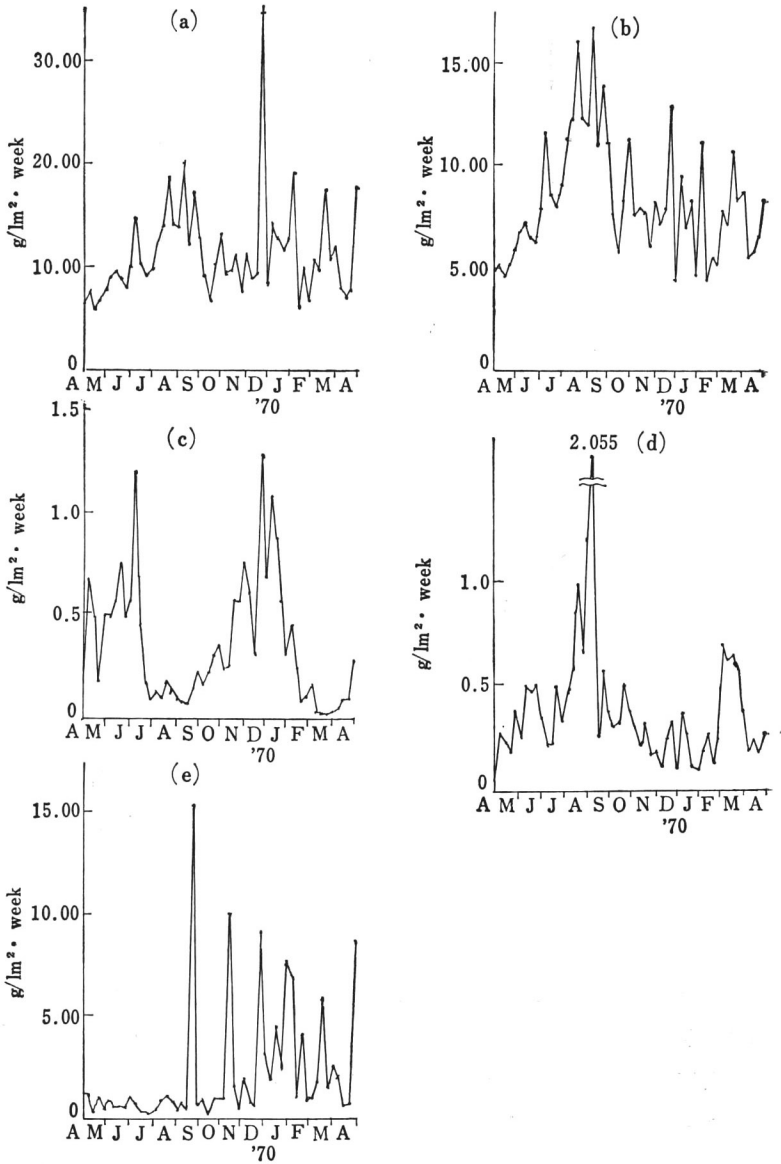
(1970)は九州の常緑樹林で落葉量がリター量の74.1%を占めていると報告している。熱帯多雨林のマレーシア、パソール林では、落葉量比は60%であったという。ヒノキ人工林では、75.0~81.1% (斎藤, 1972)をしめ、いずれをみても、リター量の中で葉の占める割合は最も大きいことを示している。

落枝量は15.8%を占めるが、九州照葉樹林では11.3%、パソールで26%、ヒノキ人工林で11.0~12.9%となる。

花と果実・種子の量は、後者がやや多く、両者あわせて6.5%をしめる。九州の照葉樹林では果実量が花の量の3倍強を占め、両方で14.6%とかなり大きな比率を示している。ヒノキ林では3.4%であり、パソールでは4.2%と小さい。他の虫糞、樹皮などはすべて1%以下である。

Ⅲ 落葉落枝などの季節変化

落葉落枝などの総量ならびに構成要素が、1年間どのような季節変化をするかを図1に示した。総量の季節変化をみると(図1(a))大変凹凸の多い動きがみとめられる。8~9月を中心にした一つのピークと、12月末の大きいピーク、1~2月にみられるピークなどがあるが、このままでははっきりした傾向はつかめない。この総量の内容を構成要素別に分類してみると、それぞれの要素のもつ季節変化は、それぞれ特徴をもっていることがかなりはっきりとわかる。もっとも量の多い落葉量の変化は図1(b)にみられるように8~9月を中心にした大きなピークをもつ。他の月にも多かれ少なかれ落葉があって、量的にはかなり変動している。季節性がさらに明確になるのは、花の落下量である。図1(c)に示したとおり、7月と12~1月に二つのきわだったピークがみとめら



(a)総量, (b)葉量, (c)花量, (d)果実・種子量, (e)枝量

図1 落葉落枝量の季節変化

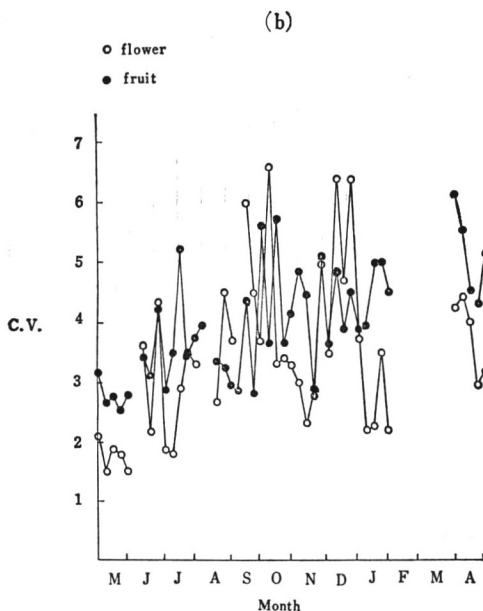


図2 変動係数の動き (b)花と果実

きでそのうちでも7月始めから11月中旬までは一定して0.5以下の小さな値を示している。ところが12月末になると変動係数の値は、1.25となり、それ以後は5回にわたり1.0を越す大きな値となる。最大値は1月28日の3.25である。

リター全量を構成要素にわけてみると、各要素の変動係数の値は増加する(斎藤, 1972)。ここでは種名の判明した花と果実についての37個のトラップで判定した毎週の変動係数の値の1年間の変化を図2(b)に示した。全量の場合とくらべると変動係数の値はずっと大きくなって、花では10月8日に6.6、果実では4月1日に6.2を示している。全体的な動きも全量の傾向とは異なり、凹凸のピークの移動がかなり頻繁に起こっている。

全量の場合には枝などがかなり局所的な落ち方を示して、変動係数に大きな値を与える原因になることが考えられる。花、果実については、量的に少ないものが、花、果実の落下量の季節変化でみたような傾向で落下する。花に関し



図3 パチェット測候所における1969～1970年の月別雨量変化

ていえば、落下量の少ない時の方が変動係数の値は大きく、多い時ほど小さい。果実については傾向は一定しない。

ここで、リターを測定した全期間に降雨量がどのように分布していたか、その季節変化を調べてみよう。当時のチボタス植物園の雨量計は観測不能になっていたので、チボタスの東約6 kmにあるパチェット (Pacet) 測候所(標高1,200 m)のデータによることにした。図3には1969, 70年の2カ年にわたる月別雨量と降雨日数がかかっている。この図をみると、年間を通じて降雨量にかなり明瞭な差があることが読みとれる。すなわち、1969年の1～4月までと、9～12月までは降雨量が多いが、5月から8月にかけてはずっと減少する傾向がみられる。1970年に入ると、5月までは降雨量は大きく、7月から10月にかけて減少する。1969年の6～8月の降雨量は月100mmより少なくなる。1970年には100mm以下にはならないが、やはり減少傾向がみられる。西のモンスーンの卓越する期間は多量の降雨量がみられ、この2年間での最大値は1970年の4月に500mmを越えた値を記録している。このような傾向をみると、リター採取をおこなった1969年の5月から8月までは乾季、9月から4月までは雨季と考えることができる。

1年を乾季と雨季にわけて考えると先に構成要素でみた傾向は、葉では乾季から雨季の前期にかけてピークがみられ、花は乾季と雨季にそれぞれピークがみられ、果実は乾季から雨季の前期に大きなピークがあり、小さなピークが雨

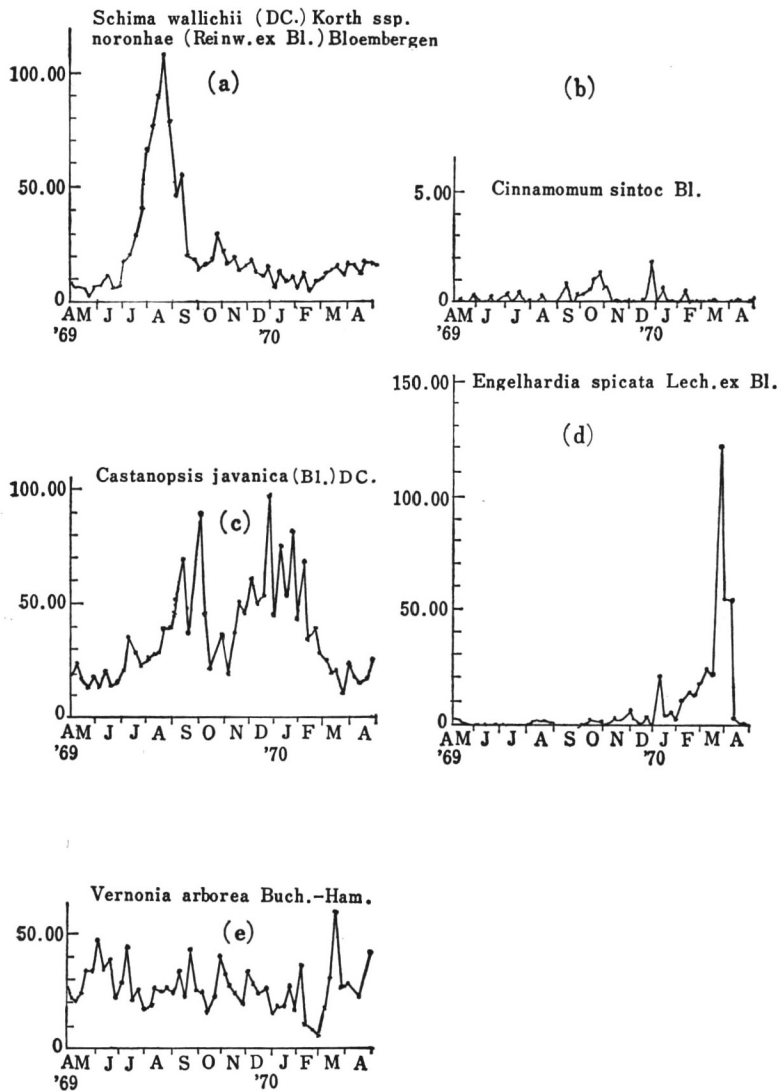
季後期にみられるということが出来る。傾向の全く異なった枝の落下量はほとんどが雨季に集中しているといえる。枝とともに地衣鮮苔類などが雨季に集中するのは、いずれも雨や雨にもなう一時的な強風によって落下するものが多いことを示していると考えてよいだろう。

葉、花、果実などは、枝の場合のように風雨などの物理力によるだけでなく、気候の変化にもなう植物自身もつ内的な性質が落下量に影響していると考えられる。このような生理—生態的な反応は、樹種ごとに特徴をもつことが考えられる。そのためには、リターを樹種ごとに分類した上で論を進めなければならない。花、果実については、落下量が少ないため、ここでは葉の落下量を樹種ごとに分類した結果について次に述べる。

Ⅳ 樹種ごとにみた落葉量の季節変化

落葉量の全リター量に対する割合は、すでに見たように75.6%を占めている。このすべてについて分類できるものを樹種ごとに分類した結果を、高木、低木、草本、シダ類、着生小木類、つる植物にわけてみた。それぞれの中で分けられた種数は、高木51種、低木14種、草本6種、シダ類26種、着生小木類23種、つる植物24種であった。このプロットの種組成からみると、高木では57種のうち51種と、約90%近い割合がリター量として採取されている。他のグループの場合も、草本類を除いてほぼ同じ割合或いはそれ以上の採取効率を示している。葉リターの中では当然のことながら高木の葉が最も大きい割合をしめているので、ここでは高、低木について調べてみたい。落葉量が少量で季節性の判定が不可能と思われるものについてはあえてとりあげなかったため、季節性が識別できた高、低木類は38種類である。これらの種類の季節変化を調べると次の五つの型にわけられる。

乾季落葉型——乾季に落葉のピークがみられるもので、図4(a)の *Schima wallichii* がこの典型である。非常に明確なピークが乾季にみられ、他の季節はずっと落葉量が少なくなる。7種類(18%)の樹種がこの型を示して



(a)乾季落葉型, (b)雨季前期落葉型, (c)雨季中期落葉型, (d)雨季後期落葉型, (e)非季節型

図4 落葉の季節型 単位は g/37m²・week

いる。

雨季前期落葉型——図4 (b)の *Cinnamomum sintoc* にみられるように、雨季の中でも前半の9, 10, 11月にピークのみられるものである。この型に属するものはもっとも多く13種 (34%) を数える。

雨季中期落葉型——*Castanopsis javanica* (図4 (c)) にみられるように雨季の中頃12, 1, 2月を中心に落葉量がみられるもので、5種 (13%) がこの型を示している。

雨季後期落葉型——典型的なものは *Engelhardia spicata* (図4 (d)) に示されるように、雨季も後半の3, 4, 5月に落葉のピークがみられるものである。この型に属するものは8種 (21%) を数える。

非季節型——*Vernonia arborea* (図4 (e)) にみられるように1年間通じて落葉量の変化に大きな差がなく、明らかな季節性を示さないものである。5種 (13%) がこの型に属している。

このリター量を測定した1, 600 mのプロットの階層構造はI₀—III層にわけられた。落葉型と決定された樹種についての階層構造に占める位置もわかっている。何層にもわたって分布する場合は樹冠容積の最大値をもつ階層をその樹種の階層として、落葉季節型と階層との関係を樹種ごとに表2に示した。

上に述べた五つの落葉型を代表する樹種はすべて上部の階層をしめるものであり、これらの季節性はきわめて明確に示された。一方、階層の下部を占める下層種については、ここでは10種がみとめられている。*Castanopsis argentea* は、このプロットでは低木であるが、周辺部では大木となりうるので、一応除外して考えると9種が本来の下層種と考えられる。これらの季節変化をしらべてみると、上層種にくらべて、季節変化の度合が不明瞭であることがわかる。雨季前期の *Strobilanthes cernua* と雨季後期の *Saurauia blumiana*, *Decaspermum fruticosum* の3種は比較的明白な季節変化を示すが、他の6種の季節変化はたいへん不明瞭である。これら6樹種の落葉量の累積図と上記の上層種5種の累積図を比較のために並べて示した(図5)。こうしてみると、下層種の季節変化は、むしろ、非季節型の *Vernonia arborea* に似た型をとることが示される。

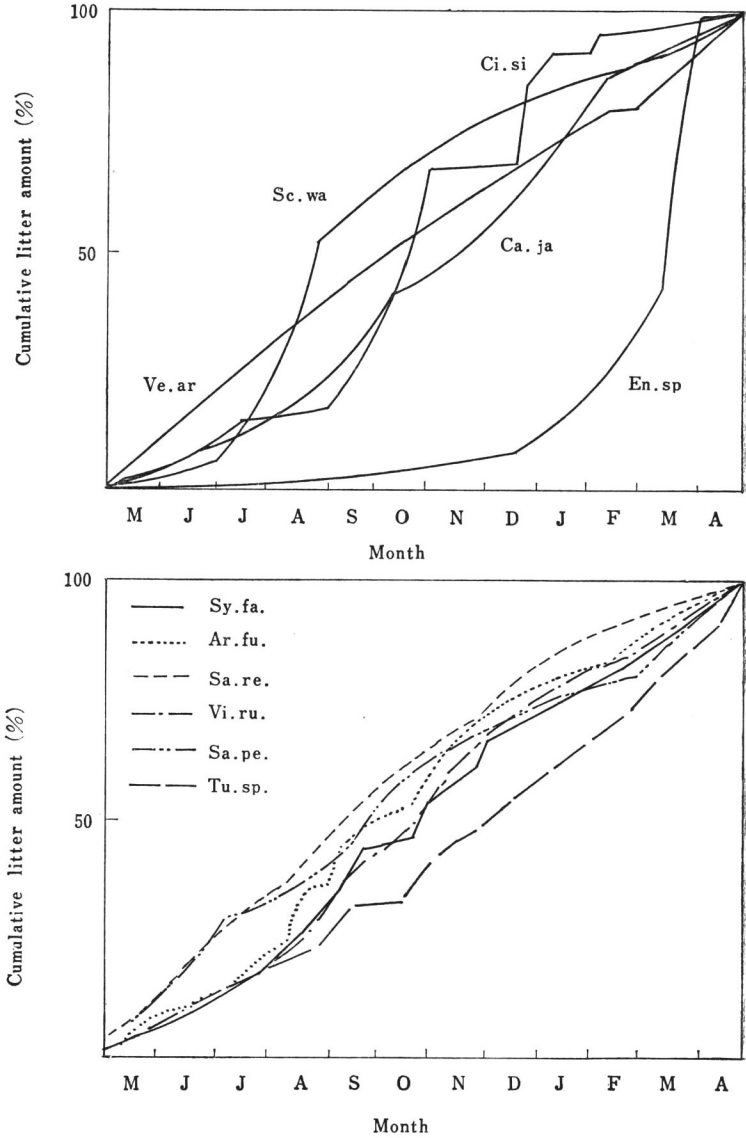


図5 落葉型を示す樹種の落葉量累積図

表2 階層別にみた樹種ごとの落葉型

	Trees and Shrubs			
	I ₀ Layer	I Layer	II Layer	III layer
Dry Season	<i>Schima wallichii</i> <i>Lithocarpus rotundatus</i>	<i>Glochidion macrocarpum</i> <i>Litsea mappacea</i>	<i>Polyosma ilicifolia</i>	<i>Saurauia reinwardtiana</i>
Early rainy season	<i>Platea latifolia</i>	<i>Cinnamomum sintoc</i>	<i>Litsea resinosa</i> <i>Meliosma nervosa</i> <i>Persea rimosa</i> <i>Polyosma integrifolia</i> <i>Laplacea integerrima</i> <i>Syzygium antisepticum</i>	<i>Symplocos fasciculata</i> <i>Villebrunea rubescens</i> <i>Ardisia fuliginosa</i> <i>Strobilanthes cernua</i> <i>Antidesma tetrandrum</i>
Middle rainy season	<i>Lithocarpus indutus</i>	<i>Castanopsis javanica</i> <i>Prunus arborea</i> <i>Lithocarpus pseudomoluccus</i>		<i>Castanopsis argentea</i>
Late rainy season	<i>Engelhardia spicata</i>	<i>Lithocarpus elegans</i>	<i>Flacourtia rukam</i> <i>Tarrena fragrans</i>	<i>Decaspermum fruticosum</i> <i>Saurauia blumiana</i> <i>Turpinia sphaerocarpa</i>
Non-Seasonal		<i>Vernonia arborea</i>	<i>Astronia spectabilis</i> <i>Macropanax dispermus</i> <i>Syzygium rostratum</i>	<i>Saurauia pendula</i>

V 落葉の季節性と伸長型

1年間の落葉量の変化をみると、樹種ごとに季節性がみられ、五つの季節型にわけられた(表2)。このうち、階層上層種の大部分が明白な季節型を示したのに対し、*Vernonia arborea*のみは上層種であるにもかかわらず非季節型であった。また、下層に属する樹種の多くは非季節型に近い動きを示した。この

ような階層の上下に分布する樹種による落葉型の差は、林冠部と下層との微気象の差や、それと関連して生じる種自身のもつ内的な諸性質が相互に関連しあっているものと考えられる。

林冠周辺部と下層の下生え層の間では気象条件が大へん異なっている (Richards 1952)。下生え層の方が、森林の上層部に比べて、気温の変動の幅が小さく、空気の流れが静穏になり、相対湿度の較差も小さくなる。すなわちいろいろな気象条件が緩和されて安定した状態がつくられる。熱帯では気温の較差は小さいが、雨のあとなどには一時的に気温が低下し、それが落葉をうながす契期となることがあると郡場 (1947) は述べている。また、すでにみたように、乾季から雨季への変化によって、かなりの上層種が落葉する傾向を示している。しかし、これらの気象変化は林冠にさえぎられ、数層の階層をへることによって、上に述べたようになんまり緩和された形で林床に到達する。上層に分布する種が、気象の変化を直接にうけるのに反し、下層の種は、年中、あまり変化のない条件下に生育している。これらの生育環境の差が、落葉形式に変化を与えることは考えうることである。

Richards (1952) は熱帯各地の階層と季節性について、いくつかの例を示している。たとえば、A、B 層が 2 回のおもな開花期をもつのに対し C 層の開花は年中おこる (英領ギアナ)、森林の中心部から乾季が長くなる外縁部にむかって落葉樹の比率がふえる (ベルギー領コンゴ)、A 層の半数以上の樹種が乾季中に葉を失うのに対し、B 層では大部分が常緑のままである (ナイジェリアの湿潤常緑林)、落葉樹の割合は上層に圧倒的に多い (トリネダード) などである。これらの例からも、階層の上層と下層とでは季節性に違いがあることがみとめられる。

郡場 (1947) は、シンガポールの植物園や島内に残存する原生林に生育する植物について、季節と枝ののび方や、落葉の時期などをくわしく観察した結果、熱帯樹木の周期型として、常伸、交伸、隔伸、落葉の 4 型をあげた。常伸は葉条が休みなく伸びつづけるもの、交伸は 1 株の木でも枝によって発育の周期が異なり、交互不揃いな生長をして、株全体としてみればやすみなしに伸びてい

るもの、隔伸はある周期に何枚かの葉を出して休み、間欠的にこれを反復するものである。交伸は常伸と隔伸との中間段階と考えられるので、基本的には常伸と隔伸という二つの伸長型に分けられると郡場は述べている。

この常伸と隔伸などの伸長型と、発葉の関係をみると、常伸樹は常季発葉であるのに対し、隔伸樹は定季、同季、無季の三つの発葉型がみられ、定季は1年に1~3回定季的に発葉するもの、同季は年に3~4回、気象変化に即して一斉に発葉するもの、無季は定まっていないものに分類できると郡場は述べている。また落葉と発葉の関係については、離層が完成し、旧葉が離脱することと、新葉の開発（発葉）とは前後完全に関連するものではなく、別々の過程である。離層の完成が早まり、新葉の開発がおけると落葉樹となり、その逆の関係が常緑となるとも述べている。

すなわち、常伸型が常時発葉するものではあるが、それと落葉との関係については言及されていない。また隔伸型は三つの発葉型式をもつけれども、落葉との関連については、これも言及されていない。従って、常伸型が常時発葉、常時落葉型であることは保証の限りではなく、離層形成の時期のずれによって、常伸型で常時発葉であっても常時落葉とはならないことも考えるわけである。しかし、たえず伸長を続け、常に新しい葉を開発している枝条から、落葉だけに限って、ある季節性なり、周期性をもつことは、かなり考えにくいことではある。やはり、常伸型のもは常時発葉し、離層の形成も常時おこなわれて旧葉の離脱が次々と起こると考えた方が自然であろう。落葉のみが隔時性を示すのは常伸型の中でも特殊な場合と考えた方がよいのではなからうか。この点については、常伸樹の枝条における発葉と落葉の関係を調査する必要がある。今までこのようなデータはないので、ここでは一応このような推察によっておきたいと思う。

隔伸型については、三つの発葉型があるのに示されるように、落葉についても、三つ位の型があるものと考えるのが自然であろう。

このように考えると常伸型=常時落葉型=非季節型落葉、隔伸型=隔時落葉型=季節型落葉という関連性が考えられる。すなわち、常伸型のもが連続的

な伸長により、発葉と落葉をくり返すならば、季節性を示さない落葉型の樹種は常伸型と考えられる。また隔伸型が間欠的な伸長によって、断続的な落葉を示すならば、落葉型に季節性の認められる樹種は隔伸型の生長をするといえそうである。

落葉量の測定結果から得られた樹種ごとの季節性の中で乾季、雨季にかかわらず、ある一時期に落葉量のピークをもつものを隔伸型、季節性を示さないものを常伸型と考えると、表2の大部分は隔伸型を示し、常伸性をもつのは、I₀、I層では *Vernonia arborea* 1種、II層 *Astronia spectabilis*, *Macropanax dispermus*, *Syzygium rostratum* の3種、III層では *Saurauia peudula* の1種がみられる。III層での季節性を示す *Turpinia sphaerocarpa*, *Saurauia reinwardtiana*, *Ardisia fuliginosa*, *Villebrunea rubescens*, *Symplocos fasciculata*, *Antidesma tetrandrum* などはずでに述べたように、ひじょうに非季節型に近い動きを示しているから常伸型と考えてよいだろう。

階層との関係でみると、上層に分布の中心をもつ大部分の樹種は隔伸型を示している。熱帯とはいえ、この山地では5月から8月にかけて雨量の減少する時期と、西のモンスーンによる11~3月を中心とする雨季という季節がみられる。このような季節性が樹種の性質に影響してくると考えられる。

Vernonia arborea は上層に分布する中の唯一の例外である。この種は分布域が広く、倒木跡地周辺に侵入して、きわめて早い生長をとげる早成樹である。郡場のあげた例から、常伸型の例をとり出すと、*Macaranga*, *Mallotus*, *Duabanga* などのように、伐採跡地や倒木跡地などに先駆種として優占する二次林の代表的な樹種群がみられる。*Vernonia arborea* の好む生育地を考えあわせると、これらの樹種はいずれもすばやい生長をとげて、裸地をおおう性質をもっている。このような生態的地位をもつ樹種群にとって、常伸性の持つ意味は大きいと考えられる。

下層の樹種については、すでにのべたように、外的環境が樹冠を通過することによって緩和され、季節性のない一定した環境条件下にあることが常伸型を生む要因であろう。郡場は灌木はたいてい常伸型であるとのべている。Koriba

(1958) は、調査した樹種がどの伸長型に属するかをまとめている。その中で、このパングランゴ山にも出現する樹種には *Symplocos fasciculata* がある。Koriba の観察では、この種は常伸型に分類されている。本調査結果からも、この種の落葉型は一応雨季前期型にわけてあるが、何度も述べたように、その動きはきわめて非季節型的であった。この樹種はしたがって常伸型とみることができる。そうすると、この樹種と似たような変化を示す下層樹種は、すべて常伸型を示すとみてよいだろう。

以上をまとめてみると、季節型にわけられた38種の高低木のうち、隔伸型を示すものは27種(71%)、常伸型を示すものは11種(29%)となる。階層関係からみると、上層に分布する大部分が季節型の落葉、つまり隔伸型の生長を示し、非常に生長のよい早成樹のみが常伸型であって、ここではわずかに1種をみるのみであった。下層においては気象の変化が直接に影響することがないため、非季節型の落葉、すなわち常伸型の生長様式をもつものが出現すると推察される。

郡場の推定では、マレー産樹木のうち、常伸性と交伸性をあわせたものが全樹種の5分の1、落葉樹20分の1、残りの4分の3の樹種が隔伸樹となっている。熱帯多雨林においても常伸性の比率はそう高くはない。温帯林では、落葉樹はいうに及ばず、常緑樹も落葉に季節性をもつことは、すべてが隔伸型であることを物語っている。熱帯多雨林から温帯林への変化を伸長型で表現するならば、熱帯多雨林に約20%の割合を占める常伸型が減少して、隔伸型のみになるといえることができる。

付記 本論文は Forest ecological studies of the montane forest of Mt. Pang-rango, West Java —III Litter fall of the tropical montane forest near Cibodas (東南アジア研究14巻2号, 194~229, 1976) を基礎に書き下ろしたものである。樹種ごとのリター量の季節変化などについては上記小論を参照されたい。

参 考 文 献

- Edwards P. J. and P. J. Grubb, 1977, Studies of mineral cycling in a montane rain forest in New Guinea, I. The distribution of organic matter in the vegetation and soil. J. Ecol. 65. 943-969.

- 郡場寛, 1947, 馬來特にシンガポールに於ける樹木生長の周期に就て (1), 生理生態 1-2, 93-109.
- Koriba, Kwan, 1958. On the periodicity of tree growth in the tropics, with reference to the mode of branching, the leaf fall, and the formation of the resting bud. Gardens' Bulletin, S. XVII 11-81.
- 小川房人, 1974, 熱帯の生態, I ——森林, 共立出版.
- 小村精, 安藤満, 1970, コジイ林の落葉量——照葉樹林の生物生産に関する研究 (昭和44年度), JIBP-PT-水俣特別研究地域, 50-55.
- Richards, P. W., 1952, Tropical Rain Forest, Cambridge.
- 斎藤秀樹, 1972, 森林のリターフェール量の推定に関する研究.

(山田 勇)

気候変動と湿潤熱帯の農業

気候変動の農業への影響を考える際に、気候因子の平均値の変動だけでなく、そのバラツキの変動も重要である。また、湿潤熱帯農地の水収支はかならずしも本来的に有利なものではなく、畑作と稲作とでは気候変動に対する抵抗力も相違することなどを論ずる。

1979年2月12日から2週間に亘ってスイスのジュネーブで“世界気候会議”(“The World Climate Conference”略してWCCという)が開かれる。この会議には合計約20編の総括論文が提出され、それをめぐって論議が行なわれることになっている。この論文はそのうちの一つである‘Climate Variability and Agriculture——The Humid Tropics’を簡略化したものである。

この会議は世界気象機構(WMO)が中心となって、関連する国連機関、たとえば国連食糧農業機構(FAO)、国連教育科学文化機構(UNESCO)、世界保健機構(WHO)などが協力して開催される。会議の目的とするところは、まず、気候変動に関してすでに知られている事柄を完全に共通の知識とすることであり、ついで、予想される将来の気候変動が人間生活の諸側面に及ぼす影響の把握である。そして、より直接的には、この会議の2カ月後に予定されているWMOの最高会議(WMO Congress)に対して勧告を出すことである。その結果、必要と認められれば将来の気候変動に対処するための各国大臣レベルの会議が開かれる。

気候変動そのものについてはこれまでも主として気象・気候研究者らによって種々の機会に論議されてきている。このWCCではこの種の論議を繰り返そうとするものではなく、それらの成果の上に立って社会経済的に将来の気候変動がどのような意味をもつか、そして予想される好ましからざる影響をどのようにして最小に抑えることができるかが論議されることになっている。したがって、気象・気候専門家以外の幅広い学問領域からの参加が必要となる。

上に述べたようにWCCは通常の学問的国際会議ではなく、解答をせまられ

ている緊急課題に対して関連するすべての学問分野からの専門家の参加によって、政策決定者に直接的に勧告を出すべく組織されたものであるといえよう。このことは十分な事前の根回しが必要であることを意味する。この根回しの一つとして、1978年4月にオーストリアで総括論文発表者を含めた準備会があった。この準備会で論議された事柄のうちでもっとも注目されるべきことの一つは、気候変動の将来予測の大枠が気象・気候専門家側から非専門家側に提示されたことである。つまり、この枠組の中で気候変動の社会経済的諸側面に対する影響を論じて下さいというわけである。

気候変動の将来予測に関する大枠は概略次のようなものであった。すなわち、

- (1) 自然的原因による気候変動の大きさは17～19世紀に広くおこったような寒冷化の可能性も含めて、基本的にこの先100年間は従来と同程度であろう。
- (2) 人為的原因による気候変動は今後全地球規模のものに増大し、この先100年間に自然的原因によるそれと同じか、あるいはそれを越える程度となろう。そして、この人為的気候変動の方向はおそらく温暖化であり、降雨分布の顕著な変化をもたらすであろう。

I 気候変動に関する情報提供と農業

湿潤熱帯の農業にとってもっとも顕著な気候要因はといえば降雨である。この点については論をまたないので、以下、気候変動を降雨変動とおきかえて議論を進めることとする。ところで、気候変動のこれまでの主たる研究は高緯度地方の温度変動をめぐって、あるいは、サハラ砂漠周辺の乾燥地帯の降雨をめぐって行なわれてきた。湿潤熱帯の降雨変動に関しては限られた研究しかない。

機器測定時代以降の降雨の長期変動の研究は、実測データを種々の統計学的方法によって分析し、長期間にわたる増減傾向や周期性を抽出することによって行なわれる場合が多い。つまり、経年変動がならされてその結果はじめて抽出されてくる長期変動を問題として取り上げている。したがって降雨変動は、たとえば“何年と何年の間の20年間はそれに前後する20年間より年間平均200mm

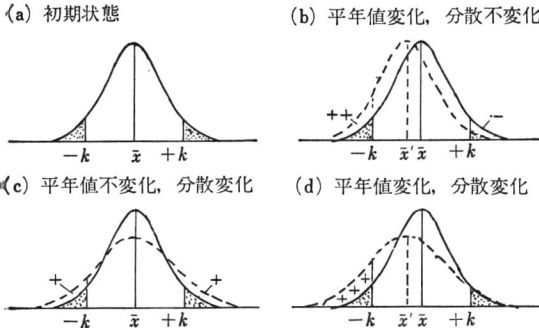


図1 気候変動の3類型と農業が被害を受ける確率

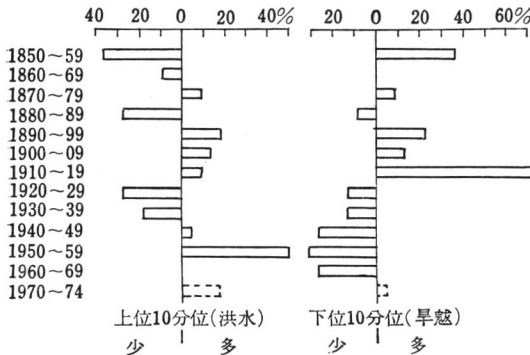


図2 インド(22観測点)の夏季モンスーン降雨(6月～9月)の異常値〔1〕

降雨が多かった” というような形で表現されるのが普通である。

ところで農業生産は気候条件を含む自然的環境条件に支配される度合いが大きい。地域の農業体系はよくその地域の条件に適応している。この場合、地域の気候条件は長年の気候因子の平均値、すなわち、平均値によって代表される。平均値によって代表される気候への適応とは、特定年の値が平均値の前後を含むある範囲内の値であればその農業はほとん

ど影響されないが、その範囲外であれば相当な打撃を受けることを意味する。であるから、気候変動の農業に対する影響を考えるにあたっては、平均値の変動だけでなく、それに当然伴うべき年々の値がある一定の確率でその中に入る範囲の変動、あるいは、平均値の前後の許容範囲内に入る値を示す年の確率の変動もあわせて必要とされることとなる。

上の議論は次のように整理されよう。降雨量は経年変動する。ある期間の降雨量データを集めればその出現頻度分布図が得られる。降雨変動とはこの頻度分布の型が変動することである。降雨量の出現頻度分布は一般に正規分布を示さないが、ここでは便宜のためそれが正規分布する、あるいは、正規化された

と仮定する。すると、降雨変動は平年値 \bar{x} と分散 σ^2 の片方または両方が変動することを意味し、論理上三通りの降雨変動がありうることとなる。この三つの型の変動と、ある農業形態にとっての許容範囲 k を合わせて図 1 に示した。

図 1(a) は初期状態を示し、影の部分が当該農業が大被害を受ける確率を示す。(b) は \bar{x} が \bar{x}' に変化するが、分散 σ^2 は変化しない場合で、農業が被害を受ける確率の増減は正または負の記号のついた面積で示される。(c) は \bar{x} がそのまま σ^2 が大きくなった場合、(d) は \bar{x} 、 σ^2 の両方が変化した場合を示す。

降雨の平年値の変動だけでなく、そのバラツキの変動まで含めた研究は少ないが皆無ではない。一例としてインドのモンスーン期間中の降雨の分析を図 2 に示す。この筆者の Flohn [1] (以降ブラケット内は章末の参考文献の番号を示す) は次のようにいっている。“1890~1919 年の間は乾湿両極端の年が多く、逆に 1920~1942 年は穏やかな年が多かった。1950 年代は洪水が頻発したが、旱魃は少なかった。1850年代はその逆であった”。これを図 1 に示した気候変動の三つの型でいえば、1890~1919年は σ^2 の増大、1920~1942年はその減少、1950年代と1850年代は \bar{x} がどちらかに変化したもの、すなわち (b) にあたる。

この節の結論は以下の通りである。気候変動の農業に対する影響を考えるにあたって、まず、気候変動そのものについての情報が気象専門家から農業専門家に提供されねばならない。その際、平年値の変動だけでなく、分布の変動も合わせて提供されるのが望ましい。でなければ、農学者は平年値と頻度分布との間にある関係を仮定しなくてはならない。また、平年値の変動だけに注目していると平年値の変化なしに分散だけが変化する型の気候変動 (図1(c)の型) を見落してしまうかもしれない。気候変動の農業に対する影響は、分散の変化が小さく平年値だけがわずかに変化する型の変動の場合よりも、むしろ、分散がかなり変動する型のものの方が重要である。

II 気候変動に対する農業の感受性

将来の気候変動に関する情報が適切に提供されれば、その農業に対する影響

の予測は主として農学者の任務となる。そのためのもっとも有効な方法は、過去の気候変動——長期の変動、経年変動を含めて——の影響を調査研究することである。しかし、過去に学ぶにあたって大きな問題がある。それは農業生産形態の地域多様性と時間的変遷である。

地球上の農業形態は実に多種多様である。それぞれが地域の諸条件に適応している。しかし、適応しているからといって、気候要因の平年値からのずれに対する反応、あるいは感受性が同一であるわけではない。作物生育の限界に近い地方では数年に一度の平常作といった所もある。すなわち、図1の中での k の値は農業形態によって大きく異なる。このことは同一の気候変動であっても、その農業に対する影響は農業形態ごとに異なることを意味する。

問題をさらに複雑にするものは農業形態はたえず変化しつつあるということである。農業の技術進歩は k の値の増加だけに働くものではない。伝統的在来農法の方が近代的農法よりも不順な気候に、より抵抗性があるという例は多くある。このような農業形態の地域多様性と時間的変遷を十分に理解せずして気候変動の影響を予測することは大変危険なことである。

農業の気候変動に対する感受性は、作物の生物学的抵抗力によってのみ決定されるものではない。余剰生産力、生産資材の調達、貯蔵施設、運搬加工保存技術などが、ときに農業の気候変動に対する感受性を顕著に左右する場合がある。

熱帯低開発国でしばしば問題となる不作による飢餓の問題も、作物生産自体の問題であると同時に、輸送の問題、流通の問題、そして、富の分配の不公平の問題でもある。したがって、農業形態の多様性と時間的変遷というとき、単に作物の種類やそれらの組み合わせの多様性と変遷だけでなく、農業生産、流通、消費を含めた全農業体系のそれとして理解されねばならない。

気候変動の農業に対する影響如何という課題に対して農学者に課せられた任務の主たるものは、以上述べたような農業形態の気候変動に対する感受性における地理的多様性とその時間的変遷の理解であろう。もし感受性、すなわち、 k の値の将来の変化が気候要素の平年値 \bar{x} や分散 σ^2 のそれに対して圧倒的に

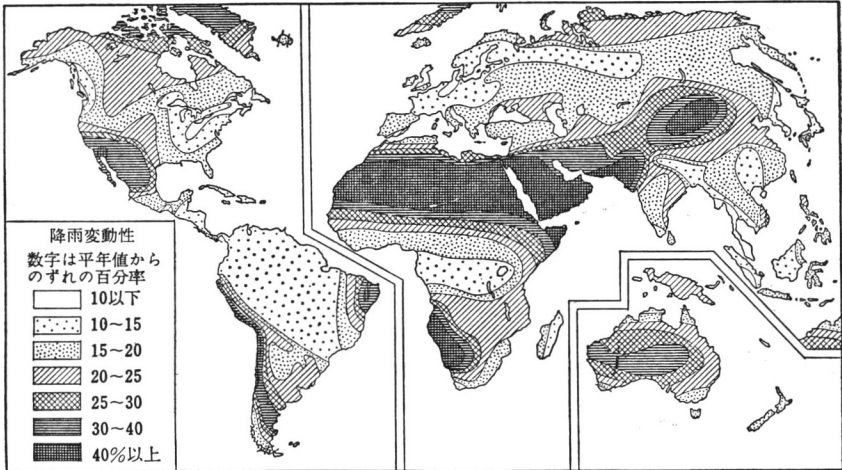


図3 E. Biel による年降雨量の経年変動の世界分布図
文献 [2] より引用(原図は E. Biel による)

大きいと考えられる場合は、その農業の将来にとって問題となるのは気候変動ではなく、むしろ、 k の値の変化である。

Ⅲ 湿潤熱帯における降雨の経年変動

湿潤熱帯はその名の通り多雨である。このような多雨は温帯ではごく限られた地方にしかみられない。にもかかわらず湿潤熱帯の農業生産の経年変動を決定しているもっとも重要な要因は降雨の経年変動である。この点については議論の余地はほとんどない。湿潤熱帯の農業生産の不安定性の原因は、湿潤熱帯における降雨の経年変動の大きさが高緯度地方のそれにくらべて大きいからだとする見解がある。しかし、降雨の経年変動の大きさを地域別に比較することは一見想像されるより困難である。1929年に Biel [2] の作成した世界の降雨変動を示す図は今日でもしばしば引用される。図3にそれを示す。この図では経年変動の尺度として平年値からのずれの大きさの平均値を年降雨量の平年値の

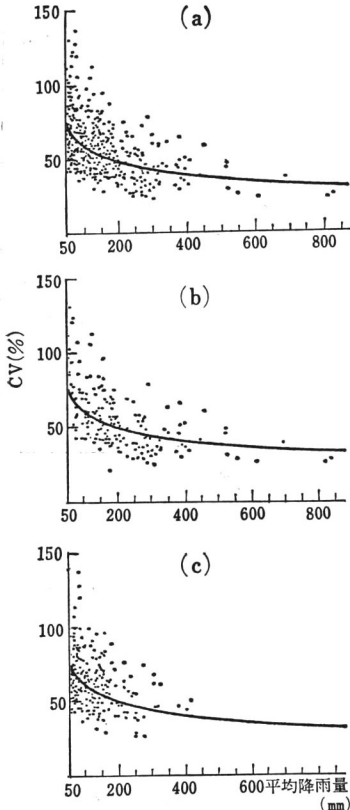


図4 湿潤温帯と湿潤熱帯における月降水量の変動係数(CV)と平均値の関係。(a)湿潤温帯(483観測所-月), (b)湿潤熱帯(196観測所-月), (c)湿潤温帯(287観測所-月)

百分率で表わしたものをを用いている。近年出版された2冊の熱帯気象学に関する本で、このBielの図を次のように読んでいる。

Riehl [4] は“高緯度地方は降雨量が少ないにもかかわらず安定している。平年値からのずれの百分率で計る場合には低緯度地方の降雨はその他の地方に比べてより頼りになるものではない”という。またNieuwolt [5] は、“図では湿潤熱帯は降雨の変動が極めて小さい地域として示されている。しかし、これは多少誤解を招くおそれがある。同じ1%でもそれに相当する降雨量は湿潤地方では乾燥地方よりずっと大きい”といっている。このようにBielが用いた尺度では、湿潤熱帯の降雨の変動が他より特に大きいという結論は出てきそうにないし、また、変動の比較はこの尺度だけでは不完全で、つねに降雨の絶対量とのかねあいで考えられねばならないように思われる。

近頃では変動係数(CV, coefficient of variation: 平均値からのずれの大きさの

平均値に対する百分率)を経年変動の大きさの物差しとするのが一般的である。しかし、CVにも問題はある。一つは、CVが意味をもつのは正規分布に近い分布をする母集団に対してだけであるのに、降雨の分布は必ずしもそうではないことである。もう一つの問題は、先のBielの用いた尺度と同様に、平年値の絶対値の大きさがいつもCVの値のもつ実際的な意味に影響することであ

る。

以上のような問題点はあるにせよ、CV を用いて温帯、熱帯の降雨の経年変動の大きさを比較してみた。世界の主たる農業地域68カ所の 1941~70 年の間の月別降雨量のデータをもとにし、それから月降雨量 50mm 以下、月平均気温 10°C 以下を除いた。図4(a) はこのようにして選んだ483観測所-月の月平均降雨量と経年変動の CV との関係を示したものである。図中の曲線は 483 のデータ全部によるもので、(b)、(c) 図の中でも同じ曲線が示されている。もし、熱帯の降雨の経年変動の大きさが温帯のそれと大きく違うなら、(b)、(c)図中の点はこの曲線の上または下側にかたよるはずである。しかし、図にみられるようにそのような傾向はまったく認められない。このような方法によっても湿潤熱帯の降雨がとくに不安定であるということは否定される。

湿潤熱帯の農業にとって早魃が大きな問題である。ところで、早魃害を受けるかどうかは、水の供給と需要の収支の問題である。これまでは供給の面ばかりを論じてきた。作物の要水量は作物種、品種、栽培法などによって異なる。乾燥地方には要水量の小さい作物が栽培される。しかし、もっとも要水量の大きな作物を栽培したと仮定した場合の水の収支は、その土地の水に関する潜在的生産力、あるいは、作物選択の幅を示す指標と考えられる。最大の要水量は潜在蒸発散量 (potential evapotranspiration, PET) によって代替できよう。そして PET は種々の数式によって温度と日射時間から推計される。その正確さについて多くの問題があるにせよ、もっとも広く使われている Thornthwaite の PET 推定の方法によって温帯と熱帯の水収支を比較してみよう。

温帯、熱帯からそれぞれ 10 カ所、合計20カ所の 1941~70 年の月別降雨量と温度のデータにもとづき、各年各月ごとの降雨量 (P) と PET との差を計算した。図 5(a)には降雨量を、図 5(b)には ($P-PET$) のそれぞれ平均値と、下 5 分位値 (データを大きさの順に並べ下から 5 分の 1 に当るデータの値) を示した。

まず降雨量だけを図 5(a) で比較してみよう。湿潤熱帯の有利性は一目瞭然である。ところが、水収支を示す図 5(b) に目を転ずるとどうであろう。降雨

にみられた熱帯の有利性はほとんど消滅してしまう。熱帯の中でも熱帯降雨林気候、あるいは赤道気候と呼ばれる気候の地方では確かに水収支でも有利である。しかし、湿潤熱帯全体からみればそのような降雨地帯は面積はかなりあるといっても、人口密度が低く社会経済的には比重が小さい。それよりも、もっとも人口が多く熱帯農業の大半を占めるのは雨季乾季の区別が明瞭なモンスーン地帯である。以下にもう少し詳しく図5(b)をみてみよう。

温帯では降雨は1年を通じて比較的平均している。冬季は一般に水収支は正である。この時期には低温の

ため作物の生育はないか、あっても遅い。しかし、この季節に土壤中に貯えられた水分がその後の生育に役立つ。夏にむかって水収支は負となるが、盛夏前までは-50mmを下回ることはない。以下のような季節的な水収支の変遷は1年性の畑作穀類の生育にとって理想的であると考えられる。

湿潤熱帯では温帯とちがって降雨の集中が極めて大きい。赤道気候帯以外では乾季は長く厳しい。雨季前には土壤中の水分はない。したがって作物の生育は雨季の期間中に限られる。雨季といっても水収支が正である月は少ない。多

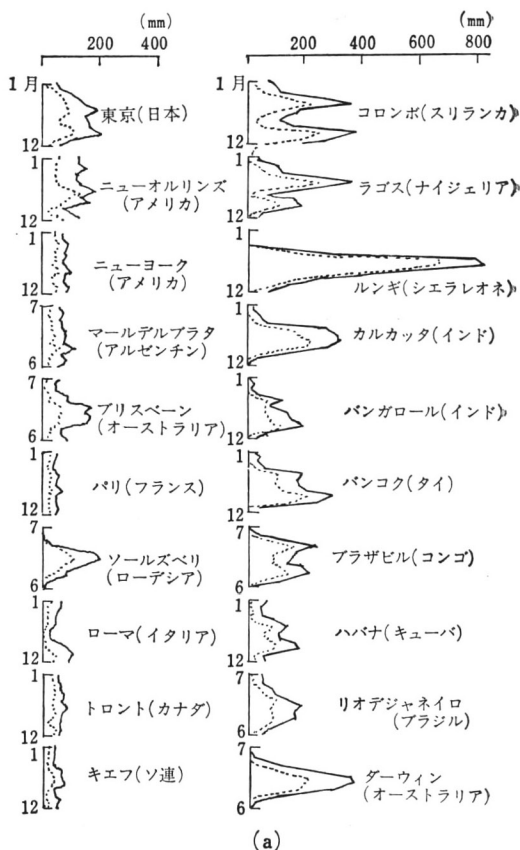


図5(a) 湿潤熱帯、温帯の各10カ所における月降雨量の平均値と下5分位値

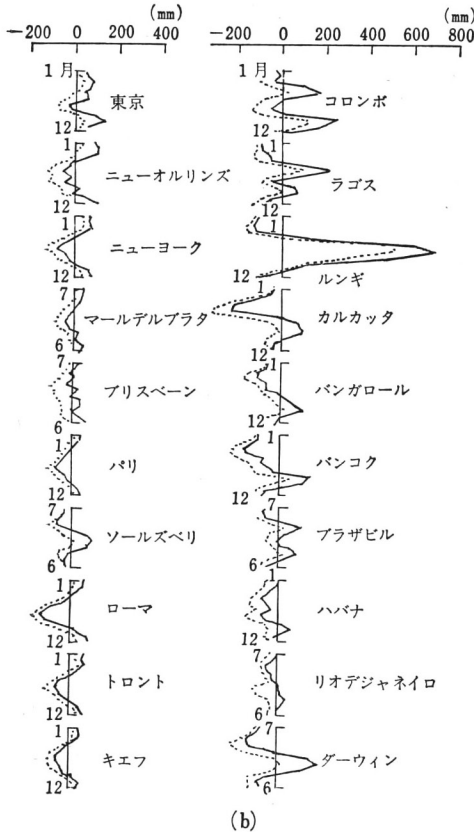


図5(b) 湿潤熱帯, 温帯各10カ所における月別水収支 ($P-PET$) の平均値と下5分位値

くの地方で5年に1回は、水収支が正である月はまったくないか、あっても2~3カ月である。熱帯の降雨の特徴である短期間に集中する豪雨、土壌有機物の分解が速いことなどは水の利用効率を低くする。湿潤熱帯は水収支からみると決して恵まれておらず、とくにその中でもっとも社会経済的に重要な地域は水に関しては限界地域と呼んでもよいほどである。

この節のはじめに湿潤熱帯は多雨高温であるにもかかわらずその農業生産は不安定であると書いた。そして、その不安定性の原因はかならずしも降雨自体の経年変動の大きさにあるので

はないと論じた。そして、上の水収支からの検討によれば、湿潤熱帯の主要部分が実は水に関しては限界に近い地域にあたっていることが不安定性の根本原因であることがうかがわれる。

Ⅳ 気候変動に対する農業の感受性：畑作の場合

湿潤熱帯における高温多雨が土壌中の養分の溶脱を速め、また、土壌自体の

表1 湿潤熱帯における短期作物の収穫面積

(単位: 100万ヘクタール)

	イネを除く一 年生穀類、マ メ類など ^{a)}	イネ	栄養生長を 主とする短 期作物 ^{b)}	合計
アフリカ湿潤熱帯	37(67) ^{c)}	4(7) ^{c)}	14(25) ^{c)}	55(100) ^{c)}
中南米湿潤熱帯	10(50)	5(25)	5(25)	20(100)
アジア大洋州湿潤熱帯	75(50)	66(44)	10(7)	151(100)
湿潤熱帯合計	122(54)	74(33)	29(13)	226(100)
非湿潤熱帯合計	670(86)	63(8)	43(6)	775(100)

a) イネ以外の穀類, マメ類, 油脂作物, ワタ.

b) 根菜類, サトウキビ, 繊維作物.

c) 括弧内の数字はこの表に含まれる作物の合計面積を100%としたときの, 各作物類の面積の百分率. 合計面積は全耕地面積のほぼ80%にあたる.

侵蝕による損失を招きやすいことは周知の通りである. この傾向は短期畑作物を栽培する場合にとくに大きな問題となる. 根菜類など, 開花結実を栽培の直接の目的としない作物の場合にはやや問題は軽減される. そして, 水田における水稻栽培が湿潤熱帯の条件によく適応した農業生産体系であることは歴史がよくこれを示している.

今日の世界の湿潤熱帯で以上3種の農業が占める耕地面積を表1に示す. 湿潤熱帯のほかでは, イネ以外の一年生穀類が全耕地の86%と圧倒的に大きな比重を占め農業の主流をなす. これに反し湿潤熱帯ではそれ以外の作物栽培も大きな比重をもっている. とくにアジアでは稲作が44%を占める. しかし, イネ以外の一年生穀類の畑作が湿潤熱帯でも54%と半分以上を占めているのも事実である. さらに表2にみられるようにこの型の農業の面積が全耕地面積中に占める割合は1954年以降増加しつつある傾向にある. このように湿潤熱帯の条件にはもっとも適応度が低く, したがって気候変動にもっとも感受性が高いと思われる一年生畑作物の栽培は, 近年かえって増加の傾向にあり全耕地の半分以上を占めるにいたっている. このことは湿潤熱帯の農業が全体としてより気候変動に対して弱いものになりつつあることを意味するのであろうか.

湿潤熱帯における一年生畑作物の栽培には大きく分けて次の三つの型がある.

表2. 湿潤熱帯における短期作物面積の変化 (1954~76年)^{a)}

(単位: 100万ヘクタール)

		イネを除く一年 生穀類, マメ類 など ^{b)}	イネ	栄養生長を主とす る短期作物 ^{b)}	合計
アフリカ	1954年	16.9(70) ^{b)}	1.7(7) ^{b)}	5.4(23) ^{b)}	23.9(100) ^{b)}
	1976年	31.2(77)	2.8(7)	6.6(16)	40.5(100)
中南米	1954年	15.5(65)	3.0(13)	5.5(23)	24.0(100)
	1976年	34.8(68)	8.0(16)	8.6(17)	51.4(100)
アジア大洋州	1954年	6.6(23)	20.4(69)	2.4(8)	29.5(100)
	1976年	12.5(28)	27.3(61)	4.8(11)	44.6(100)
湿潤熱帯合計	1954年	39.0(50)	25.1(32)	13.3(17)	77.4(100)
	1976年	78.0(57)	38.1(28)	20.0(15)	136.6(100)

a) 1954年, 1974年の両年で比較できる資料のある国だけについて合計したので, 表1より面積は少ない。

b) 表1の注と同じ。

第一は焼畑による方法であり, 第二は自給自足を主たる目的とする常畑栽培によるものであり, 第三は近年発展のいちじるしい輸出用飼料作物の栽培によるものである。それぞれについて検討を加えてみよう。

焼畑栽培は本来畑作には不適な湿潤熱帯で環境の劣化を最小限に抑制しつつ食糧を得る方法であるといわれる。しかし, このことは人口密度が十分に低い場合という条件下ではじめて正しい。人口圧が増えると休閑期間が短くなり低収となる。低収は栽培面積の拡大, すなわち, 植生破壊面積の拡大を余儀なくさせ, 土地不足を招く。土地不足はさらに一層休閑期間の短縮を必要とさせる。この悪循環にひとたびおちいると環境の劣化が急速に進み, ついにはチガヤ類 (*Imperata spp.*) と疎林だけの不毛の地となる。

焼畑地帯における人口密度の増加は, 生物学的人口増加だけによっておこっているのではない。焼畑農耕民を定住させるための政府の方策による場合がある。あるいは自然発生的な人口集中もある。後者は医療・教育・現金収入の機会を求めての場合もあるし, 治安問題が原因となっている場合もある。いずれにせよ国内人口移動によるある地域の人口密度の増大は, 生物学的人口増によるそれに匹敵するか, あるいは, それを越えるほどの重要性をもつ場合が多い。

その理由如何を問わずある地域への人口集中は, 従来, 政治的, 社会的, 経

濟的に統合されていなかった焼畑耕作民を国家建設に参加させ、同時に、現代社会のさまざまな恩恵にあずからしめるのに不可欠の条件と思われる。湿潤熱帯に多い発展途上国の近代化は、広い地域に分散して住む焼畑耕作民の生活と両立しにくい。このことは焼畑を何らかのより集約的な農耕形態に変化させないかぎり近代化と焼畑による不可逆的環境破壊の防止とが両立しえないことを意味する。

では焼畑の常畑化が問題の解決になろうか。しかし、常畑化が困難であるからこそ焼畑を続けていることから考えて、常畑化は可能かもしれないが相当の困難を覚悟せねばなるまい。土壌劣化を招かず常畑化する技術は存在するであろう。一つの問題は経済的、社会的にその技術が零細焼畑民によって適用可能かどうかであろう。温帯でもかつては焼畑が広く行なわれていた。しかし、人口増に伴う土地不足は農業集約化の方向に働き、そのような技術が開発、普及して常畑化した。同じことが湿潤熱帯でもおこるかもしれない。しかし、それに伴うべき技術はこれまでに述べた種々の理由により、より高度な、かつ、より高価なものであろう。湿潤熱帯では一年生畑作物の常畑栽培を基盤とする永続的な大規模人口集中はいまだかつてみられなかったのは偶然ではないと考えられる。

湿潤熱帯における第二の畑作の型は自給自足のための常畑である。この型は気候の経年変動に対してもっとも影響されやすい。しばしば農村部の飢饉の舞台となるのもこのような型の農耕形態の地域である。自給自足を主たる目的とする常畑栽培は少なくともアジアでは、水田耕作が不可能な土地で行なわれている。人口増などによって肥沃な谷間や平野から駆逐された農村下層民が生命維持のためやむなく行なっているのがこの型の農耕である。コメの値段が下がるか、あるいは自らに経済的余裕ができればいつでも米食にかわる可能性がある。しかし、コメの生産増はおそらく今日の米食人口部分の人口増を大きくは凌駕しえないであろうから、この貧しい不安定な常畑農耕は湿潤熱帯のもっとも弱い部分として今後も残るであろう。

第三の型は輸出用飼料作物の栽培である。従来、湿潤熱帯の伝統的輸出農産

物といえばほとんどが永年作物であった。これらの産品に対する需要は飛躍的には増加しないし、また、それぞれの産品について特産地が確立されており、新たにこれらと競争して市場にのりだすのは容易ではない。一方、先進国の所得向上は食品の内容に大きな変化をもたらしつつあり、動物性食品に対する需要の伸びが大きい。先進国の多くは自ら飼料を生産する自力がなくなっている。この機会をいちはやく利用して飼料作物の先進国への大量輸出に成功しているのが、例えば、ブラジルのダイズであり、タイのトウモロコシ栽培である。しかし、長期的にみてこのような型の畑作は好ましいものであろうか。

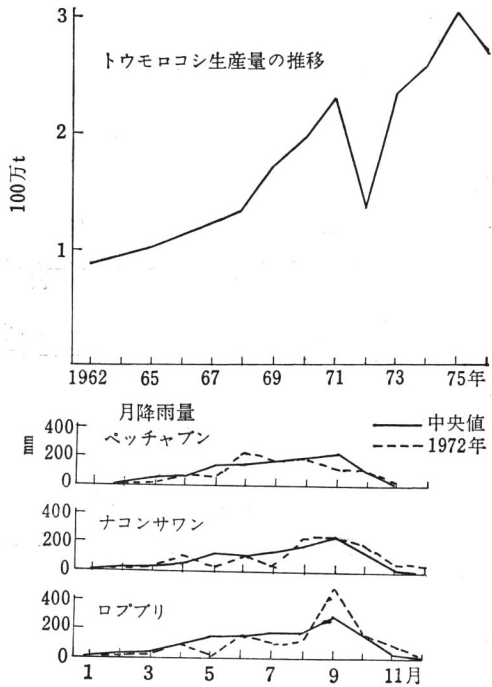


図6 タイのトウモロコシ生産量と1972年の月降雨量

1972年は世界的に天候不順であった。この年、タイのトウモロコシ生産も大打撃を受けた。図6にみられる通りである。タイのトウモロコシは4月から8月にかけて雨季前半の降雨を利用する。この年は図6にみられるように5月にほとんど降雨がなく、6月は平年並みで、7、8月も平年より少なかった。キャッサバはタイのもう一つの新興輸出畑作物である。しかし、キャッサバでは1972年の旱魃被害はほとんどみられなかった(図7)。開花結実を要する一年生作物が短期間の旱魃にいかにか弱いか、それに反し、根菜類など栄養生長だけの作物がいかにか強いかを物語っている。

タイのトウモロコシの場合をはじめとして、湿潤熱帯の畑作地の地理的分布

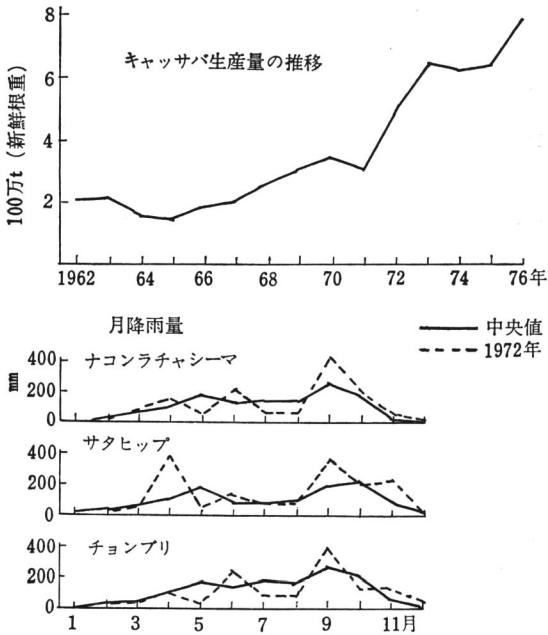


図7 タイのキャッサバ生産量と1972年の月降雨量

は土壌の分布との相関が高い。塩基性の岩石、火山噴出物を母材とする土壌地帯に畑作が集中する。これはこれらを母材とする土壌が風化、溶脱、侵蝕の害を受けにくいためである。図8

はメコン委員会によるメコン河下流域の土地利用将来図である。この図で畑作適地とされているところが、そのような土壌が分布する地域である。自然公園や自然保護区とされている地域は、山岳や湖沼である。水田地域とされているのは、主に沖積平野である。それ

らの中間に土地利用未定の土地が広く残っている。この地域は水田にするには水が不足し、畑地にするには土壌が悪い。しかし、実際には、現在でもこの地域に貧弱な畑地や、ときには水田さえも拡がりつつある。この劣悪土壌に開かれた畑では、最初数年だけはトウモロコシやソルガムが栽培されるが、その後はケナフ、キャッサバしか育たなくなり、ついには不毛の土地だけが残されつつある。

輸出向け飼料作物はシカゴ相場より安い値段でつくりさえすれば売れる。外貨が少しでも欲しい湿潤熱帯の農業国にとっては大きな魅力であろう。しかし、どんな土壌でも可能というわけではない。不適な土地へのこれら作物の進出は農業の気候変動に対する感受性を高めるばかりでなく、広範な土地の不可逆的劣化を招くおそれが大である。

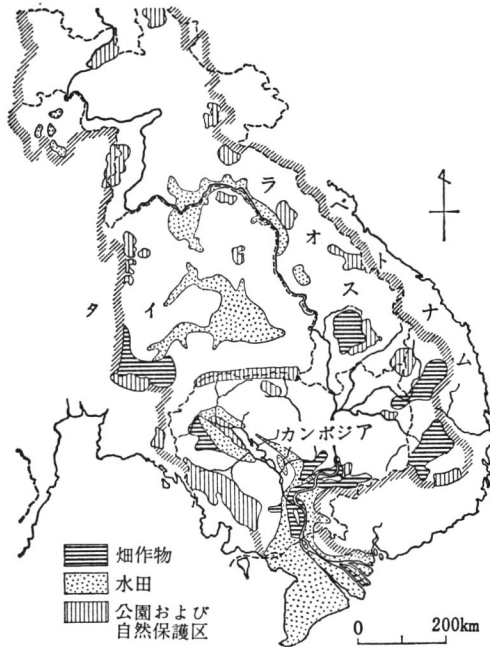


図8 メコン河下流域における暫定的土地利用構想図
メコン委員会資料より簡略化

V 気候変動に対する農業の感受性：水稲の場合

歴史的にみて湿潤熱帯で大きな人口を永続的に支えてきた農業としては水田農業をおいてない。水田農業の熱帯湿潤気候下での最大の利点は次の3点に要約されよう。第一は土地を均平化し畦畔で囲むことによって土壌侵蝕をほとんど無視できる水準にまで減少させることである。第二点は湛水状態をつくりだすことによって養分の溶脱を補完する。すなわち、窒素固定能をもつ微生物の活性を促進したり、還元作用によって養分の有効化を促進し、また、自然的氾濫水、人工的導水中に含まれる養分によって養分損失を補充する。第三には前節でも触れた熱帯降雨の特性、すなわち、短時間の集中的豪雨でも表面流去

表3 主要作物収量の経年変動の国際比較〔6〕

国名	変動係数 ^{a)} (CV%)	全生産量 ^{b)} (100万 t)
ソ連		
コムギ	12.4	85.8
イネ	3.6	1.6
アメリカ		
コムギ	7.3	42.0
イネ	3.7	3.9
フィリピン		
イネ	6.9	4.9
トウモロコシ	6.4	2.0
インドネシア		
イネ	4.5	18.1
トウモロコシ	4.1	2.7
タイ		
イネ	5.1	11.8
トウモロコシ	18.1	1.7
インド		
イネ	7.1	60.5
コムギ	5.4	26.5
オオムギ	8.8	2.5
トウモロコシ	9.0	5.3
雑穀類	7.7	8.3

a) 1960年代の前後約10年間の収量にもとづく。

b) 1970年代初め頃の年生産量。

差によるものであって、一部の地域の高収や試験場などでの成績によれば、水田農業の潜在的高収性は動かし難い。

水田農業の生産安定性も上述の理由で畑作に優ると期待されるが、実情はかならずしもそうではない。表3にみられるように、水稻栽培がほぼ完全な水制御のもとに行なわれている米国やソ連ではその安定性は明らかである。しかし、多くの湿潤熱帯の諸国ではそうではない。灌漑排水がほぼ完全に整った日本では、水稻収量の地域差や経年変動は温度と日射量とでほぼ説明がついてしまう。“早魃に不作なし”といわれているように、灌漑排水が完備すれば水田農業は降雨の変動から解放される。

このように水稻生産の安定性は一に水制御の良し悪しにかかっている。これは水稻にかぎらずどの作物でも同じはずである。しかし、水田農業における灌

水を抑えて有効に降水を利用できることである。

このような理由で、湿潤温帯の畑作農業にはみられない安定高収が水田農業に期待できる。稲作の収量についてみれば、化学肥料出現前のヨーロッパの農業と比べてもひけをとらない。畑作では休閒や輪作が土壌肥沃度維持に不可欠であったことを考え、作付面積当り収量ではなく、休閒地を含めた全経営面積当り収量で比較すれば水田農業の高収性はさらに明らかである。今日の湿潤熱帯の水稻の収量は温帯の畑作に劣るが、この差はもっぱら生産資材や技術水準の

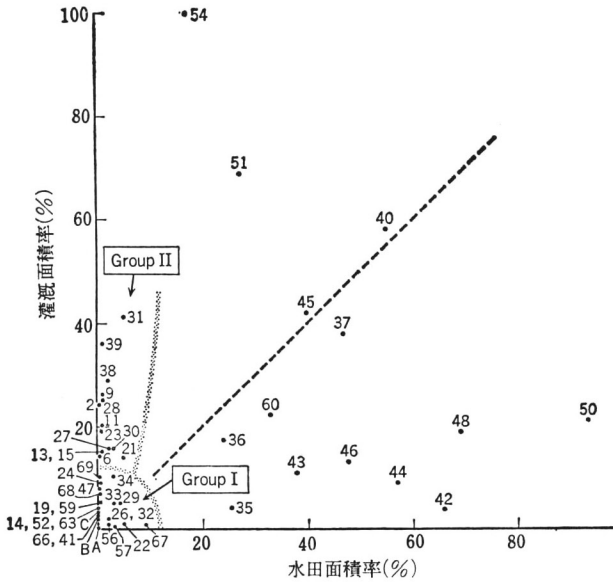


図9 世界76カ国における灌漑面積率と水田面積率（全耕地面積に対する）
 (資料：FAO Production Yearbook 1971)

2ブルガリア, 6フランス, 9ギリシア, 11イタリア, 13ポルトガル, 14ルーマニア, 15スペイン, 19ソ連, 21キューバ, 22グアテマラ, 23メキシコ, 24アメリカ, 26ポリビア, 27ブラジル, 28チリ, 29コロンビア, 30エクアドル, 31ペルー, 32ウルグアイ, 33ベネズエラ, 34アフガニスタン, 35ビルマ, 36インド, 37インドネシア, 38イラン, 39イラク, 40日本, 41ヨルダン, 42クメール, 43北朝鮮, 44ネパール, 45パキスタン, 46フィリピン, 47シリア, 48タイ, 50南ベトナム, 51中国, 52アルジェリア, 54エジプト, 56ガーナ, 57コートジボアール, 59リビア, 60マダガスカル, 63モロッコ, 66ローデシア, 67シエラレオネ, 68南アフリカ, 69スーダン, (A) オーストリア, デンマーク, フィンランド, ポーランド, スウェーデン, カナダ, ブルンディ, エチオピア, ケニア, マラウイ, マリ, ニジェール, ナイジェリア, トーゴ, タンザニア, ウガンダ, オートボルタ, ザンビア, (B) ハンガリー, ユーゴスラビア, イギリス, チュニジア, (C) チェコスロバキア, 東ドイツ, 西ドイツ, アルゼンチン, トルコ, オーストラリア.

漑はその他の農業形態におけるそれとは基本的性格を異にする。この点についてもう少し整理してみよう。

アジア稲作圏における灌漑の特殊性は図9に端的にみられる。この図で第Iグループに入る国は水田面積、灌漑面積ともに低く、天水依存の畑作を主とす

る。これらが世界農業の主流を占める。第Ⅱのグループは乾燥地の灌漑農業がその国土の耕地のかかなりの部分を占める国々からなる。水田面積が10%を越える国々は図中の右方の空間に広く散らばっている。このうち、中国、インド、エジプト、パキスタンでは、その国土のかかなりの部分、あるいは、ほとんどの部分で乾燥地灌漑農業が主流となっている。したがって、これらの国々では灌漑面積の大部分が水田であるとはかぎらない。この4カ国を除く稲作国では、灌漑面積は灌漑水田面積とほぼ等しいと考えてよい。さて、これらの水田農業国のうち図中の対角線に近い位置を占める国々は水田面積のほぼ全部が灌漑されていることになる。日本、インドネシア、マダガスカルがそうである。その反対の極にあるのがカンボジア、ビルマ、ネパールなどである。このような水田灌漑率の相違は降雨量とまったく無関係である。グループⅠとⅡとを分けるものが明らかに降雨量であったのに比べると水田灌漑の異質性がうかがわれるであろう。

水田灌漑の特徴は次のように世界の農業形態を水利用の形態によって三分するとよくわかる。第一は圃場に落下した降雨（直接降雨と呼ぶ）だけを給水源とする天水依存畑作である。これが図9の第Ⅰグループで広く行なわれる。この農業では水の作物根への供給を支配する主要因は、降雨以外には水分保持に関与する土壌の物理性である。水収支は降雨、蒸発散、地下浸透と幾分かの表面流去水とによってほぼ決定される。第Ⅱの形態は乾燥地灌漑農業である。第Ⅰの型とは反対に直接降雨はあまり意味をもたない。水は遠方から人工的に運ばれる。水供給を支配する主要因子はもっぱら灌漑工学的要因である。水田農業は両者の中間に相当する第Ⅲの型というべきであろう。すなわち、幾分かは直接降雨に、幾分かは他所からの流入水にたよる。他所からの流入水は、ある場合にはほぼ完全に人為的に制御されるが、ある場合にはまったくの自然流入である。実際にはこの両極端の中間に人為的水制御のさまざまな段階がある。このような流入水の水平移動距離はあるときには屋敷地と田圃との間の数メートルにすぎず、またあるときには後背山地と海岸平野との間の数百キロメートルにもおよぶ。したがって、水田における水収支は直接降雨、蒸発散、地下浸

透、表面流去に加えて表面流入を考慮せねばならない。この表面流入を乾燥地灌漑農業の場合と同じような人工的灌漑だけであるとするのは実情に合わない。先の図9に示したような水田灌漑面積率と降雨の間の相関関係の欠如は、一部には灌漑の定義が水稻栽培圏でまちまちであることにもよる。

水田を造成する場合には、そもそも最初から幾分かの入水が期待できる場所が選ばれる。以後は、この入水が時代とともによりよく制御されてゆく。水稻栽培のその他の技術もほとんどすべてがこの入水制御に歩調をあわせて改善されてゆく。水田の水文条件は灌漑の有無によって表現しつくされるものではない。乾燥地農業における灌漑は土地利用を一変させるが、水田農業では灌漑の有無によるそのような大きな差はない。別のいい方をすれば、水田灌漑は常に補助灌漑であって、その中味が段階を追って改良されてゆく。以上、多くの例外や、過度の概念化や省略はあろうが、地球全体の農業を眺めまわしたとき、水田農業における灌漑はこのように理解されるものではなからうか。

このように水田灌漑を理解したとすると、水田はある意味ですべて灌漑されている、あるいは、やがてはそうなると考えてもよいのだろうか。表4にアジア各国の現今水田面積、現今水田灌漑面積、灌漑可能面積、そして、1990年までにコメ生産を倍増するに必要とされる灌漑面積をあげる。カンボジア、ラオスを除いては全水田の灌漑は決して夢ではない。この2カ国については潜在灌漑面積が過小評価されている。もしこれが達成されれば、水田農業は日本でそうであるように降雨変動からほとんど解放されることになる。

問題は、しかし、いわゆる灌漑面積の拡大の速度と開墾による水田面積の拡大の速度の両者のかねあいである。メコン河下流域の土地利用図(図8)の説明の際にも述べた通り、水田はより劣悪な条件の土地へと拡大しつつある。東北タイの少なからざる水田では、数年に一度の恵まれた降雨のときだけイネが作付される。

畑作、稲作を問わず人口増加による耕地の拡大がより劣悪な条件の土地へと急速に伸びている。Grigg〔9〕は地球全体の耕地面積の拡大を分析し、次のように述べている。“1870~1930年の間は耕地拡大のほとんどは中緯度の草原の

表4 アジア稲作圏における水田の灌漑面積の現況と将来予測
(単位1,000ヘクタール)

国名	1974年 水田 面積 ^{a)}	1974年灌漑 水田面積 ^{a)}	潜在灌漑 可能面積 ^{b)}	1990年にコメ生産を現 在の2倍にするに必要 な灌漑面積 ^{c)}	
				灌漑完備 水田面積	天水田 面積
バングラデシュ	9,904	495	6,800	6,461	3,370
ビルマ	4,974	797	2,753	3,109	1,690
カンボジア	555	17	470	1,504	780
インド	37,500	16,100	80,940	20,890	12,720
インドネシア	8,537	4,950	5,265	4,433	2,900
ラオス	686	69	66	583	310
西マレーシア	597	287	732	(382) ^{c)}	(203) ^{c)}
フィリピン	3,539	1,590	3,189	1,953	1,200
スリランカ	680	449	1,000	341	231
タイ	7,734	2,860	4,000	4,418	2,625
上記10カ国合計	74,706	27,614	105,215	44,074	26,029
インドを除いた 9カ国合計	37,206	11,514	24,275	23,184	13,309

a) 文献[7]による。

b) 文献[8]による推定。

c) 西、東マレーシアの合計。

開墾によってもたらされた。しかし、1930年代になるとこの動きは止まった。その理由は、一つには移民達が新天地の開拓よりも都市生活により大きな魅力を感じたからであり、もう一つには西欧諸国で農業革命がおこったからである。一方、中国、インド、アフリカ、中米では1940年代になって顕著な耕地拡大がはじまった。これはひたすら耕作者自身の食糧を得るがためである。いつまでこの傾向が続くかはわからないが、依然として続く人口増と土地なし農民層の拡大は耕地拡大を当分は必要としよう。しかし、〈緑の革命〉という集約化の最初の徴候が現われたし、都市への人口流入もみられる。おそらく今世紀末までに、そして、最後の潜在可耕地が開墾しつくされる以前に、この耕地拡大の傾向は停止するであろう”。

耕地拡大が続くかぎり気候変動に対する感受性が大きくなろう。この傾向に歯止めをかけるのは集約化への方向転換だけである、これは温帯畑作で実際におこった。湿润熱帯では社会経済的条件をぬきにして純粋に技術的にだけ考

えても、畑作の集約化は温帯でよりもずっと困難である。しかし、もう一つの主要な農業形態である水田農業についてみれば将来はより明るい。なぜなら水田の水制御は水田農業の不可分な一部分であって、遅かれ早かれ水制御の改良に進むことが予想されるからである。ただし水田面積の拡大も同時に進行するであろうから全体としては楽観を許さない。

世界気候会議提出論文を書くにあたって多くの人々から貴重な助言と協力を頂いた。農林水産省農業技術研究所の内嶋善兵衛氏、同省東北農業試験場の坪井八十二氏、京都大学理学部の山元龍三郎教授、同広田勇助教授、同農学部の久馬一剛教授、東京大学農学部の村田吉男教授、筑波大学地球科学系の吉野正敏教授らには草稿に目を通して頂いた。FAO の M. Frere 氏からは種々の材料の提供を受けた。東南アジア研究センターにおいては所長市村真一教授（論文執筆当時、なお本論文は『科学』49巻3号、1979に掲載された）をはじめ、多くの方々に当初から相談にのって頂いた。とくに、海田能宏、安成哲三、安田聖の各氏は細部にわたって助言と協力を惜しまれなかった。タイのコメ生産変動に関する部分は、京都大学農学部の小林慎太郎、内田晴夫氏との協同研究の結果である。

参 考 文 献

1. H. Flohn: 'Time Variations of Climatic Variability' in 'Climatic Change and Food Production' (ed. by K. Takahashi & M. M. Yoshino), p. 311, University of Tokyo Press, Tokyo (1978).
2. E. Biel: Geogr. Jahresbericht aus Oesterreich, 14/15. 151 (1929).
3. G. T. Trewartha: An Introduction to Climate, 3rd ed., McGraw-Hill, New York (1954).
4. H. Riehl: Tropical Meteorology. McGraw-Hill, New York (1950).
5. S. Nieuwolt: Tropical Climatology, John Wiley, London (1977).
6. 農林省: 世界の気候変動と農作物生産 (1974).
7. 大来佐武郎・高瀬国雄: アジアにおける米倍増計画, 海外経済協力基金 (1976).
8. H. J. Moen & K. J. Beek: Literature Study on the Potential Irrigated Acreage in the World. International Institute for Land Reclamation and Improvement, Wageningen, The Netherlands (mimeo.) (1974).
9. D. B. Grigg: Geography, 59. Part 2, 104 (1974).

(福井 捷朗)

東南アジア世界——地域像の検証——

東南アジア研究叢書 15

昭和55年11月30日印刷発行

編 者 渡 部 忠 世

発 行 東 南 ア ジ ア
研 究 叢 書 出 版 会

印 刷 株 式 会 社 創 文 社

〒102 東京都千代田区一番町17番地3号
